

令和5年3月 31 日  
鹿児島県公報別冊

令和4年度

# 包括外部監査の結果報告書

及び結果の報告に添えて提出する意見

「公の施設の管理・運営に係るコスト情報及び事業の執行について」

鹿児島県包括外部監査人



## [目次]

I	監査の概要	1
1.	監査の種類	1
2.	選定した特定の事件	1
3.	事件を選定した理由	1
4.	監査の対象機関と対象年度	1
5.	監査の実施期間	1
6.	監査実施者の資格、氏名	1
7.	契約金額	2
II	公の施設の概要	3
1.	「公の施設」とは	3
2.	公の施設の利用に関する原則	4
3.	公の施設の管理の方法	4
4.	県の「公の施設」の概要	6
(1)	公の施設の量的規模	6
(2)	公の施設の一覧	8
(別記)	県営住宅について	11
III	監査の方法と主な視点	13
1.	フルコストとフルコスト情報	15
(1)	フルコストの内容	15
(2)	フルコスト情報が示すもの	15
2.	監査の方法	16
(1)	コストの算定と算定の条件	16
(2)	単位当たりコスト	20
3.	監査の主な視点	21
4.	実施した主な手続	21
IV	監査の結果	22
1.	結果の総括と意見	22
[1]	モニタリング及び評価について（意見）	22
[2]	リスクの明確化と適切なリスク分担について（意見）	23
[3]	指定管理者の保険加入について（意見）	25
[4]	予備調査の結果から見たコストと利用者数	25
2.	指摘と意見の一覧	26
3.	施設別の検討結果	27
	アジア・太平洋農村研修センター	28
	国際交流センター	31
	ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅	37
	森の研修館かごしま	39
	県民の森	42
	照葉樹の森	45

県民健康プラザ健康増進センター	48
視聴覚障害者情報センター	52
障害者自立交流センター	56
県営住宅・特定公共賃貸住宅	60
霧島自然ふれあいセンター	73
高千穂河原ビクターセンター	77
文化系4施設の指定管理者と事務の施設間比較等	81
霧島アートの森	90
霧島国際音楽ホール	94
屋久島環境文化村センター	98
屋久島環境文化研修センター	101
上野原縄文の森	103
南薩少年自然の家	106
ハートピアかごしま（身体障害者更生相談所）	108
消費生活センター	111
かごしま県民交流センター	113
かごしま県民大学中央センター	118
男女共同参画センター	120
国際交流プラザ	122
介護実習・普及センター	124
共生・協働センター	126
高等技術専門校	130
文化センター、図書館、博物館、歴史・美術センター黎明館	134

# I 監査の概要

## 1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく包括外部監査

## 2. 選定した特定の事件

「公の施設の管理・運営に係るコスト情報及び事業の執行について」

## 3. 事件を選定した理由

県には、県民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための文化施設や交流施設、公園施設など様々な施設が設けられている。

これら施設が県民に便益をもたらしているのは言うまでもないが、一方で、当たり前のことながら施設は存在するだけでお金がかかっている。電気代・水道料などの光熱費、清掃や警備等にかかる人件費はもとより、破損や不具合が生じれば修繕費が、また、一定の時期が来れば大規模な修繕工事も必要となる。これらの費用は決して少ないものではないと思われるが、個々の施設で毎年いくらかかっているのかについては必ずしも明らかにされているわけではない。

経済が右肩上がりの時代は、施設の維持管理や運営等に要する財源の捻出は容易であったであろうが、近年、人口減少・少子高齢化が急速に進む中、県の財政も厳しい状況が続いている現状を踏まえると、今までのように必要な財源を確保し、同様の行政サービスを提供するのは難しくなっていくことも予想される。

このような事情に鑑み、個々の施設の管理・運営に要する費用（コスト）の状況を明らかにし、限られた財源のもとで効率的、経済的に事業が行われているかを検証することは有意義であると判断し、特定の事件として選定した。

なお、公の施設に関する県の外部監査は、平成 15 年度に「公の施設の管理・有効利用について」のテーマで実施されているが、指定管理者制度導入前であり、制度導入後とは管理・運営のあり方も異なること、また、当時とは施設を取り巻く環境や行政需要等も変化していることから改めて取り上げることとしたものである。

## 4. 監査の対象機関と対象年度

対象機関 知事部局及び教育委員会（公の施設を所管する各課）

対象年度 令和 3 年度（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで）

## 5. 監査の実施期間

令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年 2 月 22 日まで

## 6. 監査実施者の資格、氏名

包括外部監査人	公認会計士	通山 芳之
監査補助者	弁護士	西 達也
	公認会計士	工 藤 篤
	公認会計士	松 枝 千鶴

監査の対象とした事件について、県と包括外部監査人及び監査補助者との間には地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 7. 契約金額

13,443,000 円（予算上限額）

### （適用法令、規則等について）

法令、規則等は、令和4年4月1日現在のものによっている。

また、文中で主に引用した法令、規則等の名称と条項は、次のように略表記している。

（例） 地方自治法第244条第1項 … 法244①  
鹿児島県公の施設に関する条例第7条第1項第4号 … 条例7①Ⅳ  
平成15年7月17日付総務省自治行政局長通知 … 平15・7・17通知

### （金額表記について）

文中又は表中、円単位以外の単位（千円、百万円など）で表記している事業費等の金額は、原則、単位未満の端数を四捨五入して表記している。

## Ⅱ 公の施設の概要

### 1. 「公の施設」とは

県が所有する施設には、大きく分けて、庁舎、公舎、議会棟など県がその事務又は事業を執行するため直接使用することをその本来の目的とするもの（「公用施設」）と、道路、公園、学校、図書館など県民の一般的共同利用に供することを本来の目的とするもの（「公共用施設」）とがある。

「公の施設」は、主に後者に含まれる概念であり、地方自治法第 244 条第 1 項で、『住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設』と定義されている。

そして、この定義から、公の施設の要件として、次の 5 つが整理して示されている。

#### ① 住民の利用に供するための施設であること

公の施設は、住民の利用に供される施設である必要がある。したがって、公の目的のために設置された施設であっても、住民の利用に供することを目的としないものは公の施設ではないとされる。例えば、純然たる試験研究所や庁舎などは公の施設に該当しない。

#### ② 当該普通地方公共団体の住民の利用に供するための施設であること

公の施設の利用を供されるべき住民は、原則として当該施設を設置する普通地方公共団体の住民である必要がある。したがって、国民の利用に供するために設ける施設であっても当該普通地方公共団体の区域内に住所を有する者の利用に全く供しないものは公の施設ではないとされる。

#### ③ 住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するための施設であること

公の施設における住民の利用に供する目的は、直接住民の福祉を増進するためであって、利用そのものが福祉の増進となるものでなければならないとされる。したがって、例えば、競輪場や競馬場など普通地方公共団体の収益事業のための施設は住民の利用に供しても公の施設ではないとされる。

#### ④ 普通地方公共団体が設ける施設であること

公の施設は物的施設を中心とする概念であり、人的側面は必ずしもその要素ではないとされる。

#### ⑤ 普通地方公共団体が設けるものであること

国その他普通地方公共団体以外の公共団体が設置するものは公の施設ではない。

なお、公の施設の設置に当たり、『普通地方公共団体は当該公の施設について何らかの権原（権利の原因）を取得していることが必要であるが、必ずしも所有権は必要なく、賃借権、使用貸借権等所有権以外で当該公の施設を住民に利用させる権原を取得することをもって足りる』ものとされる。

（内閣府「公の施設と公物管理に関する研究（中間報告）」（平成 15 年 3 月）より）

公の施設は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるもの<sup>1</sup>を除いて、条例の定めにより設置される（法 244 の 2 ①）。県においては、基本条例として「鹿児島県公の施設に関する条例」（昭和 39 年 3 月 30 日条例第 13 号）が、また、個別条例として施設ごとに設置及び管理に関する条例が定められている。

---

<sup>1</sup> 「特別の定め」の例：社会教育法第 24 条（公民館の設置）、生活保護法第 40 条（保護施設の設置）、都市公園法第 18 条（都市公園の設置）、下水道法第 25 条（公共下水道の設置）など

## 2. 公の施設の利用に関する原則

地方公共団体（指定管理者を含む。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒むことができず（法 244②）、また、利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならないとされている（法 244③）。公の施設の趣旨に照らし、当然の規定である。

この場合の「正当な理由」とは、個々の事例に即して判断しなければならないが、一般に、施設の利用に当たり定められた使用料を支払わないとき、施設の利用者が予定人数を超えるととき、その者に施設を利用させることで他の者に迷惑を与えたり危険を及ぼすとき、その施設の利用に関する規程に違反して利用するときなどが該当する<sup>2</sup>。

また、「不当な差別的な取扱い」とは、例えば、信条、性別、社会的身分等により合理的理由もなく利用を制限する場合などが該当する<sup>3</sup>。

## 3. 公の施設の管理の方法

公の施設の管理に関する事項も条例に定める必要があるが（法 244 の 2 ①）、管理の方法には、地方公共団体の「直営」（管理委託を含む。）による管理と指定管理者制度に基づく「指定管理者」による管理の二通りがある。

指定管理者制度は、平成 15 年 6 月の地方自治法の改正により創設されたものであるが、従来は行政処分として地方公共団体が行っていた利用許可権限等、施設に関する管理権限を指定管理者に委任するものである。公の施設をより効率的・効果的に管理運営するために、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減等を図ることを目的とする。従来の「管理委託制度」では、委託先が地方公共団体や公共的団体、地方公共団体が出資する団体に限定されていたが、指定管理者制度では、指定管理者として、これら団体に加えて、民間事業者や NPO 法人等の団体も指定することができるようになった。県においては平成 18 年 4 月 1 日より指定管理者制度が導入されており、令和 4 年 4 月 1 日現在で、38 の施設で指定管理者による管理が行われている<sup>4</sup>。

なお、指定管理者制度は、『公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるとき』に活用できる制度であり（法 244 の 2 ③）、個々の施設に対し、指定管理者を指定するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっているが、道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、この制度を採ることはできない（平 15・7・17 通知）。

指定管理者の選定は、原則、「公募」によるが（条例 4）、指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を議会の議決を経て指定するものであり（法 244 の 2 ⑥）<sup>5</sup>、単なる価格競争による入札とは異なるものであることから、公募によらないで特定事業者との協定によることもできる（条例 7 ①、「指定管理者の指定方針」<sup>6</sup>）。県においても 38 施設の

---

<sup>2</sup> 公共施設の管理者が施設の利用を拒否できるのは、その集会によって他の基本的人権が侵害され、公共の福祉が損なわれる危険がある場合に限られる。（平 7・3・7 最裁判）

<sup>3</sup> 普通地方公共団体の住民ではないが、その区域内に事務所、事業所、家屋敷等を有し、当該普通地方公共団体に対し地方税を納付する義務を負う者など住民に準ずる地位にある者による公の施設の利用について、当該公の施設の性質やこれらの者と当該普通地方公共団体との結び付きの程度等に照らし合理的な理由なく差別的取扱いをすることは、地方自治法 244 条 3 項に違反する。（以下、省略）（平 18・7・14 最裁判）

<sup>4</sup> 鹿児島県／指定管理者の指定（全施設／令和 4 年 4 月 1 日現在）（[pref.kagoshima.jp](http://pref.kagoshima.jp)）

<sup>5</sup> 指定に当たって議決すべき事項は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等である。（平 15・7・17 通知）

<sup>6</sup> 鹿児島県／指定管理者の指定方針（[pref.kagoshima.jp](http://pref.kagoshima.jp)）

うち、12 施設が公募によらず指定管理者を選定し指定した施設となっている。

指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとされているが（法 244 の 2 ⑤）、期間には法的な制限はないので、施設の設置目的や管理形態、サービス提供の安定性・継続性、経費の節減等を考慮して弾力的に定めることができる。ただ、一般的には、次のような理由から、指定期間は「5 年」を標準としていることが多い<sup>7</sup>。県の場合も、3 年～5 年を原則としており、38 施設のうち 37 施設が 5 年、1 施設が 3 年の指定期間となっている。

- 指定管理者が施設の管理運営に習熟し成果を発揮するためには、PDCA サイクルの活用も含めて、一定の期間を要すること
- 一方で、あまりに長い期間とすることは、地方公共団体が指定管理者による管理運営の状況を見直す機会を減少させるとともに、競争の導入による指定管理者に対する規律の付与が困難になること

以上を踏まえて、従来の管理委託制度と指定管理者制度の主な違いを整理して示すと、次のとおりである。

#### 管理委託制度と指定管理者制度の主な違い

項目	管理委託制度（～平成 17 年度）	指定管理者制度（平成 18 年度～）
相手方の範囲	公共団体、公共的団体、公共団体出資法人	公共団体、公共的団体、公共団体出資法人＋民間事業者、NPO 法人等
法的性質	公法上の契約関係	行政処分的一种（管理権限の委任）
相手方の選定	条例で委託先を規定	議会の議決を経て指定管理者を指定
権限と業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の設置者である地方公共団体との契約に基づき、具体的な管理の事務又は業務の執行を行う</li> <li>・施設の管理権限及び責任は、地方公共団体が引き続き有する（使用許可権限も付与できない）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の管理権限を指定管理者に委任（使用許可権限を含む）</li> <li>・地方公共団体は、管理権限は行使せず、設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示等を行う</li> </ul>
利用料金制度 ※	採ることができる	採ることができる

※ 利用料金制度：公の施設を利用する際に、利用者が払う料金を地方公共団体ではなく、指定管理者（又は管理受託者）の収入とすることができる制度。管理受託者のインセンティブを高めることを目的に、公の施設の利用に係る料金を管理受託者の収入とすることができる仕組みとして平成 3 年 4 月の法改正により導入された制度であるが、平成 15 年の法改正により、指定管理者の収入として収受させることができることとなったものである（法 244 の 2 ⑧）。

<sup>7</sup> 「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」（令和 3 年 4 月 総務省自治行政局行政経営支援室）によれば、指定管理期間が「5 年」の割合は 72.7%となっている。

## 4. 県の「公の施設」の概要

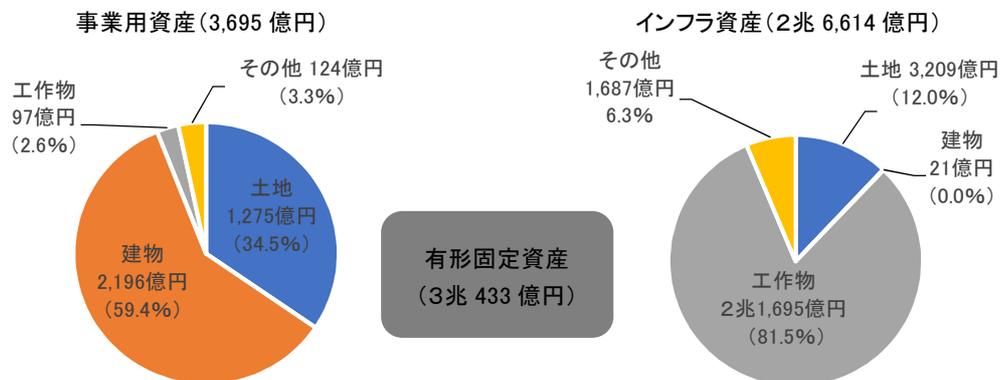
### (1) 公の施設の量的規模

はじめに県が設置している公の施設の量的規模を俯瞰するため、公表されている決算情報等から関係する数値を拾ってみたい。

公の施設だけの建設費総額、種類別・施設別建設費、延面積等の正確なデータは明らかでないため、公の施設を含めた施設全体の建設費を「貸借対照表」から、延面積を「財産に関する調書」から見てみる。

貸借対照表は、県がどれほどの資産や債務を有するかについての情報を示した財務書類であり、施設の取得価額（建設費）とこれに対する減価償却累計額が間接控除される形で記載されている。これによると、令和3年3月31日現在で「有形固定資産」は3兆433億円（簿価ベース）、うち「事業用資産」が3,695億円、道路・港湾などの「インフラ資産」が2兆6,614億円となっている。

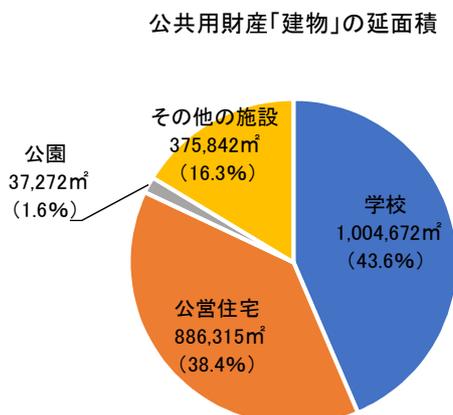
金額的にはインフラ資産が圧倒的に大きいですが、そのほとんどは「工作物」（道路、港湾、砂防、漁港、その他）であり、公の施設のうち、いわゆる「ハコモノ系」の多くは事業用資産に含まれていることがわかる。



「鹿児島県の財務書類」（令和4年3月）より

一方、財産に関する調書（土地及び建物）には、行政財産（本庁舎、その他の行政機関、公共用財産、公舎、山林）、普通財産（総務事務センター外、山林）別に地積・延面積の年度中増減高と年度末残高が示されており、県有施設の総面積とおおまかな内訳がわかる。

これによると、令和3年3月31日現在の「公共用財産」（学校、公営住宅、公園、その他の施設）の地積合計は16,160,723.96㎡（488万8,619坪）、延面積合計は2,304,103.28㎡（69万6,991坪）



となっている。公の施設は、主に公共用財産に含まれるから、延面積は最大でもこの範囲内ということになる。

このほか、「鹿児島県公共施設等総合管理計画」（平成 27 年 3 月（令和 4 年 3 月改訂）、以下「総合管理計画」）において、本庁舎、公舎等の公有財産も含めた施設の保有総量（延床面積ベース）を種類別に示したものが公表されている。

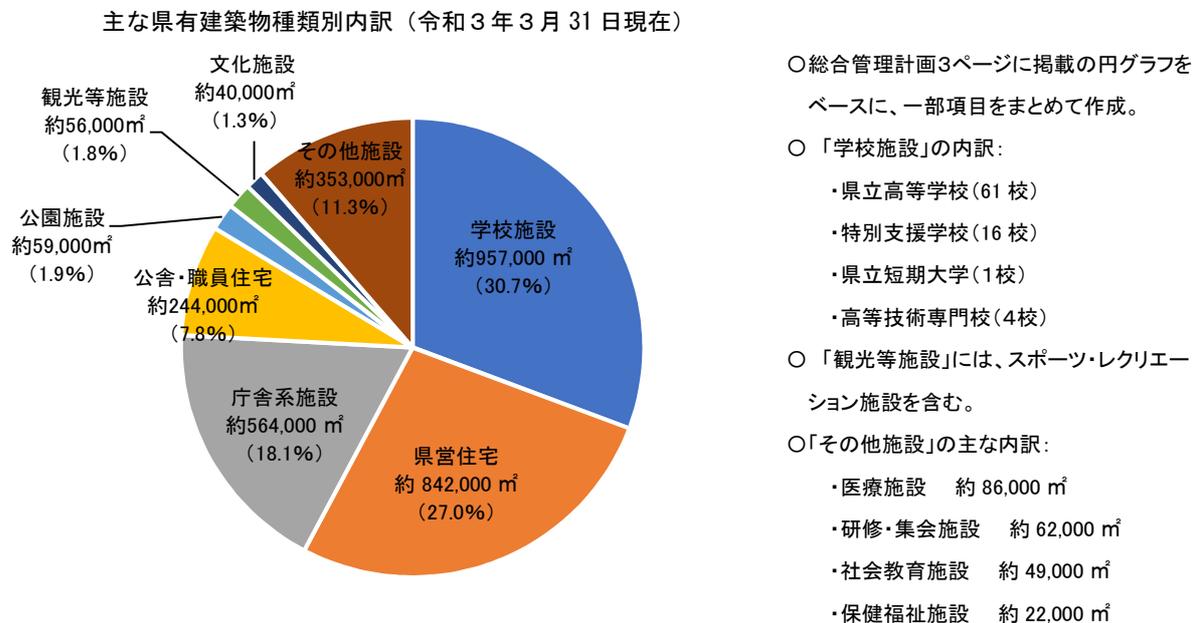
この計画は、県が保有する建築物（延床面積 50 m<sup>2</sup>以上）及び公共土木施設並びにその他の工作物（以下「県有施設等」）の総合的かつ計画的な管理の取組に当たって、長期的な視点で、その考え方の方向性や取り組むべき内容、推進体制など基本的な枠組みを定め、全庁的な共通認識のもと効果的な取組を推進することを目的とするもので、国の「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）に基づく県のインフラ長寿命化計画（行動指針）に相当するものとされている<sup>8</sup>。

計画の対象は、県が所有・管理するすべての県有施設等であり、計画期間は令和 3 年度から 12 年度までの 10 年間である。基本的な方針として、

- 保有総量の縮小
- 効率的な利活用の推進
- 長寿命化の推進

の 3 つが掲げられている。

下記が施設（道路、港湾、空港などのインフラ系を除く）の保有総量の種類別内訳である。対象としている施設が延床面積 50 m<sup>2</sup>以上の「主な建築物」（約 5,000 棟、延床面積合計約 3,115,000 m<sup>2</sup>）であるため、学校施設、県営住宅、公園施設の面積は前掲のものと数値の多少の乖離はあるが、学校施設、県営住宅が全体でも大きな割合を占めていることに変わりはない。



<sup>8</sup> 「鹿児島県公共施設等総合管理計画」42890\_20220330175817-1.pdf (pref.kagoshima.jp)

「鹿児島県公共施設等総合管理計画」【概要版】42890\_20220330175508-1.pdf (pref.kagoshima.jp)

## (2) 公の施設の一覧

以下、公の施設の名称、所在地、設置年度、所管部局、建設費（建物、土地）の一覧である。

施設は順不同であるが、No.1～38は指定管理者による管理（～No.26：公募による選定、No.27～：公募によらない選定）、No.39～86は直営による管理である。

No.	施設名称	所在地	設置年度	所管部局	建物 (千円)	土地 (千円)	備考	
1	アジア・太平洋農村研修センター	鹿屋市	1994	観光	993,548	113,913	※	
2	国際交流センター	鹿児島市	2020		735,125	303,924	※	
3	文化センター(宝山ホール)	鹿児島市	1966		1,136,733	-	※	
4	県立サッカー・ラグビー場	鹿児島市	2013		152,017	2,707,887		
5	ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅	大崎町	2018		2,002,882	62,842	※	
6	森の研修館かごしま	姶良市	1999	環境	504,984	8,052	※	
7	県民の森	姶良市・霧島市	1984		797,298	583,164	※	
8	照葉樹の森	錦江町	1998		446,447	46,000	※	
9	県民健康プラザ健康増進センター	鹿屋市	2001		4,050,170	45,018	※	
10	視聴覚障害者情報センター(ハートピアかごしま内)	鹿児島市	2006	くらし	-	-		
11	障害者自立交流センター(ハートピアかごしま内)	鹿児島市	2006		-	-		
12	石橋記念公園	鹿児島市	2000		土木	634,236	-	※
13	谷山緑地	鹿児島市	1971	64,561		114,103	※	
14	吉野公園	鹿児島市	1970	615,150		172,847	※	
15	吹上浜海浜公園	南さつま市	1986	1,245,050		1,157,214	※	
16	北薩広域公園	さつま町	2002	876,742		830,299	※	
17	大隅広域公園	鹿屋市	1994	2,472,164		831,759	※	
18	県営住宅(鹿児島市内分)	鹿児島市	別記	115,093,641		39,409,478	※	
19	県営住宅(鹿児島市外分(離島除く))	伊佐市 外	別記					
20	特定公共賃貸住宅(離島除く)	指宿市 外	別記					
21	ライフル射撃場	鹿児島市	2002					教育
22	平川ヨットハウス	鹿児島市	1989	297,387		-	※	
23	総合体育センター	体育館	鹿児島市	1960	724,218	630,000	※	
		武道館		1972	219,629	107,676	※	
24	鴨池公園	陸上競技場	鹿児島市	1970	2,872,986	-	※	
		野球場		1970	1,080,139		※	
		庭球場		1971	166,800		※	
		補助競技場		1971	229,951		※	
		屋外トイレ		2020	50,622		※	
25	鴨池緑地公園	球技場	鹿児島市	1974	85,992	978,813	※	
		庭球場		1974				
26	霧島自然ふれあいセンター	霧島市	1997		1,169,792	-	※	
27	青少年会館	鹿児島市	1976	参画	258,161	-		
28	桜島ビジターセンター	鹿児島市	1988	観光	103,844	-	※	
29	高千穂河原ビジターセンター	霧島市	1984		66,954	-	※	
30	奄美パーク	奄美市	2001		2,438,056	12,246	※	
31	霧島アートの森	湧水町	2000		1,877,615	404,661	※	
32	霧島国際音楽ホール	霧島市	1994		2,835,993	-	※	
33	屋久島環境文化村センター	屋久島町	1996		1,941,804	-	※	
34	屋久島環境文化研修センター	屋久島町	1996		1,105,527	-	※	
35	フラワーパークかごしま	指宿市	1996	農政	2,652,826	1,735,494	※	
36	県営住宅(与論町内分)	与論町	別記	土木	-	-		
37	防災研修センター	姶良市	1992	危機	554,892	-	※	
38	上野原縄文の森	霧島市	2002	教育	3,877,937	4,879,564	※	
39	図書館	鹿児島市	1979	教育	1,850,989	1,141,153	※	
40	奄美図書館	奄美市	2008		1,169,958	245,894	※	
41	青少年研修センター	鹿児島市	1970		910,828	61,512	※	
42	南薩少年自然の家	南さつま市	1989		656,282	-	※	
43	奄美少年自然の家	奄美市	1979		470,586	-	※	
44	博物館	鹿児島市	1980		278,490	4,283	※	
45	精神保健福祉センター(ハートピアかごしま内)	鹿児島市	2010		くらし	-	-	
46	鹿児島知的障害者更生相談所(中央児童相談所内)	鹿児島市	1966			-	-	
47	大島知的障害者更生相談所(大島児童相談所内)	奄美市	1977			-	-	
48	ハートピアかごしま(身体障害者更生相談所)	鹿児島市	2000			5,245,641	74,145	※
49	こども総合療育センター	鹿児島市	1989	1,040,252		479,487	※	
50	若駒学園(旧牧ノ原学園)	霧島市	1918	543,612		93,175		

No.	施設名称	所在地	設置年度	所管部局	建物(千円)	土地(千円)	備考	
51	中央児童相談所	鹿児島市	1984	くらし	609,631	305,336	※	
52	大隅児童相談所(大隅地域振興局内)	鹿屋市	2005		-	-		
53	大島児童相談所	奄美市	1977		130,771	953		
54	女性相談センター	鹿児島市	2007		-	-		
55	消費生活センター	鹿児島市	2010	参画	59,010	49,700	※	
56	難病相談・支援センター(ハートピアかごしま内)	鹿児島市	2011	くらし	-	-		
57	漁港(45 漁港)	県内	-	商工	-	-		
58	港湾(46 港)	県内	-	土木	-	-		
59	歴史・美術センター黎明館	鹿児島市	1983	観光	7,949,564	3,664,425	※	
60	農業開発総合センター農業大学校	日置市	1982	農政	10,628,390	5,353,482	※	
61	大成寮(高等学校へき地生徒宿舎)	鹿児島市	2016	教育	2,520	-		
62	かごしま県民交流センター	鹿児島市	2002	参画	18,920,546	41,595	※	
63	かごしま県民大学中央センター(県民交流センター内)	鹿児島市	2002	教育				
64	男女共同参画センター(県民交流センター内)	鹿児島市	2003	参画				
65	国際交流プラザ(県民交流センター内)	鹿児島市	2003	観光				
66	介護実習・普及センター(県民交流センター内)	鹿児島市	2002	くらし				
67	共生・協働センター(県民交流センター内)	鹿児島市	2006	参画				
68	動物愛護センター	霧島市	2013	くらし	104,472	138,528	※	
69	吹上高等技術専門学校	日置市	1985	商工	813,734	349,620	※	
70	宮之城高等技術専門学校	さつま町	1993		1,138,170	326,977	※	
71	始良高等技術専門学校	始良市	1990		1,111,078	231,990	※	
72	鹿屋高等技術専門学校	鹿屋市	1978		582,350	150,836	※	
73	土地改良財産(市町村等への委託分)	県内	-		農政	-	-	
74	土地改良財産(県直営分)	県内	-		-	-	-	
75	種子島空港	中種子町	2005	土木	-	-		
76	屋久島空港	屋久島町	1963		-	-		
77	奄美空港	奄美市	1988		-	-		
78	徳之島空港	天城町	1973		-	-		
79	沖永良部空港	和泊町	1969		-	-		
80	喜界空港	喜界町	1968		-	-		
81	与論空港	与論町	1976		-	-		
82	県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市	2000		病院	-	-	
83	大島病院	奄美市	1981	-		-		
84	始良病院	始良市	1953	-		-		
85	薩南病院	南さつま市	1977	-		-		
86	北薩病院	伊佐市	1986	-		-		

1. 設置年度：設置(又は完成、供用開始)からの経過年数を把握し易いよう西暦表記とした。移転があった施設は移転時の年度、建替や全面改装等がなされた施設は、新しくなった時の年度を記載している。

- 設置年度が最も古い施設は児童自立支援施設である若駒学園(No.50)で、1918年(大正7年)に県立感化院牧ノ原学校として創立されている。その後、1964年(昭和39年)に牧ノ原学園に名称を変更、2008年(平成20年)4月より現名称となっている。
- 博物館(No.44)は、建物自体の建造は1927年(昭和2年)と古い(当初は県立図書館として建造)、博物館としての供用は改装整備が行われた1981年(昭和56年)1月からである。
- 精神保健福祉センター(No.45)の設置は1967年(昭和42年)4月であるが、2011年(平成23年)3月にハートピアかごしま内に移転している。
- 鹿児島知的障害者更生相談所(No.46)の設置は1960年(昭和35年)10月であるが、1966年(昭和41年)4月に中央児童相談所に移転併設されている。
- 消費生活センター(No.55)は、1972年(昭和47年)7月に現在の県地域振興公社ビル(鹿児島市名山町)に設置され、2010年(平成23年)1月に県住宅供給公社ビル(鹿児島市新屋敷町)に移転している。
- 難病相談・支援センター(No.56)は、2011年(平成23年)10月にハートピアかごしま内に移転している。移転前は現在のくらし保健福祉部健康増進課内にあったが、設置時期は不明である。
- 大成寮(No.61)は、離島その他の地域(へき地)の中学校を卒業した高校生が入舎するための施設で、開設は1966年(昭和41年)4月であるが、施設・設備の老朽化により2016年(平成28年)4月に県立鹿児島工業高校「鹿工寮」の一部に移転している。
- 国際交流プラザ(No.65)は、2003年(平成15年)4月に鹿児島商工会議所ビル(鹿児島市東千石町)からかごしま

県民交流センター内に移転している。

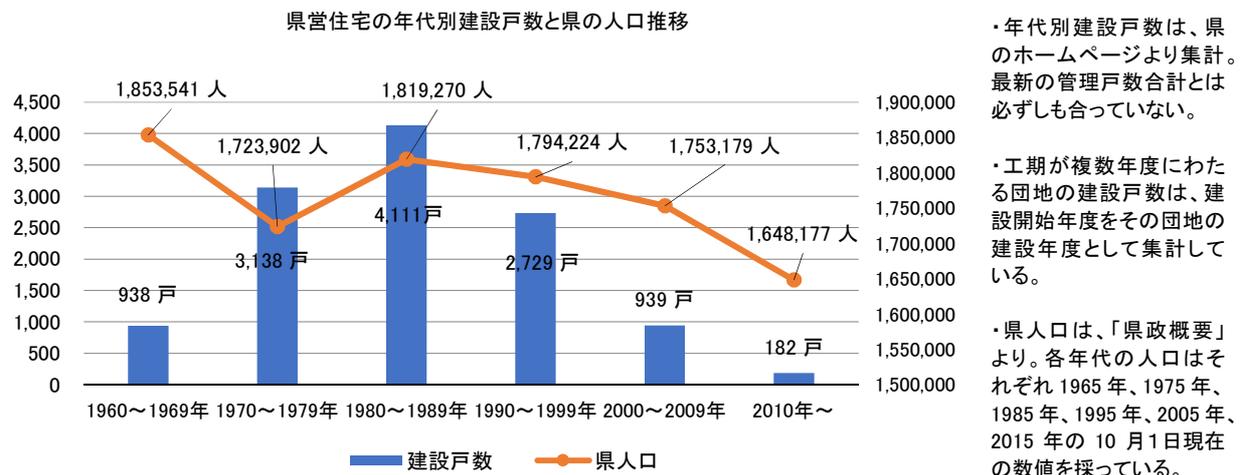
- 始良病院(No.84)は、令和4年5月～11月全面改装、薩南病院(No.85)は令和4年度新病院建設中である。
2. **所管部局**：「観光」(観光・文化スポーツ部)、「環境」(環境林務部)、「くらし」(くらし保健福祉部)、「土木」(土木部)、「教育」(教育委員会)、「参画」(総務部男女共同参画局)、「農政」(農政部)、「危機」(危機管理防災局)、「商工」(商工労働水産部)、「病院」(県立病院局)
  3. **建物**：原則として、「公有財産調べ」に記載の「建物」の金額(令和元年度又は2年度末残高。倉庫・作業棟・車庫・屋外トイレ等の附属建物を含み、所長公舎・職員公舎は除く。)を記載している。公有財産調べによらなかったもの(備考欄に※が付いていないもの)は、予備調査で主務課へ照会し回答があった金額を記載している。県営住宅(与論町内分)(No.36)の建設費はNo.18～20に含む(土地も同じ。)。他の施設内に設置されているもの、金額や区分が不明なもの、監査対象外とした漁港・港湾(No.57、58)、土地改良財産(No.73、74)、空港(No.75～81)、病院(No.82～86)については「-」で示している(土地も同じ。)。なお、この表に記載の金額と減価償却費の計算基礎とした取得価額とは必ずしも同じではない。
  4. **土地**：原則として、「公有財産調べ」に記載の「土地」の金額(令和元年度末又は2年度末残高)を記載している。公有財産調べによらなかったものは、予備調査で主務課へ照会し回答があった金額を記載している。市町村等からの借受けのため公有財産調べに記載されていないもの、調査(又は照会)を省略したもの等については「-」で示している。建物、土地とも金額は千円未満を四捨五入して表記している。

### （別記）県営住宅について

県営住宅は、令和4年4月1日現在で、県内13の地区（鹿児島市ほか18市、13町）において合計148団地、管理戸数12,019戸（旧特定公共賃貸住宅66戸を含む。）が建設されている<sup>9</sup>。これらのうち、建設年度が最も古いのは加紫久利団地（出水市、12戸）で1964年（昭和39年）に完成している。次いで、1968年には緑ヶ丘団地（鹿児島市、598戸）の建設（1975年まで）、また、1971年には最多戸数となる原良団地（同、960戸）の建設（1975年まで）が始まるなど、日本経済の高度成長に合わせて大型団地が建設されるようになった。

しかし、その後は、1980年代（昭和55年～平成元年）の39団地、4,111戸（うち鹿児島市5団地、1,429戸）をピークに建設戸数は減少に転じ、県の人口と歩調を合わせるように減っている。1990年代（平成2年～平成11年）は63団地（うち鹿児島市8団地）と作られた団地の数自体は前10年間より多いが、建設戸数は2,729戸（同569戸）と少なくなっており、1団地当たりの規模がコンパクト化していることがわかる。

他の施設もそうであるが、現在、県の住宅政策は、供給の時代を経て既存物件の長寿命化へシフトしており、維持管理にかかるコストの縮減、平準化への取組が進められている（「総合管理計画」27ページ）。



県営住宅だけに限ったことではないが、賃貸住宅事業においては、経年による建物の老朽化対策と諸要因による空き家（空室）対策（入居率の向上）は常に経営上の大きな関心事である。

県のホームページには「県営住宅空き家待ち順位登録者の待機状況及び随時入居申込が可能な空き家の状況」が掲載されているが<sup>10</sup>、これによると、令和4年3月1日現在での随時申込が可能な空き家は、「1,377戸」（総管理戸数の11.4%）となっている。

空き家率（（随時申込が可能な空き家÷管理戸数）×100）が最も高い住宅はレイルタウン吉松団地（湧水町、46戸、建設年度1992～1995年）の63.0%で、次いで下祓川団地（鹿屋市、112戸、建設年度1978～1980年）の50.9%、ラフォーレ松原団地（志布志市、52戸、建設年度1992～1994年）とハイツ横川団地（霧島市、28戸、建設年度1987～1988年）の50.0%などとなっている。

県では、空き家（空室）対策の一つとして、一定の要件を満たす場合に、県の許可を得て、空室を本来の目的以外に使用することができる（「目的外使用」）制度を設けており、児童自立生活援助事業、

<sup>9</sup> 鹿児島県／団地情報 (pref.kagoshima.jp)

<sup>10</sup> 鹿児島県／県営住宅空き家待ち順位登録者の待機状況及び随時入居申込が可能な空き家の状況 (pref.kagoshima.jp)

認知症対応型老人共同生活援助事業などの社会福祉事業を行っている法人や住宅困窮者への居住支援を行っている NPO 法人等を対象に使用を許可している。目的外使用の期間は、原則として1年以内（更新により延長可）で、県営住宅の入居者と同等の使用料（家賃）等が徴収される<sup>11</sup>。

なお、前掲の加紫久利団地、原良団地のほか上屋団地（出水市、12戸、建設年度1969年）、下木場団地（阿久根市、12戸、建設年度1969年）、佐大熊団地（奄美市、150戸、建設年度1973～1975年）の計5団地については、現在、入居の募集停止となっている。いずれも当初建設から50～60年ほど経過しているが、このうち、原良団地は現在建替事業の実施中であり（令和7年度完了予定）、佐大熊団地は建替事業の実施を検討中である。残りの3団地は、老朽化のため現入居者の退去後に解体される予定である。

---

<sup>11</sup> [鹿児島県／県営住宅の空室利用について \(pref.kagoshima.jp\)](http://pref.kagoshima.jp)

### Ⅲ 監査の方法と主な視点

この監査は、個々の施設の管理・運営に要する費用（コスト）の状況を明らかにすることを主眼の第一としているので、検討に当たっての中心となる「フルコスト」の内容、フルコスト情報の意義等について先に説明しておきたい。

フルコスト情報を活用した取組は、国で先行して進められており、国の行政活動に対する説明責任の履行及び行政活動の効率化・適正化の検討等に役立てられている。

平成 21 年度決算分から「政策別コスト情報」の作成・公表が、26 年度決算分からは、政策別コスト情報の作成・公表に加えて、「個別事業のフルコスト情報」の開示の取組が試行的に開始されたが、令和 3 年 1 月 25 日に財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会において、『事業別フルコスト情報の把握と開示』<sup>12</sup>が了承されたことを受け、令和 2 年度決算分から本格的な取組として開始されている。

具体的には、次の 3 つの事業類型について、国が単独で実施するものと独立行政法人等の外部機関を通じて実施するものに区分して、事業別フルコスト情報の作成と開示が行われている。

「事業別フルコスト情報」の対象事業類型と事業例（令和 2 年度）

事業類型	事業例
① 補助金・給付金事業型(98 件)	国が国以外の者に補助金その他の給付金を交付等する事業 ・ 犯罪被害給付金事業（内閣府） ・ スーパーコンピュータ「富岳」の開発事業（文部科学省） ・ 国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業（文部科学省） ・ 恩給支給事業（総務省） ・ 野菜価格安定対策事業（農林水産省） ・ 研究開発型スタートアップ支援事業（経済産業省）など
② 受益者負担型(18 件)	国等が特定の者に提供する公の役務に対する反対給付として手数料等を徴収することとしている事業 ・ 赤坂迎賓館参観事業（内閣府） ・ 京都迎賓館参観事業（内閣府） ・ 公認会計士試験事業（内閣府） ・ 国営公園維持管理事業（国土交通省） ・ 国立美術館（展示）事業（文部科学省） ・ 独立行政法人自動車事故対策機構適正診断業務（国土交通省）など
③ その他事業型(42 件)	①又は②に該当しない事業型であって、行政活動の効率化・適正化の検討や、予算の PDCA サイクルへの活用等に有用と考えられる事業 ・ 国税局電話相談センター運営事業（財務省） ・ 矯正業務（法務省） ・ 外国メディア向けプレスツアー事業（外務省） ・ 防衛大学の維持事業（防衛省） ・ 国立公文書館業務（内閣府） ・ 昭和館運営事業（厚生労働省）など

①の「補助金・給付金事業型」は、補助金等の交付額（事業費）そのものではなく、交付に要したコスト（間接コスト）をフルコストとし、これと交付額とを比較することで、交付事務が効率的に行われているかを見ようとするものである。

②の「受益者負担型」は、受益者が負担した使用料などの「自己収入」とフルコストを比較することで、受益者が本来負担すべき金額はどの程度が適正であるか等を見ようとするものである。

<sup>12</sup> [fullcost.pdf \(mof.go.jp\)](https://www.mof.go.jp/fullcost.pdf)

③の「その他事業型」には、

- 減価償却資産を保有する事業
- フルコストに占める人件費の割合が高く、事業費のみでは事業の全体像が把握困難な事業
- 外部委託化を検討又は外部委託後に事業の効率性等の検証を要する事業

等が該当するとされている。

減価償却資産を保有する事業においては、減価償却費とランニングコスト（運転資金）とを合計することで、実質的なコストの把握ができ、利用回数・処理件数などのアウトプットによる単位当たりコストを求めることにより、資産が毎年有効に活用されているかを検証するきっかけになりうるとされる。

また、外部委託化を検討又は外部委託後に事業の効率性等の検証を要する事業においては、国単独で事業を実施する場合と外部機関を利用した場合の経費を比較し、外部機関を利用する適正性や効率性を考えるきっかけになりうるとされる。

施設の管理・運営はまさにこの事業型であり、利用料金の徴収がある施設については、②の「受益者負担型」にも該当する。

フルコスト情報による分析は、国としてもまだ新しい取組であるため、手法等において今後改善や更なる充実が図られていくと思われるが、分析の意義・目的は県の行政活動にも適合するものであり、これを使って施設の管理・運営にかかる事業の効率性・適正性等の検討を試みるものである。

以下、基本的な考え方や分析等は、国の手法を踏襲している。

## 1. フルコストとフルコスト情報

### (1) フルコストの内容

施設の管理・運営に限らず、県が事業や業務（「行政サービス」）を行うに当たっては、事業に直接要する経費（事業費）だけでなく、その業務を担う職員の給料手当（人件費）や庁舎の電気代・水道料などの光熱費（物件費）といった様々なコストが発生する。

「フルコスト」とは、法令等で定義されたものではないが、ここでは、行政サービスを行うに当たって発生した「**全てのコスト**」と定義づけ、「事業のコスト」、「人にかかるコスト」、「物にかかるコスト」の合計で表す。「コスト」には、現金の支出を伴わないものを含む。

<b>フルコスト</b> = <b>事業のコスト</b> + <b>人にかかるコスト</b> + <b>物にかかるコスト</b> (事業に直接要した費用) (職員の給料等) (庁舎の光熱費等)
---

この考え方は、企業における「原価計算」を参考としている。原価計算では、「原価」を「材料費」、「労務費」、「経費」の3つの要素で計算し、原価に一定の「利益」を乗せて製品の「価格」を決定する。

材料費は、製造に投入される原材料代で製造に直接かかるコストであるが、事業のコストも委託料など行政サービスに直接要するコストであり、その性質は材料費と同じと言える。労務費は、製造にかかわる人の給料・賃金等であるから、まさに人にかかるコストであり、経費は物にかかるコストと内容はおおむね同じである。

フルコストを計算することは、「行政サービスの原価計算」しているのと同じであるが、行政（県）は企業と違って利益を得ることを目的とはしていないので、原価に利益を上乗せする必要はなく、原価はそのまま「行政サービスの価格」に等しいことになる。

### (2) フルコスト情報が示すもの

一般に、事業や活動の規模が大きくなれば、その分、かかるコストも大きくなるので、フルコストは行政サービスの「**活動規模の大小**」を示すものでもある。活動規模の大小がわかれば、その活動の成果・効果等とともに示すことで、活動の効率性・適正性を測ることができる。

効率性・適正性を測る指標にはいくつかあるが、この監査では、フルコストをその行政サービスの「利用者数」や「提供日数」などの単位で除して求める「**単位当たりコスト**」と有料施設については利用者（受益者）が負担する入館料等の収入額をフルコストで除して求める「**受益者負担率**」の2種類の指標を採ることとした。

#### 採用した指標とその指標が示すもの

指標	指標が示すもの
単位当たりコスト(円)	「単位当たりコスト」＝「フルコスト」÷「単位」（利用者数など） ・ 共通の単位で測ることでその行政サービスの規模感が見える ・ 成果や効果の単位で測ることでその行政サービスの適正性・効率性が見える
受益者負担率(%)	「受益者負担率」＝（「収入」（利用料金など）÷「フルコスト」）×100 ・ 受益者負担の適正性が見える

なお、県の行政サービス（施策）の成果については、地方自治法第233条第5項の規定に基づき「**主要施策の成果に関する調書**」が毎年公表されている<sup>13</sup>。ただ、その内容は、事業に直接要したコスト（事業費）と定量化されたアウトプット・アウトカムの報告に止まっており、共通経費等を含めたコストの全体との比較で成果が示されたものではない。フルコスト、単位当たりコストとの比較で見れば、施策の規模感や成果の見え方もまた違ったものになるはずである。

<sup>13</sup> 鹿児島県／主要施策の成果に関する調書 (pref.kagoshima.jp)

## 2. 監査の方法

施設の管理・運営等に要したコスト（支出）は、「決算に関する調書」の「歳出」のいずれかの項目に集計されているが、「黎明館」、「図書館」など特定の施設を除き、施設別に数値を拾うのは困難なため、各施設を所管する主務課へ「予備調査票」を回付し、コストの算定に必要な金額と情報の入手を行った。

収入についても、施設の利用料金は「歳入」の「08 使用料及び手数料」（款）の「01 使用料」（項）に集計されているが、施設別の内訳まではわからないこと、また、指定管理者による管理で利用料金制度が採られている施設については、そもそも使用料等は歳入には計上されないことから同様の手続で金額を確かめた。

各課に回答を求めた収支の項目は下記のとおりであるが、項目の取り方は、現在、県が全庁的に作成の取組を進めている「鹿児島県公共施設カルテ」の「コスト情報」と同じようなものとした。

なお、漁港（No.57）、港湾（No.58）、土地改良財産（No.73、74）、空港（No.75～81）はインフラ系施設につき、また、病院（No.82～86）は、所管が監査対象外機関（県立病院局）のため検討の対象外とした。

### 予備調査票の収支の内容（県営住宅以外）

項目		内容
収入	利用料・使用料	有料の場合の入館料、貸館料など
	その他	負担金等収入、公有財産貸付使用料収入など（施設により様でない）
支出	報酬 <sup>⑨</sup>	会計年度任用職員（非常勤職員、臨時職員）の報酬・手当等・共済費、外部講師に係る謝金・旅費など
	光熱水費	指定管理料に含まれるものを除く
	補修・修繕費	同上
	委託料	同上
	指定管理料	指定管理者への委託料
	その他	消耗品費、通信運搬費、設備の使用料、火災保険料など（施設により様ではない）

⑨「報酬」のうち、臨時職員に対する支払分については、令和元年度まで「賃金」で経理されている。

### （１）コストの算定と算定の条件

各課から回答された金額、情報を基礎として各コストを算定したが、上記の「支出」には、施設の管理運営に直接又は間接的に従事する県職員の人件費と施設の減価償却費が含まれていないので、この2項目については、別途、条件を設けてコストを算定している。

具体的には、次のとおりである。

#### ① 県職員の人件費（人にかかるコスト）

給料手当等の額は各人異なるため、本来、個別に金額を賦課又は配賦するのが適切であるが、手続上、無理があるので、平均給与の額に当該施設の管理・運営業務に従事する県職員数を乗じて算定した（国においても同様の方法で人にかかるコストを算定している。）。

平均給与の額については、行政コスト計算書の「人件費」（職員給与費、賞与等引当金繰入額、退職手当引当金繰入額、その他）を総人数で除して求める方法なども検討したが、県人事委員会が毎年秋に公表している「職員の給与等に関する報告及び勧告（概要）」<sup>14</sup>の「月例給」の額を使うこととした。これに「特別給（ボーナス）」の支給月数を加算した月数を乗じた額を平均給与の額（職員1人当たりの給与年額）としている。簡便的な方法ではあるが、賞与等引当金繰入額相当額も含まれていることになるため、おおむね実態を反映しているものとする。

従事する県職員数については、直接従事又は関与している職員がいなくても、施設とのやりとり、

<sup>14</sup> 90230\_20211004152827-1.pdf (pref.kagoshima.jp)

モニタリング、書類の作成など間接的に業務の一部を担っている職員がいる場合には、その職員の本来業務を「1」とした場合の従事割合（工数）を見積もってもらい、その割合を人数にカウントしている（「0.2人」、「0.5人」など）。

平均給与の額（平成29年度～令和3年度）

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
月例給(円)	367,604	365,776	363,452	360,496	358,649
特別給(ボーナス)(月)	4.30	4.40	4.45	4.45	4.45
平均給与額(円)	5,991,945	5,998,726	5,978,785	5,930,159	5,899,776

① 職員の平均年齢:43歳～44歳、平均経験年数:約22年

② 月例給:民間事業所の従事者(事務・技術職)と職員(行政職)の4月分給与と役職段階、学歴、年齢が同じ者同士で比較

③ 特別給:前年8月から当年7月までの民間の支給割合と職員の年間支給月数を比較

なお、この方法で算定した人件費には退職手当引当金繰入額は含まれておらず、職員の年齢構成の違い等も考慮していない。したがって、これらを考慮した場合は、算定結果は異なるものになる。

○派遣職員の給与について

職員には職務専念義務があることから、勤務時間中は原則として県の職務以外の業務を行うことは許されておらず<sup>15</sup>、他の団体への職員の派遣は認められていない。ただし、団体が公益的法人等で当該団体の業務の全部又は一部が地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有し、かつ、地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものに対しては、条例の定めにより職員を派遣することが認められている（「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」（平成12年法律第50号）第2条、以下「派遣法」）。

県においても、「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」（平成14年3月29日条例第5号、以下「派遣条例」）に基づき、県が出資等をしている団体へ職員が派遣されているが、このうち、指定管理者となっている公益的法人等への派遣状況は下記のとおりである。派遣期間は原則3年であるが、県と派遣先団体との合意により職員派遣をされた職員（以下「派遣職員」）の同意があれば最大5年まで延長が認められている（派遣法第3条）。

指定管理者となっている公益的法人等への職員派遣の状況（令和4年4月1日現在）

団体名 (出資比率)	県文化振興財団 (86.8%)	県林業担い手育成基金 (100%)	県森林整備公社 (28.1%)	県民総合保健センター (50.0%)	県地域振興公社 (100%)	県住宅・建築総合センター(-%)	屋久島環境文化財団 (63.1%)
管理施設名	文化センター、上野原縄文の森外2施設	森の研修館かごしま	県民の森	県民健康プラザ健康増進センター	吹上浜海浜公園、フラワーパークかごしま外2施設	県営住宅(鹿児島市内分)	屋久島環境文化村センター外1施設
派遣人数	15人	0人	0人	0人	2人	0人	6人

派遣職員には、派遣期間中は給与を支給しないが（同第6条第1項）、派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同で行う業務等でその実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるものである場合又はこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、条例の定めにより給与を支給する

<sup>15</sup> 地方公務員法第35条(職務に専念する義務)

「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみに従事しなければならない。」

ことができる（同第2項）。これを受け、派遣条例で「給与」のうち、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給することができるとしており（第4条）、これらは県の負担となっている。一方、これら以外の給与（通勤手当、超勤手当、勤勉手当、共済費等）は県の関係規程に基づいて指定管理者が支給するものとしているが（「派遣職員の取扱いに関する取決め」第4条）、指定管理料には当該給与も積算されていることから、実質的には全額が県費で賄われていることになる。

従事県職員数には派遣職員の人数も含まれているので、職員が派遣されている団体が指定管理者として管理する施設の「人にかかるコスト」は通勤手当や共済費等の分だけ過大になっていることをお断りしておく。

## ② 施設の減価償却費

減価償却とは、建物や設備等の固定資産の経済的価値は、使用又は時の経過に伴って低下するという仮定のもと、決算時に一定の方法により価値（取得価額）を減らしていく会計上の手続であり、その減らした額が「減価償却費」である。減価償却費は現金の支出を伴わない費用であるため、歳出には計上されないが、施設の維持管理上、認識されなければならない必要コストである。

なお、減価償却の概念は、収益（又は利益）とその収益を得るために要した費用とを期間対応させるという「費用収益対応の原則」に基づくものであるから、利益を得ることを目的としない公の施設にこの概念を適用するのは馴染まないとする考えもあるが、減価償却には、将来の固定資産の更新や改修に備えて資金を準備しておくという意味（効果）もあり、公の施設に減価償却を行うとする場合は、こちらの考えによることで説明がつくと思われる。

減価償却費は、「取得価額」、「耐用年数」、「償却方法」の3つの要素で計算される。

取得価額（建設費）は、原則として、施設の主要をなす建物本体の価額とし、倉庫棟・作業棟・屋外トイレ等が併設されている場合はこれらを含まないものとしたが、金額を明確に区分できない又は不明な場合は一括している。

金額は、「公有財産調べ」に記載のものを基礎とした。例えば、「霧島アートの森」だと取得価額は次のとおりとしている。本来は作業棟や屋外トイレの建設費も償却計算に含めるべきであるが、会計監査ではないので、計算上、考慮外とした。

公有財産調べに記載の「霧島アートの森」の「建物」

分類	区分	財産名称	数量(㎡)	金額(円)	計算上の取り扱い
行政財産	建物	霧島アートの森 アートホール	(2,229.37) 1,992.05	1,776,925,500	取得価額
		霧島アートの森 作業棟	114.00	15,960,000	考慮外
		霧島アートの森 光のトイレ	79.20	26,460,000	考慮外
		霧島アートの森 森のトイレ	256.66	58,270,000	考慮外
小計			(2,229.37) 2,441.91	1,877,615,500	

※ 数量の（ ）書きは実測面積である。

耐用年数（施設が更新なしで使用できると考えられる年数）は、本来、施設ごとに施設の置かれている環境や使用状況等を勘案して個別に決定すべきものであるが、計算を画一的に行うため、企業会計の実務で多く採用されている税法の「法定耐用年数」（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）別表第一）によった。施設の構造は「鉄筋コンクリート造」のものが多く、この場合、法定耐用年数は「50年」（事務所又は美術館用のもの等）又は「47年」（住宅、寄

宿舎、宿泊所又は体育館用のもの) などとなる。

なお、この法定耐用年数は施設が実際に使用できる年数とは無関係であり、施設を何年使うかはその所有者（県）の意思によって決まるということを理解しておく必要がある。ちなみに、総合管理計画では、大規模改修工事の目安を建築後「30年」、建替え工事（更新）の目安を建築後「60年」として建築物の老朽化の状況等をシミュレーションしているが（5ページ～）、これに従えば、県では耐用年数を「60年」としているとも見られる。

償却方法は、県が採用しているのと同じ「定額法」とした<sup>16</sup>。定額法は毎年一定額を償却する方法で、取得価額に耐用年数に応じた「償却率」を乗じて減価償却費が計算される。例えば、耐用年数50年の場合の償却率は「0.020」、47年の場合は「0.022」などとなる。「霧島アートの森」の場合、アートホールは「鉄筋鉄骨コンクリート造」なので、各年の減価償却費は「35,539千円」（1,776,925千円×0.020）と計算される。

#### 建物の構造別耐用年数（抜粋）

細目	構造	鉄筋鉄骨コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	れんが造・石造・ブロック造	金属造(骨格材の肉厚4ミリ超の場合)	木造又は合成樹脂造
事務所又は美術館用のもの・下記以外のもの		50年	41年	38年	24年
住宅、寄宿舎、宿泊所、学校又は体育館用のもの		47年	38年	34年	22年
飲食店、貸席、劇場、演奏場、映画館又は舞踏場用のもの		41年 (又は34年)※	38年	31年	20年
病院用のもの		39年	36年	29年	17年

※ 飲食店又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が3割を超えるもの。

#### 定額法の償却率（抜粋）

耐用年数	50年	47年	41年	38年	24年	22年	20年
償却率	0.020	0.022	0.025	0.027	0.042	0.046	0.050

なお、築年数だけで見れば、既に法定耐用年数を超えて存在している施設もいくつかあり、企業会計のように減価償却によって「投下資本の回収」を図るという観点からすれば、これらの施設はもはや償却不要ということになる。しかし、公の施設の場合は、設置目的と効果（効用）、受益者（利用者）と負担者（納税者）との関係など、投下資本の回収だけでは測れないところもあるので、築年数の古い・新しい、耐用年数の到来・未到来にかかわらず所定の償却費を計算している。

また、取得価額（建設費）については、50年前に建てられた施設と近年建てられた施設とでは同じ額の建設費であっても貨幣価値は同じではないが、計算上は同じ価値のものとしている。過年度に資本的支出（取得価額の増加となるような大規模修繕、改修工事など）があった場合の耐用年数の延長等も考慮していない。附属施設の減価償却費については、上で述べたとおりである。

このほか、建設時に充当された補助金等がある場合など、財源による違いも本来は考慮すべきであるが、これについても考慮外としている。

したがって、これらを考慮した場合は、算定結果は異なるものになる。

<sup>16</sup> 14557\_20220329194441-1.pdf (pref.kagoshima.jp) 令和2年度 鹿児島県の財務書類 11 ページ

以上を踏まえ、各コストの内容と算定方法を示すと、次のとおりである。

#### 各コストの内容と算定方法

コスト	算定方法
事業のコスト	「報酬」＋「委託料」＋「指定管理料」＋「その他」（予備調査票より）
人にかかるコスト	「平均給与額」×「従事県職員数」 ・平均給与額：県人事委員会勧告に基づく職員1人当たりの給与年額（含む賞与）
物にかかるコスト	「光熱水費」＋「補修・修繕費」（予備調査票より）
減価償却費	「減価償却費」＝「取得価額」×耐用年数に応じた「償却率」 ・取得価額：施設の主要をなす建物本体の価額 ・耐用年数：税法の定める法定耐用年数 ・償却方法：定額法

- ④1 報酬の会計的な属性は「人にかかるコスト」であるが、各施設に直接賦課された実績値であり、職員の人件費とは算定方法が異なることから、「事業のコスト」とした。
- ④2 減価償却費の会計的な属性は「物にかかるコスト」であり、原価計算でも光熱水費、補修・修繕費など同じ「経費」に含まれるが、現金の支出を伴わないコストであること、あくまで見積もりによるコストであることから、「物にかかるコスト」とは区別して算定・表記した。
- ④3 理屈からすれば、職員が執務している場所である庁舎（本庁舎、出先機関等）の光熱水費や減価償却費も共通経費として何らかの基準で各施設に配賦すべきと考えるが、配賦するにはさすがに無理があるので、考慮外としている。

#### （2）単位当たりコスト

共通の指標として、次の3つを使用した。

##### ① 県民1人当たりコスト

利用の有無にかかわらず施設の維持管理に県民1人当たりいくらのコストがかかっているかを見るもので、事業の規模感を測る指標である。県民の人口は、「県政概要」に記載の数値によった。

##### 県の総人口（平成29年度～令和3年度）

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1,624,970人	1,613,273人	1,600,783人	1,588,256人	1,576,488人

- ④ 総人口は、毎年10月1日現在の数値で、令和2年度は令和2年の国勢調査確認結果による数値。

##### ② 開館1日当たりコスト

かかるコストが同じなら開館日が多いほど人件費、委託料、減価償却費などの「固定費」の1日当たりの負担額は小さくなる。事業の効率性を測る指標であるが、季節別・時間帯別の利用状況やスペース別の稼働率等は考慮外としている。

##### ③ 利用者1人当たりコスト

施設の価値は「使われてこそ」であり、利用者が多いということは、その施設が必要とされているということでもある。利用者が多いほど1人当たりに使われる税金は少ないということになるので、利用していない県民にとって税負担の大きさを測る指標にもなる。

### 3. 監査の主な視点

直営による管理、指定管理者による管理を問わず、施設の必要性（必需性）と有効性の有無を念頭に、主に次の視点で検討を進めた。

- ① 公の施設の要件を備えた施設であるか
- ② 所期の設置目的に照らし、乖離した利用状況となっていないか
- ③ 効率的な管理運営が意識されているか
  - サービス（効用）が一定の場合、経費が低下しているか
  - 経費が一定の場合、サービスが向上しているか
- ④ 指定管理者による管理施設については、
  - 県と指定管理者との間でリスクが適切に分担されているか
  - 民間事業者やNPO等の団体が応募しやすい条件となっているか
  - モニタリング及び評価は適切に行われているか
  - 持続的な改善が図られているか

### 4. 実施した主な手続

監査対象外の16施設を除いた70施設のうち、60施設（件）を監査対象として選定した。選定した施設については、施設の種類・規模、所管、直営による管理・指定管理者による管理を問わず、可能な限り多くを検討することを目途として作業を進めたが、時間の制約その他の事情により検討の着手に至らなかったものも少なくない。

検討した施設について実施した主な手続は、次のとおりである。

- ① 予備調査票を基礎としたフルコスト情報（平成29年度から令和3年度までの5年分）の作成と単位当たりコストの算定及び分析
- ② 施設の建設費、事務機構及び職員の状況、事務事業の執行状況、事業収支等の過年度情報は定期監査調書を、指定管理者の選定手続等に関する事務は平成21年度の、団体の概要等は平成25年度の県の包括外部監査の結果報告書<sup>17</sup>なども参考とした。
- ③ 事務の執行状況については、原則として令和3年度分を対象とし、主務課から提出された各書類・資料をもとに検討を進め、必要に応じて書面による質問又は対面による聞き取りを行った。
- ④ できるだけ現地に赴き、建物等の現況と施設周辺の環境を目で確かめるとともに、現地担当者に会えた場合は施設内の視察と聞き取り等を実施した。
- ⑤ 指定管理者による管理施設については、「基本協定書」に基づいて事務が執行されているので、協定の内容を確認するとともに事業報告等に係るモニタリングの状況を確認した。また、管理物件の管理状況を確認するため、一部の施設において現地視察の際に備品類の実査（管理簿と現品との照合）を実施した。

---

<sup>17</sup> 平成21年度監査テーマ：「県と各種団体等との取引等について」

平成25年度監査テーマ：「県が出資（又は出損）を行っている団体の経営状況及び財政的援助に係る財務事務の執行について」

## IV 監査の結果

### 1. 結果の総括と意見

個別の検討結果を踏まえ、先に結果の総括とこれに対する意見を記載する。内容的には指定管理者による管理に係る事務の執行等についてのものが中心となっている。

#### [1] モニタリング及び評価について（意見）

指定管理者が施設の設置目的に沿って適切な管理運営を実施し、良好なサービスを提供しているかを確認するために、適時、モニタリング（監視）を行うことが重要である。また、モニタリングにより発見された改善点や課題等を施設の管理運営にフィードバックし、管理運営状況を一層向上させるために、モニタリングに評価の仕組みを一体的に組み込んでおくことが必要である。

県による指定管理者のモニタリングは、地方自治法上も義務とされており（第 244 条の 2 第 7 項、第 10 項、第 11 項）、毎年作成・提出が行われる事業報告書の記載項目に基づく管理運営状況の確認が行われている。事業報告書には、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管理経費等の収支状況等、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項が記載されており、この点、法に準拠した事務が執行されている。

評価については、指定管理者による自己評価と県による指定管理者の評価（行政評価）とがあるが、まず、指定管理者による自己評価については、多くの施設において基本協定書に定めがないこともあり、自己評価の報告はなされていない。一方で、一部の文化施設では、基本協定書で「管理業務の自己評価報告」が求められているものがあり、これら施設においては、事業の実績と併せて管理運営体制等についての自己評価が報告されている（「A:良い」、「B:普通」、「C:努力・検討を要する」の 3 段階評価）。評価が客観的かどうかは横に置くとしても、現場の肌感覚を知り、情報を共有化することができるので、取組は評価できるものである。他の施設においても同様の事務がなされるよう、基本協定書の見直しも含めて検討されたい。

次に、県による指定管理者の評価は、5 年又は 3 年ごとの指定期間の更新時に実施されているが、年度単位では、一部の施設を除いて、特に実施されてはいない。その代わりに、いくつかの施設では履行期限日付（3 月 31 日）で「検査調書」が作成されているものもあり、この中で「検査所見」が記されている。しかし、これには『協定に基づく履行を確認した。』という程度の意味合いしかなく、目標に対する達成状況がどうであったか、サービスの向上が図られたか、経費縮減が見られたかなどが評価されたものではない。そもそも、指定管理者制度は、従来の契約に基づく管理委託制度とは異なり、行政処分により県から相手方に管理権限の委任を行ったものであることから、契約を前提とした地方自治法第 234 条の 2（契約の履行の確保）に基づく履行確認制度は適用されないため、検査調書の作成は、本来、必要ないと言えれば必要ないものである。

施設の管理運営の持続的・継続的改善を図るには、年度単位で状況进行评估し、その評価を指定期間内における管理運営の改善につなげていくことが必要である。指定期間の更新時での評価だけでなく、年度単位での評価も仕組みに組み入れるよう検討されたい。県では、指定管理者の選定手続において、選定基準、審査項目、審査の視点等が記された「評価票」が作成されているが、これを準用して年度における評価シートとして活用し、検査調書を生かすのであれば、これと一緒に残しておくのも一つの方法である。

なお、環境林務部所管の一部の施設では、指定管理者からの事業報告書の提出を受けた後、「実績（又は事業）報告書に基づく審査表」と題するシートにより業務内容の適否を項目別に審査し、その結果を指定管理者に通知している。書類確認によるモニタリングとその結果のフィードバックが適切に行われているものとして、評価できるものである。事務負担は多少増えることにはなるかもしれないが、これを参考にされるのも良いかと思う。

## [2] リスクの明確化と適切なリスク分担について（意見）

指定管理者は、管理の要求水準を定めた基本協定書及びその仕様書に基づいて、一定の修繕業務や自主事業等を含めた「民間」としての業務を行うので、業務遂行に際しての「リスク」を明確にしておくとともに、適切なリスクの分担を行うことが必要である。また、分担したリスクについては、県と指定管理者とでそれぞれ、リスクが顕在化した場合の対応策や連絡体制等を明確にしておくことが重要である。

基本協定書では「リスク」の用語は使われていないが、「責任」の分担として、別記で「基本的な責任分担表」が掲げられている。その様式は、指定管理者の募集要綱に下記のような例（ひな型）が示されていることもあってか、多くの施設でこれをほぼ踏襲する形で作成されている。

募集要綱に記載されている責任分担表の例（利用料金制を採用の場合）

内 容	負担者	
	指定管理者	県
施設（建物・工作物・機械設備等）の保守点検	○	
施設の維持管理	○	
安全衛生管理	○	
利用料金に関する事務	○	
事故・火災等による施設の損傷（事案による）	○	○
施設利用者の被災に対する責任（事案による）	○	○
包括的な管理責任		○

この例は、あくまで「基本的な」責任の分担であり、上記事項に疑義がある場合又は上記事項以外の責任分担については、双方協議の上、決定するとされている。

しかし、「施設の保守点検」、「施設の維持管理」、「利用料金に関する事務」といった項目は基本協定書に定めている管理業務の範囲そのものであり（第3条ほか）、指定管理者の当然の責務であるから改めてここで示すべき必要があるものとは思えない。「事故・火災等による施設の損傷」、「施設利用者の被災に対する責任」は管理運営に伴うリスクであるが、いずれも『事案による』としかされていないため、どのような事案の場合にどちらが責任を負うのかが明確でなく、裁量の余地又は解釈の幅がありすぎるものとなっている。また、リスクの種類も施設の損傷や利用者の被災だけではないはずである。

リスク管理を有効に行うには、想定されるリスクについて県と指定管理者間において適切な分担を事前に行うことが重要であるが、その基本原則は、想定されるリスクを可能な限り明確にした上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを負担するようにすることである。この点、上記のような分担表はリスクの内容が曖昧であり、管理として有効なものとは言い難い。

一方で、リスクを属性別に分類し、内容を例示して責任分担表を作成している施設もあり、評価できる事例として記載しておきたい。

分担表の様式は、施設数の多い政令指定都市などで策定されている指定管理者制度の運用ガイドライン等で示されている「リスク分担の標準例」を参考にしているものと思われるが、観光・文化スポーツ部文化振興課が所管する施設では、下記のような責任分担の内容となっている。実際に起こりうるかどうかは別として、考えられる各種のリスクが掲げられているのは良い（分担が適切かどうかは、また別である。）。

「基本的な責任分担表」(基本協定書「別記4」)

種類	内容	負担者	
		県	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等の物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民への対応	地域との協調		○
	指定管理業務に対する住民からの要望等		○
法令等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に及ぼす法令等の変更		○
税制度の変更	一般的な税制変更		○
政治・行政的理由による事業変更	政治・行政的理由により、管理運営業務の継続に支障が生じた場合、又は指定管理業務の内容変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の当該事情による経費	協議により定める	
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象)に伴う施設、設備の復旧経費及び業務履行不能	協議により定める	
書類の誤り	仕様書等県が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	指定管理者が作成した書類等の誤りによるもの		○
資金調達	県から指定管理者への支払遅延によって生じたもの	○	
	上記以外の事由によるもの		○
施設設備の損傷 ※	指定管理者による管理運営上の瑕疵によるもの		○
	施設・設備の設計、構造上の原因によるもの	○	
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等(50万円以下)		○
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等(50万円を超えるもの)	協議により定める	
資料・展示品等の損傷	指定管理者による管理運営上の瑕疵によるもの		○
	上記以外のもの	協議により定める	
第三者への賠償 ※	指定管理者による管理運営上の瑕疵によるもの		○
	上記以外のもの	協議により定める	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生等		○
事業終了時の費用	指定管理期間が終了した場合又は期間中途に業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○
施設競合	施設競合による利用者減、収入減		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
管理運営経費の膨張	県以外の要因による管理運営経費の膨張		○
債務不履行	県の協定内容の不履行	○	
	指定管理者による業務及び協定内容の不履行		○
運営リスク	管理運営上の瑕疵による臨時休館等に伴う運営リスク		○
	不可抗力による臨時休館等に伴う運営リスク	協議により定める	
保険の加入	公立文化施設賠償責任保険、公立文化施設災害補償保険及び管理運営上必要な保険の加入		○

※「施設設備の損傷」は、各施設、基本協定書に「管理物件のき損等」、「管理物件の修繕」の条項があり、修繕費の負担について金額基準による責任分担が定められているが、要因別などによる分担は示されていない。また、「第三者への賠償」は、各施設、基本協定書で、原則、指定管理者の責任と定めているが、損害の発生が県の責めに帰すべき事由又は県・指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由による場合は、『この限りではない』とされている。

このほか、掲げられているリスクの項目はこれほど多くはないが、県営住宅(所管：土木部建築課住宅政策室)などにおいても同じような様式の責任分担表が作成されている(詳細は、県営住宅の項を参照)。ただ、分担を見ると、例えば、「政治・行政的理由による事業変更」、「不可抗力」によるリスクは、上記の例では『協議により定める』であるが、県営住宅では県の負担とされており、また、「法令等の変更(法制度の改正)」のリスクは、上記では指定管理者の負担であるが、県営住宅では県が負うことになっているなど、同じリスクでも分担の考え方に違いが見られるものも少なくない。同質的な事務とする観点から、県としての統一的な考え方又は基準を示しておく必要がある。

施設の性格、利用のされ方等はそれぞれ同じではないので、想定されるリスクも同じではないと思うが、上記の例を参考に責任分担表の内容を見直すとともに、各施設の特性を踏まえたリスク分担がなされるよう検討されたい。

### [3] 指定管理者の保険加入について（意見）

基本協定書で、指定管理者が管理業務の実施に当たり、指定管理者の責めに帰すべき事由により県や第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならないとしている。この場合、指定管理者に支払能力があれば問題はないが、人身事故などは賠償額も往々にして高額となるため、支払できないケースも多分に想定される場所である。また、国家賠償法第2条（公の营造物の設置管理の瑕疵に基づく損害の賠償責任、求償権）や民法第715条（使用者等の責任）等に基づき県が賠償した場合の指定管理者への求償権の行使ができないことも考えられることから、保険加入の有無は、県の財政にも影響を及ぼしうる重要な事項である。

このようなリスクに備えるべく、多くの施設で、指定管理者に「施設賠償責任保険」へ加入すべき旨が定められており、保険事故が起きた場合に当該保険からの保険金で対応することを可能としている。リスク管理上、当然の措置である。施設によっては、人身事故・財物事故別に支払限度額が明記されているものもあり、保全の状況等がわかりやすくて良いものもある。

一方で、損害賠償に関する条項はあるものの、保険の加入についての条項が設けられておらず、加入の有無、付保の状況、支払能力等を確認できない施設がある。これらについては現状を確認の上、必要な措置を講じられたい。

### [4] 予備調査の結果から見たコストと利用者数

予備調査票の集計結果に基づく年間のコストが大きい施設と利用者が多い施設の上位15は、下記のとおりである（県営住宅は除く。）。ここでの「コスト」は、県職員の人件費（人にかかるコスト）と減価償却費を含まない現金ベースでのコストであり、歳出のいずれかの項目に計上されているものになる。コスト、利用者数は平成29年度から令和3年度までの5年間の平均の数値である。

#### コストが大きい施設と利用者が多い施設

	コストの上位15施設		利用者数の上位15施設	
	施設名	コスト(千円)	施設名	利用者数(人)
1	歴史・美術センター黎明館	358,443	かごしま県民交流センター	923,089
2	かごしま県民交流センター	317,715	吹上浜海浜公園	432,583
3	始良高等技術専門学校	263,128	図書館	419,490
4	フラワーパークかごしま	237,772	吉野公園	415,004
5	農業開発総合センター農業大学校	222,963	鴨池公園	407,142
6	吹上高等技術専門学校	189,923	県民健康プラザ健康増進センター	340,921
7	県民健康プラザ健康増進センター	182,986	歴史・美術センター黎明館	259,718
8	奄美パーク	177,241	文化センター(宝山ホール)	242,089
9	霧島国際音楽ホール	177,116	総合体育センター	194,416
10	上野原縄文の森	161,787	大隅広域公園	185,154
11	図書館	148,347	石橋記念公園	160,703
12	文化センター(宝山ホール)	134,171	北薩広域公園	149,177
13	宮之城高等技術専門学校	131,636	県民の森	127,756
14	中央児童相談所	130,355	奄美図書館	122,335
15	ハートピアかごしま(身体障害者更生相談所)	127,174	県立サッカー・ラグビー場	115,505

1. 集計施設数：58施設

2. コスト：予備調査票の「支出」（「報酬」、「光熱水費」、「補修・修繕費」、「委託料」、「指定管理料」、「その他」）の合計額。なお、ライフル射撃場、平川ヨットハウス、総合体育センター、鴨池公園、鴨池緑地公園の5施設は同じ指定管理者に一括して管理委託しており（5年間の平均額：176,944千円）、施設単体での支出の算定が困難なため上表には含めていない。

3. 利用者数：予備調査票の「年間利用者数」。かごしま県民交流センターは、県民ホール等供用施設、各センター、県政記念館、放送大学、カフェ、公園等、施設内のいずれかを利用した人数である。

コスト、利用者数とも当初建設費の大きい「大型施設」が多い。コストについては、施設の属性、事業の内容、管理の方法、設備等の老朽化の状況等により費目の構成やかかり方は異なるが、上位15施設でコスト総額（49億8,200万円、5年間の平均）の約6割を占めるものとなっている。当然とも

言えるのかもしれないが、ハコが大きいほどかかっているコストも大きい。施設の管理運営に係る全庁的なコスト削減や財源の捻出を図る場合には、これら上位施設に絞って、重点的にマネジメントに取り組むのも、手法としては効果的かもしれない。

利用者数については、コロナ禍の影響で令和2年度、3年度が前3年から大きく落ち込んだ施設が多いが、これは仕方がない。

このような中、奄美図書館は、利用者数が「122,335人」と奄美大島の人口（58,738人、令和2年、県の「令和3年度奄美群島の概況」より）を大きく上回る利用があるのは着目される。延べ人数での計算にはなるが、地域住民1人につき年2回以上、この施設を利用していることになる。図書館も来館者が多く、県民の3.8人に1人が利用する施設となっており、「本のある空間」には人が集まるということをよく表している。使われてこそその公の施設であるから、このような施設は存在意義が大きい。

公・民を問わず、コロナ禍によって人が集まることへの制限は、施設への需要を大きく減らすこととなったが、はからずも、コロナ禍によって、施設というハコのあり方、施設利用における本源的需要は何か、について再考するきっかけにはなったのかもしれない。

県には、コロナ禍後の社会に対応した実のある施設マネジメントを期待したい。

## 2. 指摘と意見の一覧

事務が法令・規則等に準拠していない、又はその適用・解釈に誤りがあるもの、その他手続の不備等については〔指摘〕として記載している。

有効性、効率性、経済性、その他の観点から事務の見直しや工夫が必要、又は検討すべきと判断されたものについては（意見）として記載している。

### 〔指摘〕 6件

指摘番号	施設No.	内容（指摘の表題）	記載ページ
1	2	指定管理者の申請書類について	34
2	29	保険の加入に係る事務について	79
3	31	文化事業に係る再委託の申請及び承認手続について	91
4	32	文化事業に係る再委託の申請及び承認手続について	97
5	33、34	保険証券の写しの未入手について	100
6	67	共同事業体との契約における暴排措置の照会漏れについて	128

### （意見） 40件

意見番号	施設No.	内容（意見の表題）	記載ページ
1	2	修繕費の入居者負担項目の明示について	33
2	2	消耗品の貸付手続について	35
3	2	管理物品一覧表について	36
4	6	修繕費の負担区分について	40
5	6	保険の加入者について	41
6	7	保険の加入者について	43
7	8	保険の加入者について	47
8	9	指定管理者が作成する収支決算書の様式について	51
9	9	アウトカムの認識（ハートピアかごしまとの連携）について	51
10	10	利用対象者の拡大について	53
11	10	指定管理業務と委託業務の見直しについて	55
12	10	指定期間をまたぐ所有権移転ファイナンスリースについて	55
13	11	指定管理者の保険加入について	58
14	11	「指定管理者支援事業費補助金」の収入記載もれについて	58
15	11	管理物品の情報共有について	59
16	11	受付システムの情報セキュリティについて	59
17	18	管理業務費の「人件費」の積算について	63
18	18	責任分担表の内容について	64
19	18	指定管理者の保険加入の状況	65
20	26	利用についての人数要件について	74

意見 番号	施設 No.	内容（意見の表題）	記載 ページ
21	29	公園財団への委託料について	79
22	29	指定管理者制度適用の是非について	80
23	※	再委託に係る業務委託契約書の入手について	85
24	※	リスクの分担のあり方について	85
25	※	付保状況の基本協定書との照合結果など	88
26	※	積算のあり方について	89
27	31	委託料に対するモニタリングについて	92
28	31	1件50万円を越える修繕費の負担について	92
29	32	モニタリング～音楽祭の「負担金」について	96
30	32	委託料に対するモニタリングについて	97
31	33、34	管理物件の修繕報告のあり方について	100
32	38	再委託の報告のあり方について	105
33	42	利用についての人数要件について	107
34	48	長期未利用物品について	110
35	48	空き室の有効利用について	110
36	62	利用状況の分析について	114
37	62	能舞台の積極的利活用について	114
38	66	受講料収入の帰属の明記について	125
39	67	共同事業体との契約における契約名義について	128
40	72	入寮率が低い寄宿舎の存続の是非について	133

⑨ 施設 No.の「※」は、文化系4施設についての共通意見として記載している。

### 3. 施設別の検討結果

以下、施設別の検討結果である。

# 1 アジア・太平洋農村研修センター

## 1. 施設の概要

施設のホームページ	http://kajic.jp/
所管課	観光・文化スポーツ部 国際交流課
管理方法	指定管理者（鹿児島国際交流促進センター [公募]）
所在地	鹿屋市上高隈町 3811-1
設置年度（開設年月日）	平成6年4月1日（1994）
設置根拠	鹿児島県アジア・太平洋農村研修センターの設置及び管理に関する条例(平成5年条例第 50 条)
設置目的	アジア・太平洋地域を中心とする海外諸国との国際交流及び国際協力に関する研修並びに県民と外国人との交流の場を提供する
当初想定利用者数	－ 人
当初建設費	土地： 113,913 千円 建物： 993,548 千円 (管理棟 [鉄筋 2 階建]、研修棟 [木造平屋建]、宿泊棟 [鉄筋 3 階建])
利用料金	○利用料金制度を採用 研修室(1室1時間当たり)： 350 円 宿泊室(1人1泊)： 洋室 2,500 円、和室 2,500 円(大学生以下割引料金 620 円) シーツ代(1回につき)： 200 円 食事代(1日につき)： 1,640 円 (朝食 420 円、昼食 560 円、夕食 660 円)

## 2. 事業の概要

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国際交流・国際理解：多文化体験サロン、カピックワールドフェスタ、グローバル塾 など</li> <li>2. 外国人研修生の受け入れ：日本語・日本文化研修、JICA(国際協力機構)研修員の受け入れ</li> <li>3. 地域おこし：自然体験プログラム、地域振興への協力</li> <li>4. 国際交流に関する情報提供：ホストファミリー交流会、各種イベントでの情報提供 など</li> </ol>
--

## 3. フルコスト情報

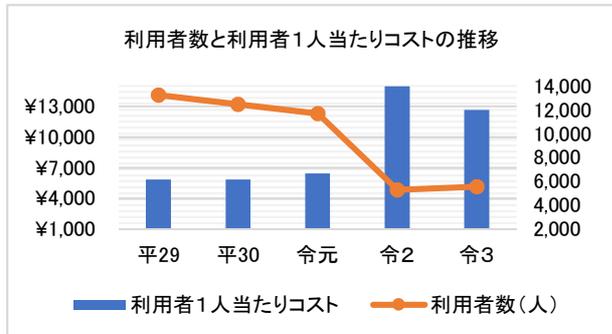
年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開館日数(日)	308	309	309	308	307
利用者数(人)	13,226	12,452	11,683	5,281	5,566
使用料収入(千円)	6,869	5,942	5,651	2,398	1,731
フルコスト(千円)	76,966	72,502	75,121	79,010	70,438
事業のコスト	46,326	46,225	47,606	47,496	47,400
人にかかるコスト	1,198	1,200	1,196	1,186	1,180
物にかかるコスト	7,584	3,219	4,461	8,470	-
減価償却費	21,858	21,858	21,858	21,858	21,858
県民1人当たりコスト(円)	47	44	46	49	44
開館1日当たりコスト(円)	249,889	234,634	243,110	256,525	229,439
利用者1人当たりコスト(円)	5,819	5,822	6,429	14,961	12,655
受益者負担率(%)	8.9	8.1	7.5	3.0	2.4

1. 利用者数：研修者と研修以外のイベントやプログラムの参加者を合計した人数である。
2. 減価償却費：耐用年数「47年」（償却率：0.022）で計算している。なお、研修棟（489.57㎡）は「木造」であるが、金額を区分できないため、計算上は延床面積の大きい管理棟（679.85㎡）・宿泊棟（1,624.03㎡）の「鉄筋コンクリート造」を採用した。

本施設（「カピックセンター」；*Kagoshima Asia-Pacific Intercultural Countryside Center*）は、県の国際交流・協力活動の拠点として設置されたもので、豊かな自然の中で、国際理解研修やアジア・太平洋諸国等からの研修生の受け入れ、世界の人々との交流イベントを行っている。また、各種団体や教育機関などが実施する研修等にも幅広く利用することができる。

施設は県道 71 号線沿い、大隅湖のほとりの閑静な山間に位置しており、小竹川を挟んだ隣接地には鹿屋市の施設である「民族館」がある。この施設は鹿屋市の国際交流・国際理解の拠点として平成 9

年に設立されたもので、館内にはアジアを中心とした世界 12 ヶ国以上の民族衣装や民族楽器、伝承遊具が展示されているほか、様々な国の文化に関するイベントも開催されている。入館料は無料であるが、休館日（月曜日、年末年始）、開館時間（9：00～17：00）は県の施設（カピックセンター）と同じとなっている。互いの施設の性格は異なるが、設置目的は重なっており、県と鹿屋市で事業及び施設間の連携を深めていけば、利用に関しての相乗効果が期待できるかもしれない。



過去 10 年間の利用者数の推移を見ると、利用者が最も多かったのは平成 26 年度の 15,588 人（うち宿泊者 7,516 人）で、その後は 11,000～13,000 人台で推移している。令和 2 年度、3 年度は新型コロナウイルス感染症拡大による外国人の入国規制の影響で海外技術研修員受け入れ等の事業が実施できず、利用者数は大幅に減少しているが、これは仕方がないところである。この結

果、2 年度の利用者 1 人当たりコストは 14,961 円と前 3 年間平均の約 2.5 倍となっている。3 年度は地域の小・中・高校生を対象としたプログラムを充実させることで利用者数は微増したものの、外国人の入国規制は続いていたこともあり、12,655 円と相対的に高いものとなっている。

季節別の利用状況(令和2年度、3年度) (人)

年度	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	計
令和3年度	1,459(23)	1,032(27)	2,305(29)	770(0)	5,566(79)
令和2年度	604(11)	1,489(90)	2,439(11)	749(8)	5,281(120)

④ ( ) 内は、外国人・外国人研修者を含む団体数。

## ○指定管理者について

指定管理者である「鹿児島国際交流促進センター」は、それまでの「鹿児島国際交流協力センター」が令和 3 年度に組織改編して設立された団体であり、「特定非営利活動法人九州海外協力協会」（福岡市博多区、以下「九州海外協」）と「青年海外協力隊鹿児島県 OB 会」（薩摩川内市、以下「県 OB 会」）の 2 者による共同事業体である。

代表団体は九州海外協であり、平成 16 年 10 月の設立である。『青年海外協力隊などの国際協力活動の体験を基に、そこで培われた経験及び精神を生かし日本の地域社会活動ならびに開発途上地域等への国際協力活動等に還元し、また、帰国隊員等の雇用機会の拡充を図る事でその経験や知識を社会に還元し、もって国際協力の推進や子供の健全育成に貢献することを目的』とする（定款）。基本財産は 18,740 千円、職員数は 11 人である（令和 2 年の指定期間更新時の資料より。以下、同じ。）

一方、県 OB 会は昭和 49 年 8 月の設立で、基本財産はなく、会員数は 326 人である。この団体の収支を見ると、令和元年度末の資金残高が「188,809 円」と極めて少なく、施設の安定的な運営が可能となる「物的能力」には欠けているが、「人的能力」で九州海外協を補完しているものと思われ、共同事業体とすることで業務の遂行を可能にしているものと思われる。

県 OB 会の収支の状況 (金額：千円)

項目	平 30	令元
収入	1,239	1,089
支出	960	900
次年度繰越金	278	189

(決算報告書より)

九州海外協の収支等の状況（金額：千円）

項目	平 30	令元	令2	令3
経常収入	36,847	26,026	27,934	24,587
経常費用	37,555	29,819	27,701	26,511
正味財産増減額	△ 708	△3,792	233	△1,924
資産	27,367	21,447	23,154	19,243
負債	4,833	2,707	4,181	2,193
正味財産	22,533	18,740	18,973	17,049

(<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/detail/119300177> より)

#### 4. 事務の状況等

##### (1) 事業報告書等について

事業報告書には、

- 管理運営業務の実施状況
- 利用状況及び料金の収入実績
- 管理運営業務の経理状況
- その他知事が別に定める事項

の4項目について結果が報告されている。これら項目自体は、地方自治法及び基本協定書で求められている基本事項であるが<sup>18</sup>、本件の場合、「管理運営業務の実施状況」が具体的な数値を示して詳細に報告されており、評価できるものである。特に、施設管理については、管理の過程で発見された設備の不具合や対処等が月別に細かく報告されており、施設のどこにどのような問題があったかがわかりやすくして良い。また、『施設管理上の問題・課題など』と題して、県への要望や必要な措置等が記されており、県としても今後の修繕計画の策定や必要な予算確保に向けての参考になるものと思われる。

事業計画における収支予算書の管理費・事業費の積算根拠なども明瞭で良い。

##### (施設を視察して)

令和3年度の事業報告書に玄関ロビーや研修室の雨漏りについての記述があったので、令和4年11月中旬に施設を訪問し現況を確かめてみた。実際、エントランスにバケツが並べられ、受付の壁にはシミがあるなど見苦しい印象であった（下記写真）。当日は研修室にて研修が行われていたが、そこにもバケツが置かれていた。

担当者に聞き取りを行ったところ、本施設は建設から28年が経過しており劣化してきていることに加え、デザイン性を重視した設計のためか、建物が複雑な形状をしており、雨漏り箇所を特定するのが非常に困難であるため修理ができず、こうした対策を採らざるを得ないとのことであった。



漏水によるシミ(受付)

ロビーに置かれたバケツ

漏水によるシミ(研修室)

<sup>18</sup> 「事業報告書」においては、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管理経費等の収支状況等、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項が記載されるものである。（平 15・7・17 通知）

## 2 国際交流センター

### 1. 施設の概要

施設のホームページ	https://ifc.crayonsite.net/		
所管課	観光・文化スポーツ部 国際交流課		
管理方法	指定管理者（鹿児島国際交流促進センター [公募]）		
所在地	鹿児島市加治屋町 19-18		
設置年度	令和2年度（2020）		
設置根拠	鹿児島県国際交流センターの設置及び管理に関する条例（令和元年条例第6号）		
設置目的	外国人の留学生及び研究者等（以下「留学生等」）に宿泊施設を提供するとともに、留学生等相互の交流及び留学生と県民との交流を通じた国際社会に貢献する人材の育成及び国際相互理解の促進を図るため		
当初想定利用者数	— 人		
当初建設費	土地： 303,924 千円	建物： 735,125 千円（鉄骨造）	いずれも県負担額
利用料金	○利用料金制度を採用 家族用：68,000 円/月 夫婦用：49,000 円/月 単身用：34,000 円/月 いずれも光熱費・共益費込		

### 2. 事業の概要

本文参照。
-------

### 3. フルコスト情報

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開館日数(日)	-	-	-	365	365
利用者数(人)	-	-	-	23	37
利用料収入(千円)	-	-	-	5,545	7,709
フルコスト(千円)	-	-	-	42,087	41,782
事業のコスト	-	-	-	24,728	24,430
人にかかるコスト	-	-	-	1,186	1,179
物にかかるコスト	-	-	-	-	-
減価償却費	-	-	-	16,173	16,173
県民1人当たりコスト(円)	-	-	-	26	26
開館1日当たりコスト(円)	-	-	-	115,306	114,470
利用者1人当たりコスト(円)	-	-	-	1,829,858	1,129,236
受益者負担率(%)	-	-	-	13.2	18.5

1. 利用者数：年間居住者数
2. 利用料金収入：主として居住者から徴収する利用料金
3. 事業のコスト及び減価償却費：県有施設部分に係る費用を計上している。

本施設は、平成27年に京セラ株式会社名誉会長であった稲盛和夫氏からの寄付金（県と鹿児島市へ各10億円）を原資として、国際交流センター建設協議会（仮称）（構成団体：県、鹿児島市、県国際交流協会、鹿児島市国際交流財団）が建設した国際交流拠点である。

鹿児島における国際交流の発展のためにとの寄付者の意向を汲んで、県及び鹿児島市で協議した結果、宿泊機能及び交流機能を兼ね備えた本施設を建設することとなり、寄付者もこの活用を了承しているものとする。

[平成27年6月3日付京セラ株式会社プレスリリースより]

- ・鹿児島における国際交流のさらなる発展のため、「国際交流センター（仮称）」の建設資金として、鹿児島県と鹿児島市へ各10億円を寄附する。
- ・外国人留学生を受け入れる宿泊施設とともに、県民・市民が海外から来られる方々と活発に交流することができる拠点を、鹿児島県と鹿児島市が一体となって創設するために、本寄附金を活用することを期待する。

施設は居住施設及び交流施設を備えており、居住施設は県、交流施設は鹿児島市が管理する合築施設として令和2年4月に供用を開始した。建物の設計概要については、国際交流センター建設協議会(仮称)で検討され、県議会(企画観光建設委員会等)で審議されている。

施設詳細は、次のとおりである。

【敷地面積】 2,208.03 ㎡

【建物概要】

構造：鉄骨造 8階建(1～2階は主として市所有、1～2階の一部及び3～8階は県所有)

延床面積：3,327.03 ㎡(県2,069.96 ㎡、市1,257.07 ㎡)

施設内容：

- 1～2階(市所有) 交流ラウンジ、多目的ホール、研修室1、授乳室、顕彰コーナー、交流ホール、研修室2、和室、調理室、屋上テラス
- 3～8階(県所有) 居室66室[単身用60室(12.5 ㎡)、夫婦用2室(40.52 ㎡、41.49 ㎡)、家族用2室(56.25 ㎡、57.61 ㎡)、短期滞在者用2室(15.00 ㎡、18.12 ㎡)]



留学生の居住施設を公の施設としている事例は全国的にも少なく、本施設以外では、横浜市国際学生会館(設置者:横浜市、管理運営:公益財団法人横浜市国際交流協会(指定管理者))が挙げられる。

県内の主な公的国際交流施設及び鹿児島市内の外国人留学生向け寮には、次のような施設がある。

県内の主な公的国際交流施設

施設	所在地	設置者	目的
国際交流センター	鹿児島市	居住施設: 県 交流施設: 市	留学生等に宿泊施設を提供するとともに、留学生等の相互交流や留学生等と県民との交流を通じた国際社会に貢献する人材の育成及び国際相互理解の促進
国際交流プラザ (県民交流センター内)	鹿児島市	県	県民・外国人・国際交流団体へ交流の場や情報の提供を行うほか、各種相談対応、語学等に関する研修
アジア・太平洋農村研修センター	鹿屋市	県	アジアを中心とする海外からの研修生の受入れや、これらの人々と県民との交流を通じた国際理解の増進
薩摩川内市国際交流センター	薩摩川内市	薩摩川内市	コンベンションホール、会議室、研修室を備え、国際交流・国際理解・国際協力をテーマに各種イベントを支援

鹿児島市内の外国人留学生向け寮

施設	設置者	定員、料金(月額)	光熱費	Wi-Fi
国際交流センター	県	66室(家族2・夫婦2・単身60・短期2) 家族用: 68,000 円、夫婦用: 49,000 円、 単身用: 34,000 円	込	有
国際交流会館	鹿児島大学	[学生]132室(家族4・夫婦7・単身121) 家族用: 14,200 円、夫婦用: 9,500 円・11,900 円、 単身用: 4,700 円・5,900 円・25,000 円 [研究者]4室(家族2・夫婦2) 家族用: 35,000 円、夫婦用: 26,000 円・27,000 円	別	無

施設	設置者	定員、料金(月額)	光熱費	Wi-Fi
外国人研究者宿泊施設	鹿児島大学	26室(家族4・単身22) 家族用:46,000円 単身用40,000円～60,000円	別 込	無 無
国際交流会館	鹿児島国際 大学	40室(家族1・夫婦1・単身38) 単身用:10,000円・13,000円	*1	*1

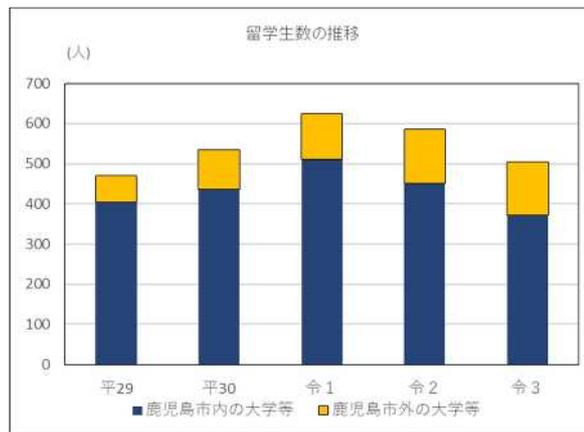
\*1 ホームページによる開示なし

## 事業1. 留学生等への宿泊施設の提供

### (1) 利用者(入居者)の状況について

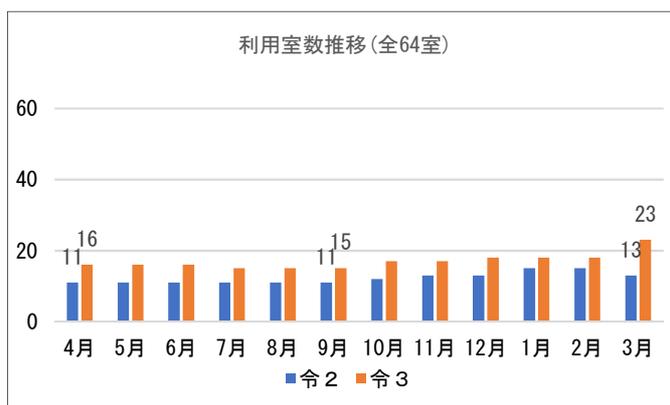
令和2年4月の供用開始が新型コロナウイルス感染症拡大による入国規制と重なったことから、令和2年度及び3年度の利用者数は計画を大きく下回るものとなった。県内の留学生の推移は右グラフのとおりであるが、施設の主な利用対象とされる鹿児島市内の大学等に在籍する留学生数は、令和元年以降、著しく減少している。

利用者の募集及び審査業務は指定管理者が担っているが、定員割れのため、年2回の募集期間を毎年に変更するなど、利用者増に努めている。



また、利用者のサポートを行うため、日本国籍の大学生が「レジデント・アシスタント」(RA)として居住しており、留学生等と同額の家賃を支払う代わりに、指定管理者より謝金を受け取っている。

令和4年3月時点での利用状況は、短期滞在居室を除く64室中、留学生15室、RA7室、夫婦部屋1室の計23室(利用率36%)であった(3月中退去者を含む)<sup>19</sup>。利用料金には、水道光熱費、Wi-Fi使用料が含ま



れているが、3年度より徴収方法を、原則、K-NETによる口座引き落としに変更し、事務効率の向上が図られている。3年度における利用料金の滞納はなかった。

### (意見1) 修繕費の入居者負担項目の明示について

敷金の代わりに退去時のハウスクリーニング料として単身者2万円、夫婦及び家族3万円を入居時に徴収している。この金額は一般的なハウスクリーニングの相場であり、補修等の修繕が発生した場合には、修繕箇所の発生要因等に基づき、利用者負担分を退去前に別途徴収している。特に子どものいる家族用居室では要補修箇所が多く、実際に入居時一時金を超える修繕費が発生したケースもあった。現在のところ退去時に修繕費の負担トラブルや修繕費未回収のまま退去等の事案は生じていないが、今後のトラブルを未然に防ぐためにも、誓約書等の書面で修繕費の入居者負担項目を明確しておくことが望まれる。県営住宅の退去時修繕費按分表も参考になるのではと考える。

<sup>19</sup> 令和4年12月末では64室中51室の利用となっている(利用率80%)。

## 事業2. 留学生等相互の交流及び留学生等と県民との交流の促進

### (1) 留学生等相互の交流について

コロナ禍の影響により、当初計画されていたイベントの中止を余儀なくされたが、市中感染状況及び感染拡大防止に留意しつつ少人数のイベントや館内リモートイベントを開催し、利用者相互の交流が図られた。

### (2) 留学生等と県民の交流を通じた国際社会に貢献する人材の育成

同じく、コロナ禍の影響により、施設が主催する留学生等と県民との交流会のほとんどが中止となった。そのような制限下ではあったが、鹿児島市国際交流財団(下記)と共催で留学生等と県民との小規模交流事業の開催や、小学校や幼稚園の国際交流学習へ留学生等の講師派遣、他団体主催の交流会への参加を支援するなど、コロナ禍の中での可能な活動を模索しながら実施された。このほか、職員に加えてRAや運営ボランティアも国際協力講演会等に参加させている。

## ○指定管理者について

指定管理者は、アジア・太平洋農村研修センター(No. 1)と同じ「鹿児島国際交流促進センター」(以下「促進センター」)である。ちなみに、鹿児島市所有分の指定管理者は「公益財団法人鹿児島市国際交流財団」であり、同一の建物内で指定管理者2団体の事務所が併設されている。

既に記載のとおり、促進センターは九州海外協と県OB会の2者による共同事業体であるが<sup>20</sup>、指定管理者募集要綱では、複数の団体による申請について、次の事項を課している。

- グループの構成団体に、県内に本店又は主たる事務所を有する法人その他の団体が含まれていること
- 構成団体それぞれが定款、決算書、納税証明書、役員名簿等の書類を提出
- グループの構成団体における委託業務にかかる経費に関する連帯責任の割合等について、「グループ協定書兼委任状」(様式1-3)を提出

「グループ協定書兼委任状」にはグループ構成団体の責任割合欄が設けられているが、責任割合に比して各構成団体の財務内容の規模は適正かという観点での検討は行われていない。

また、任意団体である県OB会には会計基準がなく貸借対照表の作成義務がないため、決算書として収支計算書のみ提出されている。納税証明書についても提出されていない。申請時に納税証明書を徴求する目的は、「納めるべき税金を滞納していないこと」の確認であるが、未提出の場合に、団体が免税事業者であること又は納税義務がないことの文書等確認は特に行われていない。

### [指摘1] 指定管理者の申請書類について

募集要綱では申請書類として決算書(貸借対照表、損益計算書等の財務諸表)の直前2事業年度分の提出を求めているが、代表団体である九州海外協より提出された決算書は、貸借対照表と財産目録のみであった。当該書類に関連する入札評価項目は「安定的な運営が可能となる物的能力の確保—申請者の財務状況は健全か」であるが、貸借対照表だけでは団体が運営している事業の規模や損益の状況がわからず、指定管理業務を運営する能力を図ることは難しい。今後は貸借対照表だけでなく損益

<sup>20</sup> 国際交流課長 『この指定管理候補者の鹿児島国際交流促進センターというのは、国際交流センターの指定管理を受託するためにつくられた、いわばJVのような組織であります。所在地は福岡市となっておりますが、実質的に主に鹿児島で活動する団体と考えております。この団体は、二つの団体から構成されております。一つは、代表団体となるNPO法人九州海外協力協会です。この九州海外協力協会は事務所が福岡市にあり、鹿児島国際交流促進センターの所在地も福岡市となっておりますが、この協会のトップの会長は県内在住の方であります。(中略)そして構成団体のうち、もう一つの団体は、県内に在住する青年海外協力隊鹿児島県OB会となっております。この二つの団体がJVのような組織を組みまして、この指定管理候補者となっております鹿児島県国際交流促進センターを構成しております。』(令和元年12月11日企画観光建設委員会。下線は筆者。)

計算書の入手も必要と考える。

なお、九州海外協の直近4事業年度（平成30～令和3年度）の収支等の状況を見ると、令和2年度を除いて収支差額（正味財産増減額）がマイナスとなっている（30ページ）。このマイナスの原因を調べ、今後5年間の指定管理者としての運営能力に支障がないことを確認することも、入札評価時に必要な業務である。

#### 4. 事務の状況等

##### （1）収支の状況

入国規制を主因とする大幅定員割れにより利用料収入は計画を大きく下回ったが、人件費、委託費、水道光熱費等の抑制努力により赤字を回避した。人件費の抑制要因は、常勤職員から非常勤職員へのシフトであり、水道光熱費の抑制要因は九州電力から新電力（株式会社ナンワエナジー）への切り替えである<sup>21</sup>。

供用開始後の収支の状況（金額：千円）

項目		令和2年度		令和3年度			
		計画	実績	計画	実績	対計画比	
収入	利用料金	24,264	5,545	24,264	7,709	▲16,555	▲68%
	管理業務費	24,728	24,728	24,430	24,430	-	-
	事業収入等	270	494	250	475	225	90%
	収入計	49,262	30,767	48,944	32,614	▲16,330	▲33%
支出	人件費	19,528	15,498	19,528	18,095	▲1,433	▲7%
	水道光熱費	19,428	2,670	17,428	3,322	▲14,106	▲81%
	委託料	7,188	6,138	7,886	6,997	▲889	▲11%
	その他経費	2,568	2,629	2,952	2,533	▲419	▲14%
	うち修繕費	380	530	500	-	▲500	-
	事業費	550	89	1,150	235	▲915	▲79%
	支出計	49,262	27,024	48,944	31,182	▲17,762	▲36%
収入－支出		-	3,743	-	1,431	1,431	-

施設の築年数が浅く、かつ、建設請負業者の契約不適合責任期間内のため、指定管理者が負担する大きな修繕費は発生していない。一方で、施設開所後に判明した構造上の改善困難箇所として、各居室の窓の外表面掃除が足場を組まないといけないことが挙げられる。居住性能自体には問題ないが、降灰の多い時期に入居する外国人には景観アピールを若干損ねているとのことであった。

なお、指定管理者の費用と責任で行う修繕費の金額については、県では、1件50万円未満（税込）とされているが、鹿児島市では、1件30万円（税込）とされている。

##### （2）消耗品の貸付手続について（意見2）

指定管理者に県有物品を貸し付ける場合は、基本協定書で貸付物品を明示し、物品貸付簿で管理することとなっている。物品は主に「備品」（1年以上使用かつ単価5万円以上）と「消耗品」（①短期間消耗又は②1年以上使用かつ単価5万円未満）に区分されるが、消耗品についても規則に従い、協定書及び物品貸付簿で管理している。なお、協定書と物品貸付簿の様式は異なるため、それぞれ手入力で作成されている。

物品の貸付期間は、指定期間の5年間であるが、協定書及び物品貸付簿にはハンドソープ（1本@418円）やスプーン・フォーク（5本入1セット各@495円）、枕カバー（3枚@935円）等、少額のものも掲載されていた。

これらは規則に従った事務処理であり、法規性には問題ない。今回は施設開設初年度にあたり県が購入した物品の一部（短期滞在室用備品）という事情も考慮されるが、このような少額かつ短期消耗

<sup>21</sup> 令和4年6月、ナンワエナジー社の電力供給停止に伴い、現在は、再度、九州電力に切り替えている。

品に係る事務処理については、協定書や物品貸付簿による物品管理よりも初年度指定管理料で精算した方が効率的ではないだろうか。次回の指定管理者との協定書締結時には、財産価値と保全事務コストのバランスを考慮し、事務作業の生産性向上について検討されたい。

### (3) 管理物品一覧表について（意見3）

県有物品の現物管理は、備品管理システムより出力される「鹿児島県備品整理票（以下「備品シール」）を現物に貼付し、定期的に備品管理台帳と照合することが規則に定められている。

しかし、協定書に添付される「管理物品一覧表」には備品シールの情報（備品番号、取得日等）が記載されていないことから、現物と管理物品一覧表との照合は困難であった。現物管理業務を円滑に行うためには、管理物品一覧表の物品情報を備品シールと合わせることを有用と考える。

なお、本件の管理物品一覧表は手入力で作成されていた。備品シールは物品管理システムから出力されることから、管理物品一覧表を手入力に替えて物品管理システムデータを加工して作成することにより、作業効率・網羅性・物品照合性が向上するものとする。

### (4) モニタリングの状況

指定管理者の業務遂行状況に関するモニタリングは、

- ① 月次報告
- ② 年度末事業実施報告書
- ③ 県・県指定管理者・市・指定管理者とのディスカッションによる情報共有
- ④ 県担当者の施設往来による対面ディスカッション
- ⑤ 利用者へのアンケート

等の方法を用いている。事業報告書等の閲覧及び指定管理者への聞き取りを実施した結果、業務モニタリングについての不備は発見されなかった。

なお、施設の設置及び管理に関する条例及び協定書には、第三者機関の評価に関する規定はなく、また、地方自治法上も指定管理者制度の第三者評価を義務づけてはいないが、他自治体の公の施設の管理において、第三者機関である評価委員会による評価結果を公表している事例も多い<sup>22</sup>。

---

<sup>22</sup> 【参考】横浜市国際学生会館 指定管理者第三者評価報告書

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/kyoiku/kaikan/20151002143014.html>

## 5 ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅

### 1. 施設の概要

施設のホームページ	<a href="https://jate-osumi.jp/">https://jate-osumi.jp/</a>
所管課	観光・文化スポーツ部 スポーツ振興課
管理方法	指定管理者（ニチガスクリエート・ミズノ共同事業体 [公募]）
所在地	曾於郡大崎町菱田 1441
設置年度	平成 30 年度（2018）
設置根拠	ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の設置及び管理に関する条例(平成 30 年条例第 37 条)
設置目的	国内外で活躍する陸上競技の選手が行う合宿を誘致するとともに、県民にスポーツに取り組む場を提供することにより、県民のスポーツに関する競技力の向上及びスポーツを通じた本県観光の振興に資するため
当初想定利用者数	42,000 人
当初建設費	土地： 62,842 千円 建物： 1,177,460 千円（室内競技場、鉄骨鉄筋コンクリート造） 611,972 千円（管理棟、鉄筋コンクリート造） 59,483 千円（トイレ倉庫等） 45,771 千円（投てき場シェルター） 108,196 千円（体育館、トイレ・シャワー棟 外）
利用料金	○利用料金制度を採用 陸上競技場:200 円～、室内競技場:400 円～、体育館:250 円/時間 など 児童・生徒、バック料金などの区分で各種設定されている。このほか、大隅地域市町の合宿助成制度あり。詳細は、 <a href="https://jate-osumi.jp/userguide/">https://jate-osumi.jp/userguide/</a> を参照。

### 2. 事業の概要

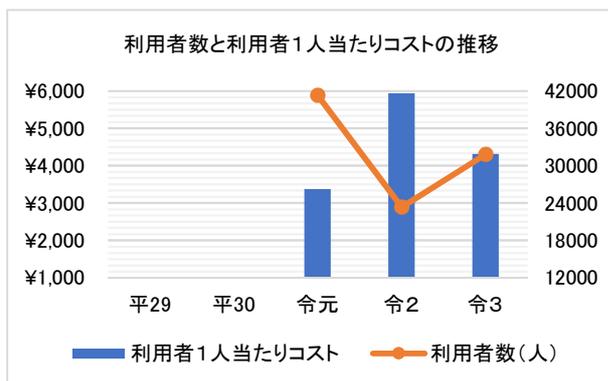
本文参照。
-------

### 3. 収支等の状況

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開館日数(日)	-	-	363	345	363
利用者数(人)	-	-	41,286	23,334	31,821
利用料収入(千円)	-	-	8,679	6,401	7,977
フルコスト(千円)	-	-	139,057	138,450	137,083
事業のコスト	-	-	99,091	97,125	97,125
人にかかるコスト	-	-	598	593	590
物にかかるコスト	-	-	-	1,364	-
減価償却費	-	-	39,368	39,368	39,368
県民1人当たりコスト(円)	-	-	86	87	86
開館1日当たりコスト(円)	-	-	383,077	401,304	377,639
利用者1人当たりコスト(円)	-	-	3,368	5,933	4,307
受益者負担率(%)	-	-	6.2	4.6	5.8

1. 開館日数：休場日は1月1日及び12月31日の2日間だけであるが、令和2年度はコロナ禍による緊急事態宣言の発令に伴う19日間（4月18日～5月6日）の全館利用停止期間があった。
2. 利用者数：合宿利用者と個人利用者の合計であり、無料開放分は含まない。
3. 物にかかるコスト：令和2年7月6日の豪雨による敷地被害に対する補修費である。
4. 減価償却費：室内競技場、管理棟（計：1,789,432千円）分について計算している。耐用年数は金額の大きい室内競技場の用途に合わせ、体育館用の「47年」（償却率：0.022）とした。

本施設は、室内競技場では国内初となる日本陸上競技連盟の公認施設であり、陸上競技トレーニングに特化したスポーツ合宿の拠点として、全天候型の「陸上競技場」を中心に、国内最長となる150メートルの直走路を有する「室内競技場」、複数種目を同時に練習できる専用の「投てき練習場」などの施設を備えている。供用開始日は平成31年4月1日である。



供用開始から1年余りでコロナ禍に見舞われ、利用面において想定外のスタートとなってしまったのは仕方がないところである。令和2年度は緊急事態宣言の発令でゴールデンウィーク中も全館利用停止となった影響が大きく、対前年度比56.5%の利用者数であった。この結果、利用者1人当たりコストは5,933円と前年度の1.76倍となっている。3年度は夏場が全館閉館(8月14日～9月30日)、室内閉館(7月3日～9月30日)により

利用が落ち込んでいるが、コロナ対策が進んだこと、また、屋外の陸上競技場などは人・空間が「密」にならないことなどもあり、10月以降は増加基調となっている。新しい施設でもあり、今後の一層の活用が期待される場所である。

#### 季節別利用者数 (人、件)

年度	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	合計
令和3年度	8,569(5,299)	4,795(2,873)	8,506(3,166)	9,951(4,158)	31,821(15,496)
令和2年度	3,243(2,474)	5,702(3,886)	6,928(4,101)	7,461(3,978)	23,334(14,439)
令和元年度	8,840(2,069)	13,109(3,550)	9,344(2,501)	9,993(2,516)	41,286(10,636)

④ ( ) 内は件数

#### ○指定管理者について

指定管理者の「ニチガスクリエート・ミズノ共同事業体」は、株式会社ニチガスクリエート(鹿児島市城南町、資本金3,000万円)と美津濃株式会社(大阪府中央区、資本金261億3,700万円)の共同事業体である。いずれもスポーツ施設の経営、スポーツ用品の製造・販売などスポーツ関連の事業を核とした経営を行っており、代表団体はニチガスクリエート社となっている。両社とも事業規模、財務内容等から管理業務を安定して行うために必要な物的能力と人的能力、ノウハウ等を十分に備えており、この点、指定管理者としての適格性には全く問題はない。

#### 4. 事務の状況等

##### (1) 想定外事案の支出について

管理物件の修繕については、1件50万円未満(税込)の事案は指定管理者の負担とされており(基本協定書第22条)、令和3年度は22件、計1,384千円が「修繕料の執行状況」として報告されている。このほかに、指定管理者の当初計画で予定されていなかった修繕事案等が「想定外の執行状況」として7件、計4,640千円報告されている(下記)。

##### 想定外事案の内容

事案	執行日	金額(円)	理由等
フィールド順位表示機購入	令3. 6. 10	1,170,400	室内陸上競技場において大会を開催する際に必要
バスケットリング修繕	令4. 3. 10	2,524,500	経年劣化により落下の可能性があるための修繕
マットシステム購入	令4. 3. 10	804,100	室内陸上競技場において大会を開催する際に必要
券売機新硬貨対応 外3件		140,680	利用者の利便性向上等
	計	4,639,680	

上記のうち、50万円以上の3件の費用負担については協議の対象であるが、いずれも指定管理者の費用と責任で購入又は修繕したい旨の相談がなされ、県の了承のもとに執行されたものである。

協定に則った取扱いとなっており、事務は適正と判断される。

## 6 森の研修館かごしま

### 1. 施設の概要

施設のホームページ	<a href="https://k-kikori.jp/sien-center/mori/">https://k-kikori.jp/sien-center/mori/</a>
所管課	環境林務部 森林経営課
管理方法	指定管理者（公益財団法人鹿児島県林業担い手育成基金 [公募]）
所在地	始良市蒲生町上久徳 182-1
設置年度	平成 11 年度（1999）
設置根拠	森の研修館かごしまの設置及び管理に関する条例（昭和 40 年条例第 12 号）
設置目的	林業に関する知識及び技術の研修を行うため
当初想定利用者数	約 4,000 人
当初建設費	土地： 8,052 千円（森林技術総合センター敷地、同樹木園） 建物： 466,906 千円（研修棟：木造平屋、宿泊棟：木造一部 2 階建て） その他： 38,078 千円（実習舎、機械保管施設、タワーヤード保管庫など）
利用料金	無料。ただし、食事代、宿泊等に係る雑費用については利用者負担。

### 2. 事業の概要

林業に関する知識及び技術の研修を行うための施設として、林業従事者の育成、新規参入者の就業推進などを図るための研修を主に実施している。[ ] 内は、令和 3 年度の研修回数、延べ日数、受講者延べ人数。

1. 免許及び技能講習
  - ・車両系建設機械運転 [3 回、18 日、306 人]
  - ・小型移動式クレーン運転 [3 回、10 日、111 人]
  - ・玉掛け [2 回、6 日、87 人] など
2. 特別教育等
  - ・伐木等業務（チェーンソー）[7 回、21 日、234 人]
  - ・走行集材機械運転 [6 回、11 日、112 人] など
3. 高度技術取得研修
  - ・林業一般 [11 回、15 日、321 人]
  - ・森林整備 [19 回、27 日、442 人]
  - ・素材生産 [15 回、32 日、426 人]
  - ・就業相談 [3 回、4 日、61 人] など

### 3. フルコスト情報

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開館日数(日)	244	244	240	243	242
利用者数(人)	4,823	4,633	4,138	4,055	3,347
利用料金収入(千円)	-	-	-	-	-
フルコスト(千円)	67,558	55,051	51,777	51,720	44,100
事業のコスト	27,456	27,341	27,426	28,463	20,852
人にかかるコスト	1,798	1,800	1,794	1,779	1,770
物にかかるコスト	16,826	4,432	1,079	-	-
減価償却費	21,478	21,478	21,478	21,478	21,478
県民1人当たりコスト(円)	41	34	32	32	27
開館1日当たりコスト(円)	276,877	225,618	215,737	212,839	182,231
利用者1人当たりコスト(円)	14,007	11,882	12,512	12,754	13,175
受益者負担率(%)	-	-	-	-	-

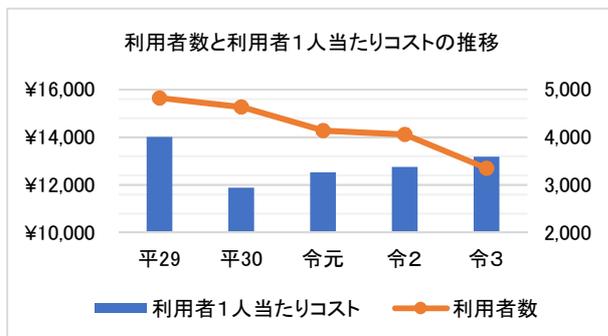
1. 減価償却費：耐用年数「22 年」（償却率：0.046）で計算している。

#### ○指定管理者について

指定管理者の公益財団法人鹿児島県林業担い手育成基金は、平成 5 年 7 月に県が 25 億円を出資して設立した県の外郭団体（出資比率 100%）であり、理事長に副知事、常務理事に県職員 OB が就いている（令和 4 年 6 月現在）。主務課からの派遣職員はいない。地域林業の担い手の育成・確保を図ることで、県林業の振興による山村地域の活性化及び県土の保全や水源のかん養、環境保全等、森林の有す

る多様な公益的機能の維持・増進に寄与することを目的としており、事務局は県林業会館内（鹿児島市山下町）に置かれている。

この団体については、平成 25 年度の県の包括外部監査で監査対象の一つとして取り上げられているので当該報告書も併せて参照されたい。データとしては少し古くなるが、事業概要や財務状況、財政的援助の状況等が報告されている（90～93 ページ）。



施設は県森林技術総合センター敷地内にあり、周辺は閑静な住宅や森に囲まれている。昭和 49 年（1974 年）に「林業技術研修所」として開設されたが、平成 12 年 3 月に施設老朽化に伴う建替えにより現在の名称となっている。土・日、祝日、年末年始が休館日とされているため（設置条例第 6 条）、開館日数は 240～244 日となっている。不特定多数の利用者を対象とした施設ではないため

コロナ禍が続いた中でも施設は開館しており、令和 2 年度、3 年度の開館日数は前 3 年間で変わりはない。ただし、利用については研修が実施できなかったこともあり、特に 3 年度は前年度と比べても利用者が落ち込んでいる。

平成 29 年度は物にかかるコストが多いが、冷暖房機 19 台、温水ヒーター 2 基ほかの修繕（16,826 千円）があったことによる。また、30 年度の 4,432 千円は冷暖房機 11 台に係る修繕、令和元年度の 1,079 千円は機械倉庫照明器具取替、浄化槽設備更新に係る修繕費である。いずれも設備機器類の修繕であり、3 件とも財源は電源立地地域対策交付金となっている。

#### 4. 事務の状況等

##### (1) 修繕費の負担区分について（意見 4）

本施設の管理物件の修繕については、1 件 10 万円未満（税込）のものは指定管理者の負担とされており、また、10 万円以上のものについても県の「承認」を受けて指定管理者が修繕を実施することができることとされている（基本協定書第 19 条）。

令和 3 年度は指定管理者の費用負担で実施された修繕が 20 件（2,164 千円）あったが、このうち、10 万円以上の修繕が 4 件（1,477 千円）報告されている（下記）。

##### 令和 3 年度の修繕実績（要約）

修繕の内容	金額 (円)	施工完了日
宿泊棟ボイラー室白アリ駆除等	871,200	令3. 6. 7
フォークリフト油漏れ修繕	121,000	令3. 8. 6
フォークリフトのタイヤ交換	157,190	令4. 2. 8
宿泊棟厨房ドアの修繕	327,140	令4. 3. 20
10 万円未満(16 件)	687,698	
計	2,164,228	

(参考) 令和元年度：1,519,818 円、令和 2 年度：1,443,654 円

一方、基本協定書の別記 1「管理業務仕様書」では、設備機器等の修繕について、指定管理者（及び施設利用者）の責めに負わない修繕の経費は、「軽微なもの」を除き県が負担することとされている（下記）。上表の「ボイラー室白アリ駆除等」、「フォークリフトの油漏れ修繕」、「フォークリフトのタイヤ交換」などは指定管理者が責めを負うような修繕とも思えないが、このような修繕も指定管理者の負担で実施されている。

## 別記1 管理業務仕様書「9 業務の基準」(抜粋)

### (1) 研修館の施設及び設備の維持管理に関する業務

#### ア 修繕に係る経費

(ア) 施設の管理上必要となる施設の修繕は、以下のとおり対応することとする。

#### ① 建築物の修繕

1) 天災や老朽化等の指定管理者及び施設利用者の責めに負わない修繕の経費は、軽微なものを除き県が負担すること。

2) 県、指定管理者いずれの責めに帰すべき事由が明確でないものについては協議の上、それぞれの負担額を決定するものとする。

#### ② 設備機器・備品の修繕

1) 指定管理者が修繕できる程度の軽微なものを除き、指定管理者及び施設利用者の責めに負わない修繕の経費は、県が負担するものとする。

(以下、略)

「軽微なもの」がいくらであるかが明確でないが、協定書にある「10万円未満」がそうだとすれば、これらの修繕は、本来、県の負担で実施すべきものであったことになる。現状の事務を見る限りでは、この金額を基準として責任を分担していることの意義が見出しにくい。

今後も経年劣化等に伴う設備機器等の日常的な小破修繕は増えることが想定されることであり、施設の維持管理上、互いの経費の分担を適切なものとしておく必要がある。

仕様書の設計も含め、見直しの要否について検討されたい。

### (2) 保険の加入者について (意見5)

基本協定書では、管理業務の実施に当たり、指定管理者の責めに帰すべき事由により管理物件や利用者等に損害を与えた場合は、指定管理者はその損害を賠償しなければならないとされている(第30条(損害賠償等)、第31条(第三者への賠償))。この場合、指定管理者に支払能力があれば問題はないが、人身事故などは賠償額も往々にして高額となるため、支払ができないケースも多分に想定されるところである。このようなリスクに備えるべく、多くの施設で、基本協定書で指定管理者に「施設賠償責任保険」へ加入すべき旨を定めており、事故等が起きた場合に当該保険からの保険金で対応することを可能としている。リスク管理上、当然の措置である。

本協定書においても、保険についての定めがあるが、他の施設の場合と異なるのは、保険加入者が「県」とされていることである(下記)。

### 基本協定書 第32条(保険)

管理業務の実施に当たり、甲(筆者注:県)が付保しなければならない保険は、次のとおりとする。

(1) 火災保険

(2) 施設賠償責任保険

(3) 普通傷害保険

実際、保険証券を閲覧して契約の内容を確かめたが、いずれも保険契約者は「県」となっている。火災保険については、施設の所有者は県であるから、県が付保することは当然としても、施設賠償責任保険、普通傷害保険については、管理運営者たる指定管理者が保険契約者として加入すべきものである(保険料の負担も指定管理者となる)。これでは第30条、第31条のリスクに備えていることにはなっていない。

付保の範囲、必要な補償内容等を指定管理者とも協議の上、当該事項の見直しが必要である。

## 7 県民の森

### 1. 施設の概要

施設のホームページ	<a href="https://www.kkmori.jp">https://www.kkmori.jp</a>
所管課	環境林務部 森づくり推進課
管理方法	指定管理者（公益社団法人鹿児島県森林整備公社〔公募〕）
所在地	始良市北山 3464-119（牟田山地区） 霧島市溝辺町有川 2987-37（丹生附（につけ）地区）
設置年度	昭和 59 年度（1984）
設置根拠	鹿児島県県民の森の設置及び管理に関する条例（昭和 59 年条例第 50 号）
設置目的	県民に森林を利用したレクリエーションの場を提供することにより、県民の保健及び休養並びに森林の造成、緑化の推進、自然環境の保全等に関する知識の向上並びに青少年の体験学習による森林愛護思想の高揚に資するため
当初想定利用者数	150,000 人
当初建設費	土 地：583,164 千円 建 物：198,642 千円（森林学習展示館：鉄筋コンクリート造） その他：598,656 千円（下記参照）
利用料金	○利用料金制度を採用 ・ターゲットバードゴルフ場：児童生徒 530 円、年間パスポート 1,580 円 など ・テニスコート：児童生徒 210 円、その他の者 430 円 など ・牟田山キャンプ場（宿泊費）：バンガロー 4,300 円、ロッジ 7,650 円 など ・丹生附オートキャンプ場（宿泊費）：バンガロー 5,250 円、コテージ 9,990 円 など このほか、減免制度あり。

### 2. 事業の概要

学習施設、自然アクティブ施設、宿泊施設としての機能を併せ持つ複合施設で、1 年を通じて季節に合った様々なイベントを実施している。

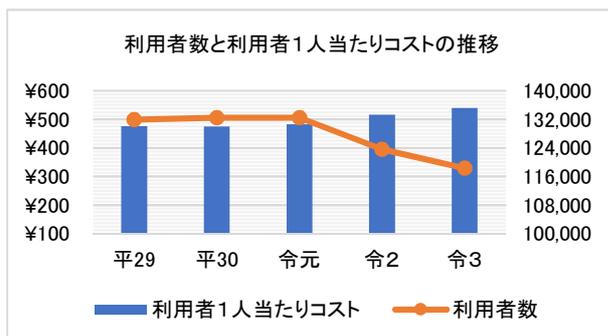
### 3. フルコスト情報

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開館日数(日)	321	320	318	302	215
利用者数(人)	131,928	132,463	132,421	123,634	118,332
利用料金収入(千円)	2,562	2,510	3,153	2,757	2,556
フルコスト(千円)	62,779	62,783	63,833	63,818	63,809
事業のコスト	57,010	57,010	58,066	58,066	58,066
人にかかるコスト	1,796	1,800	1,794	1,779	1,770
物にかかるコスト	-	-	-	-	-
減価償却費	3,973	3,973	3,973	3,973	3,973
県民1人当たりコスト(円)	38	38	39	40	40
開館1日当たりコスト(円)	195,573	196,196	200,732	211,317	296,786
利用者1人当たりコスト(円)	475	473	482	516	539
受益者負担率(%)	4.0	3.9	4.9	4.3	4.0

1. 減価償却費：メインの森林学習展示館の償却費（償却率：0.020）であるが、本施設にはこれ以外にも各種の附属施設が設置されており、これらの分を計算に入れるとフルコスト、単位当たりコストはもっと多いものになる。附属施設の主な種類と取得価額は、次のとおりである。

（金額：千円）

施設種類	金額	施設種類	金額
管理棟（オートキャンプ場）	77,870	ターゲットバードゴルフクラブハウス	26,695
野外音楽ステージ	36,557	温水シャワー	19,109
巨木の館	36,038	コテージ(5棟)	52,810
緑化センター	34,210	バンガロー(11棟)	51,700
森林総合利用センター	28,800	屋外トイレ(17か所)	83,187



本施設は、昭和 59 年の第 35 回全国植樹祭を記念して姶良市（牟田山地区）と霧島市（丹生附地区）にまたがって設置されたもので、区域面積は約 1,000ha と、東京ドーム（約 4.7ha）212 個分の広大な森林公園である。

令和 3 年度はコロナ禍拡大による県の緊急事態宣言の発令（8 月 14 日～9 月 30 日）や8 月中旬から下旬にかけての集中豪雨、また、年明け後の「まん延等防止重点措置」の適用（1 月 27 日～3 月 6 日）などによる臨時休園で、開館日数は例年に比べ大幅に少ないものとなっている。

ただ、利用者数は、全体としては前年度より落ち込んではいないものの、中央広場（牟田山地区）、保全林（丹生附地区）など屋外施設の利用状況には大きな変化はなく、利用のされ方を見る限り、コロナ禍の中でも県民に一定の効用をもたらしていることがわかる。

### ○指定管理者について

指定管理者の公益社団法人鹿児島県森林整備公社（鹿児島市山下町）は、県が 5,000 千円を出損する県の外郭団体（出資比率 28.1%）で、造林、育林等森林・林業に関する事業その他緑化に関する事業を行っている。会長は知事であるが、主務課からの派遣職員はいない。

なお、この団体については、平成 25 年度の県の包括外部監査で監査対象の一つとして取り上げられているので当該報告書も併せて参照されたい。データは少し古くなるが、財務状況、財政的援助の状況等のほか、22～24 年度の指定管理料の推移なども報告されている（97 ページ～）。

## 4. 事務の状況等

### （1）事業報告に係るモニタリングの状況

主務課では、指定管理者からの事業報告書の提出を受けた後、「実績報告書に基づく審査表」と題したシートにより業務内容の適否についての審査を実施しており、その結果を指定管理者に通知している。

審査は、【管理業務仕様書】、【基本協定書】、【収支計算書】、【事業報告書】別に合計で 217 項目の該当条項に沿って適否が判定されており、また、公有財産、貸付物品についても【施設の管理状態】の良否が判定されている。書類確認によるモニタリングとその結果のフィードバックが適切に行われているものとして、評価できるものである。事務負担は多少増えるかもしれないが、他の施設においても、是非、これを取り入れていただきたい。

### （2）保険の加入者について（意見 6）

基本協定書では、管理業務の実施に当たり、指定管理者の責めに帰すべき事由により管理物件や利用者等に損害を与えた場合は、指定管理者はその損害を賠償しなければならないとされている（第 33 条（損害賠償等）、第 34 条（第三者への賠償））。この場合、指定管理者に支払能力があれば問題はないうが、人身事故などは賠償額も往々にして高額となるため、支払ができないケースも多分に想定されるところである。このようなリスクに備えるべく、多くの施設で、基本協定書で指定管理者に「施設賠償責任保険」へ加入すべき旨を定めており、事故等が起きた場合に当該保険からの保険金で対応することを可能としている。リスク管理上、当然の措置である。

本協定書においても、保険についての定めがあるが、他の施設の場合と異なるのは、保険加入者が「県」とされていることである（下記）。

#### 基本協定書 第 35 条（保険）

管理業務の実施に当たり、甲（筆者注：県）が付保しなければならない保険は、次のとおりとする。

- （1）火災保険
- （2）施設賠償責任保険

実際、保険証券を閲覧して契約の内容を確かめたが、いずれも保険契約者は「県」となっている。火災保険については、施設の所有者は県であるから、県が付保することは当然としても、施設賠償責任保険、普通傷害保険については、管理運営者たる指定管理者が保険契約者として加入すべきものである（保険料の負担も指定管理者となる。）。これでは第 33 条、第 34 条のリスクに備えていることにはなっていない。

付保の範囲、必要な補償内容等を指定管理者とも協議の上、当該事項の見直しが必要である。

## 8 照葉樹の森

### 1. 施設の概要

施設のホームページ	<a href="https://www.omega.ne.jp/shouyoju/">https://www.omega.ne.jp/shouyoju/</a>
所管課	環境林務部 森づくり推進課
管理方法	指定管理者（かのや緑化協同組合 [公募]）
所在地	肝属郡錦江町田代麓久木野 5166-647
設置年度	平成10年度（1998）
設置根拠	鹿児島県照葉樹の森の設置及び管理に関する条例（平成11年条例第50号）
設置目的	県民に照葉樹林とのふれあいの場を提供することにより、県民の森林及び林業に関する理解を深めるとともに、自然環境の保全に関する意識の高揚に資する
当初想定利用者数	— 人
当初建設費	土地： 46,000 千円 建物： 336,956 千円（森林学習施設：木造） その他： 109,491 千円（浄水施設、電気室、駐車場・キャンプ場トイレ等）
利用料金	無料。ただし有料のイベントについては利用者負担。

### 2. 事業の概要

稲尾岳ビジターセンター（標高約 800m）を中心に大隅半島南部の雄大な自然とのふれあいの場を提供している。年間の主なイベント・行事等は、次のとおりである（要事前予約）。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 稲尾岳登山体験（西口コース約 3,300m、北口コース約 2,000m）</li><li>・ 月例登山会（通年）</li><li>・ 自然体感ウォーキング（通年）</li><li>・ 木工クラフト体験（通年）</li><li>・ 各種イベント（クワガタ教室、椎茸コマ打ち体験教室、水彩画教室、簡単炭焼き教室など）</li></ul>
---

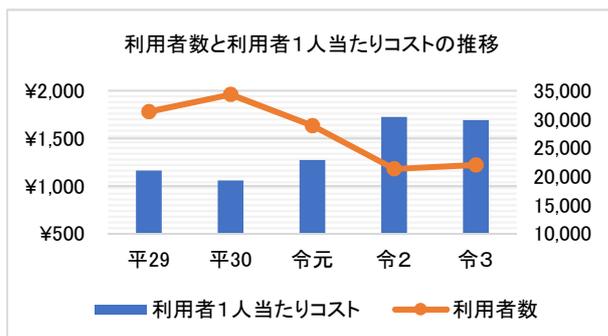
### 3. フルコスト情報

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開館日数(日)	360	361	362	339	314
利用者数(人)	31,323	34,329	28,864	21,334	22,052
利用料金収入(千円)	—	—	—	—	—
フルコスト(千円)	36,350	36,352	36,737	36,727	37,299
事業のコスト	21,000	21,000	21,389	21,389	21,967
人にかかるコスト	1,198	1,200	1,196	1,186	1,180
物にかかるコスト	—	—	—	—	—
減価償却費	14,152	14,152	14,152	14,152	14,152
県民1人当たりコスト(円)	22	22	22	23	23
開館1日当たりコスト(円)	100,972	100,698	101,483	108,339	118,786
利用者1人当たりコスト(円)	1,160	1,058	1,272	1,721	1,691
受益者負担率(%)	—	—	—	—	—

1. 減価償却費：耐用年数「24年」（償却率：0.042）で計算している。

大隅半島の南部に位置する稲尾岳（標高 930m）と木場岳（同 891m）の一带は、タブノキ・イスノキ・アカガシが原生の姿をとどめる西日本最大級の照葉樹林帯で、天然記念物・自然生態系保護地域・自然環境保全地域の指定を受けている。

本施設は、照葉樹林の保護・再生・活用をテーマとした森林公園であり、豊かな自然に親しみながら森林学習及び野外体験のできる施設として、登山道のほか森林学習施設（稲尾岳ビジターセンター）、キャンプ場、多目的広場、遊歩道等が整備されている。



施設は、年末3日間だけの休園を除いて、ほぼフルオープンであるが、令和2年度、3年度はコロナ禍の影響等で休園を余儀なくされた日が多かったため、利用者数は前3年間の平均に比べて3割程度の落ち込みとなっている。コロナ禍の影響を受ける前の5年間（平成27～令和元年度）の利用者数平均は約30,000人で、月別利用者数では、各年、5月と8月が多いものの、月例登山会、

自然体感ウォーキングなどの行事が通年で実施されていることもあり、月を問わずおおむね万遍なく利用者が訪れている。

近年の利用実績に鑑みれば、年間入込者数50,000人の目標設定（基本協定書別記1「管理業務等仕様書」7管理の方針（1）基本方針）は高すぎると思うが、利用のされ方を見る限り、県民に一定の効用をもたらしていると判断される。

### ○指定管理者について

指定管理者であるかのや緑化協同組合（鹿屋市笠之原町）は、平成15年5月に設立された団体で、組合員のためにする造園工事の共同受注や資材・苗木の共同購買、組合員の生産する緑化樹の共同販売を主な事業としている。組合の財政的規模等は不明であるが、組合員数は8社、出資金は80万円（80口）となっている（令和3年4月現在）。

施設の管理運営にあたる人員は所長以下5人と少人数であるが、所長はグリーンマスター、県森林インストラクター、自然保護員等の肩書を有しており、また、所長以外のスタッフも、各自、チェーンソー・刈払機講習、普通救命講習などの受講を修了していることから、業務遂行に必要な技能・知識を有する人員で構成されていると判断される。なお、この団体は、県のほか、鹿屋市の公園施設の指定管理者にも指定されている。

## 4. 事務の状況等

### （1）事業報告に係るモニタリングの状況

県民の森と同じ主務課ということもあるが、本施設においても指定管理者からの業務実績報告書の提出を受けた後、「事業報告書に基づく審査表」と題したシートにより業務内容の適否についての審査を実施しており、その結果を指定管理者に通知している。

審査は、【管理業務仕様書】、【基本協定書】、【収支計算書】、【事業報告書】別に合計で147項目の該当条項に沿って適否が判定されており、書類確認によるモニタリングとその結果のフィードバックが適切に行われているものとして、評価できるものである。

なお、仔細だが、本件では、業務実績報告書に口座の管理状況に問題がないことを証する書面として普通預金通帳の写し（表紙ウラの口座番号、名義人（「カノヤリヨツカキヨウドウクミアイ」）などが記載されたページのみ）が添付されている。これは、基本協定書で『管理業務に係る収入及び支出を自己の他の事業の口座とは別の口座で管理するとともに、区分して経理しなければならない。』（第6条第4項）とされていることに対応したものである。ただ、写し自体は、それなりに意味はあるが、通帳名義が、例えば、「照葉樹の森指定管理者口」とでもなっているのであればともかく、これだけでは管理業務に係る収支が他の収支と区管理されていることの証拠にはならない。特にこの団体は、鹿屋市の指定管理者も受任しているところでもあり、当該管理に係る収支との区分がなされているのか気になるところである。写しを取っておくのであれば、入出金と摘要が記帳されているページまで入手しておく必要がある（ただし、これは実地調査の際に通帳と帳簿とを照合すれば確認できることではある。）。

通帳の写しの提出が主務課の指示によるものか指定管理者が自主的に行っているものかは明らかでないが、管理業務の収支に係る資金の区分管理の必要性を理解し、一応の意が払われていることは評価したい。

## (2) 保険の加入者について（意見7）

基本協定書では、管理業務の実施に当たり、指定管理者の責めに帰すべき事由により管理物件や利用者等に損害を与えた場合は、指定管理者はその損害を賠償しなければならないとされている（第31条（損害賠償等）、第32条（第三者への賠償））。この場合、指定管理者に支払能力があれば問題はないが、人身事故などは賠償額も往々にして高額となるため、支払ができないケースも多分に想定されるところである。このようなリスクに備えるべく、多くの施設で、基本協定書で指定管理者に「施設賠償責任保険」へ加入すべき旨を定めており、事故等が起きた場合に当該保険からの保険金で対応することを可能としている。リスク管理上、当然の措置である。

本協定書においても、保険についての定めがあるが、他の施設の場合と異なるのは、保険加入者が「県」とされていることである（下記）。

### 基本協定書 第33条（保険）

管理業務の実施に当たり、甲（筆者注：県）が付保しなければならない保険は、次のとおりとする。 （1）火災保険 （2）施設賠償責任保険
---

実際、保険証券を閲覧して契約の内容を確かめたが、いずれも保険契約者は「県」となっている。火災保険については、施設の所有者は県であるから、県が付保することは当然としても、施設賠償責任保険、普通傷害保険については、管理運営者たる指定管理者が保険契約者として加入すべきものである（保険料の負担も指定管理者となる。）。これでは第31条、第32条のリスクに備えていることにはなっていない。

付保の範囲、必要な補償内容等を指定管理者とも協議の上、当該事項の見直しが必要である。

## 9 県民健康プラザ健康増進センター

### 1. 施設の概要

施設のホームページ	https:// www.kenpura.com
所管課	くらし保健福祉部 健康増進課
管理方法	指定管理者（公益財団法人鹿児島県民総合保健センター [公募]）
所在地	鹿屋市札元1-3439-3
設置年度	平成13年度（2001）
設置根拠	鹿児島県県民健康プラザの設置及び管理に関する条例(平成13年条例第12号)
設置目的	県民の健康の保持及び増進を図るとともに県民の健康づくりを総合的に支援するため
当初想定利用者数	－ 人
当初建設費	土地： 45,018 千円 建物： 3,474,399 千円（庁舎：鉄筋コンクリート造） 575,771 千円（附属棟） その他： 117,420 千円（温泉利用権）
利用料金	○利用料金制度を採用 ※利用料金は次ページ参照

### 2. 事業の概要

本文参照。
-------

### 3. フルコスト情報

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開館日数(日)	306	307	303	289	269
利用者数(人)	403,580	362,713	380,470	270,712	287,131
利用料金収入(千円)	39,290	32,712	36,120	24,593	24,040
フルコスト(千円)	316,256	319,131	315,910	322,259	336,040
事業のコスト	173,390	176,302	173,342	180,896	201,216
人にかかるコスト	13,481	13,497	13,452	13,342	1,474
物にかかるコスト	40,283	40,230	40,014	38,919	44,248
減価償却費	89,102	89,102	89,102	89,102	89,102
県民1人当たりコスト(円)	194	197	197	202	213
開館1日当たりコスト(円)	1,033,516	1,039,517	1,042,607	1,115,083	1,249,219
利用者1人当たりコスト(円)	783	879	830	1,190	1,170
受益者負担率(%)	12.4	10.2	11.4	7.6	7.1

- 利用者数：プール・多目的温泉施設、トレーニング施設、レストラン等、健康増進センター内のいずれかの施設を利用した人数（うち、令和3年度有料利用者数は128,971人）
- 人にかかるコスト：令和3年度から県出向職員2名を廃止している。
- 減価償却費：附属棟を含めて計算している（耐用年数：47年、償却率：0.022）。

### ○施設設置の経緯等

本施設は、平成7～13年度に実施された県民健康プラザ整備事業の一施設であり、県立鹿屋医療センター（県立鹿屋病院の移転改築）と一体的に整備されたものである。建設地は県農業試験場鹿屋支場跡地であるが、両建物敷地のほか、5ヘクタールの健康づくり広場を有しており、当時の概算整備事業費内訳によると健康づくり広場整備に約7.7億円が投じられている。また、当時の収支案では、年額3.6億円の支出超過を見込んでいたが、開設当初の想定利用人数は不明であり、事業のトータルコスト（建設整備費73.8億円＋年間収支差額3.6億円×見込使用年数＋修繕費＋解体コスト）と効果の事前検討の痕跡は残されていなかった。

施設の概要の項にも記載しているが、施設は県民の生涯を通じた健康づくりを総合的に支援するとともに、県内の保健所、市町村保健センター、健康づくり関連施設における健康づくり活動を支援する中核施設であり、「公益財団法人鹿児島県民総合保健センター」が指定管理者として管理運営を行っている（団体の概要等については、下記）。

県及び鹿屋市の健康増進計画には、本施設の利用による県民健康増進策が折り込まれている。

#### 健康増進計画（健康増進法第8条より自治体が作成を求められる計画）

○鹿児島県：「健康かごしま 21」（平成 25 年度～令和 5 年度）

『健康増進センターにおいて、個人の状況に応じた健康づくりプログラムの提供や健康教室等の開催等により、県民の健康づくりを総合的に支援するとともに、保健所や市町村保健センター、その他健康づくり関連施設の中核施設として、健康関連情報の提供、健康づくり活動の支援、人材の養成、健康づくりに関する調査研究等の取組を推進します。』

○鹿屋市：「第2次鹿屋市健康づくり計画」（平成 26 年度～令和 5 年度）

『健康増進センターと連携した健康づくり処方の提示、運動支援』

#### ○指定管理者について

公益財団法人鹿児島県民総合保健センター（鹿児島市下伊敷、以下「保健センター」）は、県が 5,000 千円を出捐する県の外郭団体で（出資比率 50%）、県医師会会長が理事長を務めている。施設設置時より継続してこの団体が管理運営業務を任されており、令和 3 年度の指定管理料は 196,216 千円（このほかに指定管理者支援金あり。）であった。

### 4. 事務の状況等

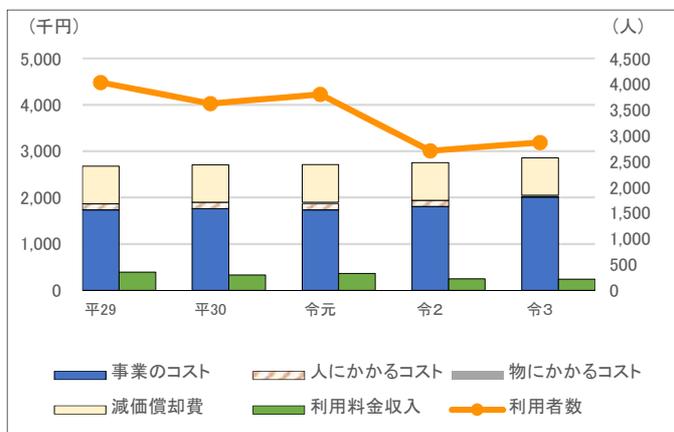
#### （1）利用の状況及び収支について

利用人数及び利用料金収入・フルコストの推移は下記のとおりである。県の資料によると、プール・多目的温泉施設有料利用者の 8 割以上が鹿屋地区の住民であり、6 割強が 60 代以上である。コロナ禍の影響で、令和 2 年度及び 3 年度は一時休館や利用時間の短縮、各種事業の縮小・中止などを余儀なくされた。この結果、利用者数は著しく減少し、特に 2 年度は、開設以来、最も少ない利用者数であった。施設の利用者数の目標は、平成 29 年度の利用者数（有料利用者数 183 千人、総利用者数 403 千人）であるため、目標値の 7 割程度までに落ち込んだ利用者数の回復が急務となる。

一方、施設にかかるコストは、固定費の割合が高く「利用者減」＝「事業費減」となりづらいことに加え、コロナ禍対策として「公の施設指定管理者支援金（令和 2 年度 5,100 千円、3 年度 5,000 千円）」を指定管理料と別に支給したことにより、元年度までと比較して増加している。

なお、指定管理者における 2 年度及び 3 年度の収支決算においても、利用料金収入の減少が影響し、指定管理者支援金を加味しても各年度約 100 万円の赤字であった。

#### 健康増進センター利用者数及び利用料金収入・フルコストの推移と主な利用料金



## (2) 再委託について

管理業務の再委託については、基本協定書で、事前に県の承認がある場合は業務の一部再委託が可能としている。ただし、全部の再委託は認められない。令和3年度の再委託費用は46百万円であり、指定管理料の約4分の1を占めている。

## (3) 施設の老朽化について

施設は設置から20年を超えており、維持補修費用の負担も増加傾向にある。令和3年度の維持補修費は29,571千円であり、4年度に壁面及び屋上防水の大規模改修工事を実施中である（工事予算90百万円）。

## (4) 旧健康科学館について

健康科学館については、以前より設置機械の整備不良や利用率低調等の問題を抱えていたが<sup>23</sup>、令和2年度より鹿屋市に使用許可を与え、同市が子育て支援施設として活用している。使用許可期間は6年3月末まで、使用料は年間294万円(税込)＋光熱費実費相当額である。

この使途変更により、県は稼働率に関わらず定額収入を得ることができる。一方、鹿屋市は新たな施設を建設することなく、鹿屋市民の認知度の高い場所で子育て支援事業を行うことができる。このように自治体の壁を越えた柔軟な利活用は、他の公の施設の利活用検討の際にも参考になるのではないだろうか。

### 使途変更後の鹿屋市子育て支援施設「あそVIVA!かのや」



## (5) モニタリングについて

指定管理者が管理すべき業務は基本協定書及び仕様書で定められており、毎年、提出される、

- ・月次報告—月次利用状況、利用料金徴収業績、利用料金減免実績
- ・年次報告—事業報告書（管理業務の実施状況、施設利用状況、健康づくりについての調査研究実施報告書、研修会講習会等の実施状況

を閲覧することにより、モニタリングを行っている。

<sup>23</sup> 平成18年度包括外部監査報告書160ページ

#### (意見8) 指定管理者が作成する収支決算書の様式について

基本協定書第25条(事業報告等)において、指定管理者は収支決算書を県に提出することが求められている。本件収支決算書には決算額のみが記載されており、予算額及び予算と実績との差異額の欄はない。協定書には収支決算書の様式は決められていないものの、予算実績差額の分析は主務課の効率的なモニタリングに有用であるため、当事項の記載指導を検討されたい。

なお、くらし保健福祉部所管の基本協定書では、予算欄及び予算実績差額欄の記載された収支決算書を様式で定めている事例もあるので、参考にされたい。

参考：(くらし保健福祉部所管) 鹿児島県障害者自立交渉センター指定管理基本協定書様式5

#### (6) 主要施策の成果公表について

地方自治法第233条第5項の規定に基づき、毎年「主要施策の成果に関する調書」<sup>24</sup>が各部局より県議会に提出されている。この調書には、事業毎に

- ・施策の目的
- ・施策の実施状況《アウトプット》
- ・施策の実施による成果《アウトカム》

が、2～3行のコメントと表等で簡潔に報告されている。

令和3年度の報告書における健康増進センター管理運営事業の成果《アウトカム》では、『県民健康プラザ鹿屋医療センター、ハートピアかごしま等と連携し、各施設や人材等を相互に活用する連携事業や県内各地で出前研修を実施することにより、事業対象者の拡大及び事業内容の充実が図られた。』と報告されている。

#### (意見9) アウトカムの認識(ハートピアかごしまとの連携)について

前述の健康増進センター管理運営事業に係る《アウトカム》は過去5年以上同じ文言で報告書に記載されている。一方で、指定管理者が県に提出する事業計画書及び事業報告書(令和2年度及び3年度)では、健康増進センターとの連携事業実施先として、

- a 鹿屋市
- b 鹿屋市等医師会
- c 鹿屋医療センター
- d 鹿屋体育大学

が報告されているものの、「ハートピアかごしま」の文言はどこにも記載されていない。

このことについて、主務課は『事業実施についての情報交換、健康増進センター広報誌や事業年報の発送を行うなど連携を図った』との認識のようであるが、《アウトカム》報告内容と現場(指定管理者)の認識は必ずしも一致していないと思われる。上記文言を成果として記載するのであれば、指定管理者から見てもハートピアかごしまを他の施設と並ぶ事業連携先と認識するほどの連携を強化されたい。

<sup>24</sup> [https://www.pref.kagoshima.jp/ab05/kensei/zaisei/kessan/documents/101925\\_20221024191421-1.pdf](https://www.pref.kagoshima.jp/ab05/kensei/zaisei/kessan/documents/101925_20221024191421-1.pdf)

## 10 視聴覚障害者情報センター（ハートピアかごしま内）

### 1. 施設の概要

施設のホームページ	http://www.shichocenter.kagoshima.kagoshima.jp/
所管課	くらし保健福祉部 障害福祉課障害者支援室
管理方法	指定管理者（社会福祉法人鹿児島県身体障害者福祉協会〔公募〕）
所在地	鹿児島市小野 1-1-1
設置年度	平成 12 年度（2000）
設置根拠	ハートピアかごしまの設置及び管理に関する条例（平成 12 年条例第 39 号）
設置目的	身体障害者福祉法第 34 条に規定する視聴覚障害者への情報提供施設
当初想定利用者数	— 人
当初建設費	ハートピアかごしま（身体障害者更生相談所）（No.48）を参照。
利用料金	無料

### 2. 事業の概要

本文参照。

### 3. フルコスト情報

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開館日数(日)	307	307	308	292	307
利用者数(人)	34,102	34,529	36,777	32,909	32,732
使用料収入(千円)	-	-	-	-	-
フルコスト(千円)	63,348	63,632	64,271	64,193	66,589
事業のコスト	54,489	54,769	55,418	55,364	57,776
人にかかるコスト	2,995	2,999	2,989	2,965	2,949
物にかかるコスト	-	-	-	-	-
減価償却費	5,864	5,864	5,864	5,864	5,864
県民1人当たりコスト(円)	38	39	40	40	42
開館1日当たりコスト(円)	206,348	207,273	208,675	219,842	216,905
利用者1人当たりコスト(円)	1,857	1,842	1,747	1,950	2,034
受益者負担率(%)	-	-	-	-	-

1. 利用者数：点字図書・DVD 等貸出延べ人数＋字幕・手話入り自主制作動画 You tube 再生回数。令和 3 年度の貸出延べ人数 18,613 人、動画再生回数 14,119 回。

2. 減価償却費：「ハートピアかごしま」は複合施設のため、本館建物減価償却費を指定管理者管理面積で按分。

ハートピアかごしま内の施設	設置義務(○) 任意(×)	指定管理者(◆) 直営(◇)
身体障害者更生相談所	○	◇
<b>視聴覚障害者情報センター</b>	<b>×</b>	<b>◆</b>
精神保健福祉センター	○	◇
障害者自立交流センター	×	◆
難病相談・支援センター	×	◇

※施設の詳細については、身体障害者更生相談所（No.48）の項に記載している。

視聴覚障害者情報センター（以下「情報センター」）は、視覚障害者・聴覚障害者の自立と社会活動への参加を促すために設置された施設である。身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）において、視聴覚障害者の意思疎通を支援する事業を実施する努力義務が地方公共団体に課されており、同法第 34 条（視聴覚障害者情報提供施設）として本施設が設置された。身体障害者手帳等を有する県内視聴覚障害者や県内の視聴覚障害者関係団体及び盲聾学校関係者が利用対象であり、利用料は無料である。

情報センターでは、

- 視聴覚障害者用図書・ビデオの利用・貸出
- 点訳・音声訳・デジター編集成等ボランティア及び手話通訳・盲ろう者通訳者等の養成・研修
- 視聴覚障害者向け各種訓練指導

等の事業を行っている。

#### 4. 事務の状況等

##### (1) 利用者数について

利用者数は、コロナ禍においても大きく変動することはなかった。これは、図書等の貸出が来所に限らず、郵送による利用も可能なためと考えられる。

なお、上表の利用者数には含まれていないが、情報センターを利用したボランティア養成講座等の講座利用者も存在する。

##### (2) 点字図書・字幕入り DVD 等の制作及びサピエ図書館について

視聴覚障害者への情報提供のひとつとして、点字図書並びに録音図書、字幕入り DVD の自主制作を行っている。また、点訳・音訳が完成したものは、「サピエ図書館」<sup>25</sup>に登録する。

サピエ図書館は、特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会が運営する視覚障害者情報総合ネットワークシステム上の図書館であり、図書資料を全国どこでもダウンロードすることが可能である。これにより情報センターへの来所や郵送貸出手続を行うことなく、利用者が直接ダウンロードした図書等に触れることができる。



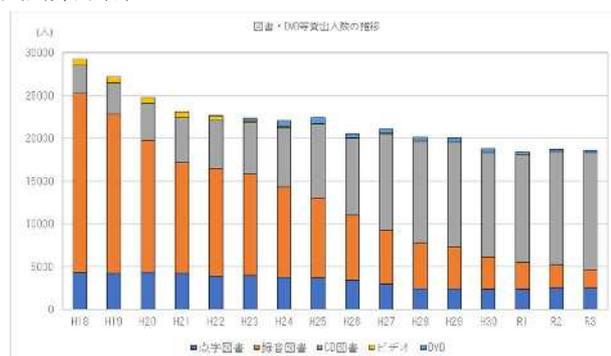
##### (意見 10) 利用対象者の拡大について

情報センターの利用者は、

- ① 県内に住む視覚、聴覚障害者（身体障害者手帳所持者）
- ② 視聴覚障害者関係団体、学校

を対象としている。

開設以来の図書・DVD 貸出数の推移は右表のとおりであり、媒体の変化はあるものの、総じて利用者数は減少傾向にある。本県の人口減、県内視聴覚障害者数減少の流れもあり、今後も利用者数の減少は続くと思われる。



一方、視覚・聴覚に衰えを感じる高齢者や身体障害者手帳・療育手帳等の判定を受けていないが

読書に困難を感じる県民にとっても、これらの音声図書等は非常に役立つものとする。これらの蔵書類は、障害者はもとより県民全体の財産でもあるため、令和元年に施行された読書バリアフリー法<sup>26</sup>も踏まえて利用者の拡大について検討いただきたい。

<sup>25</sup> サピエのホームページ: <https://sapie.or.jp/cgi-bin/CN1WWW>

<sup>26</sup> 読書バリアフリー法(「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」令和元年6月28日施行): 障害の有無に関わらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に向けて、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

## ○指定管理者について

平成18年度から指定管理者制度を導入しており、導入初年度より社会福祉法人鹿児島県身体障害者福祉協会（以下「福祉協会」）が指定を受けている。当団体は平成12年度（情報センター開設）～17年度の管理業務委託契約先であり、開設時より22年間にわたり情報センターの管理業務を担っている。

現行指定期間（令和3～7年度）に係る指定管理者の募集は公募方式であったが、申請者は当団体のみであった。なお、申請者が1団体の場合においても、選定委員会において募集要綱に記載した配点基準に基づき評価を行い、議会の議決を経て決定されている。

基本協定書における管理業務の範囲は、センターの施設維持管理業務に加えて、身体障害者福祉法第34条に規定する便宜の供与に関する業務、各種講座・生活訓練事業等であり、施設の物的管理だけではなく、視聴覚障害者支援事業を適正に遂行できる事業者という点を重視している。

指定管理料の内訳は、右表のとおりであり、事業費が各種支援事業に係る費用である。令和3年度に事業費が増加している理由は、盲ろう者通訳・介助員派遣事業及び手話通訳者・要約筆記者派遣事業の追加による。

	令和2年度	令和3年度
運営費	51,795千円	52,556千円
事業費	3,569千円	5,220千円
指定管理料計	55,364千円	57,776千円

指定管理業務のほか、県は聴覚障害者支援事業を福祉協会に委託している。指定管理業務に含まれる事業と委託事業は、下記のとおりである。

指定管理業務	委託業務（契約方法）
音訳奉仕員養成講習会	
中途失聴者・難聴者手話講習会	
聴覚障害者情報・交流講座	
手話通訳者・要約筆記者試験事前対策講座	
手話通訳者等研修講座	
小中学校への講師派遣	
一日点字教室、一日手話・聴覚障害教室	手話講座等開催事業（一者随意契約） ・手話講座の開催 ・出前手話講座の開催
全国視覚障害者情報提供施設大会（職員研修会）	
点字担当者研修会・録音担当研修会・テキストデイジー担当研修会	
九州視覚障害者情報提供施設大会（施設職員及びボランティア研修会）	
サビエ研修	
全国聴覚障害者情報提供施設大会（職員研修）	
全国聴覚障害者向けソフト制作担当職員研修会	
	手話奉仕員養成研修事業（一者随意契約）
点訳奉仕員養成研修事業	
音訳奉仕員養成研修事業	
デイジー編集奉仕員養成研修事業	
手話通訳者養成・登録試験事業	
手話通訳者養成指導者研修事業	手話通訳者指導者養成研修事業（一者随意契約）
手話通訳者養成に携わる指導者を対象に新しい知識の習得や手話通訳技術の向上を図るための研修会（年2回）	手話通訳者の養成に必要な指導者を養成するための研修会（対象者：ろう者講師・聞こえる講師のペア30名、9回講義）
社会福祉法人全国手話センターに講師派遣依頼	社会福祉法人全国手話センターに講師派遣依頼
要約筆記者養成研修事業	
字幕制作ボランティア養成研修事業	
盲ろう者通訳・介助員養成事業	
盲ろう者通訳・介助員派遣事業	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	遠隔手話通訳サービス運用事業（一者随意契約）
・県内の障害者団体が主催する広域的な行事に手話通訳者、要約筆記者を派遣する	場所：情報センター
・手話通訳者の派遣が困難な場合、スマホやタブレットを利用して、遠隔手話サービスを提供する。	対象者：新型コロナウイルス感染症の相談をして、病院を受診することになった場合や災害発生時であって、県内の聴覚障害者である者。
	かごしま県手話言語条例普及啓発事業（一者随意契約）

※「一者随意契約」の理由：当該業務に精通している団体は他にないものと考えられるため。

### (意見 11) 指定管理業務と委託業務の見直しについて

上表に示した指定管理業務と委託業務は、重複はしていないものの、非常に類似した業務内容である。業務委託の場合、個々の委託業務に対し、委託業務執行伺・推薦委員会会議録・見積依頼・予定価格調書・見積書・暴力団排除措置対象法人照会結果・契約書・契約締結伺・支出負担行為票・事業計画書及び承認伺・支出負担行為支出命令票・検査調書・支出命令票と多くの書類を作成及び承認している。

上記委託業務は新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた時限的事業であるため、指定管理協定とは別に委託業務契約を締結せざるを得ないとのことであったが、次回指定管理協定締結時には、業務内容の類似性や、個々の委託業務に係る事務工数及び印紙代等コストの削減の観点より、現行の委託業務の中に指定管理業務に包含することが可能な業務がないか検討されたい。

### (意見 12) 指定期間をまたぐ所有権移転ファイナンスリースについて

情報センターの指定期間は「令和3年4月～令和8年3月」であるが、指定管理者が保有する施設内 LAN (点字編集システム) 及び関連機器一式のファイナンスリース契約 (リース総額 17,965 千円) のリース期間は「令和2年4月～令和7年3月」となっている。

令和2年度以前より福祉協会が継続して指定管理者であった点を考慮しても、公募である指定管理者制度において、3年度以降に指定管理者に選定されることを前提としたと考えられるリース契約を締結することは望ましくないと考える。

リース期間と指定期間

	平 28	平 29	平 30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7
リース期間										
指定期間										

本件について、主務課の回答は、『情報センターについて、指定管理制度が導入された平成 18 年以降、公募により指定管理者を選定しており、同法人による指定管理者の継続を前提としているものではありません。情報システム関係の機器は、一般的に 5 年程度の貸与期間でリース料が算定されるものと認識しており、費用の低減・平準化等を考慮して、どのような内容でリース契約を締結するかについては、指定管理者の法人における経営判断と考える。』とのことであった。

一義的には指定管理者の法人における経営判断との点には同意する。しかし、本件ファイナンスリースは中途解約や取り外して他に転用することが困難であり、5 年間使用を継続することを前提とした契約であるため、仮に今回の公募で他法人が指定管理者に選定された場合には、残存リース料約 1,400 万円について指定管理者が損害を被ることとなる。このようなリスクを回避するためにも、今後、指定管理者が高額ファイナンスリースを契約する際には、指定管理期間と契約状況についても指導されたい。

## 11 障害者自立交流センター（ハートピアかごしま内）

### 1. 施設の概要

施設のホームページ	<a href="https://heartpiakagoshima.jp/">https://heartpiakagoshima.jp/</a>
所管課	くらし保健福祉部 障害福祉課障害者支援室
管理方法	指定管理者（社会福祉法人鹿児島県身体障害者福祉協会 [公募]）
所在地	鹿児島市小野 1-1-1
設置年度	平成 12 年度（2000）
設置根拠	ハートピアかごしまの設置及び管理に関する条例(平成 12 年条例第 39 号)
設置目的	障害者の各種相談、機能回復訓練、社会適応訓練や、文化教養、スポーツ、レクリエーションなどの事業を通じて、障害者と県民との活発な交流をサポートし、障害者の積極的な社会参加を図る
当初想定利用者数	— 人
当初建設費	ハートピアかごしま（身体障害者更生相談所）(No.48) を参照。
利用料金	○利用料金制度を採用 障害者：無料 障害者以外の者：指定管理者が定める金額

### 2. 事業の概要

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 障害者に対する日常の相談業務</li> <li>2. 障害者に対する機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与 <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ大会、スポーツ教室、文化教室等障害者自立交流促進事業の実施</li> <li>・自主的に活動している障害者団体等への支援</li> </ul> </li> </ol>
---

### 3. フルコスト情報

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開館日数(日)	307	307	308	292	307
利用者数(人)	127,223	131,760	120,778	58,463	63,836
利用料金収入(千円)	8,525	8,600	8,114	3,809	4,528
フルコスト(千円)	80,284	80,451	80,657	79,880	83,313
事業のコスト	46,812	46,978	47,188	46,420	49,860
人にかかるコスト	1,198	1,199	1,195	1,186	1,179
物にかかるコスト	-	-	-	-	-
減価償却費	32,274	32,274	32,274	32,274	32,274
県民1人当たりコスト(円)	49	49	50	50	52
開館1日当たりコスト(円)	261,511	262,055	261,873	273,562	271,378
利用者1人当たりコスト(円)	631	610	667	1,366	1,305
受益者負担率(%)	10.6	10.6	10.0	4.7	5.4

1. 利用者数：各施設の延べ利用人数合計

2. 利用料金収入：一般利用者からの施設使用料収入

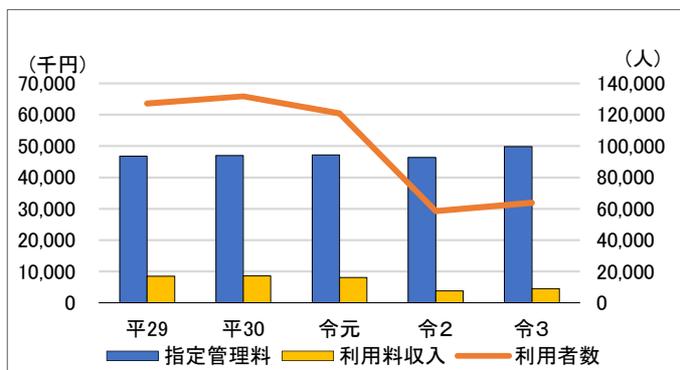
3. 減価償却費：「ハートピアかごしま」は複合施設のため、本館建物減価償却費を指定管理者管理面積で按分。ただし、アーチェリー場（260,358千円）に係る減価償却費は、全額、本施設にて計上している。

ハートピアかごしま内の施設	設置義務(○) 任意(×)	指定管理者(◆) 直営(◇)
身体障害者更生相談所	○	◇
視聴覚障害者情報センター	×	◆
精神保健福祉センター	○	◇
<b>障害者自立交流センター</b>	<b>×</b>	<b>◆</b>
難病相談・支援センター	×	◇

※施設の詳細については、身体障害者更生相談所（No.48）の項に記載している。

障害者自立交流センター（以下「交流センター」）は、体育施設（体育館、温水プール、グラウンド、アーチェリー場等）と文化施設（多目的ホール、研修室、調理実習室等）を有する交流施設である。

〔表 1〕 指定管理料、利用料金収入及び利用者数の推移



利用料金収入の大部分は多目的ホールと温水プールである（〔表 2〕）。令和 2 年度、3 年度はコロナ禍による休館や利用自粛に伴い、利用者数及び利用料金収入は著しく減少している。ただし、交流センターは障害者の福祉増進が主目的であるため、障害者及び介護者は無料であり、当初より、利用料金で施設運営費全体を賄うことは目標とされていない。なお、利用料金制度を採用しており、利用料収入が指定管理者の収入となる代わりに、県が支払う指定管理料は、利用料収入見込み額を考慮した金額となっている。利用については、障害者に優先予約権があるが、予約が入っていないときは一般県民の利用も可能である。

利用料収入が指定管理者の収入となる代わりに、県が支払う指定管理料は、利用料収入見込み額を考慮した金額となっている。利用については、障害者に優先予約権があるが、予約が入っていないときは一般県民の利用も可能である。

〔表 2〕 施設及び利用料金一覧（抜粋）

場所	面積等	利用料金(1時間当たり)
多目的ホール（グランドピアノあり）	152～190 席（電動収納架椅子、折り畳み椅子の場合は最大 200 席）	2,710 円
研修室 2 室	各定員 24 名	1 部屋 190 円
和室 2 室	8 畳、6 畳	1 部屋 150 円
バスケットボール（体育館）	1 面	1 面 580 円
バレーボール（体育館）	2 面	1 面 300 円
卓球台 8 台、盲人卓球室あり	盲人卓球室 39.76 m <sup>2</sup>	1 台 60 円
温水プール	25m×6コース・ミニプール	大人 1.5 時間利用 320 円
トレーニング室	141.81 m <sup>2</sup>	高校生以上1回 130 円
調理実習室(定員 15 名車椅子利用者向け調理台設置)	48.43 m <sup>2</sup>	150 円
グラウンド(トラック走路、テニスコート 外)	5,308 m <sup>2</sup>	380 円
アーチェリー場	4 面	1 面 150 円

主な場所別利用者数では、障害者・介護者と一般の利用割合はおおむね半分であり、障害者・介護者はプール利用が多く、多目的ホールは一般の利用が多い。多目的ホールは講演・発表会等様々な目的で地域住民に利用されている（〔表 3〕）。

〔表 3〕 主な場所別利用者数（人）

区分	多目的ホール		温水プール		体育館		施設計	
	障害者・介護者	一般	障害者・介護者	一般	障害者・介護者	一般	障害者・介護者	一般
令和2年度	950	7,941	8,130	13,114	9,550	19,880	28,792	58,463
	6,991		4,984		10,330		29,671	
令和3年度	1,112	8,632	7,936	13,979	11,183	23,407	29,677	63,836
	7,520		6,043		12,224		34,159	

④ 上段：障害者・介護者、下段：一般

## ○指定管理者について

視覚障害者情報センター（No.10）と同じ指定管理者につき、記載は省略する。なお、令和 3 年度は指定管理料がやや増加しているが、令和 3～7 年度指定管理者公募時事業計画における障害者スポーツ指導員等有資格者の定期昇給及び職員 1 名増員によるものであり、一過性の要因ではない。

#### 4. 事務の状況等

##### (1) 指定管理者の保険加入について（意見 13）

基本協定書において、指定管理者の過失による損害賠償責任及び第三者への賠償責任を定めている（第 34 条、第 35 条）。しかし、他の施設の基本協定書と異なり、本協定書には指定管理者自身に施設賠償責任保険加入を義務づける条項が付されていない。

本意見に対し、主務課からは『県ハートピアかごしま所長名義で交流センターを含むハートピアかごしま全体に対する施設賠償責任保険を契約しており、指定管理者の名義かつ会計で施設賠償責任保険に加入する必要はないものとする。』旨の回答を得た。

しかし、基本協定書の条項に照らして指定管理者に損害賠償責任があるため、指定管理者の支払能力を超える高額な損害賠償金を請求された場合、県が支払った賠償金を指定管理者より回収出来ないリスクが存在する。このようなリスクに対応するため指定管理者名義かつ指定管理者の会計において、施設賠償責任保険に加入すべきと考える。

【参考】「県民健康プラザ健康増進センターの管理に関する基本協定書」(甲: 県、乙: 指定管理者)  
 第 35 条2 乙は、管理業務の実施に当たり、次の損害賠償責任保険等に参加し、当該保険に係る保険証券の写しを甲に提出しなければならない。  
 (1) 施設賠償責任保険

##### (2) 「指定管理者支援事業費補助金」の収入記載もれについて（意見 14）

指定管理者支援事業費補助金は、「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う利用者の減少等により、施設運営に係る深刻な影響が生じている公の施設の指定管理者の事業継続等を支援し、もって施設の適切な管理運営を図るため」の補助金であり、施設単位で支給される。交流センターには、令和 2 年度に 2,100 千円、令和 3 年度に 250 千円が交付されているが、両年度の指定管理者事業報告には本件補助金を収入に含めていなかった（〔表 4〕）。

指定管理者支援事業費補助金(県→指定管理者)(千円)		
区分	令和2年度	令和3年度
障害者自立交流センター	2,100	250
視聴覚障害者情報センター	100	0

〔表 4〕 指定管理者外部報告用決算書と県提出事業報告書（要約）（金額：千円）

	令和2年度			令和3年度		
	拠点区分資金収支計算書 ※1	指定管理者事業報告書 ※2	差引	拠点区分資金収支計算書	指定管理者事業報告書	差引
受託金収入(指定管理者)	46,420	46,420	-	49,860	49,860	-
受託金収入(県受託業務)	1,098	-	1,098	3,244	-	3,244
受託金収入(その他受託業務)	795	-	795	1,374	-	1,374
施設使用料収入(指定管理者)	3,809	3,809		4,528	4,528	-
<b>補助金収入(指定管理者支援事業費補助金)</b>	<b>2,100</b>	<b>-</b>	<b>2,100</b>	<b>250</b>	<b>-</b>	<b>250</b>
補助金収入(施設整備等)	941	-	941	-	-	-
収入計	55,163	50,229	4,934	59,256	54,388	4,868
支出計(人件費、事業費、事務費外)	53,209	50,229	2,979	58,181	54,388	3,793
<b>収支差額</b>	<b>1,954</b>	<b>-</b>	<b>1,954</b>	<b>1,074</b>	<b>-</b>	<b>1,074</b>

※1 社会福祉法人の事業を拠点別に区分した資金計算書「障害者自立交流センター資金収支計算書」。

社会福祉法人財務諸表等電子開示システム (<https://www.wam.go.jp/wamnet/zaihyoukaiji>) より入手。

※2 指定管理者が県に提出する事業報告書

指定管理者事業報告書の収支差額に指定管理者支援事業費補助金を加味すれば、令和 2 年度は 2,100 千円、3 年度は 250 千円の黒字となる。本件補助金の支出目的は「減収で施設運営に深刻な影響が生じている施設への補助」であり、補助金額分の黒字が発生するのであれば支出目的と矛盾する。

この矛盾は、指定管理者が過年度より継続して「収入」＝「支出」の事業報告書を提出していることと、県がそれをモニタリングし続けていたことが要因と考える。

公の施設のマネジメントにおいて収支差額の分析は必須事項であり、「収入」＝「支出」形式を整えた事業報告書は分析対象として適格ではない。黒字が多額に発生した場合に次年度以降の指定管理料を減額されるのではという指定管理者の危惧も推量するが、施設管理のモニタリングには収支の実情把握が不可欠である。

### （３）利用料金の返還事務について

施設の利用は事前予約制であり、「利用許可申請書」（条例第 1 号様式の 2）「利用許可書」（同第 2 号様式）を交わすことにより成立する。利用料金は当初前納制であったが、コロナ禍による休館に伴い、利用予約者への料金返還手続き及び県への報告作業が著しく増加した。令和 2 年度返還額 95,680 円について、338 件（平均返還額 290 円）の返還手続き及び事業報告書への記載が発生した。このため、3 年度より、返還事務が発生しないよう利用当日受付時に窓口で利用料金を収受することに変更した。感染症による長期一斉休館などの事象は未曾有の危機事象ではあったが、課題に対して生産性を高める工夫を行っている点は評価できる。

### （４）管理物品の情報共有について（意見 15）

基本協定書の別記 3 「管理物品一覧表」（以下「一覧表」）における固有物品は、指定管理者にその管理が求められている（協定書第 20 条）。交流センターの所有物品は、スポーツ施設やホールという性格上、多岐にわたり、一覧表には 170 点以上の備品が計上されている。

現地で当該物品の所在を確認したところ、現物資産に貼付されている「鹿児島県備品整理票」（以下「備品シール」）の情報（資産番号、取得日等）が一覧表に記載されていないことから、現物と一覧表との照合が困難であった。現物管理業務を円滑に行うためには、一覧表の物品情報を備品シールと合わせることを有用と考える。

なお、現状、一覧表は手入力で作成されている。備品シールは物品管理システムから出力されることから、一覧表を手入力に替えて物品管理システムデータを加工して作成することにより、作業効率・網羅性・物品照合性が向上するものとする。

### （５）受付システムの情報セキュリティについて（意見 16）

交流センターの受付システムの OS は「Windows 7」であった。同 OS は既に令和 2 年 1 月にマイクロソフト社のサポートが終了しており、これ以降のセキュリティ更新プログラムが提供されない<sup>27</sup>。当センターのパソコンは法人内 LAN で接続されており、受付システムを搭載しているパソコンも法人内 LAN を経由してインターネット接続している。近年、ランサムウェアによる病院や図書館等公的機関の被害が増加しており、障害者手帳番号等重要な個人情報を取り扱う当センターにおいても OS のバージョンアップが必要と考える。

【参考】サイバーセキュリティ対策の基本ルールの定着（警視庁ホームページより。文中太字は筆者加工）

○ランサムウェアによる被害に遭わない、または、被害を最小限に抑える対策

ランサムウェアに限らず、必要なサイバーセキュリティ対策の基本は、様々なセキュリティ関連組織から発せられていますが、この基本が確実にできなければ、高性能なセキュリティシステムを導入しても被害に遭う確率が高まります。

業務としてインターネット等を利用している以上

・ウイルス対策ソフトやセキュリティソフトを導入する

・OS やアプリケーション、セキュリティソフト等のアップデートは必ず行う

・被害に遭っているかもしれないと思ったときの相談先、報告先を周知しておく

など確実に対応できる基本ルールを準備しておきましょう。

<sup>27</sup> 「サポート終了後も Windows 7 をインストールし、ライセンス認証することはできます。ただし、セキュリティ更新プログラムがないことが原因となり、セキュリティのリスクやウイルスの被害を受ける可能性が高くなります。」(Microsoft 社 HP windows サポート「Windows 7 のサポートは 2020 年 1 月 14 日に終了しました」より)

## 18～20、36 県営住宅・特定公共賃貸住宅

### 1. 施設の概要

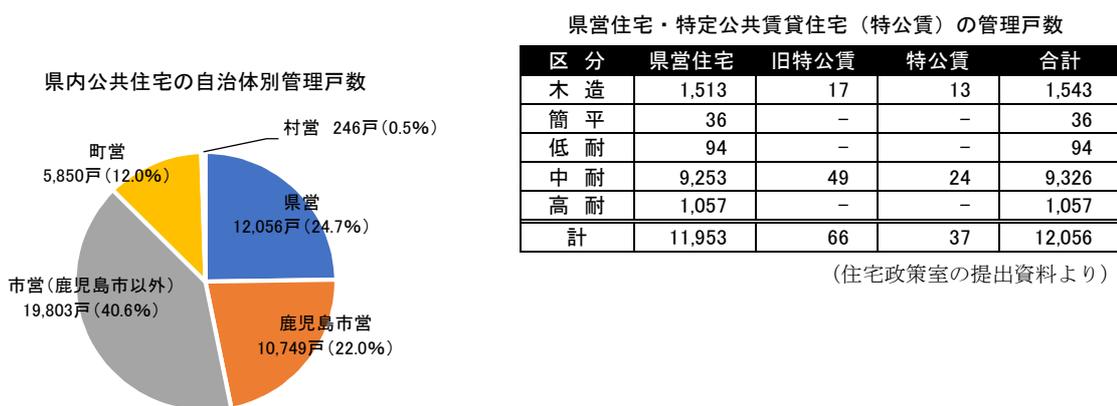
県営住宅は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）及び鹿児島県営住宅条例（平成4年条例第43号）に基づいて設置されている。県民が健康で文化的な生活を営むことができるよう、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、県民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする<sup>28</sup>。所管課は、土木部建築課住宅政策室である。

家賃は収入に応じて毎年度決定されるため、収入が前年度より増えた場合、翌年度の家賃が高くなることもあるが、それでも民間の同程度の条件の賃貸住宅と比べておおむね半額以下に抑えられている。築年数や住戸タイプ（2DK、3LDKなど）等により異なるが、例えば、鹿児島市内の住宅だと、3DKで月額家賃は18,500円～（星ヶ峯団地、完成年度1980～1982年）、3LDKで33,300円～（下荒田団地、建設年度1993年）などとなっている。

特定公共賃貸住宅は、県営住宅の入居基準の所得区分を超える中堅所得者を対象とした住宅で、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）及び鹿児島県特定公共賃貸住宅条例（平成8年条例第55号）に基づいて設置されており、県営住宅と同じく、県民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

令和4年4月1日現在で、県営住宅は県内13の地区（鹿児島市ほか18市、13町）において148団地、管理戸数12,019戸（旧特定公共賃貸住宅（特定公共賃貸住宅としての用途を廃止した住宅で、県営住宅と同様に低額所得者を対象とする住宅）66戸を含む。）が設置されている。また、特定公共賃貸住宅は、弥次ヶ湯団地（指宿市、6戸）、コスモタウン南種子団地（南種子町、5戸）、南風ハイツ大勝団地（龍郷町、5戸）など13団地に併設されており、管理戸数は37戸となっている。

なお、県内の公共住宅には、県営のほか市町村営のものがあり、県営・市町村営合わせた管理戸数は、公営住宅47,627戸、特定公共賃貸住宅979戸、旧特定公共賃貸住宅又は準特優賃住宅98戸の計48,704戸となっている。住宅の構造は「中層耐火」（3階～5階建て）のものが全体の63.0%と最も多い（令和4年4月1日現在）。



<sup>28</sup> 鹿児島県／県営住宅について (pref.kagoshima.jp)

## 2. 管理の方法

鹿児島市内、鹿児島市外及び大島郡与論町内の団地は指定管理者による管理、離島地区（与論町内を除く。）の団地は直営による管理となっている。

鹿児島市内は、管理委託制度の時代から公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センターが管理を任されており、平成18年4月からの指定管理者制度導入後も同団体が引き続き指定管理者として管理を行っている（第1期（平成18年度～20年度）は公募によらない「特定」、その後の期間は提案公募による選定）。

鹿児島市外は、平成22年度から指定管理者制度が導入されており、提案公募による選定で南和産業グループ（株式会社南和産業、株式会社オーリック不動産、株式会社南生建設）が第1期（平成22年度～25年度）から継続して指定管理者に指定されている。

与論町内の団地（宇和寺団地、3棟24戸）は平成24年度から27年度にかけて整備されたもので、平成24年9月から与論町が公募によらないで選定されている。条例（7①IV）及び県の「指定管理者の指定方針」の『その他知事等が特に必要と認めるとき』<sup>29</sup>に該当するとして「特定」としたものであるが、具体的には、

- 与論町から管理の申し出があり、町営住宅（40戸）管理の実績・ノウハウを有する同町において、町営住宅と一体的に入居者の募集・管理を行うことで効率的な管理が行えること
- 一体的な管理が行われるため、県営住宅の管理に係る新たな人件費が生じないこと
- 住民にとっても窓口の一本化など、利便性が向上すること
- 管理戸数24戸と小規模で、かつ、単独離島という地理的条件もあり、公募したとしても管理コストの低減など民間委託による大きなメリットが期待できないこと

などが理由として挙げられている。理由としては納得できるものであり、「特定」としたことに問題はないと考える。

そもそも、与論町内の団地に指定管理者制度を導入したのは、与論町には県の担当者が常駐しておらず、指定管理者制度により新たな管理体制を整備することなく管理が可能となることからであり、この点、住民サービスの向上、経費の縮減に主眼が置かれた鹿児島市内、鹿児島市外の団地とは目的をやや異にするものである。

なお、与論町以外の離島地区の団地については、

- 離島各地に団地が分散しているため民間事業者での対応が難しい（スケールメリットがない）
- 仮に応募があったとしても、現在の住民サービスを維持できるとは想定できない

こと等から所管する出先機関（支庁、事務所）が直接管理を行っている。

### 県営住宅の管理主体、現行指定期間、委託料（令和4年4月1日現在）

地区(管理戸数)	管理主体	現行指定期間	委託料(千円)	
鹿児島市内(4,771戸)	(公財)鹿児島県住宅・建築総合センター	平31.4.1～令6.3.31	1,234,050	
鹿児島市外(5,795戸)	南和産業グループ	平31.4.1～令6.3.31	1,361,663	
離島地区	与論町内(24戸)	与論町	令4.4.1～令9.3.31	2,950
	その他(1,466戸)	県	—	—

① 管理戸数には、特定公共賃貸住宅（37戸）、旧特定公共賃貸住宅（66戸）を含む。

② 委託料（指定管理料）は、当初債務負担行為額（5年分）

<sup>29</sup> 「指定管理者の指定方針」4 指定管理者の選定（1）募集 エ その他知事等が特に必要と認める次のようなとき（抜粋）

（ア）施設整備の経緯や市町村との施策の一体的推進、市町村による経費等の一部負担の現状などから、施設所在の市町村又は、当該市町村が出資若しくは経費を負担している団体に管理を行わせることが適当と認められるとき。

指定管理者に委託できる業務と委託できない業務

委託できる業務	委託できない業務
<ul style="list-style-type: none"> <li>○家賃の徴収・滞納指導</li> <li>○敷金の徴収</li> <li>○入居者の募集</li> <li>○修繕行為</li> <li>○収入申告書の送付・受付</li> <li>○退去の受付・審査</li> <li>○駐車場の管理 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家賃の決定・減免</li> <li>●敷金の減免</li> <li>●家賃及び敷金の徴収猶予</li> <li>●入居者の決定</li> <li>●模様替え、増築に係る承認</li> <li>●同居承認</li> <li>●入居継承承認</li> <li>●高額所得者に対する明渡し請求</li> <li>●損害賠償の請求</li> <li>●損害金の徴収 など</li> </ul>

- 1 公営住宅法の規定により事業主体のみが行うことができる事務と整理されるものについては指定管理者に行わせることができない(第16条ほか)。
- 2 使用料の強制徴収(法231の3)、不服申立てに対する決定(法244の4)、行政財産の目的外使用許可(法238の4④)等法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については指定管理者に行わせることができない(平15・7・17通知)。

3. 事務の状況等

(1) 経費縮減効果の検証

指定管理者制度導入の目的の一つが「経費の縮減」にあるので、鹿児島市内と鹿児島市外について制度導入後の3指定期間の指定管理料の推移を見てみたい。

指定管理料の支払は、指定期間に係る債務負担行為額(5年分)を各年度に分けて執行されており、各年度の指定管理料は、途中、成果制度を反映した契約額の若干の増減があるものの、大きくは変わらない。よって、推移は各指定期間の1年当たり平均額で見ている。なお、鹿児島市外は平成22年度からの指定管理者制度導入のため、平成21～25年度の金額は4年間の平均である。成果制度については、後述。

指定管理料(1年当たり平均額)の推移(金額:千円)と1戸当たり管理コスト(金額:円)

地区	期間	平 21～平 25	平 26～平 30	平 31～令 4	1戸当たり管理コスト	
		(消費税率5%)	(消費税率8%)	(消費税率10%)	平 22	令 4
鹿児島市内(4,771戸)		256,440	248,983	247,924	52,661	52,512
管理業務費		94,025	81,896	76,132	19,397	16,029
維持管理費		162,415	167,087	171,792	33,264	36,485
鹿児島市外(5,795戸)		261,222	266,105	270,756	45,978	46,966
管理業務費		83,979	83,739	85,242	15,454	14,914
維持管理費		177,243	182,366	185,515	30,524	32,053

(住宅政策室の管理資料より)

1. **管理業務費**：入居者の公募、入退居及び入居者への指導、連絡等の業務に関する費用(人件費、物件費、その他経費)。金額は指定管理者が提出する収支計算書(提案額)に基づいて協議を行い、毎年度予算の範囲内で定めることとしている。
2. **維持管理費**：共同施設的环境整備及び維持修繕に関する業務に係る費用。金額は県が提示する額である。「年度別協定」の維持修繕費は、指定管理者と協議を行い、毎年度予算の範囲内で定めることとしているが、余剰が出た場合は返還する精算方式としている。

鹿児島市内は減、鹿児島市外は増となっているが、3指定期間中に消費税率の改正による増税が2度あるので、増税分を除けば鹿児島市外も実質減で推移している。平成21～25年度の指定期間における1年当たり指定管理料と現行指定期間の1年当たり指定管理料とを比べると、鹿児島市内は9,319千円(約4.0%)の減、鹿児島市外は2,641千円(約1.0%)の減となっている(税抜ベース)。

数値を見る限り、経費の縮減はなされていると判断される。

なお、鹿児島市内、鹿児島市外とも総額では指定管理料は縮減されているが、維持管理費は減っておらず、委託業務もメンテナンスの方に重きが置かれてきているのがわかる。

## (2) 管理業務費の「人件費」の積算について（意見 17）

管理業務費の主要を占める「人件費」について、現行指定期間に係る公募選定時の収支予算書から鹿児島市内、鹿児島市外の指定管理者2者の積算の仕方を比べてみた。

両者の積算には、以下の違いがみられる。

### ①積算項目について

収支予算書では、参考費目として「給料」と「報酬」しか示されていないためか、積算されている項目が両者同じではない。南和産業グループ（以下「南和G」）の人件費は、「給料」と「法定福利費」の2項目で積算されているのに対し、鹿児島県住宅・建築総合センター（以下「住建センター」）の人件費には2項目のほか、「諸手当」（通勤手当、住宅手当、扶養手当、資格手当）、「賞与」、「退職積立金」が計上されている。

通常、人件費といえば、労働の対価として定例的に支払われる給料手当、賃金、報酬、法定福利費などであり、一定の支給事由を満たした場合に請求権が生じる退職金は含まれない。この点、南和Gの費目の取り方は適切である。

一方、住建センターの人件費に「退職積立金」（退職給付費用）が積算されていることは、不合理とまでは言わないが、指定管理者間の公平性の点から疑問である。そもそも、制度上、指定期間ごとに協定がリセットされ、次の指定期間も指定管理者に選定される保証はないことを考えれば、本来、退職金まで積算に織り込むことなどできないはずである（指定期間ごとに雇用関係もリセットされ、その都度退職金が支払われるというのであれば話はわかる。）。

指定管理者の人件費に退職給付費用を含めるかどうかは、現状、明確な基準等がないが、指定管理者間で公平を欠くことにならないよう、「賞与」の扱いも含め、県として考え方を整理しておく必要がある。

### ②積算根拠について

経費は積算根拠等を詳しく記入することとされている。南和Gについては、給料月額、従事人数、従事月数、従事者の所属・職位等が示されており根拠は明確であると言える（物件費、その他経費も同じようになっており、あるべき積算のあり方だと思う。）。

一方、住建センターについては、そもそも人数情報が記されていない。事業計画書で組織全体の人数、担当業務等は掴めるが、具体的に誰と誰の分（又は何人分）が積算されているのかがわからず、根拠が明確でない。1人当たりの人件費がわからなければ、業務従事者が適正な労働条件の元での業務となっているのかも検証できないはずである。業務の性質上、各人別に積算するのが困難なため全体の人件費の一定割合を計上、あるいは前期の指定期間における実績等をベースに計上しているのかもしれないが、そうであれば、せめてその旨を備考欄に記入させるようにすべきである。特に、住建センターは平成31年4月から鹿児島市営住宅の指定管理業務も受託しているところであり、市営住宅の管理経費との区分がどうなっているのかも気になるころではある。いずれにしろ、根拠を明確にして積算させるようにする必要がある。

### (3) 指定管理者との責任分担

管理運営に係る指定管理者との責任の分担については、基本協定書の別記3「基本的な責任分担表」に定められている。項目は次の7つからなり、内容により県又は指定管理者の責任とされている。

基本協定書 別記3「基本的な責任分担表」

項目	内容	県	指定管理者
1 施設、設備、備品、資料等の損傷など	指定管理者による管理の瑕疵によるもの		○
	施設の設置に関する瑕疵によるもの	○	
2 管理運営に係る事故等による第三者への損害賠償	指定管理者の責に帰すべき事由によるもの		○
	施設の設置に関する瑕疵によるもの	○	
3 不可抗力への対応	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な現象）に起因する施設修繕、事業中断等による経費増など	○	
4 物価変動、金利変動による事業費の増	人件費、物品費等の物価変動に伴う経費の増、金利の変動に伴う経費の増		○
5 法制度の改正、行政的理由に基づく事業内容の変更等による事業費の増	法制度の改正、行政的理由に基づき管理業務に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費の増	○	
6 事業終了時の対応（撤収・施設等の原状回復・引き継ぎ）	指定管理業務の期間終了、又は指定管理者が指定期間中において業務を廃止した場合の事業者の撤収費用		○
7 第三者への損害	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外	○	

住宅の維持修繕に係る経費の負担については、上記の分担表ではなく、基本協定書の別記1「県営住宅の管理業務に関する仕様書」及び「県営住宅修繕等実施方針」に詳細が記されている。これによると、「一般修繕」で1件500千円未満の小規模な修繕及び住戸修繕における1件500千円未満かつ1戸500千円未満の修繕は指定管理者、1件500千円以上の修繕は原則として県が行うとしている（下記）。「500千円」で区分した理由ははっきりしないが、県の契約規則で「特に軽微な契約」とされている「50万円未満」（鹿児島県契約規則施行指針第29条関係（契約書作成の省略）第2項）が考え方の元になっているようである。

#### 一般修繕に係る修繕費の負担区分

一般修繕業務	修繕費の負担区分	
	1件500千円未満	1件500千円以上
<b>通常の業務</b> ・日常修繕（入居者等からの要望によりその都度部分的に行う修繕） ・空家修繕（入居者の退去により生じた空き住戸に、次の入居者が決定するまでの間に補修又は現状回復する必要がある箇所）の修繕 ・仮住戸修繕（建替事業及び住戸改善事業に伴う仮住戸先住戸の修繕）	指定管理者	県 入居者の生活に支障がある場合等緊急の場合には、県と協議の上、指定管理者が当該修繕を行うことができる。
<b>臨時的業務</b> ・台風等災害による修繕（台風等災害により臨時的に生じた汚損、破損箇所を原状復旧する修繕）		

#### (意見18) 責任分担表の内容について

項目の1は、指定管理者の管理の瑕疵によるものは指定管理者、施設の設置に関する瑕疵によるものは県の責任とされている。しかし、施設・設備等の損傷の要因には、「瑕疵」によるものだけでなく、経年劣化によるもの、第三者の行為により生じたもので、相手方を特定できない場合なども想定されるところである。瑕疵の有無による区分だけでなく、このような場合も織り込んで責任の分担を示すべきである。

なお、仔細だが、仕様書に添付されている「県営住宅管理業務の指定管理者の主な担当区分」表の「環境整備及び維持管理業務1」以下には、『1件の修繕額が500千円を超える場合は、県と協議する

こと。』との表記になっているが、上で示した負担区分の「500千円以上」と整合していないので、整合をとる必要がある。また、県と指定管理者との間では暗黙の了解事項となっているのだと思うが、修繕費の「500千円」には、消費税及び地方消費税を含むのかどうか明示されていないので、明示しておくべきである。

#### (4) 指定管理者の保険加入の状況（意見 19）

基本協定書では、指定管理業務の実施に当たり、指定管理者の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならないとし（第33条）、また、第三者に損害が生じた場合も、原則、指定管理者がその損害を賠償しなければならないとしている（第34条）。

上記の「基本的な責任分担表」にも同様の事項が掲げられているが（項目2、7）、基本協定書には、指定管理者に施設賠償責任保険等の保険に加入すべき旨の条項が定められておらず、指定管理者の責めに帰すべき損害が発生した場合の指定管理者の支払能力の有無が明確でない。

ただし、実際には、指定管理者3者のうち、住建センターと南和Gの2者においては下記の賠償責任保険に加入しており、賠償に備えての財源は一応手当されているようである（保険証券の写しで確認）。他のほとんどの施設では、基本協定書に指定管理者に保険に加入すべき旨と保険証券の写しを県に提出すべき旨を定めているので（火災保険は県及び入居者の負担である。）、県営住宅においても同様の事務としておかれたい。

#### 住建センター、南和Gの保険加入の状況

指定管理者	保険会社	補償項目	支払限度額(千円)		暫定保険料(円)	保険期間
			1名につき	1事故につき		
住建センター	三井住友海上火災保険	身体	30,000	100,000	352,250	令和4年4月1日 ～令和5年4月1日
		財物		10,000		
南和G	同	共通	300,000	300,000	543,110	同

なお、与論町内分については、管理戸数が限られていることもあり（24戸）、与論町で施設賠償責任保険等には加入していないとのことである。相手方が民間事業者などとは違うので、支払能力には懸念ないと思うが、事が起きてから過失責任の割合等に関する県と与論町の間での無用な争い等の発生を避けるため、責任分担表とは別に、与論町と協議の上、対応を明確にしておくのが良いと考える。

#### 4. フルコスト情報

148 団地の全部を見ることはできないので、任意に選定した下記 13 団地についてコストの算定、分析等を行った。併せて、選定した団地の視察を行い、現況を確認した（一部団地を除く。）。

緑ヶ丘団地（鹿児島市）、松陽台団地（同）、串木野団地（いちき串木野市）、妙円寺団地（日置市）、宮ヶ浜団地（指宿市）、五代団地（薩摩川内市）、ラガール出水団地（出水市）、朝日団地（伊佐市）、隼人団地（霧島市）、第 2 加治木団地（始良市）、下祓川団地（鹿屋市）、垂水団地（垂水市）、向里団地（奄美市）

以下、各団地のフルコスト情報である。

13 団地のフルコスト情報（金額：千円）

団地名/完成年度(管理戸数)	当初建設費	減価償却費	フルコスト				
			平 29	平 30	令元	令2	令3
緑ヶ丘/昭 43(598 戸)	1,924,830	42,346	80,408	223,682	197,344	240,071	76,901
松陽台/平 17(160 戸)	1,703,614	78,366	85,493	87,841	86,505	86,409	88,769
串木野/昭 49(111 戸)	563,686	12,401	17,275	15,740	16,031	16,394	15,778
妙円寺/昭 55(72 戸)	527,647	11,608	16,403	15,475	15,646	14,642	14,853
宮ヶ浜/昭 58(98 戸)	660,930	14,540	20,940	21,078	28,465	20,927	19,748
五 代/昭 58(269 戸)	2,422,716	53,300	94,912	114,910	121,761	111,078	95,166
ラガール出水/平 14(72 戸)	897,473	19,744	23,606	25,258	24,775	24,763	25,085
朝 日/昭 53(88 戸)	509,572	11,211	51,631	43,627	56,069	33,311	16,070
隼 人/昭 49(124 戸)	853,314	18,773	70,431	26,396	32,059	28,250	27,868
第 2 加治木/昭 57(192 戸)	1,617,799	35,592	61,506	44,561	43,483	43,336	44,457
下祓川/昭 53(112 戸)	643,534	14,158	19,598	20,798	19,871	21,141	19,833
垂 水/昭 51(170 戸)	1,223,957	26,927	74,789	32,862	35,369	35,810	35,568
向 里/昭 53(180 戸)	1,160,328	25,527	34,451	34,897	162,310	32,035	33,234

1. 管理方法：緑ヶ丘団地～垂水団地は指定管理者による管理、向里団地は直営による管理である。
2. 当初建設費：建物の取得価額であり、土地代は含まない。
3. 減価償却費：松陽台団地は「木造」につき耐用年数「22 年」（償却率：0.046）で、他の団地は「鉄筋コンクリート造」（低層耐火～高層耐火）につき耐用年数「47 年」（償却率：0.022）で計算している。令和 3 年（2021 年）の時点で見ると、昭和 49 年（1974 年）以前に建設された住宅（緑ヶ丘団地、串木野団地、隼人団地）は建設から「47 年」が経過又は超えていることになるが、計算上は無視している。なお、公営住宅法施行令（昭和 26 年 6 月 30 日政令第 240 号）では、耐用年限の 4 分の 1 を経過した公営住宅について一定の事由に該当する場合には入居者等に譲渡することができる旨の規定があるが（第 13 条）、この場合の基準となる耐用年限が次のとおり定められている。

住宅	耐用年限
耐火構造の住宅	70 年
準耐火構造の住宅	45 年
木造の住宅	30 年

耐火構造：壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能（中略）に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。（建築基準法第 2 条第 7 号）

4. フルコスト：次の合計額である。大規模改修工事費が計上されている年度はゴシックで表記している。

- ・事業のコスト：予備調査票の「委託料」、「指定管理料」、「その他」

$$\text{各団地の指定管理料} = \frac{\text{各団地の延床面積}}{\text{指定管理総延床面積}} \times \text{指定管理料}$$

- ・人にかかるコスト：平均給与の額×従事員数
- ・物にかかるコスト：予備調査票の「補修・修繕費」
- ・減価償却費：当初建設費×償却率

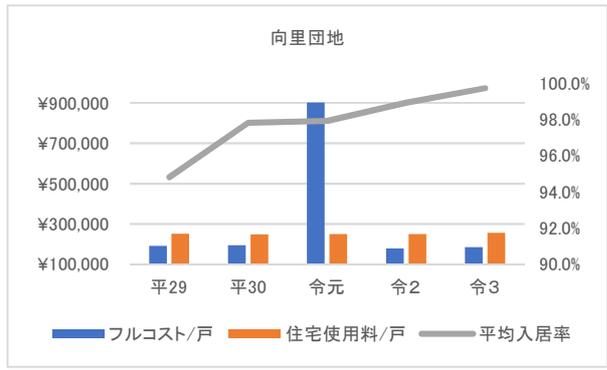
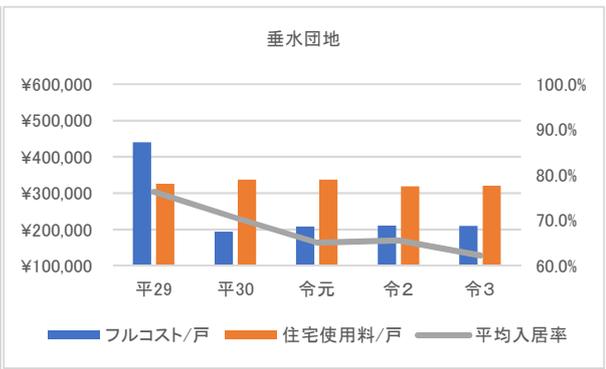
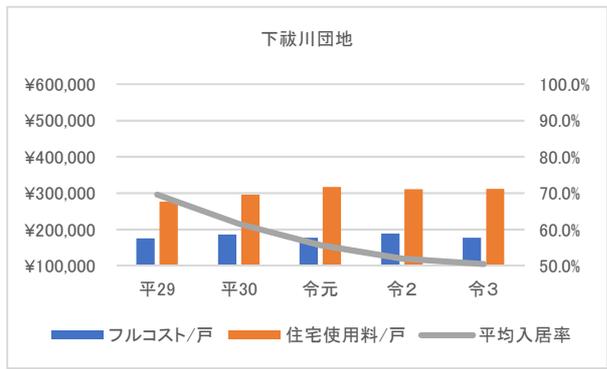
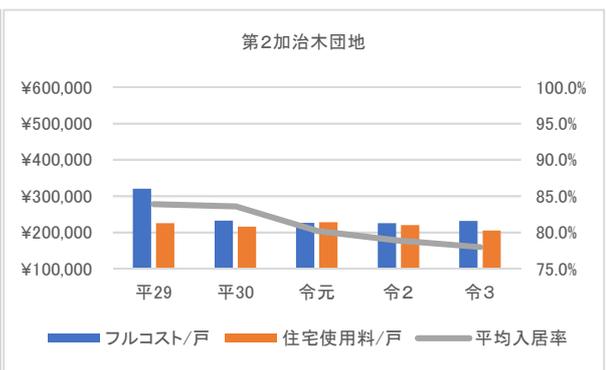
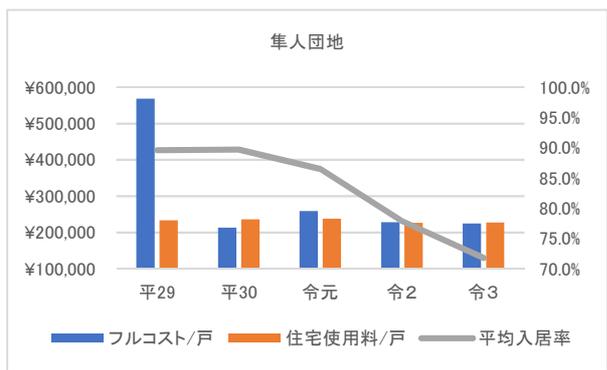
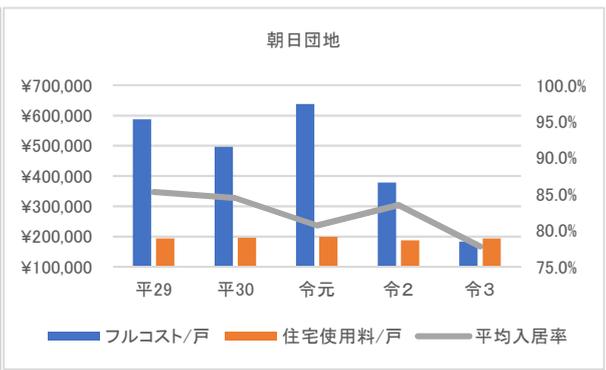
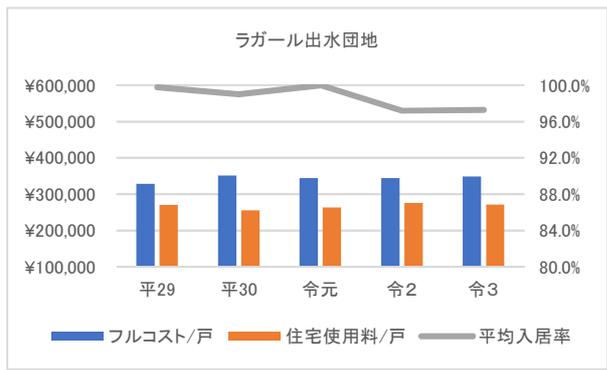
(1) 単位当たりコスト情報

フルコスト情報から「1戸当たりフルコスト」を、住宅使用料と平均入居率から「1戸当たり住宅使用料」を算定し、コストと収入との比較を行った。算定方法は、次のとおりである。

○ 1戸当たりフルコスト : 「フルコスト」 ÷ 「管理戸数」
○ 1戸当たり住宅使用料 : 「住宅使用料」 ÷ (「管理戸数」 × 「平均入居率」)
・ 「住宅使用料」 … 収入済額 + 収入未済額
・ 「平均入居率」 … 各月(月初又は月末)の管理戸数に対する入居戸数の割合の12か月の加重平均値

④ グラフの左右縦軸の目盛は、単位当たり収支の大きさと平均入居率の高低を比較しやすいようなるべく同じとしたが、朝日団地、下祓川団地、向里団地など上限値、下限値の違いで一部そうはなっていないものもある。





各団地とも1戸当たり住宅使用料には大きな増減はないが、緑ヶ丘、五代、朝日、隼人、向里など大規模改修工事があった年度はコストが収入を大幅に上回る結果となっている団地が少なくない。いずれも当初建設から40～50年程度経過しており、立地や自然条件等にも左右されるが、築年数が古くなるほどかかるコストも大きくなることが見て取れる。

松陽台は県営住宅の中でも築年数の浅い団地で1戸当たり住宅使用料は「312,636円」（5年間の加重平均値、以下同じ。）と比較的高いものの、減価償却費が大きいこと各年度のコストは収入の約1.7倍となっている。ラグール出水も築年数は浅く、特に出水駅からすぐ近くで利便性が極めて良いことから平均入居率が高い水準で推移している。ただ、大きな修繕等がないにもかかわらず、各年度ともコストが収入を上回っており、1.2～1.4倍となっている。この団地は、1戸当たり建設費が13団地の中で最も大きく（12,465千円）、減価償却費の負担が大きいのは松陽台と同様であるが、住宅使用料が1戸当たり「267,052円」と築年数、利便性からす

ると割安であることもコストが収入を上回る要因となっている。なお、13 団地の中で収入が最も少ないのは朝日団地で、1 戸当たり住宅使用料は「193,750 円」と算定される。

一方、収入がコストを上回っている団地もいくつかあるが、このうち、妙円寺団地については、1 戸当たり住宅使用料は高くないものの (240,434 円)、収支のバランスはとれており、おおむね効率的であると言える。

下祓川、垂水の大隅地区 2 団地は、大規模改修工事があった垂水の平成 29 年度を除いていずれも収入がコストを大きく上回っている。ただし、両団地とも平均入居率が他の団地より劣っており、特に下祓川団地は令和 3 年度で平均入居率が 50.5%と管理戸数の半分が空き家状態となっている。幹線道路 (鹿屋バイパス) からは近いが、高台にあり立地面で利便性に劣ることも入居率が低いことの要因の一つかもしれない。いずれにしろ、今後の入居率等の動向が注視されることである。

なお、両団地とも、1 戸当たり住宅使用料も 30 万円を超えており、一見、効率的な住宅運営となっているように見えるが、いずれも過年度の収入未済額 (滞納家賃) が多く含まれており、実態はかなり割り引いて見る必要がある。串木野団地、宮ヶ浜団地についても同様である (後述)。

大隅地区 2 団地の平均入居率 (%) 推移と 1 戸当たり住宅使用料・フルコスト

団地	年度	平 29	平 30	令元	令2	令3	住宅使用料/戸	フルコスト/戸
下祓川団地		69.6	61.6	55.7	52.0	50.5	302,409 円	180,785 円
垂水団地		76.3	70.6	65.1	65.6	62.3	327,840 円	252,232 円

## ○入居率に関連して

平均入居率は向里団地を除けば総じて低下又は低下傾向にあるが、入居率の低下 (空き家の増加) は、家賃収入 (住宅使用料) の減少、不要な維持修繕・管理経費の支出増につながる。このため、県では、県営住宅への入居が想定される県民に県営住宅の存在を知らせるとともに、容易に入居手続きができるようにするための取組を行っており、併せてニーズが少ない住戸の適正管理の検討などを行っている。

県のホームページに掲載されているものもあるが、現在実施中の主な取組の概要を示すと、次のとおりである。

### 入居率向上に向けての取組の概要と開始時期

主な取組と概要		開始時期
<b>入居希望者を増やす取組</b>		
随時入居受付	適宜入居できることによる空き家期間の短縮と入居機会の損失防止	順次
ホームページの写真・間取り充実	団地情報の充実により入居希望者ニーズとのマッチングを促進	順次
SNS 等を活用した情報の提供	利用者が増加しているメディアである SNS 等による広報の実施	令和3年～
<b>入居対象者を増やす取組</b>		
連帯保証人の要件緩和	人数1名化、法人の連帯保証人	令和2年4月～
単身入居可能住戸の要件緩和	50 ㎡・3部屋以下 → 55 ㎡	令和2年4月～
裁量世帯要件緩和	子育て世帯:未就学児 → 小学生	令和2年4月～
家賃債務保証業者による保証制度の導入	連帯保証人の代わりに、県と協定を締結した法人による家賃債務保証制度 (有償) の利用が可能	令和3年9月～
<b>空き家を活用 (目的外使用) する取組</b>		
空き家の目的外使用許可	空き家が長期にわたり入居が見込みにくい住戸をグループホームなどに使用させる	令和4年3月～
<b>管理対策住戸を適正化 (政策空き家化) する取組</b>		
災害リスクが高い住戸を政策空き家に指定	入居が不適当な住戸を政策空き家とすることで管理対象住戸を適正化	順次
住戸状況が悪い耐用年数経過住戸を政策空き家に指定	同上	順次

(住宅政策室の提出資料より)

総合管理計画が掲げる基本方針の一つである「効率的な利活用の推進」とも整合するものであり、取組は評価したい。

## (2) 住宅使用料の滞納状況と債権回収策

一般に債権回収は時間が経てば経つほど難しくなり、最終的に回収不能（不納欠損）となるリスクが高くなる。住宅使用料も同様で、現年度分や現に入居中の者からの家賃徴収は難しいものではないが、滞納繰越分や退去者の滞納家賃となると徴収は容易ではなくなる。徴収に要した経費や家賃が徴収できなかった場合の損失額（不能欠損額）も当然フルコストに含まれる。

下記は令和3年度の住宅使用料の徴収状況であるが、過年度分の徴収率は格段に低く、率だけを見れば回収はほとんど望めないのではないかとと思われるような低さである。滞納月数、滞納額とも退去者のものが依然高い割合を占めており、退去後の実態把握、居住地の追跡等が難しいため、回収を困難なものとしている。

住宅使用料の徴収状況（駐車場使用料を含む）（金額：千円）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	徴収率
住宅使用料	2,941,722	2,786,221	798	154,703	94.7%
現年度	2,788,484	2,777,042	—	11,442	99.6%
過年度	153,238	9,179	798	143,261	6.0%

③1 滞納者：538人（入居者187人、退去者351人）

③2 最高額滞納者（滞納月数）：入居者1,094千円（27月）、退去者2,793千円（131月）

退去者の滞納家賃については、県としても手をこまねいているわけではなく、退去後1年を経過し、所在不明の者、納入意思のない者（死亡、分納履行中の者を除く。）を対象に、債権回収のノウハウを持つ専門業者に回収業務を委託し、滞納家賃の解消を図っている。

委託先は「公募型プロポーザル方式」により選定しており、平成20年度から24年度までサービサー（債権回収会社）に、25年度から弁護士に業務を委託している。令和3年度までの滞納家賃回収額と委託料（成功報酬）支払額、及び最近5年間の債権回収率等は、次のとおりである。

滞納家賃の回収額、委託料、回収コスト率（金額：円）

年度	委託先	回収額	委託料(税込)	回収コスト率
平20～24	ニッテレ債権回収株式会社	2,690,028	1,129,809	42.0%
平25～令元	弁護士法人関西法律特許事務所	9,400,415	2,533,100	26.9%
令2～3	弁護士法人A.Iステップ	5,045,882	1,998,166	39.6%
	計	17,136,325	5,661,075	33.0%

③ 回収コスト率：（委託料÷回収額）×100

最近5年間の委託債権額、債権回収額、回収率

項目	年度	平29	平30	令元	令2	令3	5年平均
委託債権額(千円)		116,791	115,635	115,131	114,469	111,162	114,637
債権回収額(千円)		661	504	666	2,880	2,165	1,375
債権回収率(%)		0.566	0.436	0.578	2.516	1.947	1.199

③ 債権回収率：（債権回収額÷委託債権額）×100

令和2年度から委託先が代わり回収コスト率が12.7ポイント上昇しているが、債権回収率もそれまでと比べ大幅にアップしている。費用対効果の面では後者の指標の方が重要であり、滞納家賃回収に対する県の取組は一定の成果があると認められる。ただ、現状、専門家に委託しても回収が進まない債権の方が圧倒的に多いわけで、仮に、これらを回収不能と認定すれば算定されるフルコストもかなり増えることになる。

例えば、上記 13 団地の中にも退去後 1 年以上経過した滞納家賃を抱えている団地が少なからずあるが、これら団地について滞納分を考慮した場合は、先の算定結果は異なるものとなる。

串木野、宮ヶ浜、隼人、下祓川、垂水の 5 団地は収入未済額の全額又はほぼ全額が長期滞納分であり、回収可能性を考えるとなかなか厳しいものがあると思う。

#### 退去後 1 年以上経過の滞納家賃の状況（令和 2 年度）

項目	団地名	緑ヶ丘	串木野	宮ヶ浜	五代	隼人	下祓川	垂水
住宅使用料（千円）		115,676	20,529	21,876	63,818	21,834	18,105	35,553
収入未済額（千円）		4,938	2,378	1,645	1,039	707	4,949	8,113
滞納件数（件）		14	2	5	3	3	12	18
滞納額（千円）		3,706	2,378	1,645	687	707	4,897	8,001
最長滞納月数（月）		26	53	31	14	22	55	58
滞納割合（％）		3.2	11.6	7.5	1.1	3.2	27.0	22.5

④ 1 住宅使用料、収入未済額：予備調査票より

④ 2 滞納件数、滞納額：令和 2 年度で退去後 1 年以上経過分（住宅政策室の管理資料より集計）

④ 3 滞納割合：（滞納額÷住宅使用料）×100

上表の滞納割合は不良債権の割合と見ることもできるので、下祓川、垂水の 2 団地は入居率の低さに加えて不良債権割合が高く、維持管理の面からはかなり効率が悪い団地と言える。

総合管理計画では、「効率的な利活用の推進」のほか、『それぞれの施設について、県として将来にわたる利活用の必要性を検討した上で、必要がないと判断される施設等については、廃止や除却等を行うことにより、保有総量の縮小を図る。』とし、『施設の利用状況や老朽化等の状況を踏まえて、施設の必要性や有効性を十分に検討する。』ことなどが掲げられている（20 ページ）。県営住宅においては、築年数（老朽化）、入居率の状況などに加え、滞納家賃の質・割合・回収可能性なども考慮して「必要性」や「有効性」を検討すべきかと思う。

なお、住宅使用料の滞納整理事務等に係る執行状況等については、県の平成 24 年度包括外部監査<sup>30</sup>で詳細な報告がされているので（224 ページ以下）、併せて参照されたい。

#### ○住宅使用料収納に係る成果制度について

退去滞納者に係る債権回収については、退去からの経過期間、滞納者の状況、その他により債権を「Ⅰ」～「Ⅴ」までの 5 段階に分類し、分類ごとに対応を行っている。上で示した弁護士法人への回収委託は「Ⅲ」に分類される債権で、「Ⅳ」が不納欠損基準に該当する債権、「Ⅴ」がその他の債権（生活困窮者、実態不明等回収困難な債権）とされている。

このほか、現年度分及び入居者分を含めた住宅使用料の収納率の維持・向上のため、指定管理者（与論町は除く。）への委託料について「成果制度」を平成 21 年度から導入している。この制度は、各年度の現年度及び過年度の住宅使用料の収納率（翌年 5 月末時点）の実績に応じて翌年度の委託料のうち管理業務費を増減するもので、各年度の収納率が「基準収納率」を上回った場合は、その上回った収納率分に相当する住宅使用料の 10% を翌年度の管理業務費に加え、逆に下回った場合は 10% を減ずるとするものである。現行の基準収納率は、鹿児島市内、鹿児島市外とも現年度分が「99.6%」、過年度分が「50.0%」とされている（過年度分は調定額から退去後 1 年以上経過分を除いた額が対象）。

令和 3 年度の管理業務費について、令和 2 年度の収納率実績に基づいて査定された増減額は、次のとおりである。

<sup>30</sup> 監査テーマ：「私債権（一般会計及び特別会計における長期延滞債権を中心とする。）に関する財務事務の執行について」

14919\_20130419100837-1.pdf (pref.kagoshima.jp)

令和2年度の実績に基づく令和3年度の管理業務費の増減額（抜粋）

項目	鹿児島市内	鹿児島市外
過年度分		
①基準収納率	50.0%	50.0%
②実績収納率	52.2%	20.8%
③ ②-①	2.2%	△ 29.2%
④委託料上乘せ額（税抜）	14,463 円	△229,486 円
現年度分		
⑤基準収納率	99.6%	99.6%
⑥実績収納率	99.6%	99.8%
⑦ ⑥-⑤	0.0%	0.2%
⑧委託料上乘せ額（税抜）	0 円	228,885 円
増減額 ④+⑧	14,463 円	△ 601 円

成果制度は、PDCA サイクルにおける持続的改善のための仕組みの一つとして有効なものであり、今後も継続されれば良い。ただ、結果の増減額だけを見ると、成果算定の作業に要した主務課の手間賃の方がかえって大きいのではないかとも思える。

現年度分の収納率をこれ以上アップさせるのは厳しいかと思うが、現年度分・過年度分とも基準収納率を上回った場合のインセンティブを一律「10%」とするのではなく、実績収納率の上回り度合いに応じて、例えば、「12%」、「15%」など段階的なインセンティブを設けるのも効果の面からは有用かもしれない。

## 26 霧島自然ふれあいセンター

### 1. 施設の概要

施設のホームページ	https://ki-fureiacenter.jp
所管課	教育庁 社会教育課
管理方法	指定管理者 (KSG・MSG グループ [公募])
所在地	霧島市牧園町高千穂 3617- 1
設置年度	平成9年度 (1997)
設置根拠	鹿児島県立霧島自然ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例(平成9年条例第 26 号)
設置目的	青少年の健全育成と県民の生涯学習の場を提供するため
当初想定利用者数	一人
当初建設費	土地： ー 千円(霧島市からの無償借受) 建物： 606,670 千円(管理・研修棟:鉄筋コンクリート造) 354,320 千円(宿泊棟:鉄筋コンクリート造) 130,913 千円(温泉棟、創作の館、ふれあい棟:鉄筋コンクリート造) 77,889 千円(炊事棟、機械室、トイレ外:鉄骨造、木造など)
利用料金 (主な料金)	○利用料金制度を採用 ①使用料 18歳以上の者が研修に参加する場合や営利を目的とする法人、若しくは個人又はこれらを構成員とする団体が主催する研修に参加する場合には、 研修施設使用料 200 円 宿泊施設使用料 一般宿泊 1,080 円、特別宿泊室 3,360 円、キャンプ場 330 円 ②寝具クリーニング代 150 円 ③食事代(本館) 朝食 380 円、昼食 540 円、夕食 640 円(未就学児は 520 円) このほか、一定の場合の減免基準もある。

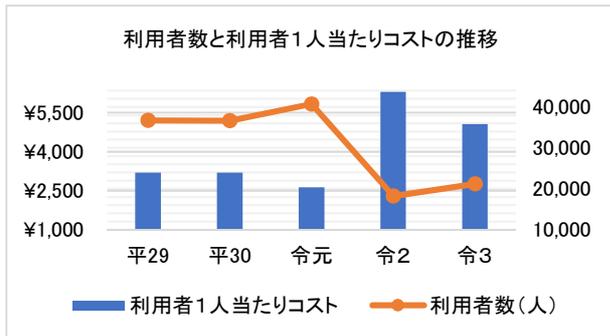
### 2. 事業の概要

1 受入指導事業 5人以上で、引率責任者が定められ、研修の目的が明確な団体を受け入れることとされている。活動内容としては、自然に親しむ観察活動、野外活動、スポーツ・リクリエーション活動、創作・文化活動がある。
2 自主企画事業 様々な自主企画事業 (霧島山中独り寝体験、霧島夏・春のファミリーキャンプ、きりしま星空観測会など)を実施している。

### 3. フルコスト情報

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開館日数(日)	307	308	307	298	313
利用者数(人)	36,737	36,617	40,714	18,232	21,185
利用料金収入(千円)	1,967	1,671	1,344	577	706
フルコスト(千円)	117,119	116,466	106,768	114,791	107,108
事業のコスト	19,014	22,807	20,667	88,397	81,316
人にかかるコスト	59,919	59,987	53,809	2,372	1,770
物にかかるコスト	14,164	9,650	8,270	-	-
減価償却費	24,022	24,022	24,022	24,022	24,022
県民1人当たりコスト(円)	72	72	66	72	67
開館1日当たりコスト(円)	381,495	378,136	347,778	385,204	342,198
利用者1人当たりコスト(円)	3,188	3,181	2,622	6,296	5,056
受益者負担率(%)	1.6	1.4	1.2	0.5	0.6

1. 事業のコスト、人にかかるコスト:令和2年度、3年度の事業のコストの増加、人にかかるコストの減少は、2年度から指定管理者制度が導入され、管理形態が変更となったことによる。
2. 減価償却費:管理・研修棟～ふれあい館(合計:1,091,903千円)に係る償却費であり、耐用年数は「47年」(償却率:0.022)で計算している。



本施設は、県が平成4年3月に策定した「霧島国際芸術の森基本構想」を踏まえ、霧島国際音楽ホール、霧島アートの森などの周辺施設とも連携しながら、霧島地区の豊かな自然や文化を生かした多様な学習活動や、ふれあい・交流活動ができる施設として設置されたものである。

令和2年度、3年度はコロナ禍の影響で利用者が前3年に比べほぼ半減となったため、1人当たり

りコストも倍増する結果となっている。これは仕方がないところである。

### ○本施設への指定管理者制度導入の経緯

青少年研修施設への指定管理者制度の導入が全国的に進められる中、サービス向上など一定の評価が得られていることから、県においても令和2年度から本施設に導入されている。

県の青少年研修施設には、本施設のほか、青少年研修センター (No.41)、南薩少年自然の家 (No.42)、奄美少年自然の家 (No.43) があるが、今のところ、この制度を導入しているのは本施設のみとなっている。これは、3施設とは異なり、本施設が一般の県民も対象としており、生涯学習の振興を図る意味でも多様なニーズに対応する必要がより一層求められていたことが主たる理由である。

### ○指定管理者について

指定管理者である「KSG・MSG グループ」は、学校法人九州総合学院（「KSG」、熊本市）及び学校法人宮崎総合学院（「MSG」、宮崎市）で構成される団体であり、情報系・ビジネス系・医療福祉系等の専門学校経営を中心とする事業を展開している。代表団体はKSG、県との連絡に当たる事務所は鹿児島情報ビジネス公務員専門学校（「KBCC」、鹿児島市東千石町）に置かれている。

この団体は、宮崎県の複数の青少年社会教育施設（青島少年自然の家、御池少年自然の家など）の指定管理者として13年の実績があることから（令和元年11月現在）、青少年研修施設の管理運営に関するノウハウが醸成されているものと思われ、また、財務概況等から業務遂行に必要な物的能力・人的能力も有していると判断されるので、指定管理者としての適格性には問題ないと考える。提出されている事業計画書・収支予算書を見る限り、詳細かつ明瞭に作成されており、この点、評価できる。

## 4. 事務の状況等

### （1）利用についての人件要件について（意見20）

本施設の「要覧」（令和4年度）には、『5人以上で、引率責任者が定められ、研修の目的が明確な団体であること。』とあり（4ページ）、また、「利用の手引き」（令和4年4月改訂）においても『5人以上で、日帰り研修または宿泊研修の場としてご利用いただけます。』（7ページ）とある。これらの記載のとおり、これまで「5人以上の団体であること」を施設利用のための要件とする運用がなされてきている（ただし、研修目的等が施設の求める要件に合致すれば4人以下でも受け入れてきたとのことである。）。

しかし、本施設の設置及び管理に関する条例にも、条例施行規則にも、5人以上の団体であることを利用の要件とする規定はない。

地方自治法は、普通地方公共団体及び指定管理者は、正当な理由のない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならないとし（法244②）、また、普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならないとしている（法244の2①）。

そもそも、住民は、その属する普通公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有するのである

が（法 10②）<sup>31</sup>、そのことを公の施設について明確にすべく、前記の規定等を地方自治法は公の施設について特に設けている。

このような法の趣旨に鑑みれば、利用について人数要件を付す場合は、条例（ないし条例から委任を受けた規則等）にそのことを規定しておくべきと考える。また、その際には、本施設の研修施設としての性格、これまでの利用状況、利用率、効率性に加え、家族の核家族化が進行していることなども踏まえ、慎重な検討が必要である。

ちなみに、隣の熊本県では、「熊本県立青少年の家条例」から委任を受けた「熊本県立青少年の家条例施行規則」第 12 条において、『青少年の家を利用できる者は、原則 5 名以上の団体等（家族利用にあつては原則 3 名以上）でかつ研修計画を有するものとする。ただし、教育委員会が特に定めた場合はこの限りでない。』としている。このように、同県では、5 人以上（家族利用にあつては 3 名以上）という人数要件を条例から委任を受けた規則に明記している。

#### （追記）

本件については、南薩少年自然の家（No. 42）においても同内容の意見を記載している。

なお、今回、個別の検討には至らなかったが、青少年研修センター（No. 41）及び奄美少年自然の家（No. 43）においても同様の人数要件が付されている<sup>32</sup>。ただし、青少年研修センターについては「鹿児島県立青少年研修センター規則」、また、奄美少年自然の家については「鹿児島県立少年自然の家規則」において委任されたそれぞれの「使用規程」に使用者の範囲（5 人以上の団体で、かつ研修計画をもつもの）を規定しており、霧島自然ふれあいセンター、南薩少年自然の家とは事務が同じではないため、意見の対象ではない。

参考として、次ページに青少年社会教育 4 施設の利用者数等の比較を記載した。

---

<sup>31</sup> 地方自治法第 10 条第 2 項（住民の意義及び権利義務）

「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分担する義務を負う。」

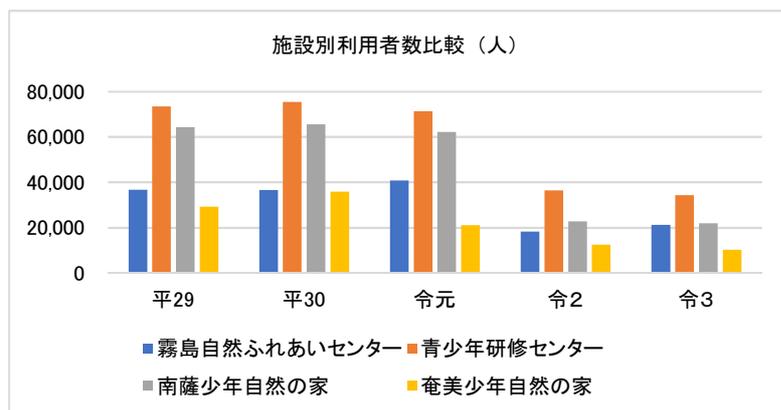
<sup>32</sup> 鹿児島県教育委員会／青少年研修センターの利用について（pref.kagoshima.jp）

89704\_20220329232113-1.pdf（pref.kagoshima.jp）

(参考) 青少年社会教育 4 施設の利用者数等の比較

[表 1] 年度別利用者数 (人)

施設	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
霧島自然ふれあいセンター	36,737	36,617	40,714	18,232	21,185
青少年研修センター	73,411	75,426	71,324	36,379	34,319
南薩少年自然の家	64,331	65,544	62,226	22,753	21,848
奄美少年自然の家	29,292	35,803	21,063	12,529	10,277
計	203,771	213,390	195,327	89,893	87,629



[表 2] 利用者 1 人当たりコスト (金額: 円)

施設	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
霧島自然ふれあいセンター	3,188	3,181	2,622	6,296	5,056
青少年研修センター	2,426	2,221	2,323	4,696	5,229
南薩少年自然の家	1,505	1,485	1,403	4,442	3,881
奄美少年自然の家	3,034	3,525	4,580	9,254	16,853

④ 1 減価償却計算の基礎とした青少年研修センター及び奄美少年自然の家の「建物」の取得価額

施設(所在地)	細目	取得価額
青少年研修センター (鹿児島市宮之浦 4226-1)	本館・研修棟・講堂棟	155,496 千円
	サービス棟	111,367 千円
	新宿泊棟	343,037 千円(計:609,900 千円)
奄美少年自然の家 (奄美市名瀬朝仁字赤崎 1096-2)	管理棟・体育館 外	173,386 千円
	宿泊棟	151,358 千円
	天体観測研修棟	66,414 千円(計:391,158 千円)

④ 2 減価償却費は、いずれも耐用年数「47 年」(償却率: 0.022) で計算している。

④ 3 奄美少年自然の家は、他 3 施設に比べ、各年の修繕費の負担が大きく、令和 3 年度は 92,039 千円と特に多額である。

このほか、県内には、同種施設として、独立行政法人国立青少年教育振興機構が管理運営する宿泊型の青少年研修施設である「国立大隅少年自然の家」(鹿屋市花里町)がある。

ちなみに、この施設の利用の条件は、「2 人以上の団体であること」とされている。

[guide27\\_osumi\(niye.go.jp\)](http://guide27_osumi(niye.go.jp))

[usage\\_guidance2022.pdf\(niye.go.jp\)](http://usage_guidance2022.pdf(niye.go.jp))

## 29 高千穂河原ビジターセンター

### 1. 施設の概要

施設のホームページ	<a href="https://takachiho-visitorcenter.org">https://takachiho-visitorcenter.org</a>
所管課	観光・文化スポーツ部 PR 観光課
管理方法	指定管理者（高千穂河原ビジターセンター運営協議会 [非公募]）
所在地	霧島市霧島田口 2583-12
設置年度（開館日）	昭和 59 年 4 月 1 日（1984）
設置根拠	鹿児島県ビジターセンターの設置及び管理に関する条例(昭和 63 年条例第 10 号)
設置目的	霧島の自然公園を訪れる観光客に対して、霧島の自然や文化について分かりやすく展示・解説することにより、自然保護思想の高揚を図る。
当初想定利用者数	— 人
当初建設費	土地： 霧島神宮より借り受け。賃料年間 49,000 円 建物： 66,954 千円（鉄筋コンクリート造）
利用料金	無料

### 2. 事業の概要

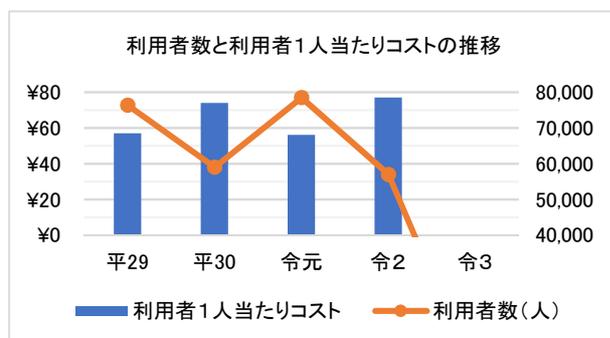
本文参照。
-------

### 3. フルコスト情報

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開館日数(日)	365	365	365	275	0
利用者数(人)	76,338	58,991	78,471	57,018	0
使用料収入(千円)	-	-	-	-	-
フルコスト(千円)	4,364	4,366	4,396	4,386	4,380
事業のコスト	1,827	1,827	1,861	1,861	1,861
人にかかるコスト	1,198	1,200	1,196	1,186	1,180
物にかかるコスト	-	-	-	-	-
減価償却費	1,339	1,339	1,339	1,339	1,339
県民1人当たりコスト(円)	2	2	2	2	2
開館1日当たりコスト(円)	11,956	11,961	12,043	15,949	-
利用者1人当たりコスト(円)	57	74	56	76	-
受益者負担率(%)	-	-	-	-	-

1. 開館日数、利用者数：令和 2 年度の開館日数の大幅減、3 年度の開館日数、利用者数の「ゼロ」は、改修工事のため令和 3 年 1 月から休館したことによる（令和 4 年 8 月 5 日にリニューアルオープン）。

2. 物にかかるコスト：令和 3 年 1 月からの改修工事に要した費用は約 284 百万である。



本施設は、「霧島錦江湾国立公園内」の高千穂河原に立地し、霧島登山の起点にもなっている。もともとの開館は昭和 59 年 4 月 1 日であるが、平成 6～7 年度に展示改装、園地整備が行われ、その後、令和元～3 年度にも展示改装、屋根改修が行われている。施設内では、霧島の自然や文化について模型や写真、音声、映像などを通して展示・解説を行っている。施設の近くには、霧島神宮、環境省のえびのエコミュージアムセンター、神話の里公園など各種観光施設が立地し、これら施設との一体的な利用が図られている。指定管理者による管理施設ではあるが、指定管理料は「1,861 千円」と他の指定管理施設に比べて各段に少なく、また、主務課職員の本来業務に対する従事割合も 20% 程度と、かかっている人件費も少ないため、コスト面では納税者の負担が少ない施設である。

指定管理料は「1,861 千円」と他の指定管理施設に比べて各段に少なく、また、主務課職員の本来業務に対する従事割合も 20% 程度と、かかっている人件費も少ないため、コスト面では納税者の負担が少ない施設である。

## ○指定管理者について

指定管理者の「高千穂河原ビジターセンター運営協議会」（以下「協議会」）は、施設の開館日と同じ昭和59年4月1日の設立であり、本施設の管理運営を行うために設立された団体（合議体）と云ってよい。所在地も施設と同じである（事務局は霧島市商工観光施設課内に置かれている。）。

霧島市、湧水町、霧島神宮、一般財団法人自然公園財団（東京都千代田区、以下「公園財団」）、公益社団法人霧島市観光協会を正会員とし、県（PR 観光課、自然保護課）、環境省、鹿児島森林管理署が賛助会員として名を連ねている。会長には霧島市長、副会長に湧水町長及び公園財団高千穂河原支部所長が就いている（令和4年5月現在）。基本財産はなく、専従者はいない。

施設の管理運営は、設置初年度から平成6年度まで会員の負担金により協議会が行っていたが（県の負担はなし）、平成7年のリニューアルオープンを機に県も委託料を支出するようになり、17年度まで協議会事務局がある霧島町（現霧島市）に管理委託されていた。18年度に指定管理者制度が導入されてからは、初年度より協議会が継続して指定管理者に指定されており、現在に至っている。

### 管理運営形態の変遷

時期	管理の主体	管理運営費の財源
昭和59年度～平成6年度	協議会	会員の負担金
平成7年度～平成17年度	霧島町	県費（委託料） 会員の負担金
平成18年度～ 第1期（平18～20年度） 第2期（平21～22年度） 第3期（平23～27年度） 第4期（平28～令2年度） 第5期（令3～7年度）	協議会（非公募） 協議会（公募） 協議会（非公募） 協議会（非公募） 協議会（非公募）	県費（指定管理料） 会員の負担金

## 4. 事務の状況等

### （1）収支の状況

協議会は作成すべき貸借対照表や財産目録がないので、資金の状況は明らかでないが、総会資料に添付されている収支決算書から直近4年間の収支の状況を見てみると、次のとおりである。

#### 収支概要（平成30年度～令和3年度）（金額：千円）

項目	平30	令元	令2	令3	備考
収入	6,379	6,220	6,931	7,408	
負担金	2,870	2,870	2,870	2,870	㊦2
委託金	1,827	1,860	1,861	1,861	県の指定管理料
諸収入	43	48	131	27	電力使用手数料 外
前年度繰越金	1,639	1,440	2,068	2,650	
支出	4,938	4,151	4,281	3,098	
維持管理費	3,310	3,309	3,839	?	㊦3
(うち需用費)	(570)	(510)	(685)	(?)	電気代、灯油代、消耗品費 外
(うち委託料)	(2,256)	(2,529)	(2,655)	(1,200)	施設管理委託料
その他	1,627	841	442	?	備品購入費 外
次年度繰越金	1,440	2,068	2,650	4,310	

㊦1 金額は千円未満を切り捨て表示している。

㊦2 霧島市：1,700千円、霧島神宮・公園財団：各400千円、霧島市観光協会：320千円、湧水町：50千円

㊦3 需要費、役務費、備品購入費等の費目は「維持管理費」、「備品展示紹介費」、「利用者サービス経費」の項目別に報告されていたが、令和3年度は項目別に区分せず一括しての報告となっている。このため、金額は「？」としている。

令和3年度は改修工事による休館のため、支出額の実績は例年の7割程度となっている。前年度までとは支出内容の報告様式が異なるため、委託料を除いて維持管理にいくら使われたのかが不明だが、次年度繰越金は「4,310,524円」と前年度を大きく上回る繰越額となっている。これについては、リニ

ユーアル完成式典にかかる費用や新設備にかかる光熱費の増加など不透明な要素が多いことなどを見込んでのものであるとのことである。

なお、資金残高については、協議会の監事監査で預金通帳と帳簿との照合による確認がなされているようであるが、県においても事業報告書に預金通帳の写しを添付させるなどして、収支報告書との一致と残高を確かめておくべきである。また、基本協定書では指定管理者は管理運営業務に係る収支を他の事業の口座とは別口座で管理し、区分経理しなければならないとされているので（第6条第4項）、そうなっていることを確認していただきたい。

## （2）公園財団への委託料について（意見 21）

指定管理者の管理業務のうち、ビジターセンターの受付、来館者接客などの業務は公園財団高千穂河原支部へ再委託されており、同支部では当該業務に従事するスタッフ（アルバイト）として1名を雇用している。公園財団への委託料は、すべてこのスタッフの人件費であるが、主務課では、その算定根拠について、受付に要する配置人員と日数は把握しているものの、金額の内訳については特に把握はしていないとのことであった。しかし、公園財団は協議会の正会員であり、高千穂河原支部所長は協議会の副会長でもある。かかる事実を踏まえると、公園財団への委託料の支出は一種の利益相反取引とも言うべき状況となっている。金額だけで見れば、令和3年度を除き、毎年、指定管理料の額を超える委託料が公園財団へ支払われていることがわかる。委託料自体は負担金収入も含めた収入から賄われているが、見方によっては、県からの支払分がまるまる再委託料に充てられていると見することもできる。

行政の透明性の観点から、委託料の額がどのように決められているのかについて、県として把握しておくべきであり、県民に対して説明できるようにしておく必要がある。

公園財団への委託料推移（金額：千円）

	平 30	令元	令2	令3	令4(予算)
施設管理委託料	2,000	2,250	2,397	1,200	2,355

## （3）保険の加入に係る事務について〔指摘 2〕

基本協定書では、協議会に施設損害賠償保険を付保すべきことが規定されており（第32条第2項第1号）、また、事業計画書でも『リニューアルオープン後は、損害賠償保険に加入する。』とされている（2. ビジターセンターの管理計画等 ③利用者の安全対策について エ損害賠償等への対策）。

付保の状況について主務課に確認したところ、令和4年10月17日現在においても保険には加入されておらず、準備中とのことであった。協議会の現状の手持資金を見れば、事故等による損害が起きた場合の賠償能力に欠けることは明らかであり、県が賠償した場合の求償権の行使ができない場合もあると考えられることから、保険が付保されているかどうかは、県の財政にも影響が生じる重要な事項である。

リニューアルオープンから2か月以上経過しているにもかかわらず、付保がなされていなかったことは問題だが、県の側も保険証券の写しを提出させるなどして確認はできたはずであり、この点、モニタリングが十分でなかったと判断される。是正が必要であり、確認する仕組みを作る必要がある。

また、基本協定書では、施設損害賠償保険のほか「管理運営業務従事者の保険」も付保しなければならないとしている（同第2号）。しかし、これまで、そして現在もこの保険は協議会では付保しておらず、再委託先である公園財団において付保しているとのことである。当初から協定どおりに運用しないことが予定されていたに等しく、この点も疑問である。

## 5. 指定管理者制度適用の是非について（意見 22）

指定管理者の指定に当たっては、「事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること」が選定基準の一つに掲げられており（条例6Ⅲ）、選定委員会の審査基準においても同じ項目が審査の対象となっている。

しかし、上記のとおり、協議会自体には専従者はおらず、管理運営業務の柱である「施設、設備等の維持管理に関する業務」、「自然公園の自然及び人文に係る資料の展示及び解説に関する業務」（基本協定書第3条）が再委託されている実態に鑑みれば、協議会は窓口的な役割しか果たしていないに等しく、管理を安定して行う「人的能力」を有しているとは認められない。また、合議体である協議会には物的な財産もないので「物的能力」にも欠けている。この点、条例への準拠性が問われるところである。選定委員会での当該審査項目（下記）に対する評価点（委員4人の合計点）は120点満点中の「95点」と高得点がついているが、どこをどう見て評価したらこのような点数になるのか理解に苦しむ。

施設自体は霧島登山の起点として、また、新燃岳及び御鉢が噴火した時の避難促進施設として必要性の高い施設であり、コストの面でも効率の良い施設と言えるが、管理運営については再委託のあり方も含め検討すべき余地の多い施設である。

施設の設置目的、協議会の設立目的、霧島市、湧水町等とのこれまでの関係を踏まえると、管理運営を任せる相手方としては、この相手方以外に考えられないのが実情だと思うが、条例の基準に照らせば、「指定管理者として」管理運営を任せるとするには無理があると言わざるを得ない。

施設の運営に係る各種手続、総会事務（資料作成、日程調整など）、収入支出管理、トレッキングマップ作成、ホームページの管理などは霧島市商工観光施設課の複数の職員が担っているとのことであるが、であれば、協議会ではなく、「霧島市」に管理を委ねているのと同じである。

管理方法の見直しについて検討されたい<sup>33</sup>。

「事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること」の審査内容(要約)

審査項目	審査の視点
類似施設の管理実績の有無、ノウハウの保有	・類似施設の管理実績の有無、ノウハウの保有があるか
人的能力の確保	・職員の体制は十分か ・職員採用・確保の方策は十分か ・職員の指導育成、研修体制は十分か
物的能力の確保	・申請者の財務状況は健全か ・金融機関、出資者等の支援体制は十分か

<sup>33</sup> 公の施設の管理及び指定管理者制度の運用にあたっては、引き続き、下記の点に留意の上、運用されたい。（平 19・1・31 通知）

①公の施設の管理については、既に指定管理者制度を導入している施設も含め、引き続き、そのあり方について検証及び見直しを行い、より効果的、効率的な運営に努めること。

## 文化系4施設の指定管理者と事務の施設間比較等

指定管理者が指定されている38施設のうち、文化系4施設（文化センター、霧島アートの森、霧島国際音楽ホール、上野原縄文の森）の指定管理者に「公益財団法人鹿児島県文化振興財団」（以下「文化財団」）が指定されている。本項は、同じ指定管理者による事務の施設間比較を行ったものである。

文化財団は平成6年1月の設立で、基本財産12億1,000万円のうち県が10億5,000万円を出損する県の外郭団体（出資比率86.8%）である。会長に知事、副理事長に観光・文化スポーツ部長が就いているほか、主務課から職員が派遣されているなど（令和4年6月現在）、人事の面でも県と極めてつながりが深い団体である。事務局は文化センター内（鹿児島市山下町）に置かれている。

### 「鹿児島県文化振興財団基本構想」（平成5年2月）に掲げられている「機能」及び「事業」（抜粋）

4 機能
財団は、前記の性格を具現するため、次のような機能を有することが望ましい。
(1)～(4)省略
(5) 霧島国際音楽祭の開催やアジア地域などの文化交流活動等に対し支援を行い、文化活動を通じた国内及び国外の人々との交流促進を図る。
5 事業
財団の目標、性格、機能に基づき次の事業の実施に努める。(以下省略)
(1)～(3)省略
(4) 文化施設の管理・運営
霧島国際音楽ホール等の管理・運営を行うとともに、その他の文化施設との相互連携を進め、効果的な活用を図る。
(5) 省略

### 文化財団の定款に掲げられている「目的」及び「事業」

(目的)
この法人は、県民の多様な文化活動を促進・支援するため、各種の文化振興事業を展開することにより、鹿児島県の文化活動の一層の活性化と個性豊かな文化の薫り高い地域社会づくりに寄与することを目的とする。
(事業)
この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を実施する。
(1)、(2)省略
(3) 鹿児島県から受託する施設の管理運営に関する事業
(4)、(5)省略

この団体については、平成25年度の県の包括外部監査で監査対象の一つとして取り上げられているので当該報告書も併せて参照されたい。データは少し古くなるが、財務状況、財政的援助の状況等のほか、22～24年度の指定管理料の推移なども報告されている（30ページ～）。

## 1. 指定の状況等

上記の基本構想、定款からわかるように、文化財団は県の文化施設の管理運営を行うことを事業の一つに掲げており、法人設立後、4施設の管理運営業務を県から受託し、指定管理者制度導入後も引き続きこれら施設の管理運営を任されている。現行の指定期間は令和2年度に更新されたもので、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間である（令和3年1月19日付指定、鹿児島県公報）。指定管理者の選定方法は、文化センターが「公募」、ほかの3施設が「非公募」（特定）であり、5年間の指定管理料（債務負担行為額）の総額は26億9,100万円となっている（下記）。

### 各施設の文化財団への管理委託開始時期と現行指定期間に係る指定管理料（金額：千円）

施設名	管理委託開始時期	指定管理者の指定	指定管理料	区分
霧島国際音楽ホール	平成6年7月～	平成18年4月1日～	811,775	非公募
文化センター	平成8年4月～	同	598,395	公募
霧島アートの森	平成12年10月～	同	496,005	非公募
上野原縄文の森	平成14年4月～	同	785,030	非公募
		計	2,691,205	

非公募の3施設について、文化財団を指定管理者に選定した理由の当否等が21年度の包括外部監査で他の非公募施設とも併せて検討されており、その際、非公募特定による選定は、「競争性」を欠くことから、『その競争性を停止することもやむを得ない、と結論づけるだけの合理性と説得力のある理由が必要である』との有用な意見が付されている（17～18ページ）。

また、その後、県議会において非公募とした考え方について幾度か説明を求められたことを踏まえ、現在は、他の所管の施設も含め、比較的詳細な説明が示されている。この点、事務は改善されている。

参考として、現行指定期間に更新された際の3施設の非公募とした理由を示すと、それぞれ下記のような内容である。少し長くなるが、一部を要約して記載する（総務部財政課財産活用対策室からの照会（令和2年2月20日付）に対する回答書より）。

### 3施設の「非公募」とした理由（一部要約）

霧島国際音楽ホール	霧島アートの森	上野原縄文の森
<p><b>霧島市との信頼関係</b> 施設が所在する霧島市は財団が将来にわたって施設の管理を行うことを前提として財団へ出損を行うほか、市有地の無償提供や市職員の派遣を行うなど財団と施設の運営に深く関わり、全面的に協力を行ってきた。仮に公募を行うこととなれば（財団が結果的に指定されたとしても）、財団以外の団体等による管理運営を県が認めることとなり、これまで築いてきた霧島市との信頼関係が崩れ、施設の管理運営に多大な支障が生じるおそれがある。</p> <p><b>設置目的との関係性</b> 施設は県が平成4年3月に策定した「霧島国際芸術の森基本構想」に基づき、霧島国際音楽祭を開催することを主な目的として設置されている。一方、財団は同施設の管理運営を行うとともに、同音楽祭を開催するために設立された経緯があることから、施設、財団、音楽祭は密接不可分の関係にある。したがって、財団に管理運営をさせることが適当である。</p> <p><b>関係団体との信頼性</b> 財団は、長年蓄積した音楽祭実施のノウハウと地元住民をはじめとする関係団体との確固たる信頼関係を併せ持っていることなどから、年々、より質の高い音楽祭を開催することで他の音楽ホール等からも評価されている。公募により指定管理者が短期間で代わるようなことになれば、音楽祭の質の高さはもとより、音楽祭開催までも危ういものとなる。文化施策の推進にあたっては、長期的な視点に立ち、かつ継続的な事業の展開が必要である。</p> <p><b>財団の指定管理者としての実績</b> 省略</p>	<p><b>湧水町との信頼関係</b> 施設が所在する湧水町は財団が将来にわたって施設を管理運営することを前提に敷地の無償提供や町職員（1名）の派遣を行うなど、財団と施設の運営に深く関わり、全面的に協力を行ってきた。仮に公募を行うこととなれば（財団が結果的に指定されたとしても）、財団以外の団体等による管理運営を県が認めることとなり、これまで築いてきた湧水町との信頼関係が崩れ、施設の管理運営に多大な支障が生じるおそれがある。</p> <p><b>作家との信頼関係</b> 施設の野外展示作品は、作家自らが現地の自然環境への融合等を意識しながら制作された経緯があり、メンテナンス等には専門性とともに作家との信頼関係が不可欠である。公募により指定管理者が短期間で代わるようなことになれば、作家やその遺族との信頼関係が崩れ、作品の維持管理、今後の作品収集・展示事業に支障をきたすおそれがある。</p> <p><b>文化事業への影響</b> 施設は県が平成4年3月に策定した霧島国際芸術の森基本構想を実現するための文化振興の拠点として設置され、美術に関する調査・研究、美術作品の収集・保存・修復・展示事業を行いながら県民への美術の鑑賞機会の提供、美術家の養成等人材育成を図っている。これらの事業実施にあたっては、企画等の準備段階から事業実施後の評価までに長期間を必要とするが、公募により短期間で指定管理者が代わるようなことになれば、事業の質の確保が困難となることが懸念される。また、調査・研究や人材育成事業は短期間で成果が出るようなものではなく、長期的な視点に立った事業の展開が必要である。</p> <p><b>財団の指定管理者としての実績</b> 省略</p>	<p><b>指定方針(ア)関係</b> 施設は霧島市から土地の無償貸与（国指定史跡の一部）や職員1人の派遣など、積極的な支援を受けながら連携・協力して事業を実施しており、同市も出資する財団に管理を行わせることが適当である。</p> <p><b>指定方針(イ)関係</b> 施設は「県民の文化の向上に資すること」を設置の目的としており、財団の設置目的である「文化活動の一層の活性化と個性豊かな文化の香り高い地域社会づくりに寄与すること」と密接な関連があること、また、財団は文化財行政の経験者や専門的、学術的知識を持つ人材を有しているほか、連携可能な文化施設を他にも管理しており、一体的に県民の文化の向上を図ることが期待できること。</p> <p><b>指定方針(ウ)関係</b> 国指定史跡や国指定重要文化財等の出土品を適切に管理・公開する施設であることから、文化財に関する高度な専門的、学術的知識と児童生徒に対する体験学習や学校教育の支援に係る指導力が必要であるが、財団はこれらに対応できる体制を有していること。</p>

霧島国際音楽ホール（以下「音楽ホール」）、霧島アートの森（以下「アートの森」）においては、長期的な視点に立った継続的な事業展開の必要性から、公募により「短期間」で指定管理者が代わるようなことになるのは好ましくない旨が示されている。ただ、指定期間は必ずしも5年でなければならない理由はないので、5年が短いのであれば、指定期間を「10年」などとして公募することも可能である。指定管理者の指定作業は、選定委員会の開催から公報登載、協定締結まで煩雑な手続を要するので、互いの事務の負担とかかるコストを考えれば、5年ごとに形だけの選定を繰り返すより、10年ごととする方が効率的であるのは明らかである。本件の場合、文化財団の設立経緯、施設の設置目的、霧島市及び湧水町とのこれまでの協力関係等を踏まえると、他の団体に管理を委ねることは想定されていないと言ってよく、そうであれば、指定期間は5年にこだわらずとも10年とすればよい。

ただし、この場合は、中間評価の実施を必須条件とし、5年目を目途に、目標の達成状況、効果等を選定委員会等で評価し、継続の適否を判断するようにすることが必要である。

## 2. 経費の縮減効果について

指定管理者制度導入の目的の一つが「経費の縮減」にあるので、制度導入前（管理委託）と導入後の委託料を比較してみた。制度導入前は直前の3期間（平成15～17年度）及びその平均、導入後は第1期（平成18～22年度）及び令和3年度の数値との比較で見ている。

下記がその結果である（[表1]）。また、4施設とも利用料金制度を採用しているため、利用料金収入の第1期と令和3年度の数値も併せて記載した（[表2]）。

[表1] 指定管理者制度導入前と導入後の「委託料」の比較（金額：千円）

区分 施設名	管理委託料				指定管理料	
	平15	平16	平17	3期間平均	第1期平均	令3
霧島国際音楽ホール	188,379	183,570	155,510	175,819	170,752	162,355
文化センター	214,621	173,021	134,377	174,006	113,317	119,679
霧島アートの森	149,435	133,638	113,036	132,036	109,223	99,201
上野原縄文の森	243,855	213,340	164,335	207,176	150,332	157,006
計	796,290	703,569	567,259	689,039	543,624	538,241

[表2] 指定管理者制度導入後の「利用料金収入」の推移（金額：千円）

施設名	平18	平19	平20	平21	平22	令3
霧島国際音楽ホール	3,914	4,333	3,750	3,129	3,828	3,543
文化センター	64,327	60,723	58,802	59,708	62,466	43,810
霧島アートの森	9,980	8,359	8,685	12,052	9,928	10,721
上野原縄文の森	7,381	5,518	4,442	4,141	3,769	1,676
計	85,602	78,933	75,679	79,030	79,946	59,750
				5期間平均	79,838	

④1 管理委託料の平成15～17年度、利用料金収入の平成18～22年度の数値は文化財団の各年度の決算書の「収支計算書」より集計。指定管理料の第1期平均のうち文化振興課所管の3施設は同課作成の資料、上野原縄文の森は収支計算書より集計。令和3年度の数値は予備調査票より。

④2 利用料金収入の平成22年度分は、内部消去△45千円があるため合計は合っていない。

制度導入後の委託料（指定管理料）は、いずれの施設においても減っており、導入前の3期間平均と比べて、第1期は4施設合計で21.1%の経費縮減となっている。

これを指定管理者の側から見ると、それまでの「受託収入」が2割以上も減ったことになるが、一方で、それまで県の収入であった施設の利用料金が自己の収入となるので、実質的な収入減は9.5%に止まる。したがって、県の側からすると、正味の経費縮減効果は10%程度、と言うことになるが、それでも減っているのは事実であるから、制度導入の目的の一つは、一応、達せられていると判断される。

また、指定管理料の第1期平均と令和3年度とを比べると、ほとんど減っていないように見えるが、この間、消費税率の改正による増税が2度あるので、増税分を除けば実質的な縮減幅はもう少し大きいと見ることができる。

### 3. 再委託と委託料について

管理業務の実施に当たっては、指定管理者から第三者への業務の委託は、原則、禁止されている（基本協定書第13条「再委託の制限」。各施設共通、以下同じ。）。指定管理者制度の趣旨に照らし、当然の制限である。ただし、あらかじめ県の承認を受けたときはこの限りでないとしており、各施設とも警備、清掃、設備機器の保守点検など専門性を必要とする業務や法定業務等については事前に承認を受け、再委託が行われている。

下記は令和3年度の管理運営費とこれに含まれている委託料（指定管理者から第三者への委託料）とを示したものであるが、管理運営費に占める委託料の割合を見ると、いずれの施設も4割を超えており、金額的にも大きいものであることがわかる。

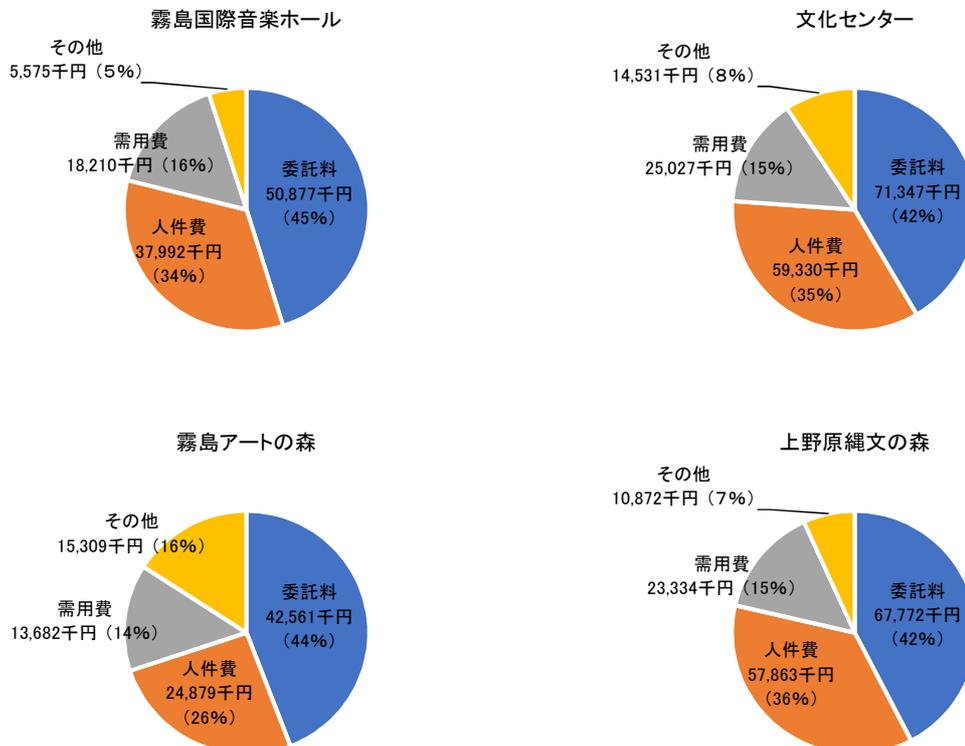
管理運営費と再委託料の状況（令和3年度）（金額：千円、割合：％）

施設名(指定管理料)	管理運営費(A)	委託料(B)	(B)/(A)
霧島国際音楽ホール (103,491)	112,654	50,877	45.1
文化センター (116,401)	170,235	71,347	41.9
霧島アートの森 (81,169)	96,432	42,561	44.1
上野原縄文の森 (157,006)	159,840	67,772	42.3
計 (458,067)	539,161	232,557	43.1

④1 文化振興課所管の3施設の指定管理料は管理費分のみの金額であり、このほかに文化事業費等がある。

④2 上野原縄文の森も文化事業（「ジョイJOYじょうもん事業」）を実施しているが、事業は県からの受託事業となっている。

各施設の管理運営費の費用構成（令和3年度）



### (意見 23) 再委託に係る業務委託契約書の入手について

再委託に関する事務の状況とこれに対する意見については、個別の施設の項で記載しているものもあるので、ここでは4施設に共通する事項について記載する。

再委託については、現状、事業報告書に業務名、実施日、実績（委託先、契約額）を一覧した書類（様式 14 又は 15）が添付されているが（そうっていない報告もある）、個別の業務委託契約書の写しの入手までは行われていないため、契約方法や契約内容（再々委託に関する取決め、履行不能が生じた場合の対応や責任分担など）を確認しにくいものとなっている。基本協定書上は、事業報告書に再委託に係る契約書類の写しを徴求又は添付すべき旨は明記されていないが（第 25 条又は第 26 条）、委託料の質的重要性と金額的重要性、また、再委託を制限している協定の趣旨に鑑みれば、事業報告に必要な書類の一つとして添付しておくことが望ましい。文化振興課では、実地調査の際に契約内容等を確認しているとのことであるが、そうであれば、その際に写しを取っておくべきである。

### 4. リスクの分担について

管理運営に係る県と指定管理者とのリスクの分担については、基本協定書の別記 4「基本的な責任分担」に示されている。文化振興課所管の3施設の責任分担表は、実際に起こりうるかは別として、考えられる各種のリスクが掲げられており（下記）、この点、評価できる。

文化振興課所管 3 施設の責任分担表（要約）

No.	種類	内容(一部省略あり)	負担者	
			県	指定管理者
1	物価変動	人件費、物品費等の物価変動における経費の増		○
2	金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
3	周辺地域・住民への対応	指定管理業務に対する住民からの要望等		○
4	法令等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に及ぼす法令等の変更		○
5	税制度の変更	一般的な税制変更		○
6	政治・行政的理由による事業変更	管理運営業務の継続に支障が生じた場合等の経費負担	協議により定める	
7	不可抗力	暴風、豪雨、洪水、地震等による設備の復旧経費等	協議により定める	
8	書類の誤り		△	△
9	資金調達		△	△
10	施設設備の損傷	経年劣化、相手方を特定できないもの等(50万円以下)		○
		”(50万円を超えるもの)	協議により定める	
11	資料・展示品等の損傷	指定管理者の管理運営上の瑕疵によるもの		○
		上記以外のもの	協議により定める	
12	第三者への賠償	指定管理者の管理運営上の瑕疵によるもの		○
		上記以外のもの	協議により定める	
13	セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生等		○
14	事業終了時の費用	指定期間終了の場合等の撤収費用		○
15	施設競合	施設競合による利用者減、収入減		○
16	需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
17	管理運営経費の膨張	県以外の要因による管理運営経費の膨張		○
18	債務不履行		△	△
19	運営リスク	管理運営上の瑕疵による臨時休館等に伴う運営リスク		○
		不可抗力による臨時休館等に伴う運営リスク	協議により定める	
20	保険の加入	公立文化施設賠償責任保険等への加入		○

④1 No.欄の番号は説明の便宜上付したものであり、公の施設一覧の施設番号とは無関係である。

④2 負担者の「△」は、内容により県又は指定管理者のいずれかの責任とされているもの。

### (意見 24) リスクの分担のあり方について

指定管理者制度の趣旨に照らし、指定管理者の側に基本的な責任の多くが課せられているのはわかるが、内容が曖昧なものもあり、はたして適切な責任分担となっているのか疑問に思えるものもある。

例えば、税制度の変更(No. 5)で、一般的な税制変更のリスクが指定管理者の負担とされているが、この場合の「一般的」な税制が何を指しているのか、税制変更によってどのようなリスクがあるのか、など明解でない。また、法令等の変更(No. 4)にある管理運営業務に及ぼす「法令」とは具体的に何

か、などわかりにくい。税制度の変更も法令等の変更も「政治・行政的理由」で行われるものであるから、リスクの属性としては、No.6と同じと言ってよい。であれば、少なくとも「協議」とするのが理に適っていると思われる。

施設競合 (No.15) のリスクは、商業施設などとは違うので現実的には想定しにくいですが、ただ、このようなリスクも指定管理者の負担とされていると、民間事業者であればなかなか手を挙げにくいものがある（事業としてうま味がない）。需要変動 (No.16) のリスクも、例えば、コロナ禍のような不可抗力で当初の需要見込みと異なるものとなった場合でも指定管理者の負担とするのか、それとも運営リスク (No.19) として捉えるのか、明解ではない。他の項目も含め、現行の分担のあり方で問題なしとするのか検討されたい。

なお、『協議により定める』というのは、事態が起こってからの交渉で決めるということであるが、実質的には互いの「力関係」によるところが大きいと思う。実際、令和3年度は音楽ホールでコンサート用ピアノ2台の修繕案件（いずれも1台50万円を超えるもの）があり、指定管理者から費用負担について協議が申し込まれているが、県側は、早急の修繕の必要性は認めながらも、『当課の今年度の予算で対応することは難しいため、』指定管理者で負担するよう回答している。この回答を受け、指定管理者は自己の費用負担とすることとし、2台のうち経年劣化が進んでいる方の修繕（修繕費1,587千円）を優先して実施している（もう1台は次年度以降に再度協議）。

また、アートの森においても1件50万円を超える修繕が2件あったが（いずれも塗装修繕）、ピアノの修繕の件が却下されたこともあってか、こちらは協議自体が持ちかけられずに終わっている（詳細はアートの森の項を参照）。

どちらが費用を負担するかは、あくまで「協議」によるから、必ずしも県の負担となるわけではないが、経緯を見る限り、力関係に左右されて決まったと思われる状況が見て取れる。

指定管理者からの要請にもあるが、施設の老朽化に伴い、今後においても費用負担の協議は増えることが想定されることであり、県としては不測の事態を想定した予算の確保に努め、施設の安定した運営がなされるよう、指定管理者との協力を強化していく必要がある。そのためにも互いが納得できるリスクの分担である必要がある。

#### （追記）

仔細だが、管理物件の修繕費等の負担者区分を示す金額表記について、文化振興課所管の3施設は上表のとおり、1件「50万円以下」、「50万円を超えるもの」としているが (No.10)、文化財課所管の上野原縄文の森（以下「縄文の森」）は、指定管理者の負担とする額を1件「50万円未満（税込）」としており（「50万円以上」については明記されていない。）、同じ指定管理者による管理でありながら、施設間での整合を欠くものとなっている。ちなみに、県の契約規則が定める「特に軽微な契約」を準用するのであれば「50万円未満」とすべきことになる。金額に消費税等を「含む」・「含まない」の表記と併せ、見直しの要否について検討されたい。

## 5. 保険に関する取扱いについて

リスクの分担と関連するが、指定管理者は管理業務の実施に当たり、所定の保険に加入し、保険証券の写しを県に提出しなければならないとされている（各施設の基本協定書）。万が一のリスクに備えて付保の状況と支払能力の有無を確認しておく観点から当然の規定である。

各施設における保険の加入に関する記載内容を示すと、次のとおりである（火災保険は県が付保することとされている。）。

保険の加入に関する基本協定書の内容比較

霧島国際音楽ホール	文化センター
<p>第36条第2項(抜粋) 乙は、管理業務の実施に当たり、次の損害賠償責任保険に加入し、当該保険に係る保険証券の写しを甲に提出しなければならない。</p> <p>(1) 公立文化施設賠償責任保険 施設管理責任 人身事故: ・1事故あたりの支払限度額 1,000,000 千円 ・1名あたりの支払限度額 50,000 千円 財物事故: ・1事故あたりの支払限度額 20,000 千円 ・物理的損壊を伴わない第三者財物使用不能損害限度額1事故あたり 5,000 千円 受託物管理責任 財物事故: ・1事故あたりの支払限度額 30,000 千円 (2) 公立文化施設災害補償保険 被災者対応費用保険 ・被災者1名あたり支払限度額 1,000 千円 傷害見舞費用保険 (省略)</p>	<p>第37条第2項(抜粋) 乙は、管理業務の実施に当たり、次の損害賠償責任保険等に加入し、当該保険に係る保険証券の写しを甲に提出しなければならない。</p> <p>(1) 公立文化施設賠償責任保険 施設管理責任 人身事故: ・1事故あたりの支払限度額 3,000,000 千円 ・1名あたりの支払限度額 100,000 千円 財物事故: ・1事故あたりの支払限度額 20,000 千円 ・物理的損壊を伴わない第三者財物使用不能損害限度額1事故あたり 5,000 千円 受託物管理責任 財物事故: ・1事故あたりの支払限度額 30,000 千円 (2) 公立文化施設災害補償保険 被災者対応費用保険 ・被災者1名あたり支払限度額 1,000 千円 傷害見舞費用保険 (省略)</p>
霧島アートの森	上野原縄文の森
<p>第37条第2項(抜粋) 乙は、管理業務の実施に当たり、次の損害賠償責任保険同等の保険に加入し、当該保険に係る保険証券の写しを甲に提出しなければならない。</p> <p>(1) 公立文化施設賠償責任保険 施設管理責任 人身事故: ・1事故あたりの支払限度額 1,000,000 千円 ・1名あたりの支払限度額 100,000 千円 財物事故: ・1事故あたりの支払限度額 10,000 千円 ・物理的損壊を伴わない第三者財物使用不能損害限度額1事故あたり 金額記載なし 受託物管理責任 金額記載なし 「公立文化施設災害補償保険」についての定めなし</p>	<p>第35条第2項(全文) 乙は、管理業務の実施に当たり、次の損害賠償責任保険に加入し、当該保険に係る保険証券の写しを甲に提出しなければならない。</p> <p>(1) 施設賠償責任保険 (2) 公用車に係る自動車損害賠償任意保険 ※ (3) 電動カーに係る損害賠償任意保険</p> <p>※本条第1項では、県が付保しなければならない保険として、火災保険と公用車に係る自動車損害賠償責任保険の2つが掲げられている。</p>

4 施設の保険証券の写し（監査の時点で現在保険期間中のもの）を入手し、付保されている保険の種類、対象等をお確かめるとともに、基本協定書記載事項との照合を実施した。保険証券から拾い上げた施設別の情報は、次のとおりである。

施設別の保険加入状況（要約）

施設	契約保険会社	保険種類(付保の対象等)	保険料(円)
霧島国際音楽ホール	三井住友海上火災保険	公立文化施設賠償責任保険	57,700
		サイバープロテクター	81,180
		公立文化施設 利用者見舞費用・個人賠償責任保険	23,860
文化センター	三井住友海上火災保険	公立文化施設賠償責任保険	217,090
		サイバープロテクター	59,840
		公立文化施設 利用者見舞費用・個人賠償責任保険	29,570
霧島アートの森	損害保険ジャパン	賠償責任保険	16,880
		東京海上日動火災保険	賠償責任保険
上野原縄文の森	あいおいニッセイ同和損害保険	賠償責任保険(電動式車イス)	
		傷害保険(特定した乗用具の搭乗者)	
	三井住友海上火災保険	動産総合保険(現金)	10,500
	損害保険ジャパン	自動車損害賠償責任保険(普通自動車)※契約者:県	20,010
自動車損害賠償責任保険(軽トラック)※契約者:県		19,730	

- ① 1 保険期間の始期と終期は各施設で必ずしも同じではないが、自動車損害賠償責任保険を除いてすべて1年間である。
- ② 2 霧島国際音楽ホール、文化センターが加入している保険は公益社団法人全国公立文化施設協会の制度保険である。

**(意見 25) 付保状況の基本協定書との照合結果など**

音楽ホールと文化センターで付保している保険は、基本協定書に定めるものに加えられており、この点、指定管理者の事務は適切と認められる。ただし、施設管理責任における「1事故（又は1名）あたりの支払限度額」が基本協定書に定める額と保険証券に記載されている額とで一部整合していないものがあるので（下記）、指定管理者に理由等を確認の上、基本協定書の当該事項の改定の可否について検討されたい。

**支払限度額の比較**

施設	基本協定書に定める限度額	保険証券に記載の限度額
霧島国際音楽ホール	<b>財物事故</b> 物理的損傷を伴わない第三者財物使用不能損害限度額1事故あたり 5,000 千円	<b>財物損壊</b> 物理的損傷を伴わない第三者財物使用不能損害限度額1事故保険期間中 20,000 千円
文化センター	<b>人身事故</b> 1名あたりの支払限度額 100,000 千円 <b>財物事故</b> 1事故あたりの支払限度額 20,000 千円 物理的損傷を伴わない第三者財物使用不能損害限度額1事故あたり 5,000 千円	<b>身体障害</b> 1名につき 300,000 千円 <b>財物損壊</b> 1事故あたり支払限度額 100,000 千円 物理的損傷を伴わない第三者財物使用不能損害限度額1事故保険期間中 30,000 千円

アートの森で付保している保険は、公立文化施設賠償責任保険と「同等」の保険に加えすべきとされていることもあってか、上の2施設とは別の保険会社との契約、別の保険商品となっている。合計保険料が16,880円と2施設と比べると格段に少ないが、1事故（又は1名）当たり支払限度額は基本協定書に定める額と同じとなっており、条件は一応満たしている。ただ、近年、サイバー攻撃のリスクが高まっているが、本保険ではこのリスクに対する補償がなく、2施設が加入している制度保険と「同等」と見做していいのか、疑問ではある。サイバー攻撃に対する備えの必要性も含め、現状の付保内容で問題ないのか検討されたい。

縄文の森で付保している保険は、主務課が異なることもあり、同じ指定管理者でありながら上の3施設とは異なった付保の仕方となっている。基本協定書には1事故（又は1名）当たり支払限度額が明示されていないが、本施設における主たる保険と判断される東京海上日動火災保険の賠償責任保険から支払限度額を拾うと、次のとおりである。商品名がいくつかあるが、「施設所有（管理）者特別約款」のものを記載した。

**商品名：施設所有（管理）者特別約款**

区分	対人賠償	対物賠償
支払限度額(1名)	100,000 千円	—
支払限度額(1事故又は1請求)	1,000,000 千円	20,000 千円

④ 特約条項に「サイバー攻撃危険不担保特約条項（自動付帯）」表記あり。

賠償責任保険の支払限度額は3施設とおおむね同等であるが、公用車に係る保険（自賠責保険は県、任意保険は指定管理者）や現金に係る保険等が別途付保されているなど、指定管理者は同じながらも事務にかなり違いがみられる。施設が違うから、と言われればそれまでだが、制度保険への加入の要否、基本協定書の定め方など含め、現状で問題ないのか検討されたい。

**6. その他（事業実績について）**

決算報告書の支出項目のうち、「公課費（租税公課）」について4施設の内容を比べてみた。令和3年度の各施設の実績額は次のとおりである。

施設別の「公課費（租税公課）」の実績額と積算内訳等（令和3年度）（金額：円）

施設(所在地)	実績額		積算内訳(予算額)		(参考)確定申告書の要約	
	公課費	2,894,332				
霧島国際音楽ホール (霧島市)	公課費	2,894,332	契約書印紙代	50,000	所得金額	△3,230,176
			法人税	-	法人税・地方 法人税	0
			法人事業税	-		
			法人県民税(所得割)	-		
			法人県民税(均等割)	21,000	事業税・地方 法人特別税	0
			法人市民税(所得割)	-		
			法人市民税(均等割)	50,000	法人県民税	21,000
			ミュージック印紙代	1,800	法人税割	0
入場料収入消費税	1,924,000	均等割	21,000			
		計	2,046,800			
文化センター (鹿児島市)	公課費	7,210,964	契約書印紙代	50,000	法人市民税	100,000
			消費税	5,350,000	(鹿児島市)	50,000
			県民税(均等割)	21,000	法人税割	0
			市民税(均等割)	50,000	均等割	50,000
			計	5,471,000	(霧島市)	50,000
霧島アートの森 (湧水町)	公課費	3,109,116	契約書印紙代	40,000	法人税割	0
			法人消費税	2,150,000	均等割	50,000
			法人地方消費税	685,400		
			法人地方消費税	685,400	法人町民税	50,000
			法人地方消費税	685,400	(湧水町)	50,000
			法人県民税	2,300	法人税割	0
			法人県民税	2,300	均等割	50,000
			法人町民税	50,000		
			法人町民税	50,000		
			計	4,350,800	消費税	41,664,900
上野原縄文の森 (霧島市)	租税公課	5,820,563	法人税・事業税等	4,383,700	地方消費税	11,751,600
			契約印紙代	50,000		
			県民税	600,000		
			計	5,033,700		
合計		19,034,975	合計	16,902,300		

(意見 26) 積算のあり方について

「公課費（租税公課）」は、指定管理者の事業活動に係る法人税、法人住民税、消費税等の税金を主な内容とする科目である。いずれの施設も決算報告書（収支決算書）には科目の内訳が示されていないので、どの税目がいくら計上されているのか明確でないが、積算の方に着目して各施設の内訳を見比べると税目の取り方、計上の仕方、金額ともまちまちであることがわかる。

施設ごとに各税目を積算するのはいいとしても、印紙税を除けば、税額計算はあくまで法人全体の収支（所得）を基礎として行われるものであるから、まずは全体の税額を積算した上で、一定の基準でもって各施設に賦課又は配賦するのが適切である。例えば、法人県民税の均等割（21,000円）は4施設（含む事務局）の共通経費であるから各施設の従事者数で配賦するのが合理的である。法人市民税の霧島市分の均等割（50,000円）は、同市に施設がある音楽ホールと縄文の森とに配賦すればよい。所得を課税標準とする法人税、事業税、法人住民税の法人税割については、指定管理料や収益事業の額を基準として配賦すればよいと思う。消費税は、前年度の実績額（年税額）を指定管理料等の割合で配賦するのも合理的と考える。

県としては、実績額の検認も大事だが、積算のあり方について指定管理者とも協議を行い、合理的で説明のつく積算とするよう、指導すべきと考える。これは他の科目についても同じである。

また、現状、文化振興課と文化財課とで決算報告書（収支決算書）及び積算書の様式、科目の取り方が異なっているので、同一水準での比較を可能にする観点から、できるだけ同じとするよう、併せて指導されたい。

## 31 霧島アートの森

### 1. 施設の概要

施設のホームページ	<a href="https://open-air-museum.org">https://open-air-museum.org</a>
所管課	観光・文化スポーツ部 文化振興課
管理方法	指定管理者（公益財団法人鹿児島県文化振興財団〔非公募〕）
所在地	始良郡湧水町木場 6340-220
設置年度（開設日）	平成12年10月12日（2000）
設置根拠	鹿児島県霧島アートの森の設置及び管理に関する条例（平成12年条例第22号）
設置目的	県民に彫刻その他の美術作品や緑豊かな自然に触れ親しむ場を提供するとともに芸術文化の振興を図るため
当初想定利用者数	一人
当初建設費	土地： 404,661千円（ほかに湧水町からの借受けあり） 建物： 1,776,925千円（鉄筋鉄骨コンクリート造） その他： 100,690千円（作業棟、光のトイレ、森のトイレ）
利用料金（入園料）	○利用料金制度を採用 一般 320(250)円 高・大生 210(160)円 小・中生 150(120)円 幼児 無料 ※（ ）内は20人以上の団体料金。 ※特別企画展の料金は、そのつど定める。 ※その他障害者や70歳以上の県民等に対して免除などがある。

### 2. 事業の概要

本施設は、県が平成4年3月に策定した「霧島国際芸術の森基本構想」に基づく拠点施設として整備されたもので、次の文化事業を行っている。

1. 現代美術を中心とする展示事業（通年）
  - ・ 野外常設展（野外作品23点の常設展示）
  - ・ 屋内コレクション展（所蔵作品の展示）
2. 県民の芸術活動に対する支援事業（通年）
  - ・ 創作体験活動の実施（「発見楽しみ工房」、「探検スケッチ」）
  - ・ 霧島ロビープロジェクト（鹿児島ゆかりの作家等の作品群の展示）
  - ・ 「霧島アートの日」（毎年11月3日）の開催
3. 現代美術の情報発信拠点施設としての機能発揮のための事業
  - ・ 特別企画展（期間限定）
  - ・ 関係機関との連携推進（通年）※

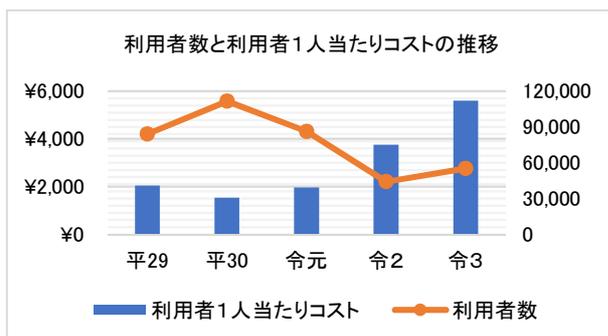
※ 宮崎県立美術館、都城市立美術館とは高速道路でつながる美術館として、3館による「アトラインカード」を設置しており、3館のスタンプを揃えると、希望する館で記念のプレゼントを進呈する取組も実施されている。

### 3. フルコスト情報

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開館日数(日)	303	306	301	283	275
利用者数(人)	84,011	111,578	86,143	44,137	55,350
利用料金収入(千円)	13,229	15,304	15,475	9,413	10,721
フルコスト(千円)	171,288	171,319	168,782	165,848	309,828
事業のコスト	107,832	107,834	107,834	98,501	99,201
人にかかるコスト	25,465	25,494	25,409	25,203	25,074
物にかかるコスト	2,452	2,452	-	6,605	150,014
減価償却費	35,539	35,539	35,539	35,539	35,539
県民1人当たりコスト(円)	105	106	105	104	196
開館1日当たりコスト(円)	565,303	559,862	560,734	586,031	1,126,643
利用者1人当たりコスト(円)	2,038	1,535	1,959	3,757	5,597
受益者負担率(%)	7.7	8.9	9.1	5.7	3.5

1. 利用料金収入：常設展利用料金、施設利用料金

2. 指定管理料（事業のコスト）には、管理費のほか文化事業費分を含む。



利用者（入園者）数は、開設3年目の平成14年度が127,538人と最も多く、21年度の108,290人、30年度の111,578人を除けば、各年度とも7～9万人程度で推移している。立地的に自然条件の影響を受けやすく、冬場などの利用者が少なくなるのは仕方がないが、利用者数が10万人を超えた年度は企画展の入場者が相対的に多く、利用者数の多寡は企画展の内容等によるところも一

定程度あることが見て取れる。

#### 年度別利用者数の内訳（人数：人）

年度	内訳	企画展以外の入園者数			企画展の入場者数	合計	
		個人	団体	無料			
平成13年度		51,034	8,018	12,309	71,361	8,388	79,749
平成14年度		56,085	4,969	14,410	75,464	52,074	127,538
平成21年度		40,667	2,482	14,116	57,265	51,025	108,290
平成25年度		49,753	5,521	12,564	67,838	24,240	92,078
平成30年度		48,879	4,117	18,037	71,033	40,545	111,578

④ 平成13年度、25年度は比較として記載。

令和2年度、3年度はコロナ禍の影響で休園日が多くなったため、利用者数はそれまでと比べ大きく減っている。この結果、利用者1人当たりコストは2年度が3,757円、また、3年度は大規模修繕（アートホール屋根改修工事146,473千円）の実施でフルコストが増えたこともあり、5,597円と大幅に増加している。

#### 4. 事務の状況等

##### （1）文化事業に係る再委託の申請及び承認手続について〔指摘3〕

指定管理者に行わせる本施設の「管理業務」は、施設、設備、彫刻等及び備品の維持管理に関する業務をはじめ、施設を利用した文化事業の企画及び実施に関する業務、施設及び設備の利用の許可、利用料金に関する業務などとされている（基本協定書第3条）。そして、管理業務の実施に当たっては、業務の全部又は一部の第三者への再委託が制限されており、あらかじめ県の承認を受けたときは再委託をすることができる（同13条）。

この協定に則り、令和3年3月26日付で事業計画書等の提出と一緒に再委託の承認申請と承認の手続が一括して行われている。ただ、この申請と承認は警備業務、清掃業務、園地管理業務など通年又は定期に実施される施設設備の維持管理に係るものだけであり、施設における事業の柱とも言える「文化事業の企画及び実施に関する業務」の委託分は含まれていない。しかし、指定管理料（99,201千円）には文化事業に充てるための経費相当額（18,032千円）が含まれており、また、文化事業費のほとんどが当該財源から賄われていることに鑑みれば、文化事業に係る業務委託についても管理費と同様に承認を受ける必要がある。事業の性質上、事前に一括承認を受けるのが難しい場合は、その都度、個別に手続をとればよいと思う。

現状、県も指定管理者も互いの事務の一部が協定の定めに準拠していないものとなっているので、見直しが必要である。

## (2) 委託料に対するモニタリングについて（意見 27）

令和3年度の管理運営費及び文化事業費に計上されている委託料は、次のとおりである。

各事業費における「委託料」（金額：円、税込）

区分	予算額(A)	決算額(B)	差額(A)-(B)	備考
管理運営費の「委託料」	42,954,000	42,560,642	393,358	警備業務、園地管理業務など
文化事業費の「委託料」	11,376,000	5,845,137	5,530,863	
常設展	1,050,000	1,181,400	△131,400	
創作体験	-	-	-	
霧島ロビープロジェクト	880,000	3,202,800	△2,322,800	
霧島アートの日	486,000	446,400	39,600	
岡本仁展	8,960,000	1,014,537	7,945,463	
計	54,330,000	48,405,779	5,924,221	

（事業報告書「決算報告書（支出の部）」より）

管理運営費の委託料については、実績報告書に業務名、実施日、実績（委託先、契約額、評価）等が明記された書類が添付されているが、文化事業費の委託料についてはそのようになっていないため、委託先、業務内容が不明である。「霧島ロビープロジェクト」、「岡本仁展」などは予算額と決算額との乖離が大きいが、このような場合の差異の説明も含めた明瞭報告を指定管理者に求める必要がある。

## (3) 1件50万円を超える修繕費の負担について（意見 28）

管理物件の修繕については、原則として、県がその必要性を判断し、県の費用と責任において実施するものとされており、損傷した場合は、内容（原因）により責任が分担されている（基本協定書第22条、別記4「基本的な責任分担」）。

基本協定書別記4「基本的な責任分担」（抜粋）

種類	内容	県	指定管理者
施設設備の損傷	指定管理者による管理運営上の瑕疵によるもの		○
	施設・設備の設計、構造上の原因によるもの	○	
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等（50万円以下）		○
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等（50万円を超えるもの）	協議により定める	

令和3年度は指定管理者の負担で実施した修繕が33件、6,026千円報告されている。修繕の件名を見る限りでは、設備・機器の不具合箇所の部品取替や経年劣化による損傷部分の修繕など日常的な小破修繕で金額的にも軽微なものが多い。上で示した別記4で経年劣化等による1件50万円以下の修繕は指定管理者の責任とされているからであるが、一方で、50万円を超えて協議の対象とされている修繕についても指定管理者の負担で実施しているものが2件含まれている（下記）。

令和3年度の主な修繕実績（金額：円、税込）

修繕日	件名	場所	金額
令3. 9. 15	エレベーター(遠隔監視装置)修繕	アートホール	440,000
令3. 10. 12	非常放送アンプ本体取替修繕	アートホール	386,100
令3. 10. 28	駐車場入口監視カメラ取替修繕	野外	324,500
令4. 3. 10	非常用発電機修繕	アートホール	497,200
令4. 3. 17	事務室空調修繕	アートホール	407,000
令4. 3. 31	野外作品塗裝修繕	野外	572,000
令4. 3. 31	南側電動ブラインド修繕	アートホール	250,800
令4. 3. 31	展示室内全塗裝修繕	アートホール	1,271,160

（事業報告書「修繕実績報告」より）

この2件については、指定管理者の側では50万円を超えているので協議の必要性については承知していたが、早急な対応が必要であったこと、県における費用負担の対応が困難なことも予想されたことから、協議を持ちかけなかったとのことであった。

どちらが費用を負担するかは、あくまで「協議」によるから、必ずしも県の負担としなければならないことにはならないが、経緯を見る限り、指定管理者が県の事情に配慮して又は付度して協議を持ちかけなかったと思われる事情が見て取れる。事務上、県の側に落ち度があるわけではないが、指定管理者にすれば、負担しなくてもよかったかもしれない経費を負担した格好となっている。

2件とも年度末ぎりぎりでの修繕でもあり、事情は理解できるが、結果としてリスクを分担しあうという協定の趣旨が生かされずに終わっている。また、いずれの修繕も「塗装」であることに鑑みれば、急遽、不具合が見つかったというようなものではないであろうから、以前から修繕の必要性は認識できていたはずである。この点、県のモニタリングも十分ではなかったのではないか。

予算との関係もあるが、今回のような場合、早急対応の必要性からとりあえず指定管理者の費用負担で修繕を行うにしても、事後、県と協議することは可能であったと考える。いずれにしろ、互いが相応のリスク分担となるようにする必要がある。

なお、管理運営費の修繕費実績報告では、『部品更新が必要。機器更新について要検討』（エレベーター保守点検業務）、『装置不具合が多発』（自動扉保守点検業務、電動ブラインド保守点検業務）など問題点が委託先から報告されているものもあるので、これを参考に次年度の早急に対応が必要な修繕と金額とを見込むことも可能かと思われる。

## 32 霧島国際音楽ホール

### 1. 施設の概要

施設のホームページ	<a href="https://miyama-conseru.or.jp">https://miyama-conseru.or.jp</a>
所管課	観光・文化スポーツ部 文化振興課
管理方法	指定管理者（公益財団法人鹿児島県文化振興財団〔非公募〕）
所在地	霧島市牧園町高千穂 3311-29
設置年度	平成6年度（1994）
設置根拠	鹿児島県霧島国際音楽ホールの設置及び管理に関する条例（平成5年条例第52号）
設置目的	県民の音楽文化の向上等芸術文化の振興を図るとともに、音楽を通して国内外の人々との交流を促進するため
当初想定利用者数	－人
当初建設費	土地：霧島市から借受け 建物：2,616,447千円（鉄筋コンクリート造） その他：219,546千円（うち、野外音楽堂104,589千円）
利用料金	○利用料金制度を採用 ・主ホール（770席）、小ホール（収容人員200人）、野外音楽堂：入場料を徴収しない場合とする場合、平日と土・日・祝日、時間帯によって基本利用料金は異なる。 ・利用者が音楽関連の宣伝、展示、販売等の商業行為を目的として利用する場合は別途割増あり。 ・舞台設備、楽器の利用料金は別途徴収。 ・幼児の文化芸術に接する機会の拡充に寄与する事業、県民の幅広い音楽活動の振興に寄与する事業等に対し、2割～5割の利用料金の一部免除あり。

### 2. 事業の概要

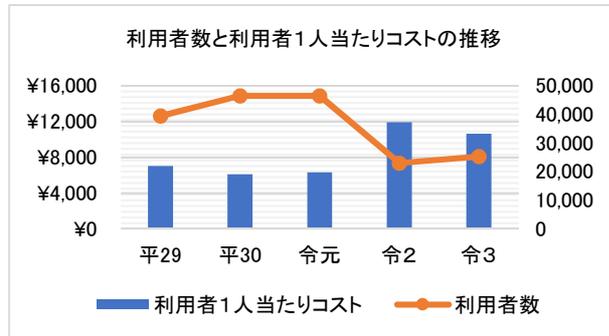
「霧島国際音楽祭」を柱とした文化芸術事業を行っている。
1. 文化芸術振興事業
・ミニコンサート（通年）
・野外音楽フェス（ジャズ、ポピュラー）
・みやまふれあいコンサート
・スチューデント・コンサート
2. 文化芸術支援・助成事業
・実技講習会（みやま音楽アカデミー）
・県民の音楽活動支援事業（県小学校歌声アンサンブルコンテスト、おとどけコンサートなど）

### 3. フルコスト情報

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開館日数(日)	278	268	282	265	244
利用者数(人)	39,410	46,509	46,489	23,001	25,336
利用料金収入(千円)	3,686	3,059	2,666	1,756	3,543
フルコスト(千円)	277,455	283,844	293,202	273,736	269,344
事業のコスト	169,381	166,555	166,555	165,355	162,355
人にかかるコスト	37,449	37,492	37,367	37,063	36,873
物にかかるコスト	5,214	14,386	23,869	5,907	4,705
減価償却費	65,411	65,411	65,411	65,411	65,411
県民1人当たりコスト(円)	170	175	183	172	170
開館1日当たりコスト(円)	998,039	1,059,119	1,039,723	1,032,966	1,103,868
利用者1人当たりコスト(円)	7,040	6,102	6,306	11,901	10,630
受益者負担率(%)	1.3	1.0	0.9	0.6	1.3

1. 利用者数：「自主事業」、「ミニコンサート」、「共催事業」、「貸館」、「見学」の合計
2. 減価償却費：耐用年数は「41年」（償却率：0.025）で算定している。

本施設は、県が平成4年3月に策定した「霧島国際芸術の森基本構想」に基づく拠点施設として整備されたもので、音楽ホール（延床面積4,904㎡）と野外音楽堂（敷地面積約4,000㎡）から構成される。県内で唯一の音楽専門ホールとして、夏には「霧島国際音楽祭」が開催されている。



コロナ禍前の最近10年間（平成22年度～令和元年度）の利用者数の平均をとると46,600人ほどであるが、令和2年度、3年度はコロナ禍により利用者数がほぼ半減となっている。この結果、利用者1人当たりコストは前3年間の平均に対して約1.7倍の増加となっている。

平成30年度、令和元年度の「物にかかるコスト」が他の年度より多くなっているのは、30年度は

舞台機構設備改修（10,714千円）が、元年度は下水道切替工事（17,263千円）、主・小ホール監視カメラ改修（5,292千円）等があったことによる。

### ○霧島国際音楽祭について

霧島国際音楽祭（以下「音楽祭」）は、「教える側と教わる側が影響し合って成長する」、「技術的、人間的に自立した音楽家を要請する」ことを理念に掲げ、昭和55年（1980年）に霧島高原でスタートした音楽祭である。毎年7月中旬から8月初めにかけて本施設を主会場に、招待アーティストによる演奏会（室内楽、ピアノ、弦楽器、管楽器等）、国内外から審査を経た次世代を担う音楽学生を受講生に迎える講習会、その受講生による演奏会（スチューデント・コンサート）、招待アーティストによる県内各地でのクリニックなどの催しが行われている。令和3年度（第42回）は、7月15日（木）から8月1日（日）までの18日間、コロナ禍のため規模を縮小して開催されている。

#### 最近9年間のコンサート等入場者数の状況（人）

区分	年度								
	第34回	第35回	第36回	第37回	平29 第38回	平30 第39回	令和元 第40回	令和2 第41回	令和3 第42回
観客数	16,388	17,275	17,739	17,456	14,058	15,070	18,491	10,029	9,139
受講生	136	157	156	158	166	174	158	60	73
聴講数	259	377	344	283	324	322	347	241	240
計	16,783	17,809	18,239	17,897	14,548	15,566	18,996	10,330	9,452

④ 第41回、第42回の観客数には座談会及びオンライン視聴を含む。

音楽祭は、県、文化財団、公益財団法人ジェスク音楽文化振興会（東京都渋谷区、以下「ジェスク」）の三者による主催であるが（共催：霧島市）、音楽祭事務局はジェスク内に置かれており、問い合わせ・申し込み先も同所とされているなど、実質的な運営主体はジェスクである（受講申込書や受講生募集要項にも、『お送りいただいた全ての情報は、公益財団法人ジェスク音楽文化振興会が運営する音楽祭・講習会のためにのみ使用します。』の記載がされている。）。

この団体は昭和59年（1984年）に設立されており、財務情報は貸借対照表しか公表されていないため事業収支の状況等は不明だが、令和3年3月31日現在での正味財産は158,204千円、うち基本財産は95,000千円となっている。県との資本関係はない。音楽会開催の提案、国内外アーティストの紹介・コンサートシリーズの企画提案など音楽祭・音楽会・音楽講習会のマネジメントのサポートを主な事業内容としている（<https://jesc-music.org/>）。

毎年の指定管理料には音楽祭の運営に充てるための経費相当額 39,249 千円が含まれており、この中から 33,890 千円が「負担金」としてジェスクへ拠出されている（下記）。事業費実績額の負担金以外の主な経費は新聞広告やラジオスポット放送の広告料などであり、音楽祭の運営自体はジェスクの仕切りで行われている実態に鑑みれば、少なくともこの事業に関しては、文化財団は主催者に名を連ねてはいるが、指定管理者としての役割（存在意義）は薄いものがある。

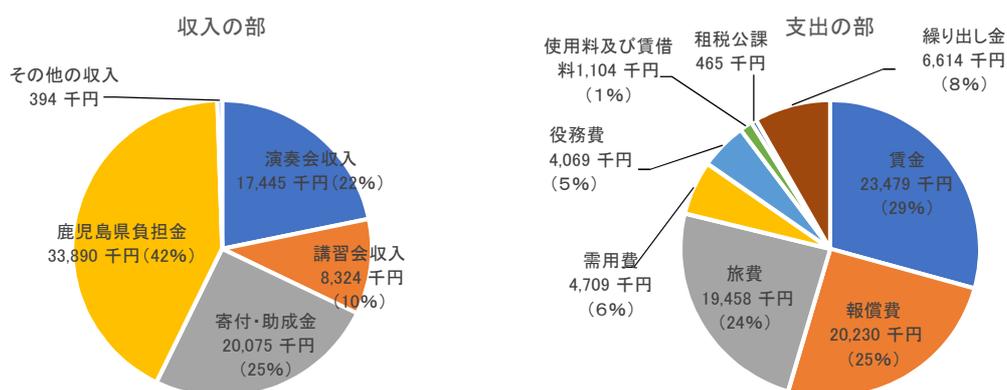
指定管理料の内訳と事業費実績額、負担金（令和3年度）（金額：千円）

区分	指定管理料	事業費実績額	うち「負担金」
管理料	103,491	112,654	779
文化事業費	19,615	38,431	—
霧島国際音楽祭	39,249	37,356	33,890
計	162,355	188,441	34,669

#### 4. 事務の状況等

##### （1）モニタリング～音楽祭の「負担金」について（意見 29）

音楽祭そのものに係る収支の実績は情報が入手されていないので不明であるが、予算書から収支項目の構成を見ると、令和3年度の場合、下記図のようになっている。



第7号様式（第5条関係）「令和3年度第42回霧島国際音楽祭変更収支予算書」より

金額は、収支とも変更前予算合計額 73,800 千円から 80,128 千円へ増額変更された後の数値である。収入は、県負担金と霧島市、湧水町ほか団体・個人からの寄付・助成金が主な財源となっていることがわかる。ただ、県負担金とその他の収入以外の収入はいずれも変更前予算額から増額となっているが、コロナ禍の影響で規模が縮小されたことを考えると増える理由がよくわからない。

一方、支出は、人にかかる経費が過半を占めているが、着目されるのは、賃金以外の項目が軒並み減額変更されている中、賃金だけは変更前予算額から 77.9%の大幅な増額となっていることである。

主な支出項目の予算額変更内訳（金額：千円）

科目(主な内容)	変更前予算額	変更予算額	増減率(%)
賃金(事務局人件費、準備アルバイト・現地アルバイト給料)	13,200	23,479	(+)77.9
報償費(アーティスト・日本人講師・通訳等報酬、奨学金など)	21,050	20,230	(-)3.9
旅費(宿泊費、国内旅費など)	23,200	19,458	(-)16.1
需用費(印刷製本費、会議費、厚生費など)	5,700	4,709	(-)17.4
役務費(広告費、通信運搬費、調律料、機材費など)	7,350	4,069	(-)44.6
使用料及び賃借料(会場費、楽器借用料、ピアノ運搬料など)	3,000	1,104	(-)63.2

減額変更については、コロナ禍で規模を縮小して開催することになったことへの対応と思われ、当然とも言える変更である。しかし、賃金については、なぜこのような大幅な増額予算となったのか、理由が記されていないので不明である。

以上はあくまで予算書から見たものであり、実績を見ればまた違う結果になっていると思うが、情報が入手されていないので検証のしようもない。

鹿児島島の地で一流の演奏者たちによる上質な音楽に触れる場と機会があるのは大変意義のあることだと思うが、「負担金」の名に隠れて用途がブラックボックス化することのないよう、意を払っていただきたい。

## (2) 文化事業に係る再委託の申請及び承認手続について〔指摘4〕

指定管理者に行わせる本施設の「管理業務」は、施設（設備及び備品を含む。）の維持管理に関する業務をはじめ、施設を利用した文化事業の企画及び実施に関する業務、施設及び設備の利用の許可、利用料金に関する業務などとされている（基本協定書第3条）。そして、管理業務の実施に当たっては、業務の全部又は一部の第三者への再委託が制限されており、あらかじめ県の承認を受けたときは再委託をすることができる（同13条）。

この協定に則り、令和3年3月11日付で再委託の承認申請が、同3月25日付で承認の手続が行われている。ただ、この申請と承認は清掃業務、夜間等警備業務、舞台業務など通年又は定期に実施される施設設備の維持管理に係るものだけであり、施設における事業の柱である「文化事業の企画及び実施に関する業務」の委託分は含まれていない。しかし、指定管理料（162,355千円）には文化事業に充てるための経費相当額（19,615千円）が含まれており、文化事業費（38,431千円）の約50%（この点、霧島アートの森の場合と事情は少し異なる）が当該財源から賄われていることに鑑みれば、文化事業に係る業務委託についても管理費と同様に承認を受ける必要がある。事業の性質上、事前に一括承認を受けるのが難しいのであれば、その都度、個別に手続をとればよいと思う。

霧島アートの森の場合と同様、文化事業に係る再委託の事務については見直しが必要である。

## (3) 委託料に対するモニタリングについて（意見30）

令和3年度の人事・管理・事務費及び文化事業費に計上されている委託料は、次のとおりである。

各事業費における「委託料」（金額：円、税込）

区分	予算額(A)	決算額(B)	差額(A)-(B)	備考
人事・管理・事務費の「委託料」	47,885,000	50,876,696	△2,991,696	清掃業務、舞台業務など
文化事業費の「委託料」	26,628,000	18,140,934	8,487,066	
自主事業	26,000,000	18,028,302	7,971,698	
講習生受入	-	-	-	
音楽祭運営	628,000	112,632	515,368	
計	74,513,000	69,017,630	5,495,370	

（事業報告書「決算報告書（支出の部）」より）

前記の霧島アートの森と同じ意見となるが、人事・管理・事務費の委託料については、実績報告書に業務名、実施日、実績（委託先、契約額、評価）等が明記された書類が添付されているが、文化事業費の委託料についてはそのようになっていないため、委託先、業務内容が不明である。予算額と決算額との乖離が大きい場合の差異の説明も含めた明瞭報告を指定管理者に求める必要がある。

### 33 屋久島環境文化村センター

#### 1. 施設の概要

施設のホームページ	<a href="https://www.yakushima.or.jp/guide/village.php">https://www.yakushima.or.jp/guide/village.php</a>
所管課	環境林務部 自然保護課
管理方法	指定管理者（公益財団法人屋久島環境文化財団 [非公募]）
所在地	熊毛郡屋久島町宮之浦 823-1
設置年度（開館年月日）	平成8年7月20日（1996）
設置根拠	鹿児島県屋久島環境文化村センター及び鹿児島県屋久島環境文化研修センターの設置及び管理に関する条例（平成8年条例第14号）
設置目的	世界自然遺産として登録された屋久島の多様で豊かな自然環境及び歴史的にはぐくまれてきた自然と共生する人々の暮らしを広く紹介するとともに、国内外の人々の環境保全への意識を高め、屋久島内外の人々の交流の促進を図る
当初想定利用者数	－ 人
当初建設費	土地： － 千円（屋久島町から借受け） 建物： 1,941,804 千円（鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地上2階・地下1階） その他： 189,370 千円（インストラクター宿舎、副館長公舎など）
利用料金（観覧料）	○利用料金制度を採用
・展示ホール	一般 530(430)円 高・大生 370(300)円 小・中生 270(220)円 幼児 無料
・大型映像ホール	※（ ）内は20人以上の団体料金。 ※身体障害者手帳等の提示者とその介護者には免除あり。

#### 2. 事業の概要

<ul style="list-style-type: none"> <li>・エントランスホール：地図、ビデオなどで屋久島の自然、気象、交通などの情報の提供</li> <li>・展示ホール：屋久島の自然や文化に関する総合的な情報を立体模型、パネル等で紹介（アテンダントによる展示物の案内・説明あり）</li> <li>・大型映像ホール：屋久島の自然をダイナミックな映像で紹介（1日8回上映、上映時間約25分）</li> <li>・交流ホール：島内外の人々の交流の場、情報発信の場として様々な展示会やイベントを実施</li> <li>・レクチャー室（有料）：各種会議、研修会、講演会、セミナー等に貸出</li> <li>・物産コーナー：屋久島の特産品の展示、販売</li> <li>・情報コーナー：屋久島の最新情報の紹介、屋久島関連書籍等の販売 など</li> </ul>
--

#### 3. フルコスト情報

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開館日数(日)	307	308	307	282	275
利用者数(人)	93,054	70,944	63,011	35,225	30,757
利用料金収入(千円)	11,069	7,396	6,179	2,246	2,053
フルコスト(千円)	132,370	155,493	132,522	148,040	171,978
事業のコスト	62,190	60,718	60,190	57,658	58,472
人にかかるコスト	26,964	26,994	26,905	26,686	26,549
物にかかるコスト	4,380	28,945	6,591	24,860	48,121
減価償却費	38,836	38,836	38,836	38,836	38,836
県民1人当たりコスト(円)	81	96	82	93	109
開館1日当たりコスト(円)	431,172	504,847	431,667	524,964	625,374
利用者1人当たりコスト(円)	1,422	2,191	2,103	4,202	5,591
受益者負担率(%)	8.3	4.7	4.6	1.5	1.1

##### 1. 利用料金収入：観覧料の料金収入

#### ○指定管理者について

指定管理者の公益財団法人屋久島環境文化財団（以下「環境財団」）は、平成5年3月に「屋久島環境文化村構想」<sup>34</sup>の一環として設立された団体であり、県が5億1,000万円を出損する県の外郭団体（出資比率63.1%）である。会長に知事、常務理事に環境林務部長が就いており、環境林務部から6

<sup>34</sup> 屋久島環境文化村構想 <https://www.yakushima.or.jp/guide/concept/>

人の職員が派遣されているなど（令和4年6月現在）、人事の面でも県と極めてつながりが深い団体である。屋久島環境文化村の中核施設である屋久島環境文化村センター（以下「文化村センター」）及び屋久島環境文化研修センター（以下「研修センター」）の管理運営を行うために設立された団体と違ってよく、事務局は文化村センター内（屋久島町宮之浦）に置かれている<sup>35</sup>。

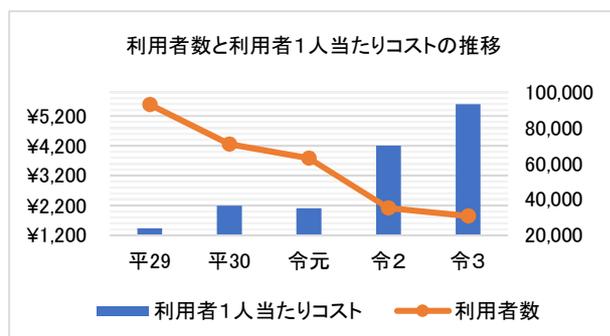
この団体についても、平成25年度の県の包括外部監査で監査対象の一つとして取り上げられているので当該報告書も併せて参照されたい。データとしては少し古くなるが、事業概要や財務状況、財政的援助の状況、指定管理料の推移（平成22～25年度）等が報告されている（83～89ページ）。

なお、文化村センターも研修センターも同じ設置条例に基づく施設であり、設置目的に違いはないが、文化村センターは「屋久島についての自然、文化等に関する総合的な情報や交流の場を提供するための公の施設」であるのに対し、研修センターは「自然観察等の野外活動を主体とする自然と人との関わりを学ぶ環境学習の場を提供するための公の施設」である点で異なる。

### 文化村センターと研修センターの施設概要

施設	施設の規模	施設内容	施設の機能
文化村センター	・延床面積： 2,598.29 m <sup>2</sup> ・建設費： 1,941,804 千円 ・1m <sup>2</sup> 当たり建設費： 747,339 円	①大型映像ホール(収容人員 250名) ②展示ホール ③交流ホール、レクチャー室(3室) ④特産品コーナー、喫茶コーナー	①インフォメーション機能 ②ゲート・オリエンテーション機能 ③ロビー機能 ⑤センター機能
研修センター	・延床面積： 2,667.53 m <sup>2</sup> ・建設費： 1,105,527 千円 ・1m <sup>2</sup> 当たり建設費： 414,438 円	①視聴覚室(収容人員 80名) ②自然ライブラリー ③宿泊室(10室×4人部屋 外) ④交流ホール、レクチャー室(3室) ⑥ キャンプサイト(収容人員 50名)	①研修機能 ②交流機能 ④ 宿泊機能

④ 施設の延床面積、建設費は公有財産調べより。文化村センターのインストラクター宿舎、副館長公舎等は除く。



本施設は、宮之浦港から徒歩5分ほどの場所にあり、フェリー、高速船から入島する観光客、登山客等が立ち寄りやすく、ビジターセンターとしての機能も併せ持つ。開館から26年が経過しているため、展示物等の目新しさはないが、館内は綺麗に整備されており、経年ほどの古さを感じない。ただ、年間を通じて非常に雨が地域にあり、建物がデザイン性の高い構造となっていることもあってか（その分、遠目からも目立つ。）、近

年、経年劣化に伴う雨漏りが多くなっているとのことである。物にかかるコストは、この雨漏り対策、雨水対策に係る工事費用が主なものであり、特に平成30年度、令和2年度、3年度は大がかりな雨漏り対策工事が行われたため金額が多くなっている（下記）。

### 雨漏り、雨水対策関連工事費の状況（金額：千円）

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	計
文化村センター	(雨水対策) 4,380	(雨漏り対策) 28,734	(雨漏り補修) 4,771	(雨漏り対策) 23,760	(雨漏り対策) 36,384	98,029
研修センター	(雨漏り対策) 33,602	—	—	—	—	33,602
2施設合計	37,982	28,734	4,771	23,760	36,384	131,631

3年度は、ほかにもトイレ改修工事（7,150千円）、非常用放送設備改修工事（3,223千円）などがあったこともあり、前2年と比べてもかなり多いものとなっている。この結果、コロナ禍による開館

<sup>35</sup> 財団概要 <https://www.yakushima.or.jp/outline/>

日数の減、利用者数の大幅減もあり、令和2年度、3年度の利用者1人当たりコストは、それまでの年度と比べて大幅に増加している。

なお、最近5年間だけを見れば、利用者数は右肩下がりとなっているが、コロナ禍の影響を受ける前の29年度を含む前後5年間で見ると、次のような利用状況となっている。年度によってバラつきはあるが、島人口の5～7倍の利用者があり、利用者のおおむね4人に1人が展示ホール、大型映像ホールを観覧していることがわかる。

平成29年度を含む前後5年間の利用実績（人）

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	5年間平均
利用者数	62,648	75,026	84,169	93,054	70,944	77,168
うち有料利用者数	25,743	22,650	22,295	24,262	16,467	22,283

※ 屋久島町の登録人口（令和4年11月1日現在）：11,752人

屋久島は鹿児島県が誇る主要な観光資源の一つであり、今後も国内外から島を訪れる観光客等は後を絶たないと思われる。この点、本施設の存在意義は少なくないものがあると思うが、「建物」として見た場合、その備えるべき基本性能の一つは「雨風をしのぐ」ことにあるから、本建物においては、雨に対する性能を維持することが特に重要である。そのためには日常の小まめな点検とともに雨漏りが見つかった場合の迅速な対処が求められるところである。上記のとおり雨漏り修繕は多くの費用がかかるので、財源の面から、事が発見されてから予算を組んで対応するのではなく、想定される雨漏りに備えて事前に資金を確保し、即座に対応できるようにしておくのが良いと考える。方法としては、例えば、毎年指定管理料に修繕積立金相当額を含めて支払い、その分は指定管理者の側で特定預金として備えておくことなども考えられる。

#### 4. 事務の状況等

基本協定書の締結、事業の実績報告等は研修センター分と併せて行われているため、以下の記載は研修センターも含めた事項である。

##### （1）管理物件の修繕報告のあり方について（意見31）

管理物件の修繕については、原則、県がその必要性を判断し、県の費用と責任で実施するとされているが、1件50万円未満（税込）の修繕については指定管理者の費用と負担で実施するものとされている（基本協定書第22条）。

令和3年度は決算報告書で1,871千円の修繕費が計上されているが、その明細が添付されていないため、どのような修繕が、いつ、いくらでなされたかが不明である。修繕費の額自体は、各年、多いというわけではないが、内容がわからないと県として必要性の有無の判断もできないことになる。修繕費の負担は責任分担と関係するものであるから、明細を添付させるべきである。委託費についても同様である。

##### （2）保険証券の写しの未入手について【指摘5】

管理業務の実施に当たり、指定管理者は「動産総合保険」と「賠償責任保険」に加入し、その証券の写しを県に提出しなければならないとされている（基本協定書第35条）。万が一のリスクに備えて付保の状況と支払能力の有無を確認しておく観点から当然の規定である。しかし、現状では、写しの入手がされておらず、事務の改善が必要である。また、施設の現状等に照らし、保険金の額等が必要にして十分となっているかについても併せて確認しておいていただきたい。

## 34 屋久島環境文化研修センター

### 1. 施設の概要

施設のホームページ	<a href="https://www.yakushima.or.jp/guide/learning.php">https://www.yakushima.or.jp/guide/learning.php</a>
所管課	環境林務部 自然保護課
管理方法	指定管理者（公益財団法人屋久島環境文化財団 [非公募]）
所在地	熊毛郡屋久島町安房前岳 2739-343
設置年度（開館年月日）	平成8年7月20日（1996）
設置根拠	鹿児島県屋久島環境文化村センター及び鹿児島県屋久島環境文化研修センターの設置及び管理に関する条例（平成8年条例第14号）
設置目的	世界自然遺産として登録された屋久島の多様で豊かな自然環境及び歴史的にはぐくまれてきた自然と共生する人々の暮らしを広く紹介するとともに、国内外の人々の環境保全への意識を高め、屋久島内外の人々の交流の促進を図る
当初想定利用者数	－ 人
当初建設費	土地： － 千円（屋久島町から借受け） 建物： 1,105,527 千円（1階：一部鉄筋コンクリート造、2階：木造） その他： － 千円
利用料金（利用料、受講料）	○利用料金制度を採用 利用料：特別宿泊室 3,220 円 一般宿泊室 2,140 円 レクチャー室 340 円 など 受講料（一日研修）：一般 1,200 円 高校生、小中学生 900 円 など （宿泊研修）：一般 3,000 円 高校生 2,500 円 小中学生 2,000 円 など

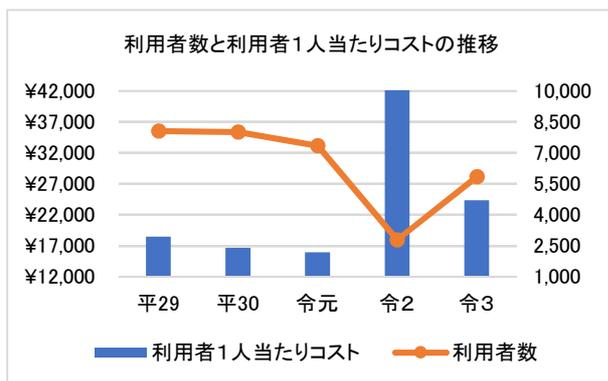
### 2. 事業の概要

<p>(1) 屋久島の大自然や屋久島で営まれている生活・産業などの素材を生かした研修プログラムの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・室内研修（レクチャー屋久島の概要、レクチャー天文教室など）</li> <li>・クラフト活動（屋久杉木工クラフト、植物拓本、スケッチなど）</li> <li>・自然観察活動（ヤクスギランド観察、白谷雲水峡観察、千尋の滝観察など） など</li> </ul> <p>(2) 自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋久島感動めぐり</li> <li>・星空観察会 など</li> </ul>
--

### 3. フルコスト情報

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開館日数(日)	309	310	309	284	277
利用者数(人)	8,055	8,004	7,342	2,794	5,853
利用料金収入(千円)	4,742	5,449	4,999	1,252	3,146
フルコスト(千円)	148,740	133,219	116,915	118,035	142,411
事業のコスト	50,503	49,775	49,775	51,837	51,102
人にかかるコスト	13,781	13,797	13,751	13,639	13,569
物にかかるコスト	33,602	18,793	2,535	1,705	26,886
減価償却費	50,854	50,854	50,854	50,854	50,854
県民1人当たりコスト(円)	91	82	73	74	90
開館1日当たりコスト(円)	481,359	429,738	378,365	415,616	514,119
利用者1人当たりコスト(円)	18,465	16,644	15,924	42,245	24,331
受益者負担率(%)	3.1	4.0	4.2	1.0	2.2

1. 利用者数：有料利用者数である。
2. 利用料金収入：宿泊施設利用の料金収入
3. 減価償却費：鉄筋コンクリート造（1階）と木造（2階）の延床面積などが不明であるが、主務課では本施設を「木造」として認識しているため、計算も「木造」（耐用年数：22年、償却率：0.046）で行っている。



本施設は、文化村センターから車で30分ほどの距離にあり、縄文杉、紀元杉などがある世界自然遺産登録区域へ上る安房林道の途中に立地している。同じ敷地内には環境省の「屋久島世界遺産センター」が置かれている。

利用者の中心は島内外の小・中・高校生等であり、屋久島の素晴らしい自然や営まれている生活・産業などの貴重な素材を活かした環境学習を提供している。宿泊設備を備えているが(15室)、

宿泊は研修の受講者に限られているため、宿泊のみを目的とした利用はできない。

文化村センターと同じく、開館から既に26年が経過しており、館内は綺麗に整備されているが、木造部分が主ということもあってか、文化村センターに比べれば所々に古さを感じさせる。現地担当者のお話では、近年、経年劣化に伴う設備の不具合が多くなっているとのことであった。

平成29年度、30年度、令和3年度は物にかかるコストが大きくなっているが、29年度は雨漏り対策工事(33,602千円)、30年度は野外学習施設修繕(16,153千円)、遊歩道改修(2,160千円)等、3年度は浴室窓枠等補修工事(22,528千円)、非常用放送設備改修工事(3,245千円)等が行われたことによる。このほか、令和元年度は汚水槽ポンプ交換(1,890千円)が、2年度は浴室窓枠等補修工事(1,265千円)が主なものである。

コロナ禍の影響を受けた令和2年度、3年度の開館日数、利用者数の大幅減は仕方がないが、特に2年度は4月～8月の利用者数が対前年度比1割にも満たなかったこともあり、利用者1人当たりコストは42,246円と前3年間の平均と比べ約2.5倍となっている。

(参考) コロナ禍発生前の平成29年度を含む前後5年間の利用実績(人)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	5年間平均
利用者数	6,049	7,349	7,009	8,055	8,004	7,293

最近5年間の平均で見た県民1人当たりコスト、開館1日当たりコストは文化村センターの9割弱の水準であるが、利用者数が同施設の9分の1程度であるため、利用者1人当たりコストは約7.8倍である。施設の機能の違い、対象としている利用者、収容能力による稼働率の違い等があるため一概に比較はできない面はあるが、数値だけを見れば、同じ「屋久島環境文化村構想」を推進する中核施設でありながら、納税者からするとかなり割高感のある施設ではある。

#### ホール、レクチャー室等の稼働率の状況(平成29年度、30年度)

施設	区分	平成29年度	平成30年度
文化村センター	展示ホール、大型映像ホール	100%	100%
	レクチャー室	19.6%	25.0%
研修センター	キャンプ場	3.1%	3.2%
	一般宿泊棟(4人×10室)	38.5%	56.5%
	特別宿泊棟(2人×5室)	31.5%	52.1%
	レクチャー室	3.1%	2.4%
	視聴覚室	2.4%	0.3%

(環境林務部作成資料より)

㊦ 稼働率：(実利用日数÷利用可能日数)×100

## 38 上野原縄文の森

### 1. 施設の概要

施設のホームページ	<a href="https://www.jomon-no-mori.jp">https://www.jomon-no-mori.jp</a>
所管課	教育庁 文化財課
管理方法	指定管理者（公益財団法人鹿児島県文化振興財団〔非公募〕）
所在地	霧島市国分上野原縄文の森 1-1（上野原縄文の森） 霧島市国分上野原縄文の森 2-1（埋蔵文化財センター）
設置年度	平成 14 年度（2002）
設置根拠	鹿児島県上野原縄文の森の設置及び管理に関する条例（平成 14 年条例第 48 号）
設置目的	歴史的文化遺産である上野原遺跡の保存と活用を図り、県民に縄文時代の生活と文化に触れ親しむ場を提供するとともに、青少年の教育及び県民の文化の向上に資するため
当初想定利用者数	12 万人
当初建設費	土地： 4,879,564 千円 建物： 1,841,619 千円（展示館、鉄筋コンクリート造） 1,647,499 千円（埋蔵文化財センター、同） その他： 388,819 千円（遺構公開施設、地層観測所、体験学習館など）
利用料金（展示館）	○利用料金制度を採用 一般 320（250）円 高大生 210（160）円 小中生 150（120）円 ※（ ）内は 20 人以上の団体料金 ※一般以外は、平成 14 年開園時から現行料金継続（改定なし）

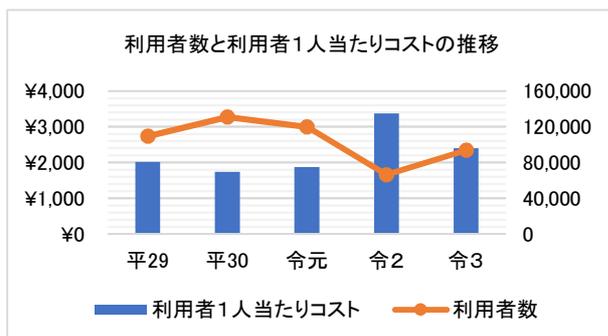
### 2. 事業の概要

1. 上野原遺跡の保存と活用
・遺跡を現在の保存状態で適切に維持
・地元自治体や観光事業者等とも連携を密にしながらの観光客の誘致・受入
2. 縄文時代の生活と文化に触れ親しむ場の提供、青少年の教育及び県民の文化の向上
・展示や体験活動等を通して縄文時代の文化や郷土の歴史に触れ親しみ、安全で安心して楽しめる場の提供
・小・中・高等学校をはじめ、教育機関等との連携を深め、次代を担う青少年の教育に寄与するための事業（縄文の森春まつり・秋まつり、夏休み縄文キャンプ村、考古学講座、企画展等）
3. 埋蔵文化財センターとの連携
・南九州地域独自の縄文文化を広く全国に情報発信するための企画展等の開催 など

### 3. フルコスト情報

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開館日数(日)	307	307	307	307	307
利用者数(人)	109,239	130,794	119,669	66,363	93,777
利用料金収入(千円)	2,314	2,058	2,197	1,415	1,676
フルコスト(千円)	220,059	226,973	223,362	223,265	224,596
事業のコスト	158,061	158,034	158,061	158,006	158,035
人にかかるコスト	25,166	25,195	25,111	24,907	24,779
物にかかるコスト	-	6,912	3,358	3,520	4,950
減価償却費	36,832	36,832	36,832	36,832	36,832
県民1人当たりコスト(円)	135	140	139	140	142
開館1日当たりコスト(円)	716,804	739,325	727,247	727,247	731,583
利用者1人当たりコスト(円)	2,014	1,735	1,866	3,364	2,395
受益者負担率(%)	1.0	0.9	0.9	0.6	0.7

1. 利用者数：展示館、復元集落・広場等、埋蔵文化財センターなど園内のいずれかの施設を利用した人数
2. 利用料金収入：展示館の有料ゾーン入館者のうち有料入館者からの料金収入
3. 減価償却費：展示館に係る償却費（耐用年数：50年、償却率：0.020）



利用者（入園者）数は、平成15年度の147,016人が最高で、それ以降、変動があるものの、近年は10～13万人台で推移している。展示館の有料ゾーン入館者のうち有料入館者数は、15年度の81,743人（利用料金収入20,701千円）をピークに減少傾向にあり、指定管理者制度導入初年度の18年度が30,274人、制度2期目の23年度が15,889人、3期目の28年度からは1万人を少し

超えた程度で推移している（開園当初の約16%）。今後の有料入館者数について、県は、『国内最古の集落跡が発見されるなど、大きな話題となったオープン当初から18年が経過し、今後、一気に増加に転じることが困難であることから、今後も、年間1万人前後で推移していくと見込んでいるところ。』との見方を示している。

他の施設と同様、令和2年度はコロナ禍の影響で利用者数はそれまでと比べて大幅に減少しており、結果、利用者1人当たりコストは3,364円と大幅な増加となっている。3年度は前年度に開催できなかった5月の「春まつり」が予定どおりに開催されたこと、規模を縮小して開催した10月の「秋まつり」が通常どおり開催されたことなどもあり、利用者数は前年度比41.3%の増となっている。ただし、利用料金収入については無料ゾーンが多いため、利用者数の増加ほどには増えておらず、前年度比18.4%の増にとどまっている。

#### 令和3年度の利用者（入園者）数の内訳（人）

入園者数	展示館	体験学習	復元集落・広場等	埋蔵文化財センター	重複利用
93,777	26,181	9,332	66,719	2,065	△10,520

#### ○「埋蔵文化財センター」、「埋蔵文化財調査センター」について

上野原縄文の森（以下「縄文の森」と）と道路を挟む隣接敷地内にある「埋蔵文化財センター」（以下「埋文センター」）は、県内全域を対象として発掘調査を行い、その成果を「発掘調査報告書」にまとめるとともに、埋蔵文化財の保存や活用を図っている研究機関的な施設<sup>36</sup>であり、県（文化財課）の優先機関である。

一方、建物内の同じフロアには「埋蔵文化財調査センター」（以下「調査センター」）も設置されているが、こちらは指定管理者である鹿児島県文化振興財団（以下「文化財団」）の組織の一部である。調査センターの方は、県から受託した県内全域での国事業に伴う埋蔵文化財の記録・保存・調査を行い、その成果を「発掘調査報告書」にまとめる仕事を行っている。しかし、センター長をはじめ人員の多くは県の派遣職員であり、文化財団自体が県の外郭団体（出資比率86.8%）であることを考えると、組織としての立ち位置、事業内容とも埋文センターとの実質的な違いがわかりにくい。

埋文センターは「公の施設」ではないものの（見学はできるが、土・日、祝日等は閉館している）、縄文の森の一部として整備され、空調や防災設備等を一体的に管理する必要があること、縄文の森が埋文センター等の発掘した上野原遺跡や重要文化財を公開展示していること、展示館における企画展（縄文生活の体験学習などイベント業務）を埋文センターと共同で行う必要があること等から、建物の維持管理については、文化財団が縄文の森と一体的に行っている。このため、埋文センター（含む調査センター）で発生する電話代、光熱水費等の経費も指定管理料に含まれており、フルコスト情報の「事業のコスト」、「物にかかるコスト」には埋文センターに係るこれらコストが含まれている。

なお、基本協定書の別記1管理業務仕様書では、『施設（埋蔵文化財センター及び埋蔵文化財調査センターを含む。）の維持管理業務の主な内容及び基準は、概ね次のとおりである。…（以下略）』（5（10）

<sup>36</sup> 鹿児島県／鹿児島県立埋蔵文化財センター（pref.kagoshima.jp）

施設の維持管理業務)と縄文の森と同様の扱いとしているが、埋文センターの施設としての属性及び縄文の森の設置及び管理に関する条例に照らし、適合するものと言えるのか疑問である(両施設は、休業日、開館時間など同じではない。)

#### 4. 事務の状況等

##### (1) 再委託の報告のあり方について(意見 32)

管理運営費の中で委託費が最も大きなものであるが、現状の収支決算書は実績の総額のみで報告となっているため、その内訳(業務の内容、相手先、金額)が不明である。

原則、再委託は制限されている制度の趣旨に鑑みれば、事業報告の際には委託した業務の内容、実施時期、相手先、金額、評価を明示して(又は明細を添えて)報告させるべきである。特に、設備や機器の保守点検業務などは修繕業務とも密接に関係しているので、なおさら明瞭報告が求められるところである。

指定管理者が第三者に支払う委託費は人件費と並んで指定管理料の主要を占める経費であり、主務課としてもその内容と報告のあり方にはもう少し意を払っていただきたい。

##### 令和3年度の指定管理料、主な管理運営費(金額:円)

項目	予算額(A)	決算額(B)	差異(B)-(A)
指定管理料	157,006,000	157,006,000	-
管理運営費	159,716,000	159,865,824	149,824
人件費	59,147,000	57,862,632	△1,284,368
修繕費	1,541,000	5,160,832	3,619,832
委託費	71,124,000	67,772,215	△3,351,785

(「令和3年度上野原縄文の森管理運営事業収支決算書」より抜粋)

## 42 南薩少年自然の家

### 1. 施設の概要

施設のホームページ	<a href="https://www.pref.kagoshima.jp/kikan/nansatsu/">https://www.pref.kagoshima.jp/kikan/nansatsu/</a>
所管課	教育庁 社会教育課
管理方法	直営
所在地	南さつま市金峰町高橋 3252
設置年度（設置日）	平成元年4月1日（1989）
設置根拠	鹿児島県青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例(昭和45年条例第30号)
設置目的	健全な青少年を育成するため
当初想定利用者数	50,000人
当初建設費	土地： - 千円 ㊦ 建物： 573,500千円（本館、鉄骨鉄筋コンクリート造） その他： 82,782千円（ふれあいの館、車庫棟、艇庫棟 外）
利用料金（主な料金）	①使用料 原則無料。ただし、営利目的とする法人若しくは個人又はこれらを構成員とする団体が主催する研修に参加する者や18歳以上の者(高等学校に在籍する者及び本所が主催する研修に参加する者を除く。)は、 研修施設利用料 200円 宿泊施設利用料 本館 1,080円、キャンプ場 330円 ②寝具クリーニング代 本館泊 150円、キャンプ場泊 100円 ③食事代(食堂) 朝食 未就学児 380円、小学生 370円、中学生以上 380円 昼食 未就学児 470円、小学生 530円、中学生以上 540円 夕食 未就学児 550円、小学生 610円、中学生以上 630円 このほか、一定の場合の減免基準がある。

㊦ 研修・宿泊施設及びその附属施設と公園施設は南薩地域振興局から使用許可を、キャンプ場は南さつま市から借り受けている。これら以外の土地は、吹上浜海浜公園が管理している。

### 2. 事業の概要

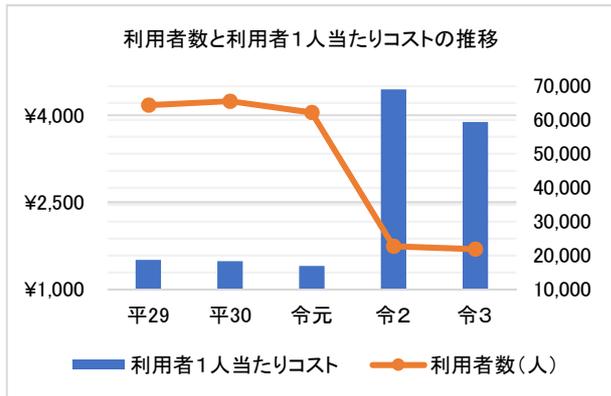
1 主催事業 「チャレンジ南薩探検隊」、「鹿南少わくわくホリデー」などを実施している。
2 連携事業 県内の国公立青少年社会教育施設と連携した「青少年社会教育施設ふれあいデー」などを実施している。
3 受入指導事業 5人以上のグループが利用できるとされている。カヌー、テント設営、野外炊飯、サイクリングなどの野外活動、野鳥観察、天体観察などの自然観察活動、サンドジェル作り、桜チップキーホルダー作りなどの創作活動が体験できる。

### 3. フルコスト情報

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開館日数(日)	342	344	350	325	347
利用者数(人)	64,331	65,544	62,226	22,753	21,868
使用料収入(千円)	1,159	1,021	1,181	402	176
フルコスト(千円)	96,794	97,340	87,324	101,079	84,880
事業のコスト	16,283	14,964	15,111	20,084	18,233
人にかかるコスト	59,919	59,987	53,809	47,441	47,198
物にかかるコスト	7,975	9,772	5,777	20,927	6,832
減価償却費	12,617	12,617	12,627	12,627	12,617
県民1人当たりコスト(円)	59	60	54	63	53
開館1日当たりコスト(円)	283,023	282,965	249,497	311,012	244,610
利用者1人当たりコスト(円)	1,505	1,485	1,403	4,442	3,881
受益者負担率(%)	1.1	1.0	1.3	0.3	0.2

1. 利用者数：研修延人員

2. 減価償却費：耐用年数「47年」（償却率：0.022）で計算している。



直近2年間の利用者数の大幅減は仕方がないところであるが、コロナ禍前の平成15年度～令和元年度で見ると、利用者数（研修延人員）平均は「59,899人」であり、当初想定利用者数を上回る利用がされている。この点、必需性の高い施設とすることができる。

令和2年度は、コロナ禍で4月18日～5月6日が閉所となったため、前年度の同時期と比べて利用者数は大幅に減少している。一方で、経費は、本館排煙窓改修工事（15,141千円）などがあつた

こともあり、利用者1人当たりコストは「4,442円」と前3年間の約3倍となっている。

3年度は、県の緊急事態宣言の発令（8月14日～9月30日）や8月中旬から下旬にかけての集中豪雨、また、年明け後の「まん延等防止重点措置」の適用（令和4年1月27日～3月6日）などがあり、7月～9月及び1月～3月の利用者数が大幅に落ち込んでいるのがわかる。

直近3年間の研修延人数の季節別比較（本館・キャンプ場）（人）

年度	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	合計
令和3年度	7,381	2,822	9,402	2,263	21,868
令和2年度	1,398	3,735	11,835	5,785	22,753
令和元年度	19,807	11,351	27,351	3,717	62,226

#### 4. 事務の状況等

##### (1) 利用について的人数要件について（意見33）

本施設の「要覧」（令和4年度）には、「利用できる人・団体など（5人以上のグループ）」とあり（14ページ）、また、「利用のてびき」（同）においても「利用できる団体など（5人以上のグループ）」とある（1ページ）。これらの記載のとおり、これまで「5人以上の団体であること」を施設利用のための要件とする運用がなされてきている（ただし、研修目的等が施設の求める要件に合致すれば4人以下でも受け入れてきたとのことである。）。

しかし、本施設の設置及び管理に関する条例にも、条例施行規則にも、5人以上の団体であることを利用の要件とする規定はない。

地方自治法は、普通地方公共団体及び指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならないとし（法244②）、また、普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならないとしている（法244の2①）。

そもそも、住民は、その属する普通公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有するのであるが（法10②）、そのことを公の施設について明確にすべく、前記の規定等を地方自治法は公の施設について特に設けている。

このような法の趣旨に鑑みれば、利用について人数要件を付す場合は、条例（ないし条例から委任を受けた規則等）にそのことを規定しておくべきと考える。また、その際には、本施設の研修施設としての性格、これまでの利用状況、利用率、効率性に加え、家族の核家族化が進行していることなども踏まえ、慎重な検討が必要である。

## 48 ハートピアかごしま（身体障害者更生相談所）

### 1. 施設の概要

施設のホームページ	<a href="http://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/syogai-syakai/shintai/heartpia/index.html">http://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/syogai-syakai/shintai/heartpia/index.html</a>
所管課	くらし保健福祉部 障害福祉課障害者支援室
管理方法	直営
所在地	鹿児島市小野 1-1-1
設置年度	平成 12 年度（2000）
設置根拠	ハートピアかごしまの設置及び管理に関する条例(平成 12 年条例第 39 号)
設置目的	障害者の自立と社会活動への参加を促進し、難病患者の療養生活の質の向上に資するため、相談、指導、助言、情報提供等とおして障害者や難病患者の保健福祉の増進を図る
当初想定利用者数	— 人
当初建設費	土地： 74,145 千円 建物： 4,425,010 千円（本館、鉄筋コンクリート造） 459,061 千円（エネルギー棟） 265,358 千円（アーチェリー場） 101,212 千円（車椅子用車庫、屋外トイレ 外）
利用料金	無料

### 2. 事業の概要

<p>身体障害者更生相談所（設置根拠：身体障害者福祉法第 11 条第 1 項）としての業務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者の専門的な相談及び指導</li> <li>・身体障害者手帳の交付</li> <li>・更生医療・補装具費支給の判定</li> <li>・巡回相談業務(離島等)</li> <li>・障害者支援施設入所に係る市町村間調整</li> <li>・身体障害者の相談及び指導を担当する市町村職員への研修</li> <li>・パーキングパーミット制度利用証の交付</li> <li>・ヘルプマーク等の配布</li> </ul>
--

### 3. フルコスト情報

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開館日数(日)	244	244	240	243	242
利用者数(人)	18,980	18,200	17,657	14,471	17,602
使用料収入(千円)	—	—	—	—	—
フルコスト(千円)	200,615	208,495	198,209	208,107	204,014
事業のコスト	84,448	92,025	83,753	94,572	91,301
人にかかるコスト	57,522	57,587	57,396	56,929	56,637
物にかかるコスト	39,145	39,383	37,560	37,106	36,576
減価償却費	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500
県民1人当たりコスト(円)	123	129	123	131	129
開館1日当たりコスト(円)	822,195	854,490	825,874	856,410	843,036
利用者1人当たりコスト(円)	10,569	11,455	11,225	14,381	11,590
受益者負担率(%)	—	—	—	—	—

- 利用者数：①身体障害者手帳、更生医療及び補装具に関する判定処理件数  
②パーキングパーミット及びヘルプカード・ヘルプマーク処理件数 の合計
- 減価償却費：ハートピアかごしまは複合施設のため、本館建物減価償却費を県直営管理面積で按分
- 本施設の事業費には、ハートピアかごしま全体の施設運営にかかる経費が計上されているため、フルコストは実際よりも大きく算定されている。

「ハートピアかごしま」は、身体障害者更生相談所等の改築整備に合わせて、従来の施設の機能の充実を図るとともに、文化、教養、スポーツ、レクレーションのための施設及び関係団体やボランティアの活動の拠点となる施設を新たに整備し、障害者のための総合的な福祉センターとして、平成12年4月に開設された。「身体障害者更生相談所」、「精神保健福祉センター」、「難病相談・支援センター」、「視聴覚障害者情報センター」、「障害者自立交流センター」の5施設で構成され、設置根拠や管理運営主体によって（表1）のように区分される。

（表1）ハートピア内施設一覧

施設名	設置義務(○) 任意(×)	設置根拠	指定管理者(◆) 直営(◇)
身体障害者更生相談所	○	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)	◇
精神保健福祉センター	○	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)	◇
難病相談・支援センター	×	—	◇
視聴覚障害者情報センター	×	—	◆
障害者自立交流センター	×	—	◆

施設は、開設から20年以上が経過し、経年劣化による故障等の多発に加え、温水プールや体育館等の開放施設の管理に多額の経費を要することから維持補修費も他の施設より負担が大きく、令和2年度及び3年度は年間1,000万円以上の維持補修費が発生している（(表2)参照）。

（表2）維持補修費・修繕費の状況（金額：千円）

区分	令和2年度	令和3年度	主な内容
障害福祉課	18,119	11,864	令和2年度 ・真空式温水ヒーター取替(7,700千円) ・電磁流量計取替(1,595千円) ・歩行誘導マット敷設(757千円) ・吸収冷温水機液面制御装置交換(596千円) ・視聴覚障害者用床タイル張替工事(555千円) 令和3年度 ・直流電源装置蓄電池更新及び整流器部品交換(6,270千円) ・加圧給水ポンプユニットインバーター取替修理(2,145千円) ・冷温水発生機修理(1,133千円)
障害者自立交流センター	59	49	トレーニング器具等修理
視聴覚障害者情報センター	—	—	
合計	18,178	11,914	

#### 4. 事務の状況等

##### （1）相談業務

身体障害者更生相談所では、本人や市町村等からの相談に応じ、身体障害者の自立のために必要な身体障害者手帳交付、更生医療、補装具等の更生援護についての助言と指導を実施している。また、離島在住者等に対する支援のため、巡回相談業務を年間計画に基づき実施している。

令和3年度の相談件数：2,272件（来所（書面判定及び取下げを含む）2,267件、巡回5件）

##### （2）判定業務

障害者の補装具費や更生医療の給付申請の受付及び決定については、障害者が居住する市町村が行い、身体障害者更生相談所は、市町村からの判定依頼に基づき、医学的見地から判定業務を行っている。来所による補装具判定を希望する申請者は、来所により身体障害者更生相談所非常勤医師の診察を受けている。

身体障害者手帳については、市町村(鹿児島市を除く)を通じて交付申請することになっており、身体障害者更生相談所が障害程度について判定を行い、手帳を交付している。

### (3) 研修業務

身体障害者手帳の申請窓口や補装具・更生医療等の援護の実施者は市町村であることから、当業務を担当する市町村職員向けに研修会を実施している。なお、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンラインで実施した。

### (4) 身障者用駐車場利用証(パーキングパーミット)、ヘルプマーク・ヘルプカード交付業務

パーキングパーミット制度は、身体障害者や介護が必要な高齢者など歩行が困難と認められる人に対して、県内共通の利用証を交付することで、本当に必要な方のための駐車スペースを確保するものである。利用証の交付窓口は、本施設のほか、県障害福祉課や各地域振興局・支庁等であり、郵送も受け付けている(ハートピアかごしまでの交付:令和2年度961名、3年度1,118名)。

ヘルプマーク・ヘルプカードは、支援が必要な人が、困ったときに周りに支援を必要としていることを知らせるものである。交付窓口は、本施設のほか、県障害福祉課、各地域振興局・支庁、市町村、等であり、郵送も受け付けている(ハートピアかごしまでの交付:令和2年度37枚、3年度287枚)。

### (意見 34) 長期未利用物品について

眼科検査室及び耳鼻科判定室にある重要物品・普通物品のうち、下記のものについては未利用(遊休)の状態では保管されていた。

#### ① 重要物品(購入価格又は評価価格が100万円以上など)

品名	金額(円)	取得時期
球面視野計	1,173,170	平成6年3月
細隙灯顕眼鏡	1,398,740	同
SNニューピアレス2	1,416,765	同
オートレフラクトメーター	1,197,000	平成12年3月

#### ③ 普通物品(重要物品以外の物品)

品名	金額(円)	取得時期
レフラクトメーター 外5点	2,370,370	平成6年3月~12年3月

いずれも取得より30年近く経過している。また、国の指針改正により、現在、視覚障害者の補装具判定は市町村が行っており、身体障害者更生相談所は眼科検査及び判定を実施していないため、今後の利用見通しもない。県会計規則第129条<sup>37)</sup>に基づき不要物品の処分を検討されたい。

### (意見 35) 空き室の有効利用について

眼科検査室はその役目を終え、現在は上記遊休物品の保管場所として利用されているが、空き室の有効利用を検討されたい。

本施設に限らず、用途変更等により施設内に空き室が生じている県有施設がほかにもあると思われる。例えば、各施設の空き室をデータベース化することにより、一部局一事業に限定されない有効利用のアイデアが生まれるのではと期待する。

<sup>37)</sup> 鹿児島県県会計規則第129条(物品の不用の決定等)

物品の不用の決定は、次に掲げるものについて行うことができる。

(1) 供用の必要がない物品(以下、略)

## 55 消費生活センター

### 1. 施設の概要

施設のホームページ	<a href="https://www.pref.kagoshima.jp/ab02/soshiki/soumu/desaki/shohisenta.html">https://www.pref.kagoshima.jp/ab02/soshiki/soumu/desaki/shohisenta.html</a>
所管課	総務部男女共同参画局 暮らし共生協働課消費者行政推進室
管理方法	直営
所在地	鹿児島市新屋敷町 16-203 号 (県住宅供給公社ビル 2 階)
設置年度	平成 22 年度 (2010) ※
設置根拠	鹿児島県消費生活センターの設置及び管理に関する条例(昭和 47 年条例第 8 号)
設置目的	県民の消費生活の安定及び向上に資するため
当初想定利用者数	4,300 人
当初建設費 ※	土地: 49,700 千円 建物: 59,010 千円 (鉄骨鉄筋コンクリート造)
利用料金	無料

※ 本施設は、もともと県地域振興公社ビル(鹿児島市名山町)に設置されていたが、平成 23 年 1 月 4 日付で県住宅供給公社ビルに移転している。平成 22 年 10 月 1 日付で住宅供給公社と土地・建物売買契約を締結し、土地 49,700 千円(2 筆、持分:3,051/144,708 m<sup>2</sup>、3,910/171,819 m<sup>2</sup>)、建物 59,010 千円(2 室、床面積:192.86 m<sup>2</sup>、222.67 m<sup>2</sup>)を取得している。

### 2. 事業の概要

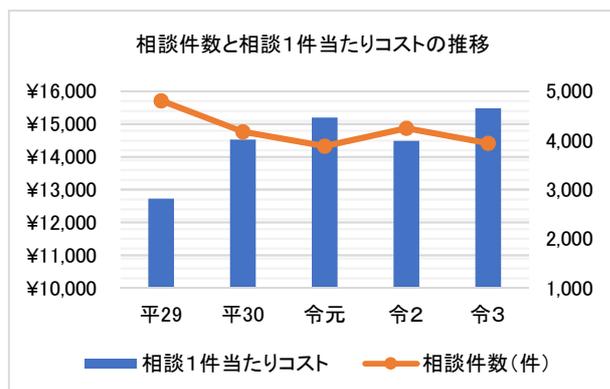
県民の消費生活の安定及び向上に関する業務を行っている。具体的には、県民から消費者問題(商品の電話勧誘、高額請求などのトラブル等)についての相談受付、あっせんを行う業務が中心である。このほか、県内の各市町村に設置されている消費生活センターと連携し、情報提供など市町村への支援も行っている。鹿児島県において、消費者問題についての事例等様々な情報を集積し、発信する重要な役割を担っている。

### 3. フルコスト情報

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
開館日数(日)	300	299	297	300	300
相談件数(件)	4,811	4,182	3,887	4,252	3,944
使用料収入(千円)	-	-	-	-	-
フルコスト(千円)	61,206	60,755	59,062	61,583	61,045
事業のコスト	35,896	35,430	33,825	36,484	36,127
人にかかるコスト	23,968	23,995	23,915	23,793	23,599
物にかかるコスト	162	150	142	126	139
減価償却費	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180
県民 1 人当たりコスト(円)	37	37	36	38	38
開館 1 日当たりコスト(円)	204,019	203,194	198,863	205,276	203,484
相談 1 件当たりコスト(円)	12,722	14,527	15,194	14,483	15,478
受益者負担率(%)	-	-	-	-	-

1. 事業のコスト：相談員(会計年度任用職員)の報酬が主なものである。

2. 物にかかるコスト：電気代



県の消費生活センターには、本施設のほかに「大島消費生活相談所」(奄美市名瀬永田町、大島支庁内)があり、フルコスト情報の相談件数は大島相談所分を含まない件数である。大島分を含めた総件数は、[表 1]に示した。施設の性格上、運営経費のほとんどは人件費であり、フルコスト・相談件数とも年によつての大きな増減はないが、令和 3 年度は前年度に急増した新型コロナウイルス感染症関連の相談が落ち着いてきたこともあり、相談件数はやや減少している。

#### 4. 施設利用による効用の評価

本施設の効用（便益）は、相談・あっせんによって救済することができた金銭で測ることができるので、フルコストとの比較で効用を評価した。

フルコストは大島相談所分を含んでいないので、少し割り引いて見る必要があるが、直近3年間はフルコストを上回る救済実績となっており、特に令和3年度は1億円を越えるなど、県民に一定の効用をもたらしていることがわかる。費用対効果においても評価できるものである。

県の公の施設の中では、目立たない施設であるが、存在意義は少なくないものがあり、公益性、必需性とも高い施設である。

〔表1〕 県消費生活センター及び大島消費生活相談所の相談件数、救済額等の状況

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	5年平均
相談総件数(件)	5,089	4,437	4,107	4,508	4,179	4,464
あっせん件数(件)	281	288	333	389	302	319
救済額(千円)	12,194	14,677	77,318	94,094	102,759	60,208
[ ]内は件数(件)	[529]	[455]	[445]	[495]	[490]	[483]
フルコスト(千円)	61,206	60,755	59,063	61,583	61,045	60,730

① **あっせん**：相談窓口が、相談者と事業者等の双方から事実関係・主張・意見の聴取を行って要点を明確化し、必要な情報を双方に情報提供して合意に至るような解決案の提示等を行う行為。

② **救済額**：助言による自主交渉や、あっせんなどをすることにより、支払わずに済んだお金又は事業者から返金があったお金。県で把握した金額のみを計上している。

〔表2〕 相談件数の多い商品・役務（上位）

商品・役務名	令和2年度	令和3年度	主な内容
商品一般	459件	450件	・電話会社等を騙る不審なメール ・宅配業者を装った不在通知メール
教養・娯楽・サービス	84件	343件	・有料アダルトサイト ・出会い系サイト ・オンラインゲームの高額請求
運輸・通信サービス	787件	342件	・光回線の勧誘 ・アナログ戻し及びサポート契約の勧誘
食料品	448件	332件	・サプリメントや健康食品などの定期購入 ・海産物の電話勧誘
保健衛生品	390件	328件	・化粧品やシャンプーなどの定期購入

(提出資料より)

#### (追記)

本施設では、令和3年4月15日から「特定非営利活動法人消費者ネットワークかごしま」に対して施設の一部使用を許可している。

経費は、共益費（全体の共益費を面積で按分した額）と電気代のみ徴収し、使用料については全額を免除している。これは、同団体が消費者の権利の確保を目的に設立された団体であり、消費生活センターと連携をとる必要があることから、一部使用を許可したものと考えられる。なお、この団体は、令和4年6月15日に適格消費者団体の認定を受けている。

行政財産の使用許可事務は、適正に行われていると判断される。

## 62 かごしま県民交流センター

### 1. 施設の概要

施設のホームページ	<a href="http://www.kagoshima-pac.jp">http://www.kagoshima-pac.jp</a>
所管課	総務部男女共同参画局 青少年男女共同参画課
管理方法	直営
所在地	鹿児島市山下町 14-50
設置年度	平成 15 年度 (2003)
設置根拠	かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例(平成 14 年条例第 69 号)
設置目的	県民の生涯学習、国際交流、男女共同参画の推進、介護の知識等の習得及び共生・協働の地域社会づくりに関する活動その他の県民の自主的な活動を促進するとともに、県民に交流の場を提供する
当初想定利用者数	2,000 人程度 (1 日当たり)
当初建設費	土地： 41,595 千円 建物： 18,311,880 千円 (本館、鉄骨鉄筋コンクリート造) 608,665 千円 (県政記念館)
利用料金	県民ホール:7,700 円(平日午前/入場無料)～110,800 円(土日終日/入場料徴収) 大ホール:3,100 円(平日午前/入場無料)～ 46,100 円(土日終日/入場料徴収)など ※詳細は、条例別表に定めあり。

### 2. 事業の概要

① 県民の共生・協働の地域社会づくりに関する活動の支援	[共生・協働センター] (No. 67)
② 県民の男女共同参画の推進に関する活動の支援	[男女共同参画センター] (No. 64)
③ 県民の生涯学習の促進及び視聴覚教育の振興	[かごしま県民大学中央センター] (No. 63)
④ 県民の介護に関する知識及び技術の習得の支援	[介護・実習普及センター] (No. 66)
⑤ 県民の国際交流及び国際協力に関する活動の支援	[国際交流プラザ] (No. 65)

### 3. フルコスト情報

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開館日数(日)	360	358	360	359	359
利用者数(人)	1,265,843	1,321,773	1,166,367	394,336	467,125
使用料収入等(千円)	111,725	125,663	98,674	60,990	67,250
フルコスト(千円)	814,028	821,144	829,969	856,734	846,342
事業のコスト	201,964	205,573	214,684	254,279	247,124
人にかかるコスト	41,943	41,991	47,830	41,511	41,298
物にかかるコスト	97,107	100,566	94,441	87,930	84,906
減価償却費	473,014	473,014	473,014	473,014	473,014
県民1人当たりコスト(円)	500	508	518	539	536
開館1日当たりコスト(円)	2,261,187	2,287,308	2,305,468	2,386,444	2,357,497
利用者1人当たりコスト(円)	643	621	711	2,172	1,811
受益者負担率(%)	13.7	15.3	11.8	7.1	7.9

1. 利用者数：県民ホール等共用施設、各センター、県政記念館、放送大学、カフェ、公園等、施設内のいずれかを利用した人数
2. 使用料収入等：ホール等貸施設使用料、水道光熱費等
3. 物にかかるコスト：共生・協働センター (No. 67) ほか、本施設内の各センターに係る分も含まれる。
4. 減価償却費：本館及び県政記念館に係る減価償却費を計上している。共生・協働センター (No. 67) ほか、本施設内の各センターに係る減価償却費分も含まれる。

かごしま県民交流センター（以下「県民交流センター」）は、県民の自主的活動及び交流を促進する上記 2. に掲げる 5 つの機能を持った複合施設として旧県庁跡地に建設されたものである。開設 10 年が経過した平成 26 年に「かごしま県民交流センター在り方検討委員会」<sup>38</sup>を設置し、28 年に 1 階及び

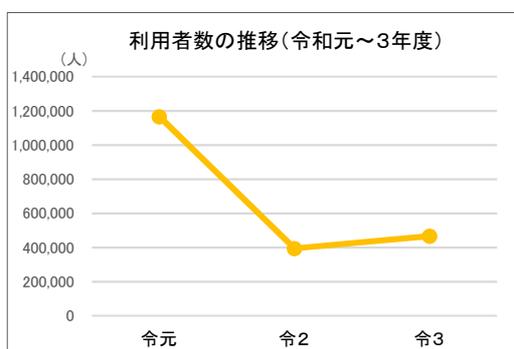
<sup>38</sup> [https://www.pref.kagoshima.jp/ab10/kyoiku-bunka/bunka/shinko/documents/44935\\_20150409141357-1.pdf](https://www.pref.kagoshima.jp/ab10/kyoiku-bunka/bunka/shinko/documents/44935_20150409141357-1.pdf)

2階の交流スペースを改修（改修費 62,415 千円）、29年に6階生命と環境の学習館からギャラリーへの改修（同 158,465 千円）を行った。

#### 4. 事務の状況等

##### （1）利用の状況等

開館以来の利用者数は毎年 100 万人を超え、今回の監査対象の中で最も利用者の多い施設である。令和元年度も 110 万人余りであったが、コロナ禍の影響により、2年度は 39 万人、3年度は 46 万人と激減している。施設のうち、ホール等貸し施設部分の年間利用率は、（表 1）のとおりである。ただし、利用日は 1 時間でも利用すればカウントされるため、時間単位での利用割合とは異なる点に留意が必要である。また、施設は可動式の能舞台を保有しており、県内唯一の能楽堂<sup>39</sup>としての機能も有する。過去 5 年間（平成 29～令和 3 年度）の能舞台の延べ利用日数は「24 日」である。



（表1）部屋別利用率

施設	令和2年度			令和3年度		
	開館日	利用日	利用率	開館日	利用日	利用率
県民ホール	307	132	43.0%	308	155	50.3%
大ホール	307	177	57.7%	308	169	54.9%
中ホール	307	214	69.7%	308	254	82.5%
ギャラリー	921	188	20.4%	924	258	27.9%
展示ロビー	307	100	32.6%	308	98	31.8%
スタジオ	307	203	66.1%	308	240	77.9%
リハーサル室	1,842	948	51.5%	1,848	982	53.1%
研修室等	3,377	1,732	51.3%	3,388	2,092	61.7%
実習室	1,535	713	46.4%	1,540	744	48.3%
計	9,210	4,407	47.9%	9,240	4,992	54.0%

※開館日・利用日：部屋数を乗じた総開館日・総利用日

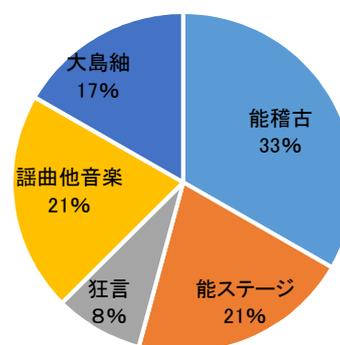
##### （意見 36）利用状況の分析について

県民交流センターで集計報告される施設別利用状況は「日別」（利用日、利用日/開館日）であり、時間帯別や相手先別の利用状況は分析されていない。現在の利用状況をより詳細に分析することにより、空き時間帯の利用案や、効果的な広報手法の選択など、メリハリのある利用向上策を開発することが可能と考える。当センターは施設予約システムを導入していることから、保有する予約データを活用し、積極的な利用率向上策の開発に努められたい。

##### （意見 37）能舞台の積極的利活用について

過去 5 年間の能舞台の利用内容は、右グラフのとおりである。能舞台であるため、能・狂言の利用が最も多い。一方で、大島紬や謡曲など、能楽堂の持つ「和の雰囲気」が漂う舞台装置」に対する需要もみられる。県外では、将棋のタイトル戦の対局場（竜王戦第 1 局）やコンサートにも利用されており、当センターでも能とフラメンコの共演（令和 4 年）など、能・狂言の枠にとらわれないステージにも利用されている。今後も前例にとらわれない利用方法や広報手法等を模索し、稼働増に努められたい。

平29～令3 能舞台の使用目的別構成



<sup>39</sup> 公益社団法人 能楽協会「能楽堂検索」より

(2) 旅券（パスポート）発給業務

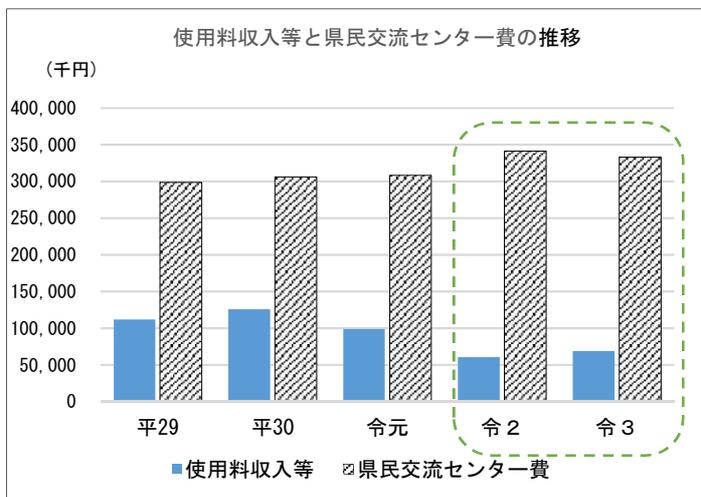
パスポート窓口での旅券発給業務は、公益財団法人鹿児島県国際交流協会に委託されている。令和3年度の当センター旅券交付件数は1,281件であり、委託料は31,292千円（県民交流センターのほか、北薩地域振興局業務を含む。）であった。

(3) 事業別収支の状況（平成29～令和3年度）

各事業別支出（国際交流プラザ及び介護・実習普及センターを除く。）の推移は下表のとおりである。

（金額：千円）

年度	施設	国際交流促進費	諸費他	共生・協働推進費	生活福祉総務費他	青少年女性対策費	県民交流センター費	農林水産業費	教育総務費	社会教育費	合計
平29	県民交流センター	3,120	772				299,071				302,963
	県民大学中央センター								4	11,603	11,607
	男女共同参画センター				112	14,063					14,175
	共生・協働センター			27,770							27,770
	小計	3,120	772	27,770	112	14,063	299,071	0	4	11,603	356,515
平30	県民交流センター	3,368	332				306,138				312,007
	県民大学中央センター								2	10,887	10,889
	男女共同参画センター				61	13,377					13,438
	共生・協働センター			31,810							31,810
	小計	3,368	332	31,810	61	13,377	306,138	0	2	10,887	365,975
令元	県民交流センター	3,260	137				308,610				343,637
	県民大学中央センター								0	9,379	9,379
	男女共同参画センター				23	12,838					12,861
	共生・協働センター			31,635							31,635
	小計	3,260	137	31,635	23	12,838	308,610	0	0	9,379	365,882
令2	県民交流センター	993	1,116				341,528	6			343,637
	県民大学中央センター								1,507	7,741	9,248
	男女共同参画センター				42	16,402					16,444
	共生・協働センター			31,789							31,789
	小計	993	1,116	31,789	42	16,402	341,528	6	1,507	7,741	401,124
令3	県民交流センター	793	936				333,327	21			335,077
	県民大学中央センター								1,560	7,730	9,290
	男女共同参画センター				45	20,556					20,601
	共生・協働センター			22,743							22,743
	小計	793	936	22,743	45	20,556	333,327	21	1,560	7,730	387,710



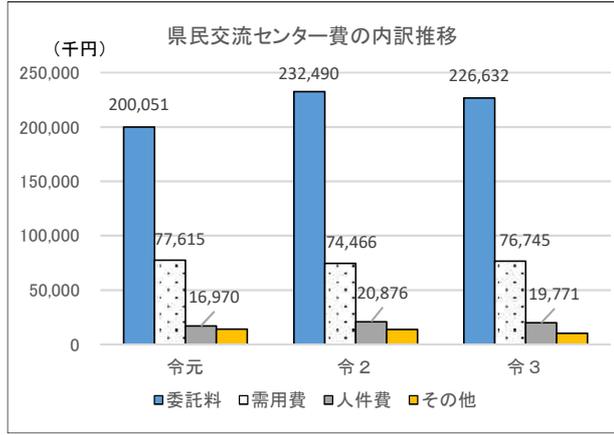
支出の大部分を占めるのが「県民交流センター費」であり、施設の維持管理目的の支出が計上されている。県民交流センター費と使用料収入等の推移はグラフのとおりである。

コロナ禍の影響で、令和2年度及び3年度の使用料収入等は大きく減少している。一方、コストは『固定費が大部分を占めることから大きく減少することはない。』と想定していたが、むしろコロナ禍以前よりも増加していた。

（４）県民交流センター費（令和元～３年度）について

県民交流センター費の内訳は右グラフのとおりであり、委託費が支出の7割弱を占める。施設は直営のため、県が各外部業者と個別に管理業務委託契約を結んでいる。

需用費の主な内容は消耗品費、水道光熱費、修繕費等である。施設の維持管理に必要な不可欠な水道光熱費は、ステージ照明等を除き固定費の部分が大きく、コロナ禍前後で大きな増減は見られない。人件費は館長及び県民交流課の人件費である。



＜ 委託費 ＞

委託費の内訳は右表のとおりであり、

- ① 経常的委託費用：施設設備運転・管理及び環境衛生管理業務委託費 38,148 千円、空調設備等保守点検業務委託費 24,200 千円、警備業務委託費 24,200 千円、清掃業務委託費 23,100 千円等、施設の管理業務、保守点検業務、清掃業務等（いずれも令和3年度）
- ② 臨時委託費用：（建物を除く）設備更新、ソフトウェア取得からなる。

経常的委託費用は、人件費の増加により年間契約額が対令和元年度比6%増加している。臨時的委託費用は、設備老朽化に伴う更新費用及びソフトウェア構築費用が計上されており、委託費増加の主たる要因となっている。施設は開設後19年が経過しており、今後も修繕・更新費用の増加が見込まれるところである。

なお、大口委託契約を中心に、入札、契約、検収、支払に関する資料を閲覧した。委託契約は原則入札を行っていたが、ソフトウェアや空調設備等、特殊仕様を理由に開設時より同一事業者に一者随意契約で委託している契約も見られた。

＜ 維持補修・修繕費 ＞

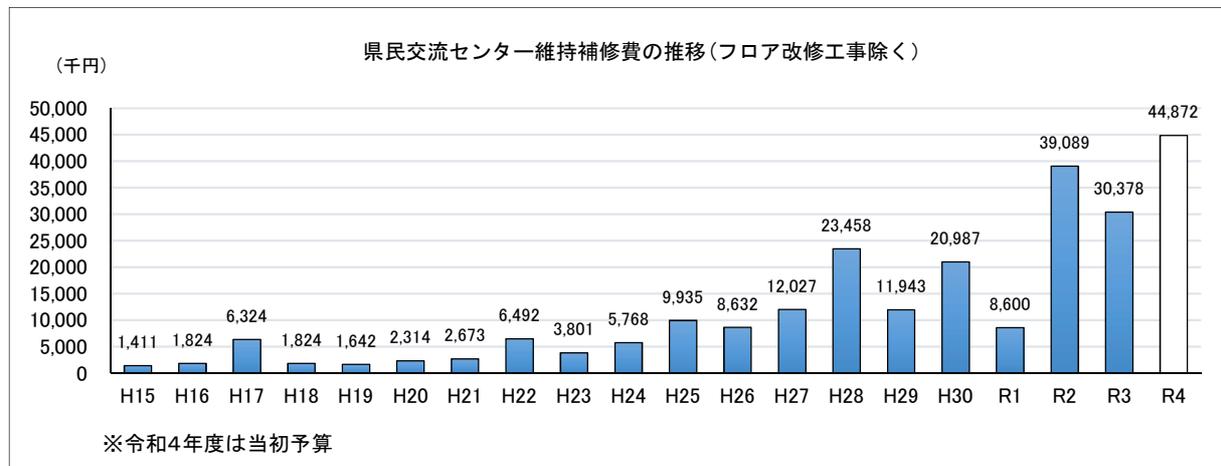
平成15年の開設からの維持補修・修繕費の推移は、次ページのとおりである。

開設10年経過後は、空調・エレベーター・地下駐車場他様々な設備が劣化し、修繕費等が増加していることが分かる。しかしながら、県の厳しい財政事情の下、これらの支出は可能な限り後ろ倒しになっている。このため、開設20年目である令和4年度以降は多額の修繕費等や更新費の発生が予想され、中でも、空調機器、照明設備については、

県民交流センター費-委託費の内訳(令和元～3年度) (金額:千円)

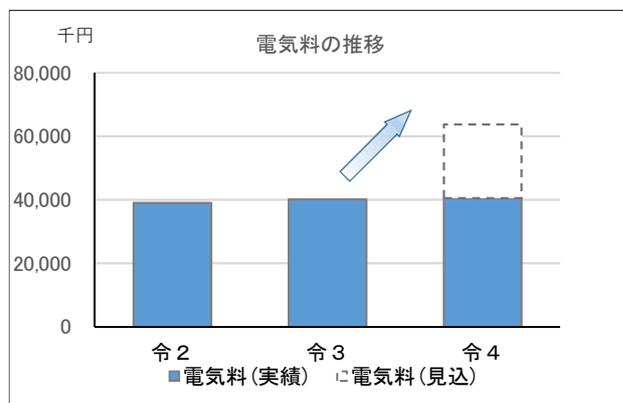
項目	年度	令和元	令和2	令和3	
				金額	対令和元比
施設設備運転・管理及び環境衛生管理業務委託		34,008	35,112	38,148	112.2%
警備業務委託		22,407	23,683	24,200	108.0%
空調設備等保守点検業務委託		23,980	24,200	24,200	100.9%
清掃業務委託		19,392	22,770	23,100	119.1%
舞台等業務委託		18,791	19,250	19,668	104.7%
総合案内等管理運営業務委託		13,461	14,190	14,850	110.3%
情報システム維持管理業務委託		10,900	11,000	11,000	100.9%
エレベーター等保守点検業務委託		9,162	9,246	9,246	100.9%
消防設備等保守点検業務委託		9,156	9,405	9,240	100.9%
中央監視装置保守点検業務委託		4,752	4,752	4,752	100.0%
ホール舞台吊物機構及び床機構等保守点検業務委託		4,092	4,092	4,092	100.0%
受変電設備等精密点検業務委託		3,850	3,410	3,960	102.9%
植栽管理業務委託		3,234	2,750	2,750	85.0%
駐車場管制設備保守点検業務委託		2,460	2,475	2,475	100.6%
ホール音響設備等保守点検業務委託		2,365	2,365	2,365	100.0%
ホール等調光装置・照明制御設備保守点検業務委託		2,255	2,255	2,255	100.0%
施設予約管理システム保守点検業務委託		1,707	1,707	1,707	100.0%
仮想基盤公開系 DNS サーバ等保守点検		1,531	1,531	1,531	100.0%
小計		187,503	194,193	199,539	106.4%
その他		8,555	15,637	8,666	101.3%
<b>経常費小計</b>		<b>196,058</b>	<b>209,830</b>	<b>208,205</b>	<b>106.2%</b>
非常用発電設備制御盤更新(改造)業務委託			13,750		
ホール舞台吊物機構設備改修業務委託			8,910		
県政記念館免振装置20年目点検業務委託				1,870	
図書・視聴覚教材管理システム構築業務委託		3,993			
施設予約管理システム構築業務委託				16,557	
新しい生活様式を踏まえた施設利用リモート化支援事業業務委託			6,820		
<b>臨時費小計</b>		<b>3,993</b>	<b>22,660</b>	<b>18,427</b>	<b>461.5%</b>
<b>委託費合計</b>		<b>200,051</b>	<b>232,490</b>	<b>226,632</b>	<b>113.3%</b>

今後5年間で3億円超の更新費用を見込んでいる。一方で両設備に対する令和4年度予算は4百万円であり、決して十分な修繕がなされているとは言えない。



### < 光熱費 >

昨今の燃料価格高騰の影響を受け、施設の光熱費も増加している。運営においては、エレベーター・エスカレーターの限定稼働、照明の間引き、地下駐車場の一部閉鎖などの節電策を講じているが、ホール等利用率上昇やコロナ禍対応の窓開け換気等による電気使用量増加もあり、令和4年10月時点で既に年度当初予算を上回る事態となった。令和4年度の電気料については4年12月補正予算で対応したが、今後も燃料価格高止まり傾向にあること、節電によるCO<sub>2</sub>削減の動き等より、設備更新時には省エネ効果も意思決定の要素の一つになり得ると考える。



## 63 かがしま県民大学中央センター（かがしま県民交流センター内）

### 1. 施設の概要

施設のホームページ	<a href="https://kenmindaigaku.tank.jp/">https://kenmindaigaku.tank.jp/</a>
所管課	教育庁 社会教育課
管理方法	直営
所在地	鹿児島市山下町 14-50
設置年度	平成 15 年度（2003）
設置根拠	かがしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例（平成 14 年条例第 69 号）
設置目的	県民の生涯学習の促進及び視聴覚教育の振興のための中核的施設
当初想定利用者数	26,000 人
当初建設費	かがしま県民交流センター（No. 62）を参照。
利用料金	かがしま県民大学中央センター主催講座は無料 大学主催講座等の一部は有料

### 2. 事業の概要

<p>県民の生涯学習の促進及び視聴覚教育の振興のための中核的施設として、次の事業を行っている。</p> <p>① かがしま県民大学：生涯学習県民大学講座、メディア研修講座</p> <p>② かがしま青年塾</p> <p>③ かがしま県民大学連携講座：とことんまなぶ一講座、かがしま県民大学連携講座（各大学等）</p> <p>④ 生涯学習・社会教育の DX 推進事業</p> <p>⑤ 生涯学習の提供、学習情報の提供、調査・研究</p>
---

### 3. フルコスト情報

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開館日数(日)	360	359	360	359	359
利用者数(人)	25,823	36,515	37,146	19,796	15,743
利用料金収入等(千円)	-	-	-	-	-
フルコスト(千円)	59,542	58,878	57,209	50,759	56,488
事業のコスト	11,607	10,889	9,379	9,248	9,290
人にかかるコスト	47,935	47,989	47,830	41,511	47,198
物にかかるコスト	-	-	-	-	-
減価償却費	-	-	-	-	-
県民1人当たりコスト(円)	36	36	35	31	35
開館1日当たりコスト(円)	165,394	164,005	158,913	141,389	157,348
利用者1人当たりコスト(円)	2,305	1,612	1,540	2,564	3,588
受益者負担率(%)	-	-	-	-	-

1. 事業のコスト：県民交流センターに係る歳出額のうち「教育費－教育総務費」、「社会教育費－社会教育総務費」
2. 物にかかるコスト、減価償却費：かがしま県民交流センター（No.62）において計上している。

#### かがしま県民交流センター内の施設と主務課

施設	主務課
県民ホール他共用施設	総務部男女共同参画局 青少年男女共同参画課
共生・協働センター	総務部男女共同参画局 暮らし共生協働課
男女共同参画センター	総務部男女共同参画局 青少年男女共同参画課
かがしま県民大学中央センター（2階）	教育庁 社会教育課
国際交流プラザ	観光・文化スポーツ部 国際交流課
介護実習・普及センター	暮らし保健福祉部 高齢者生き生き推進課

県では、「鹿児島県総合基本計画」において、県下全域を生涯学習のキャンパスとする「かがしま県民大学」構想を位置付け、県、市町村、大学・短大、民間教育機関、企業等が一体となって様々な施策を推進している。

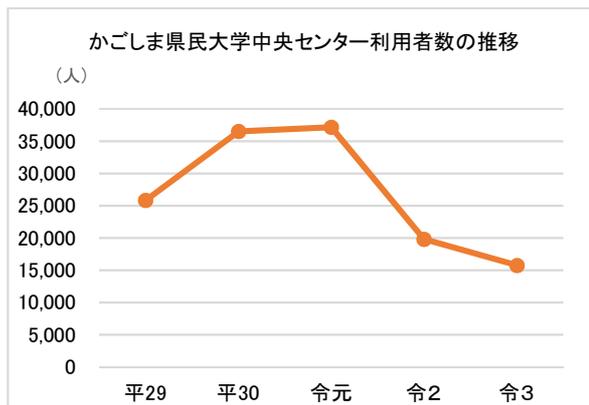
#### 4. 事務の状況等

##### (1) 利用の状況について

当初想定利用者数 26,000 人に対し、令和元年度までは好調に推移していたが、コロナ禍の影響により、2年度及び3年度の利用者は激減している。

一方で、コロナ禍においてもオンライン、ハイブリッド形式の講座開催等の工夫もみられた。

また、利用者数には入らないものの、市町村等の依頼により各市町村が実施する ICT 機器活用等に関する研修へ支援員を派遣するなど、県の中核施設としての機能も発揮している。



##### (2) 事業費について

事業費は人件費等の固定費割合が高いことから、大きな変動はない。県民大学単独で研修室等を所有しているのではなく、講座開催時に県民交流センター内の研修室等を使用している。建物自体の維持管理費は、かごしま県民交流センターとして一括管理している。

#### ○「生涯学習講座案内」の表記について

「生涯学習講座案内」における県民交流センター内の各団体等の講座のうち、県が国際交流協会に委託した国際交流プラザの運営業務で行われる講座が、国際交流協会主催の講座として表記されている。一方、介護実習・普及センターが県社会福祉協議会に委託した講座は、介護実習・普及センターの主催として表記されている。

業務委託契約は、県が行う事業を代わりに実施するものであり、下記の表記は国際交流協会の自主事業との区別が曖昧な状況にある。

3 (公財) 鹿児島県国際交流協会							
国際交流協会の講座				主催：(公財)鹿児島県国際交流協会 会場：かごしま県民交流センター			
講座名	内容等	期日	時間	会場等	受講料 (円)	定員 (人)	講座を行う機関等 (問合せ先)
韓国語ランチタイムトーク	県国際交流員と韓国語で文化等について語る。 ※開催日当日の午前中に要問合せ	毎週 水曜日	12:30 ～ 13:15	会議室A (売店前)	無料	15	(公財) 鹿児島県国際交流協会 099-221-6620
ランチタイム・イングリッシュ・クラブ	県国際交流員と英語で文化等について語る。 ※事前予約制	毎週 金曜日	12:00 ～ 12:45	会議室A (売店前)	無料	15	(公財) 鹿児島県国際交流協会 099-221-6620
中国語ランチタイムトーク	県国際交流員と中国語で文化等について語る。 ※開催日当日の午前中に問合せ  なお、国際交流員の善任を待って開催しますので、協会HPでお知らせします。	毎週 火曜日	12:00 ～ 12:45	会議室A (売店前)	無料	15	(公財) 鹿児島県国際交流協会 099-221-6620

#### 「生涯学習講座案内」の目次 (抜粋)

II	かごしま県民交流センター内の各団体等の講座	20
1	鹿児島県男女共同参画センター	20
2	鹿児島県介護実習・普及センター	21
3	(公財) 鹿児島県国際交流協会	22
4	放送大学鹿児島学習センター	23

#### 「鹿児島県国際交流プラザ運営業務委託仕様書」(抜粋)

2	運営を委託する業務の内容
(4)	外国語・文化講座の実施

## 64 男女共同参画センター（かごしま県民交流センター内）

### 1. 施設の概要

施設のホームページ	http://www.kagoshima-pac.jp/man_and_woman/
所管課	総務部男女共同参画局 青少年男女共同参画課
管理方法	直営
所在地	鹿児島市山下町 14-50
設置年度	平成 15 年度（2003）
設置根拠	かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例（平成 14 年条例第 69 号）
設置目的	県民の男女共同参画の推進に関する活動を支援するための中核的施設
当初想定利用者数	2,000 人（1 日当たり） ※かごしま県民交流センター全体
当初建設費	かごしま県民交流センター（No. 62）を参照。
利用料金	無料

### 2. 事業の概要

<p>県民の男女共同参画の推進に関する活動を支援するための中核的施設として、次の事業を行っている。</p> <p>① 男女共同参画社会形成の促進：各種講座、ワークショップ、展示、街頭キャンペーンの開催</p> <p>② 女性の活躍推進に向けた支援：女性のエンパワーメントセミナー等対象に応じた連続セミナーの開催</p> <p>③ 児童生徒や教職員等に対する意識啓発：学校等でのワークショップの開催や職員用手引きの作成</p> <p>④ 相談体制の充実：相談員や弁護士、医師等による相談業務</p>
--

### 3. フルコスト情報

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開館日数(日)	307	308	308	307	307
利用者数(人)	9,688	8,813	9,760	7,385	4,627
使用料収入等(千円)	-	-	-	-	-
フルコスト(千円)	38,142	37,432	36,776	40,164	44,200
事業のコスト	14,175	13,438	12,861	16,444	20,601
人にかかるコスト	23,967	23,994	23,915	23,720	23,599
物にかかるコスト	-	-	-	-	-
減価償却費	-	-	-	-	-
県民1人当たりコスト(円)	23	23	22	25	28
開館1日当たりコスト(円)	124,241	121,532	119,402	130,827	143,973
利用者1人当たりコスト(円)	3,937	4,247	3,768	5,438	9,552
受益者負担率(%)	-	-	-	-	-

1. 事業のコスト：県民交流センターに係る歳出額のうち「民生費－生活福祉費及び青少年女性対策費」
2. 物にかかるコスト、減価償却費：かごしま県民交流センター（No.62）において計上している。

#### かごしま県民交流センター内の施設と主務課

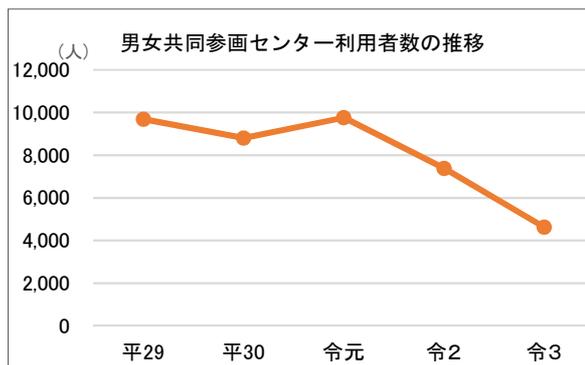
施設	主務課
県民ホール他共用施設	総務部男女共同参画局 青少年男女共同参画課
共生・協働センター	総務部男女共同参画局 暮らし共生協働課
男女共同参画センター（2階）	総務部男女共同参画局 青少年男女共同参画課
かごしま県民大学中央センター	教育庁 社会教育課
国際交流プラザ	観光・文化スポーツ部 国際交流課
介護実習・普及センター	暮らし保健福祉部 高齢者生き生き推進課

#### 4. 事務の状況等

コロナ禍の影響により、令和2年度及び3年度は各種講座等が中止となったため、利用者数は激減している。一方、コロナ禍においても録画配信形式の講座開催やリモートワークショップ等、発信機能の維持に向けて工夫がみられる。

なお、「主要施策の成果に関する調書」では、男女共同参画センターの認知度に関するアンケートにおいて、目標である「令和4年度までに50%」<sup>40</sup>に対し、「33.9%」であったと報告されている。

情報紙「県男女共同参画センターだより」（令和3年度、9,000部発行）の送付先の工夫や、SNSを利用し、活動内容や相談窓口の周知に努めていただきたい。



<sup>40</sup> 鹿児島県第三次男女共同参画基本計画(平成30年度～令和4年度)

## 65 国際交流プラザ（かごしま県民交流センター内）

### 1. 施設の概要

施設のホームページ	http://www.kagoshima-pac.jp/international/
所管課	観光・文化スポーツ部 国際交流課
管理方法	直営
所在地	鹿児島市山下町 14-50
設置年度	平成 15 年度（2003）
設置根拠	かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例（平成 14 年条例第 69 号）
設置目的	県民、国際交流団体、在住外国人相互の交流や情報提供の拠点
当初想定利用者数	—
当初建設費	かごしま県民交流センター（No. 62）を参照。
利用料金	無料

### 2. 事業の概要

<p>県民の国際交流及び国際協力に関する活動を支援するための中核的施設として、次の事業を行っている。</p> <p>① 県民と外国人との交流、国際交流団体相互の交流（交流促進機能）</p> <p>② 各種生活情報、海外情報等の提供（情報提供・発信機能）</p> <p>③ 県民の海外との交流に関する相談、留学相談等（相談機能）</p> <p>④ 外国語・文化講座等の実施（研修機能）</p>
---

### 3. フルコスト情報

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
開館日数(日)	308	308	309	307	310
利用者数(人)	14,732	15,821	16,395	9,959	8,307
使用料収入等(千円)	—	—	—	—	—
フルコスト(千円)	24,552	24,556	24,536	24,487	24,456
事業のコスト	18,561	18,558	18,558	18,557	18,557
人にかかるコスト	5,991	5,998	5,978	5,930	5,899
物にかかるコスト	—	—	—	—	—
減価償却費	—	—	—	—	—
県民1人当たりコスト(円)	15	15	15	15	15
開館1日当たりコスト(円)	79,714	79,727	79,404	79,762	78,890
利用者1人当たりコスト(円)	1,666	1,552	1,496	2,458	2,944
受益者負担率(%)	—	—	—	—	—

1. 利用者数：サロン・事務局・会議室・研修室等を利用した人数

2. 物にかかるコスト、減価償却費：かごしま県民交流センター（No.62）において計上している。

#### かごしま県民交流センター内の施設と主務課

施設	主務課
県民ホール他共用施設	総務部男女共同参画局 青少年男女共同参画課
共生・協働センター	総務部男女共同参画局 暮らし共生協働課
男女共同参画センター	総務部男女共同参画局 青少年男女共同参画課
かごしま県民大学中央センター	教育庁 社会教育課
国際交流プラザ（1階）	観光・文化スポーツ部 国際交流課
介護実習・普及センター	暮らし保健福祉部 高齢者生き生き推進課

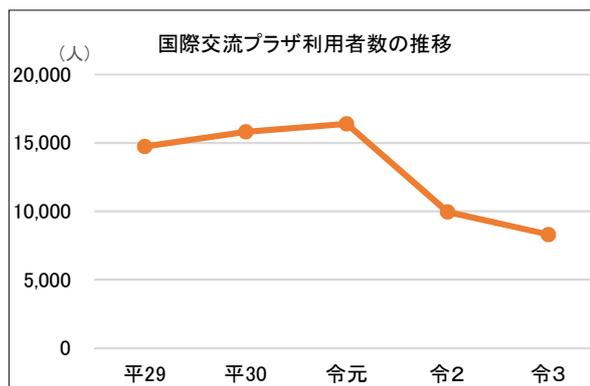
#### 4. 事務の状況等

##### (1) 利用の状況

コロナ禍の影響により、令和2年度及び3年度の利用者は激減している。3年度は国際交流サロンの開放中止や対面相談業務の中止により、特に8～9月の利用者が大きく落ち込んだ。開館日平均利用者数は26.8人と、元年度の約56%であった。

相談件数年間33件、会議室利用年間69回と全体を通して低調であり、設置目的である「在住外国人相互の交流や情報提供の拠点」たる活動が十分にできなかった年度であった。

一方で、利用低迷の詳細な分析やコロナ後の利用者増加策については、国際交流プラザ運営業務受託事業者が県に提出する事業報告書、同契約検査調書、主要な施策の実施による成果調書、定期監査調書のいずれにおいても論じられていない。



##### (2) 運營業務委託について

運營業務は公益財団法人鹿児島県国際交流協会に随意契約の方法により委託している。この団体は、県が500,000千円を出捐する県の外郭団体であり(出資比率48.9%)、会長に知事、総務企画課長に主務課職員が就いている(令和4年6月現在)。かごしま県民交流センター開設前の平成2年度より業務が委託されており、現在に至る。

なお、最近5年間の委託料の推移は、下記のとおりである。委託料の予算の積算根拠は、主として人件費4名分(うち2名は県OB)となっている。

国際交流協会への委託料推移(金額:千円)

年度	平29	平30	令元	令2	令3
委託料	18,561	18,558	18,558	18,557	18,557

## 66 介護実習・普及センター（かごしま県民交流センター内）

### 1. 施設の概要

施設のホームページ	http://www.kagoshima-pac.jp/practical/
所管課	くらし保健福祉部 高齢者生き生き推進課
管理方法	直営
所在地	鹿児島市山下町 14-50
設置年度	平成 15 年度（2003）
設置根拠	かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例（平成 14 年条例第 69 号）
設置目的	高齢者介護の実習等を通じて県民への介護の知識、介護技術の普及を図るとともに、福祉用具やバリアフリー住宅の展示・相談を行い、福祉用具等の普及を図る。
当初想定利用者数	—
当初建設費	かごしま県民交流センター（No. 62）を参照。
利用料金	無料

### 2. 事業の概要

<p>県民の介護に関する知識及び技術の習得を支援するための中核的施設として、次の事業を行っている。</p> <p>① 一般県民を対象とした基礎的な介護講座や研修、介護職員を対象とした専門的な介護講座や研修</p> <p>② 福祉用具専門相談員を目指す人のための福祉用具専門相談員養成研修</p> <p>③ 認知症介護の理念、知識及び技術の取得を目指す人のための認知症介護実践者等研修</p> <p>④ グループや団体で来所し、車いす体験や高齢者疑似体験、福祉用具の見学や体験をされたい人のための福祉体験教室</p> <p>⑤ 介護に関する書籍やビデオなどの閲覧及び貸し出し</p> <p>⑥ 福祉用具（介護ロボット）・モデルハウスの展示・相談</p>
---

### 3. フルコスト情報

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開館日数(日)	308	308	309	307	308
利用者数(人)	14,180	16,228	14,583	4,980	3,782
使用料収入等(千円)	—	—	—	—	—
フルコスト(千円)	18,539	18,539	18,818	18,815	18,026
事業のコスト	17,940	17,940	18,221	18,222	17,437
人にかかるコスト	599	599	597	593	589
物にかかるコスト	—	—	—	—	—
減価償却費	—	—	—	—	—
県民1人当たりコスト(円)	11	11	11	11	11
開館1日当たりコスト(円)	60,191	60,191	60,899	61,286	58,525
利用者1人当たりコスト(円)	1,307	1,142	1,290	3,778	4,766
受益者負担率(%)	—	—	—	—	—

- 開館日数：令和2年度、3年度はコロナ禍により一般県民の来所相談が原則中止となった期間があり、この期間は電話対応のみが行われている（本文参照）。
- 物にかかるコスト、減価償却費：かごしま県民交流センター（No.62）において計上している。

#### かごしま県民交流センター内の施設と主務課

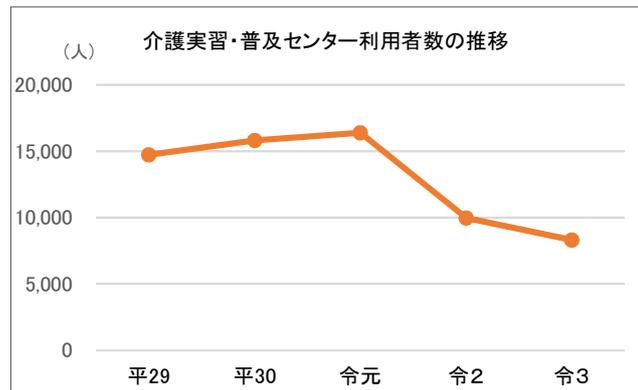
施設	主務課
県民ホール他共用施設	総務部男女共同参画局 青少年男女共同参画課
共生・協働センター	総務部男女共同参画局 くらし共生協働課
男女共同参画センター	総務部男女共同参画局 青少年男女共同参画課
かごしま県民大学中央センター	教育庁 社会教育課
国際交流プラザ	観光・文化スポーツ部 国際交流課
介護実習・普及センター（2階）	くらし保健福祉部 高齢者生き生き推進課

#### 4. 事務の状況等

コロナ禍の影響により、令和2年度及び3年度の利用者は激減している。また、感染症の拡大防止により、2年度は17日間、3年度は41日間、一般県民の受付は原則中止し、電話等のみの対応となったことも利用者減に影響した。

主な実施事業は、上記2.に記載のとおりであるが、このうち、介護ロボット相談窓口(令和3年6月～)は、厚生労働省「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム事業」であり、介護実習・普及センターを相談窓口として

鹿児島県社会福祉協議会(以下「県社協」)が受託している。県の直轄事業ではないものの、実際に触れて体験できる15種類の介護ロボットを展示しており、既存の介護実習・普及センター実施事業との相関は強く、当センターの周知や利用者増加にも貢献し得ることから、当センターで受託する意義はあるものとする。



##### (1) 運営業務委託について

主務課は高齢者生き生き推進課であるが、運営は県社協に随意契約で委託している。委託費の推移は下表のとおりであり、令和3年度はコロナ禍の影響により対面サービスが提供できないことにより委託料を減額した。なお、前述のとおり、県社協はこの委託料以外にロボット相談窓口事業受託料を受託している(令和3年度受託料10,971千円)。

介護実習・普及センター運営事業委託金の推移(金額:千円)

年度	平29	平30	令元	令2	令3
委託料	17,940	17,940	18,221	18,222	17,437

##### (意見38) 受講料収入の帰属の明記について

当センターの運営事業委託業務には、各種講座の開催が含まれる。講座には有料講座が含まれるが、当該受講料収入が県と県社協のいずれに帰属するか、契約書及び仕様書には明記されていない。

受講料収入(令和3年度617千円)は、現状、県社協の収入として扱われている。県社協が県に提出する委託業務収支計算書に受講料収入も収入として計上されており、双方の認識に齟齬はないものとするが、権利義務関係を明確にするためにも、契約書等で収入の帰属を明記しておくことが望ましい。

## 67 共生・協働センター（かごしま県民交流センター内）

### 1. 施設の概要

施設のホームページ	<a href="https://www3.kagoshima-pac.jp/">https://www3.kagoshima-pac.jp/</a>
所管課	総務部男女共同参画局 暮らし共生協働課
管理方法	直営
所在地	鹿児島市山下町 14-50
設置年度	平成 15 年度（2003）
設置根拠	かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例（平成 14 年条例第 69 号）
設置目的	県民の共生・協働の地域社会づくりに関する活動を支援するための中核的施設
当初想定利用者数	2,000 人（1 日当たり） ※かごしま県民交流センター全体
当初建設費	かごしま県民交流センター（No. 62）を参照。
利用料金	無料

### 2. 事業の概要

<p>県民の強制・共同の地域社会づくりに関する活動を支援するための中核的施設として、次の事業を行っている。</p> <p>① 地域コミュニティ・ボランティア・NPO 等の活動支援</p> <p>② 特定非営利活動法人の設立等について、認証申請の審査・認証や相談に応じる など</p>
---

### 3. フルコスト情報

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開館日数(日)	308	308	309	307	308
利用者数(人)	19,411	25,309	23,951	12,349	9,249
使用料収入等(千円)	-	-	-	-	-
フルコスト(千円)	41,943	54,150	50,519	56,090	55,862
事業のコスト	-	12,159	11,657	11,614	11,614
人にかかるコスト	41,943	41,991	38,862	44,476	44,248
物にかかるコスト	-	-	-	-	-
減価償却費	-	-	-	-	-
県民1人当たりコスト(円)	25	33	31	35	35
開館1日当たりコスト(円)	136,178	175,811	163,491	182,703	181,370
利用者1人当たりコスト(円)	2,160	2,139	2,109	4,542	6,039
受益者負担率(%)	-	-	-	-	-

1. 事業にかかるコスト：平成 30 年度より共生・協働センターの業務の一部を委託
2. 物にかかるコスト、減価償却費：かごしま県民交流センター（No.62）において計上している。

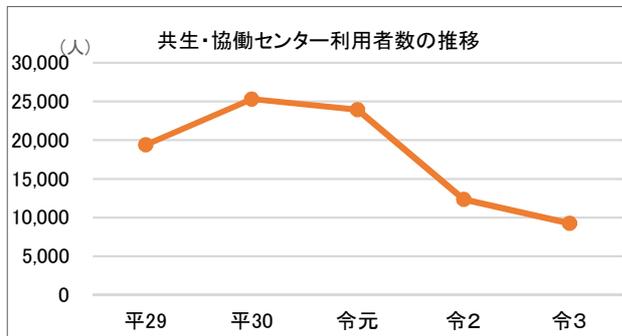
#### かごしま県民交流センター内の施設と主務課

施設	主務課
県民ホール他共用施設	総務部男女共同参画局 青少年男女共同参画課
共生・協働センター（1階）	総務部男女共同参画局 暮らし共生協働課
男女共同参画センター	総務部男女共同参画局 青少年男女共同参画課
かごしま県民大学中央センター	教育庁 社会教育課
国際交流プラザ	観光・文化スポーツ部 国際交流課
介護実習・普及センター	暮らし保健福祉部 高齢者生き生き推進課

当センターは平成 28 年度にリニューアルしており、利用団体は NPO 法人が最も多く、令和 2 年度は 2,423 団体、3 年度は 2,081 団体と全体の約 6 割を占めている。<sup>41</sup>

<sup>41</sup> 県内の NPO 法人の数は、860 団体(令和 4 年 11 月現在)である。

利用者数の推移をみると、コロナ禍の影響により、令和2年度及び3年度の利用者数は激減している。一方で、来所に限らず、ホームページやフェイスブック、インスタグラム等、SNSを活用した情報発信の工夫も見られる。



区分	令和2年度	令和3年度
	自治会	28
ボランティア	265	292
NPO 法人	2,423	2,081
その他	1,325	1,207
計	4,041	3,605
利用人数 (人)	12,349	9,249

#### 4. 事務の状況等（特に、業務の委託について）

県では、平成30年度から当センターの業務のうち、相談対応、情報発信等、民間団体の特性を生かせる業務について、民間団体に業務委託している。令和3年度は一者随意契約（コンペ方式）により、特定非営利活動法人くすの木自然館（以下「くすの木自然館」）と一般社団法人鹿児島天文館総合研究所 Ten-Lab（以下「Ten-Lab」）の共同事業体に委託しており、年間委託料は11,614千円である。なお、再委託は行われていない。

当団体は、ココラボドットコム（以下「ココラボ」）のホームページ運用や（下記）、ブログ、フェイスブック、インスタグラムにより、複合的に情報発信を行っており、このような機動的な取組は地域の民間団体への委託による効果とされる。

出所：ココラボドットコム HP

出所：ココラボドットコム Facebook

### (1) 共同事業体との契約における暴排措置の照会漏れについて〔指摘6〕

県では、「鹿児島県が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」（県、県立病院、県警の三者合意）に基づき、業務委託契約時に、受託団体役員等が暴力団排除措置対象者か否かを県警に照会している。また、照会に当たり、受託業者から誓約書（暴力団排除関係者でない誓約書及び県警照会承諾書）及び役員等名簿を提出させている。

本件受託事業者である共同事業体の構成団体のうち、Ten-Labに係る暴排措置照会及び誓約書等を入手していなかった。入手するようにしていただきたい。

### (2) 共同事業体との契約における契約名義について（意見 39）

受託事業者である共同事業体「鹿児島県共生・協働センター委託協働事業団体」は、代表団体がくすの木自然館、構成団体を Ten-Lab としている。

本件業務委託契約書の名義は「甲：かごしま県民交流センター 乙：特定非営利活動法人くすの木自然館」であった。代表団体は、契約に関する一切の権限を構成団体間より委任されてはいるものの、このような表記は以下の不都合が生じることから、今後、共同事業体との契約の際には「乙：鹿児島県共生・協働センター委託協働事業団体 代表団体 特定非営利活動法人くすの木自然館」の様に、少なくとも共同事業体及び代表団体の名称を明らかにすべきである。

県では、工事契約に関しては「工事事務の手引き」<sup>42</sup>において共同企業体との契約上の留意事項を作成しているが、近年サービス業においても共同事業体と契約する事例が増えていることから、工事契約以外についても共同事業体と契約する際の留意事項を周知されたい。

（本件契約名義によるデメリット）

- ① 共同事業体名や構成団体名が一切表記されないことから、表面的に一者受託契約の様に誤解されるおそれがある。
- ② 構成団体 Ten-Lab の暴排措置照会及び誓約書等を入手していなかった。契約の解除については下記のとおりとされているが、現行の契約名義「乙：特定非営利活動法人くすの木自然館」は共同企業体ではないため、当条項が構成団体 Ten-Lab に及ばないおそれがある。

契約書第 12 条（契約の解除）第 1 項

（4）乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき、  
ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（略）であると認められるとき  
イ ～以下略（暴排措置誓約書と同様の文言）

- ③ 構成団体 Ten-Lab の「課税事業者届出書」を入手していなかった。構成団体からの書類徴求もれについては、契約書に共同事業体又は構成団体名を明記することで徴収漏れを防ぐ効果があるものと考えられる。

<sup>42</sup> 「工事事務の手引き」本編 13-7(c) 共同企業体との契約

・請負者の欄には、共同企業体の名称及び共同企業体の代表者並びに共同企業体の構成員の住所、商号又は名称及び代表者氏名を記入する

### (3) モニタリングについて

業務委託契約に係る県のモニタリングの一環として、受託者に次の資料の提出を求めている。

#### 受託者が県に提出する書類

- 月次事業実施報告書  
事業内容総括、シフト表、相談業務実施内容、日報、会議録
- 事業完了報告書（年度末）  
事業総括（事業目的・事業内容・実施効果と課題・その他）、収支決算書、実績数値一覧表
- 年次事業評価票（年度末セルフチェック）  
協働の原則や事業成果に関する 11 項目に対して 5 段階評価  
※同様の項目に対して、県も受託者を評価し、双方で評価内容を共有

報告資料は詳細にわたるが、特に「相談業務実施状況」には相談団体の状況や課題が詳細に記録されており、これらの資料は、NPO 法人等が直面している課題の把握や、共生・協働センターの業務改善、ひいては県の施策への反映に役立つものと考えられる。

加えて、受託者が主催する担当者研修会や会議等に県職員も参加しており、県・くすの木自然館・Ten-Lab 間の情報共有や意見交換がなされている。さらに、年度末の「事業評価票」を県と受託者双方で行うことにより、事業の振り返りと課題の共有が行われている。

本件は、単なる事務作業外注ではなく、民間の知見と機動力を活用する委託業務としてのモデルケースの一つになり得ると思われる。

令和 3 年度の共生・協働センター利用者数は減少しているが、SDGs に関する県民の意識向上や SNS の活用、オンライン講座の周知等により当センターの存在意義は増すものと期待する。

## 69～72 高等技術専門校

### 1. 施設及び事業の概要

高等技術専門校は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条の規定に基づき、鹿児島県立職業能力開発校条例（昭和44年条例第30号）により設置された施設で、新規学卒者（高等学校卒業者等又は義務教育修了者等）及び新たに就職しようとする人に対し、就職に必要な知識や技能を修得させるための職業訓練を行い、就職支援を行っている。所管は商工労働水産部雇用労政課、管理の方法は直営である。

現在、県内には「吹上」、「宮之城」、「始良」、「鹿屋」の4つの高等技術専門校が設置されており（下記）、このほかに、国が設置し、委託を受けて県が運営している南九州では唯一の障害者を対象とした職業訓練施設として「国立・県営鹿児島障害者職業能力開発校」（所在地：薩摩川内市入来町浦之名1432）がある。

項目	吹上高等技術専門校	宮之城高等技術専門校	始良高等技術専門校	鹿屋高等技術専門校
所在地	日置市吹上町中之里 1717	薩摩郡さつま町船木 881	始良市西餅田 1120	鹿屋市川西町 3482
設置年度	昭和60年度(1985)	平成5年度(1993)	平成2年度(1990)	昭和53年度(1978)
建設費（建物は施設の主要をなすもののみを記載）	校用地：349,620千円 本館：164,844 講堂：— 実習場：378,856 寄宿舎：182,178 建物：725,878千円	校用地：326,977千円 管理棟：267,058 講堂：147,647 実習場：396,784 寄宿舎：261,822 建物：1,073,311千円	校用地：231,990千円 管理棟：454,994 講堂：166,778 実習場：236,843 寄宿舎：225,576 建物：1,084,191千円	校用地：150,837千円 管理棟：109,976 講堂：— 実習場：294,123 寄宿舎：117,034 建物：521,133千円
施設内訓練（定員、訓練期間）	自動車工学科 (20人、2年) 機械整備科(10人、1年) 金属加工科(20人、2年)	建築工学科(20人、2年) 室内造形科(20人、2年)	情報処理科(20人、2年) メカトロニクス科 (20人、2年)	電気設備科(20人、2年)
利用料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入校検定料:2,200円</li> <li>・入校料:5,650円</li> <li>・授業料(年額):118,800円 ※授業料等については、減免制度がある。</li> <li>・教材費(教科書、実習服等):実費</li> <li>・寄宿舎(月額):寮費3,000円～4,000円、食費21,000円～27,000円程度</li> </ul>			

⑩ 吹上高等技術専門校の金属加工科、宮之城高等技術専門校の室内造形科は義務教育修了者等が対象者であり、この2科以外は高等学校卒業生等が対象者である。

学べる訓練課程（施設内訓練）は各校同じではないので、利用者は希望する訓練科のある専門校へ入校して学ぶことになる。このほか、施設外訓練として、公共職業安定所に求職申込をした離職者等を対象に民間の教育訓練機関に委託して行っている職業訓練があり（委託訓練）、こちらは訓練期間3か月を標準とする短期課程から訓練期間2年の長期高度人材育成コースがある。

フルコスト情報の「委託料」はこの施設外訓練に係る業務委託先への支払額が主たるものであり、各校とも経費の大きな割合を占めている。契約の方法は、いずれも企画提案方式による一者随意契約であり、この委託料の財源は国庫となっている。

### 各校の主な委託訓練

区分	吹上高等技術専門校	宮之城高等技術専門校	始良高等技術専門校	鹿屋高等技術専門校
離転職者等職業訓練委託	介護福祉士養成科 ファッションビジネス科 スポーツビジネス科 パソコン・基礎科 など	保育士養成科 介護・福祉科(実務者研修) 医療事務科 パソコン・基礎科 など	栄養士養成科 歯科技工士養成科 パソコン・簿記初級科 ITビジネス科 など	介護職員養成科 ITビジネス科 調理加工科 農業人材育成科 など
デュアルシステム型委託訓練	—	—	ITスキルアップ科 IT広告デザイン科	調理加工科(職場実習付)

## 2. フルコスト情報（令和2年度）

項目	吹上校	宮之城校	始良校	鹿屋校
開校日数(日)	243	243	243	243
利用者数(人)	443	260	821	279
利用料金収入(千円)	3,100	3,806	5,597	2,117
フルコスト(千円)	288,810	228,456	370,995	169,425
報酬(会計年度任用職員)	24,888	20,634	23,220	16,713
報償費	14,409	5,304	14,699	7,298
需用費	14,424	13,174	13,150	14,498
<b>委託料</b>	<b>123,619</b>	<b>54,236</b>	<b>191,425</b>	<b>56,408</b>
備品購入費	2,313	20,654	11,688	-
その他	13,131	10,784	12,904	6,705
職員人件費	80,057	80,057	80,057	56,337
減価償却費	15,969	23,613	23,852	11,465
県民1人当たりコスト(円)	181	143	233	106
開校1日当たりコスト(円)	1,188,518	940,148	1,526,728	697,222
利用者1人当たりコスト(円)	651,941	878,676	451,881	607,258
受益者負担率(%)	1.0	1.6	1.5	1.2

1. 利用者数には、委託訓練の受験者数を含む。年度別推移等は、次のとおりである（人）。

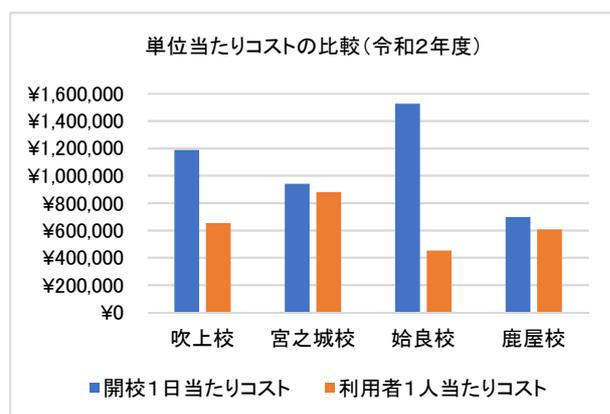
年度	平 29	平 30	令元	令2	令3	当初想定利用者数
吹上校	615	532	513	443	430	140
宮之城校	312	296	230	260	348	100
始良校	759	668	738	821	780	80
鹿屋校	408	333	294	279	366	110

2. 利用料金収入：歳入の「08 使用料及び手数料」の収入済額を記載

3. フルコスト：「報酬」～「その他」は歳出の「05 労働費」の支出済額より。「その他」には職員の期末手当も含まれている。

4. 職員人件費：各校の校長、総務課長等及び雇用労政課職員の人件費。鹿屋校を除く3校の職員数は同じ。

5. 減価償却費：耐用年数「47年」（償却率：0.022）で計算している。



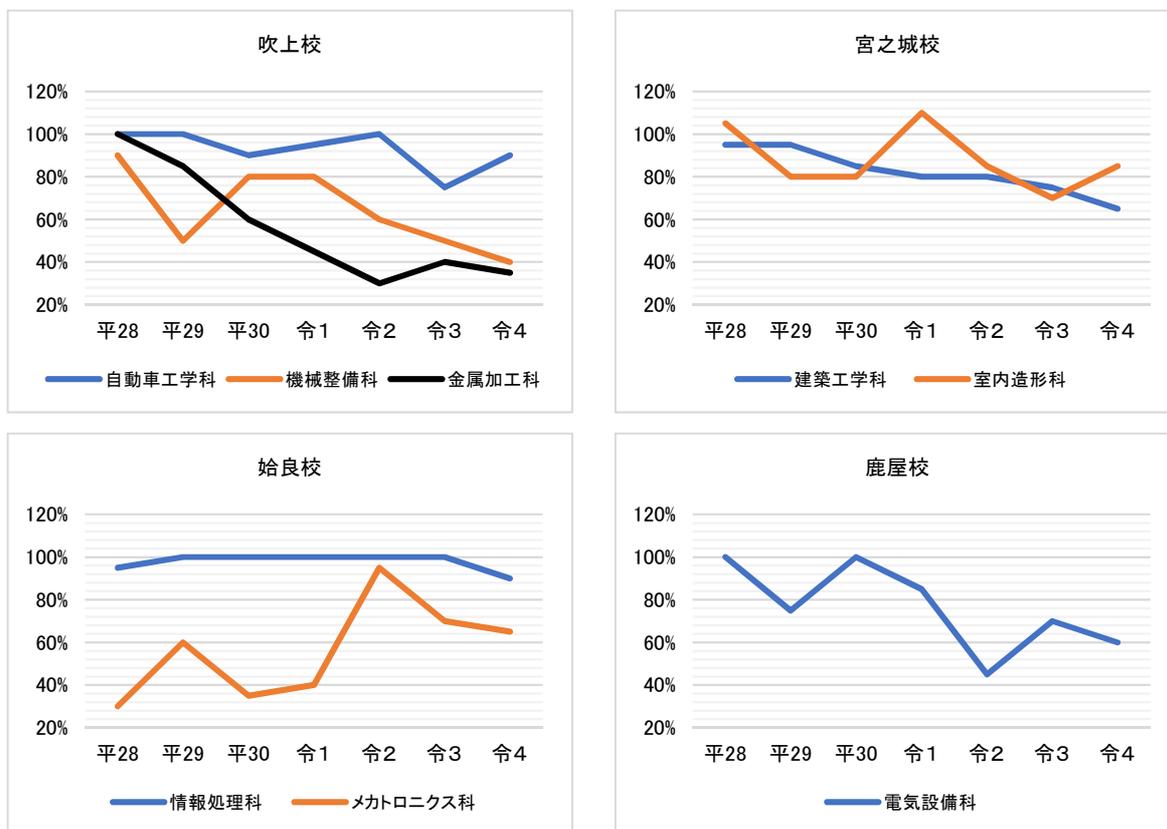
平成29年度～令和3年度の開校日数は4校とも各年240日台で推移している。令和2年度はコロナ禍の影響があったが、開校日数は前3年間と変わらない。利用者（訓練生）数は、各年、始良校が最も多いが、これは施設外委託による訓練料が他の3校よりも多く設けられており、定員が多いためである（638人、令和4年9月末現在）。このため、委託料も多くなっており、同校の開校1日当たりにかかるコストは4校で最も大きいですが、利用者1人当たりで見れば最も少ないコストで

の運営となっている。このほか、宮之城校の備品購入費が膨らんでいるのは、数値制御ルーター更新（11,935千円）、テーブル移動式丸のこ盤スライス購入（5,390千円）、訓練用サーバー機器一式購入（2,827千円）等があったことによる。

### 3. 入校率（定員充足率）等の状況

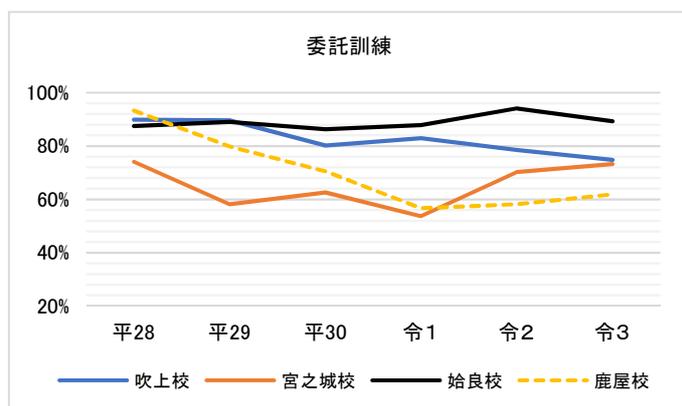
#### (1) 施設内訓練、委託訓練の入校率推移

各校の施設内訓練の訓練科別入校率（平成 28 年度～令和 4 年度）と委託訓練の入校率（平成 28 年度～令和 3 年度）の推移を示すと、次のとおりである。



1. 雇用労政課提出資料より作成

2. 入校率 = (入校者数 ÷ 定員) × 100



施設内訓練については、各校とも少子化や雇用環境の変化に伴い、入校生確保が容易ではない状況が見て取れる。入校率の増減状況は年度によって、また、訓練科によって一様ではないが、令和 2 年度は吹上校の金属加工科（義務教育修了者等が対象）と鹿屋校において入校率の落ち込みが目につく。これについては、新型コロナウイルス感染症防止から学校関係を始め各関係機関の訪問ができず、募集活動があまり

できなかったことが背景にあるようである。ただ、始良校の情報処理科のようにコロナ禍に関係なく高い入校率を維持している訓練科もあるが、ここではプログラミングの基礎から幅広く学べ、訓練期間終了後は需要の多い IT 関連の業種に就職がしやすいことなどが人気の理由となっているようである。

## (2) 寄宿舎の入寮率（定員充足率）等

各校には寄宿舎（寮）が併設されているので、現状の入寮率等について比較を行った（下記）。

### 入寮率等の状況（令和2年度、3年度）

施設(寄宿舎名)	寄宿舎建設費 (延床面積)	定員(A) (室数)	寮生数(B)	入寮率 (B)/(A)	施設内訓練の 各科定員合計
吹上校(誠和寮)	182,178 千円 (1,040.48 m <sup>2</sup> )	100 人 (25 室)	19 人(19 室) 16 人(16 室)	19.0% 16.0%	90 人
宮之城校(むつみ寮)	261,822 千円 (1,093.75 m <sup>2</sup> )	68 人 (21 室)	33 人(19 室) 35 人(18 室)	48.5% 51.4%	80 人
始良校(建昌寮)	225,576 千円 (941.39 m <sup>2</sup> )	46 人 (23 室)	26 人(17 室) 29 人(19 室)	56.5% 63.0%	80 人
鹿屋校(青雲寮)	117,034 千円 (1,073.85 m <sup>2</sup> )	46 人 (23 室)	5 人(5 室) 7 人(7 室)	10.8% 15.2%	40 人

1. 定員（室数）、寮生数：「令和3年度定期監査調査書」より
2. 寮生数、入寮率：上段は令和2年度、下段は令和3年度。寮生数の（ ）内は使用している室数。
3. 施設内訓練の各科定員合計：各科定員×訓練期間の合計

### (意見 40) 入寮率が低い寄宿舎の存続の是非について

表からわかるように、いずれの寄宿舎も定員を大幅に下回る寮生しかおらず、特に誠和寮（吹上校）と青雲寮（鹿屋校）は他の2寮より建物が古いこともあってか、極めて低い入寮率となっている。このため、両寄宿舎では1人1室が割り当てられているが、それでも青雲寮の場合、用意されている部屋の7割以上がデッドスペース化しており、維持管理上、効率が非常に悪いと言わざるを得ない。

また、両寄宿舎とも収容能力（定員）が現行の施設内訓練の各科定員合計を上回っており、施設過剰とも言うべき状態となっている。入寮率は施設内訓練の入校率とリンクしているが、入校率の推移を見る限り、今後、入寮率が大きく改善することはあまり期待できそうになく、この状況が続けば、余分なコストがかかるだけである。

総合管理計画では、基本的な方針の一つに「保有総量の縮小」を掲げているが、この中で『それぞれの施設について、県として将来にわたる利活用の必要性を検討した上で、必要がないと判断される施設等については、廃止や除却等を行うことにより、保有総量の縮小を図る。』とし、『耐用年数における残存年数が10年未満の建築物（木造を除く）については、施設の利用状況や老朽化等の状況を踏まえて、施設の必要性や有効性を十分に検討する。』としている（20ページ）。

本件もこの方針に沿って今後における寄宿舎の必要性と有効性を十分に検討していただきたい。特に青雲寮については築後43年余りが経過しており、現状の利用状況等を踏まえると、廃止又は除却等の是非を含めた議論も必要と考える。

なお、主務課では、総合管理計画の「個別計画」の中で、寄宿舎の適正管理に関する実施方針として「(5)長寿命化の実施方針」を掲げており、『今後も訓練実習室施設として利活用していくことが見込まれることから、定期点検等の結果に基づき、予防保全型の維持管理に努めることで施設の長寿命化を図るとともに、計画的な改修等に努める。』としている。

## 99 文化センター、図書館、博物館、歴史・美術センター黎明館

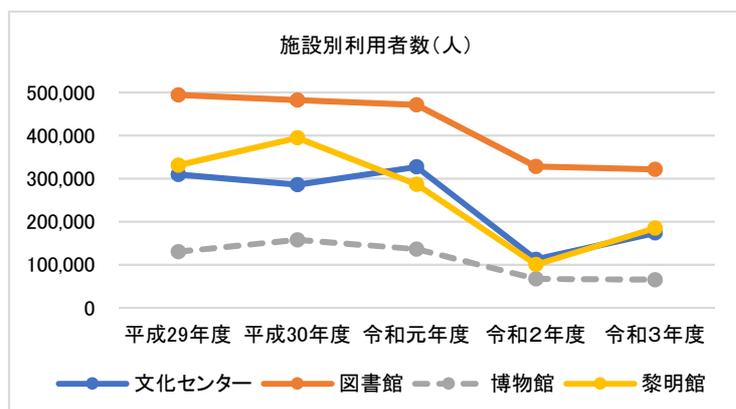
本報告書の締めとして、県の代表的な公の施設である文化センター（No.3）、図書館（No.39）、博物館（No.44）、歴史・美術センター黎明館（No.59）の概要とフルコスト情報を記載する。いずれも鹿児島市の中心部に立地し、年間を通じて利用者の多い、公益性、必需性とも高い施設である。

### 1. 施設の概要

項目	文化センター(宝山ホール)	図書館	博物館	歴史・美術センター黎明館
所管課	観光・文化スポーツ部 文化振興課	教育委員会(教育庁) 社会教育課	教育委員会(教育庁) 文化財課	観光・文化スポーツ部 文化振興課
管理方法	指定管理者(公募)	直営	直営	直営
所在地	鹿児島市山下町5-3	鹿児島市城山町7-2	鹿児島市城山町1-1	鹿児島市城山町7-2
設置年度	昭和41年度(1966)	昭和54年度(1979)	昭和55年度(1980)⑩	昭和58年度(1983)
当初 建設 費	土地	1,141,153千円	・本館: 3,369千円 ・考古資料館: 914千円	3,664,425千円
	建物	・庁舎: 1,136,732千円	・本館: 1,719,278千円 ・車庫: 121,311千円	・本館: 22,736千円 ・収蔵庫: 245,438千円 ・考古資料館: 1,875千円
休館日 (原則)	・毎週月曜日  ・12月31日～1月2日	・毎週月曜日 ・毎月25日 ・12月29日～1月3日 ・特別整理期間	・毎週月曜日 ・毎月25日 ・12月31日～1月2日 ・偶数月の第2火曜日、9月上旬の2日間	・毎週月曜日 ・毎月25日 ・12月31日～1月2日
利用料金	利用料金制度を採用。 利用時間帯、入場料を徴収する場合・しない場合、利用日(平日、土・日・祝日)等により細かく設定されている。舞台準備又は練習のためホールを利用する場合、利用時間を延長又は前倒し利用する場合に割引あり。このほか、附属設備等(ピアノ、映写機など)の利用、会議室のWi-Fi設備の利用等についても別途料金が定められている。	無料(図書館法第17条)ただし、研修室を使用する場合は冷暖房設備を使用する・しない場合、利用時間帯別に料金が設定されている。	無料(博物館法第23条)ただし、プラネタリウムは有料。 ・未就学児: 無料 ・小・中学生: 120円 ・高校生・一般: 220円  ○障害者手帳提示による無料、団体(30人以上)割引などあり。	・一般: 400円 ・高・大学生: 250円 ・小・中学生: 150円(年間パスポート) ・一般: 800円 ・高・大学生: 500円 ・小・中学生: 300円  ○障害者手帳提示による無料、団体(20人以上)割引などあり。

⑩ 博物館(本館)は、建物自体の建造は昭和2年(1927年)と古く(当初は県立図書館として建造)、博物館としての供用は改装整備が行われた昭和56年(1981年)1月からである。また、別館(文化センター4階)に、プラネタリウム、恐竜化石展示室等が設置されている。なお、博物館法の一部が改正され、博物館の事業(第3条)に博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加するとともに、他の博物館等と連携すること、及び地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力向上に取り組むことを努力義務とすることなどが盛り込まれた(施行期日:令和5年4月1日)。

### ○利用者数の状況(平成29年度～令和3年度)



4施設とも休館日はおおむね同じであり、年間の開館日数は300日前後となっている。図書館は、県の社会教育施設の中で最も利用者が多い施設であり、最近5年間の利用者数平均は419,490人と県民の3.8人に1人が利用している。また、黎明館、文化センターは、文化施設で最も多く利用されており、利用者数平均は、それぞれ259,718人、242,089人である。

## 2. フルコスト情報

各施設のフルコスト（上段、千円）と利用者1人当たりコスト（下段、円）は、次のとおりである。

施設	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
文化センター(宝山ホール) [減価償却費:28,418 千円]		176,407	203,539	152,305	157,625	160,417
		569	711	465	1,396	919
図書館 [減価償却費:34,386 千円]		306,406	328,786	322,486	348,647	394,136
		619	682	684	1,061	1,225
博物館 [減価償却費:5,532 千円]		284,055	182,917	175,565	174,147	289,525
		2,172	1,155	1,285	2,582	4,401
歴史・美術センター黎明館 [減価償却費:140,399 千円]		586,519	692,265	630,850	537,099	512,455
		1,771	1,753	2,200	5,325	2,766

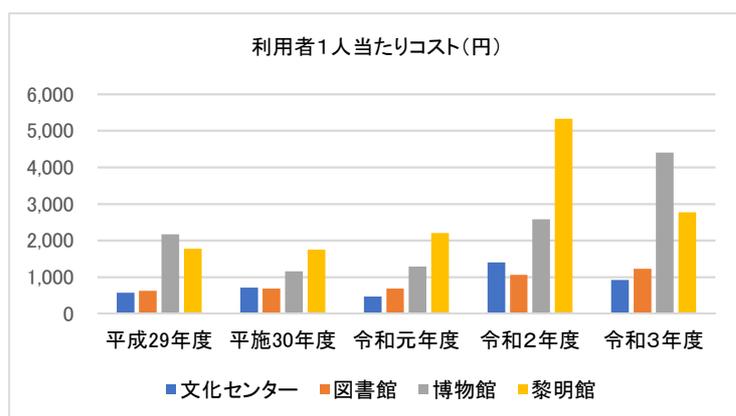
③ 減価償却費:文化センターは耐用年数「41年」(償却率:0.025)で、図書館、黎明館は本館、博物館は本館及び収蔵庫について耐用年数「50年」(償却率:0.020)で計算している。文化センターは設置からの経過年数が令和3年時点で「55年」と法定耐用年数を超過しており、また、博物館の本館も建造時(昭和2年)から数えれば耐用年数をはるかに超過しているが計算上はこれを無視して行っている。

フルコストが最も大きいのは黎明館であるが、これは本館の建設費が大きいため減価償却費が一番大きいこと、また、事業のコスト(委託料、報酬)、物にかかるコスト(光熱水費)とも他の施設より総じて大きいことによる。

次いでフルコストが大きいのは図書館であるが、この施設には多くの人員が割り当てられていることから(25~28人)、人にかかるコスト(県職員の人件費)が最も大きなものとなっている(157,357千円、5年間平均)。なお、ここ5年間のフルコストが膨らみ気味であるが、これは外壁の補修など修繕費が多くなっているのが主な原因であり、特に令和3年度は物にかかるコストが134,394千円と多額である。

博物館も人にかかるコストが最も大きなものであるが(127,555千円、5年間平均)、建物が古いこともあり、平成29年度、令和3年度は外壁等の補修工事費がそれぞれ116,844千円、128,647千円計上されている。

文化センターは指定管理料が主たるコストであり(114,270千円、5年間平均)、平成29年度、30年度は舞台機構改修工事等でそれぞれ25,514千円、55,298千円の支出があったため物にかかるコストが例年より多くなっている。



① 黎明館の令和2年度の単位当たりコストの大幅増は、コロナ禍対策のため臨時休館(4/18~5/6)があり、利用者数がコロナ禍前3年間平均の3割程度に落ち込んだことによる。

② 博物館の令和3年度の単位当たりコストの大幅増は、外壁等の補修工事費が多額であったことと、コロナ禍による利用者数の減(コロナ禍前3年間平均の46%減)が主な要因である。

いずれもフルコストで見れば大型施設であるが、利用者1人当たりコストで見れば、相対的に納税者の負担感の少ない施設である。

以上